

博士学位請求論文

指導教員 青山忠正先生

維新政府成立と全国平定過程の研究

佛敎大学大学院文学研究科日本史学専攻

水谷 憲二

目次

はじめに	1
第一部 伏見戦争の罪科と処分	5
序章	5
第一章 慶応四年一月段階の情勢―伏見戦争の罪科と討伐	7
第一節 徳川慶喜討伐令と大赦令―寛典の基本方針	7
第二節 伏見戦争の罪科発生と討伐令	8
第一項 慶応四年一月一〇日の処分―伏見戦争における有罪藩の分類	8
第二項 対藩討伐の発令	9
第三節 『復古記』収録の「徳川慶喜以下罪案」の分析	11
第四節 有罪藩による嘆願運動の開始	13
第一項 徳川慶喜（徳川宗家）の事例	13
第二項 入京禁止の解除	15
第三項 有罪藩に対する派兵命令―「勤王」による宥免獲得への突破口	19
第二章 慶応四年二月から四月段階―江戸進攻から開城までの情勢	22
第一節 徳川慶喜の事例	22
第一項 東征中止をめぐる折衝①―「謹慎」による謝罪の実効	22
第二項 東征中止をめぐる折衝②―慶喜の死罪減免及び家名存続の内定	25
第二節 入京禁止藩による宥免獲得の嘆願運動	29
第一項 戦争協力による「勤王」の実績―大垣・小浜藩の事例	29
第二項 藩主の入京許可獲得と上京達成までの推移―宮津・鳥羽・延岡藩の事例	30
第三項 鶴田藩の事例―藩主の上京を果たせずして宥免を得た特殊事例	31
第三節 官位剥奪藩による宥免獲得の嘆願運動	34
第一項 宥免獲得への突破口―高松藩の事例	34
第二項 姫路藩の事例―三月段階における官位剥奪	35
第三章 伏見戦争の最終処分（四月から一二月段階）	37
第一節 徳川慶喜の事例	37

第一項	江戸開城と軍艦の引き渡し一件にみる新政府方の妥協点	37
第二項	徳川宗家の再興	39
第二節	諸藩の事例(1)―官位剥奪藩・入京禁止藩	41
第一項	宥免獲得の条件	41
第二項	最終処分(1)―入京禁止藩	42
第三項	最終処分(2)―官位剥奪藩(高松・伊予松山・姫路藩の事例)	44
第四項	最終処分(3)―関東方面の官位剥奪藩(大多喜藩の事例)	50
第五項	最終処分(4)―備中松山・桑名藩(明治二年八月一五日の処分)	51
第六項	ペナルティ―献金による宥免獲得の端緒と政治的背景	55
第七項	まとめ	58
第三節	諸藩の事例(2)―旧幕府老中・若年寄在職者のうち江戸滞在者の事例	59
第一項	伏見戦争の罪科をめぐる顛末	60
第二項	比較検討	67
第二部	新政府による江戸以西平定過程	81
序章		81
第一章	大政奉還から慶応四年一月段階の諸侯上京命令	83
第一節	慶応三年―大政奉還と王政復古による上京命令	83
第二節	伏見戦後―徳川慶喜討伐令による上京命令	85
第三節	五箇条の御誓文に対する諸侯の署名	86
第二章	地方平定と諸道総督の発向―対藩処置に関する軍事の「委任」	88
第一節	諸道総督に対する「委任」の付与	88
第二節	入京禁止の解除をめぐる処置	89
―東海道鎮撫総督府・山陰道鎮撫総督府の事例	89	
第三節	対藩処置をめぐる中央・東征大総督府・諸道総督府の連携	89
―川越・磐城平藩の事例	89	

第四節	中央と討伐軍による政令二途の発生	91
第五節	対藩処置をめぐる原則の存在―東山道鎮撫総督府の事例	94
第三章	京都―江戸間の平定と対藩処置をめぐる特質	96
第一節	東海道筋―東海道鎮撫総督	96
第二節	中山道筋―東山道鎮撫総督	97
第一項	近江国の平定	97
第二項	美濃国の平定	99
第三項	信濃・上野国の平定	100
第四項	まとめ―対藩処置をめぐる原則	102
第三節	北陸地方―北陸道鎮撫総督	102
第一項	若狭・越前・加賀・越中国の平定	102
第二項	越後国の平定	106
第三項	まとめ―対藩処置をめぐる原則	108
第四節	対藩処置をめぐる齟齬の実態	108
第一項	郡上藩の事例	108
第二項	松本藩の事例	111
第四章	京都以西の平定と対藩処置をめぐる特質	113
第一節	畿内（及び紀伊国）	113
第二節	山陰地方	115
第一項	三丹（丹波・丹後・但馬）の平定	115
第二項	因幡・出雲国の平定	117
第三節	山陽地方	118
第一項	山陽地方東部の平定	118
第二項	山陽地方西部の平定	119
第四節	四国地方	120
第五節	九州地方	122
おわりに	・・・・・・・・・・・・・・・・	132
		頁

付録

表 1	官位剥奪藩・入京禁止藩の宥免をめぐる動静	付録 1 頁
表 2	諸藩に対する最終処分(時系列)	付録 11 頁
表 3	伏見戦争・王政復古における褒詞	付録 19 頁
表 4	新政府における徳川慶喜処分案の一覧	付録 21 頁
表 5	伏見戦時の旧幕府老中・若年寄在職者	付録 28 頁
表 6	旧幕府老中・若年寄在職者の宥免をめぐる動静	付録 29 頁
表 7	諸道総督の進行状況	付録 33 頁
表 8	上京及び五箇条御誓文の誓約をめぐる諸藩の動向	付録 34 頁
表 9	諸藩の進退をめぐる糾問と出頭命令	付録 42 頁
表 10	東海道筋諸藩の恭順状況―出頭命令と誓約書の提出	付録 45 頁
表 11	伏見戦時における中山道筋諸藩主の状況(旧幕府役職・所在)	付録 47 頁
表 12	東山道府より中山道筋の諸藩に対する処罰と宥免―関連書面(時系列)	付録 49 頁
表 13	信濃国の諸藩の「勤王」(戦争協力)の状況(対東山道府の動静)	付録 53 頁
表 14	上野国の諸藩の「勤王」(戦争協力)の状況(対東山道府の動静)	付録 56 頁
表 15	北陸道府に対する誓約書の提出状況	付録 58 頁
表 16	北陸道府より配布の布令・布告類に対する請書の提出状況	付録 59 頁
表 17	北陸道府より配布の達書に対する答書の提出状況	付録 60 頁
表 18	山陰諸藩の恭順状況―誓約書の提出(明治元年)	付録 61 頁
表 19	山陽諸藩の恭順と「勤王」(戦争協力)の状況	付録 62 頁
表 20	九州諸藩の恭順状況―誓約書の提出状況(対薩摩藩)	付録 65 頁

はじめに

体系的な戊辰戦争研究は、原口清の『戊辰戦争』（塙書房、一九六七年）から始まった。その性質をめぐる議論は、それ以降の昭和四〇年代から五〇年代において活発な議論が交わされた。それは、俗に「戊辰戦争論争」と呼ばれ、日本近代政治史研究の分野において多大な成果を残した^一。またその一環として東北戦争及び北越戦争ひいては奥羽列藩同盟（もしくは奥羽越列藩同盟）に関する研究も進展し、同論争のピークを過ぎてからも続々と論考が発表された^二。特に東北戦争や北越戦争における近隣諸藩の地域的連携をテーマにした一連の研究成果により、同盟の実態解明が飛躍的に前進した^三。

従来の戊辰戦争研究は、軍事力と経済力の消費地となった東日本方面が重視されていた。その中でも昭和期の原口清や下山三郎による体系的な戊辰戦争研究や明治維新史研究は、新政府方による西日本諸藩の処置（応急的）・処分（永久的）の問題にも言及した希少な成果といえる^四。またこの問題を主題にした個別藩の研究は、地方自治体史を始めとして多くの個別論文の成果も存在する。しかし中央並びに「官軍」（諸道総督や大藩）による西日本方面の諸藩に対する処置・処分を包括的な視点から個別的特質を見いだすまでには至っていない。戊辰戦争の中でも激戦になった東北戦争の処分は一纏めで扱われることが比較的多い。

東北戦争を正面から直視すれば、新政府による会津藩の討伐は伏見戦争（鳥羽伏見戦争）における同藩の罪科をめぐって展開されると共に、奥羽地方平定と同時進行する。しかし伏見戦争の罪科をもって討伐対象に指定された藩の多くは桑名藩ら西日本方面の諸藩である。そのため戊辰戦争の序盤にあたる西日本平定過程の分析は東北戦争の性質解明にも不可欠であり、新政府による日本全国平定過程における西日本諸藩の処置と同一線上に位置づけられる必要がある。しかし既存の研究においては西日本平定過程との比較により東北戦争が論じられた成果は皆無に等しい。

また王政復古宣言により誕生した新政府が第一になすべき課題は旧体制下における諸藩の服属である。これこそが従来の「幕府」に代わる中央政権たるべき全ての前提である。ついでには日本全国平定を目指す新政府が旧体制下の諸藩を新体制に取り込むことにより府藩県三治制が成立し、後の廃藩置県に至る。以上により希少な西日本平定過程の研究に着手する意義は大きい。

本論では、戊辰戦争の中でも初戦となった伏見戦争に最も高い価値をおく。伏見戦（慶応四年一月）から江戸開城（同年四月）までは、王政復古宣言により誕生した新政府と従

来の全国的政権担当者である徳川宗家による、新局面の政治的主導権をめぐる最終戦争と位置づけ、戊辰戦争の前半戦と考える。そして戦闘が激化する江戸開城から箱館戦争までは、新政府による反政府勢力（奥羽越列藩同盟など）の掃討戦と位置づけ、戊辰戦争の後半戦と考える。後半戦は政治的主導権をめぐる戦争という性格が薄まるため、本論では特に戊辰戦争の前半戦を重要視する。

戊辰戦争における西日本諸藩は、新政府の動力源（軍事力・経済力・政治力の供給地）として機能したことを前提とし、主に地理的・時間的な研究範囲を戊辰戦争前半期の江戸以西全域に設定する。については軍事的手段による全国平定を目指す新政府が旧体制の諸藩に対して処置・処分を施し、懐柔するまでの過程を明らかにする。そのアプローチの詳細は、各部の冒頭で明記する。

以下、本論中の文言については、次のように規定する。

(1) 「勤王」―天皇への忠節を意味する。究極的には、現体制の支持と従来の幕藩関係を否定する語句として「革新」的イデオロギーに位置付ける。それに対して「佐幕」は、現体制の否定にある。諸史料では、その実態の如何に関わらず、天皇を疎かにし、従来の幕藩関係を支持する「保守」的イデオロギーの意味合いが先行し、糾弾の象徴となっている。

(2) 新政府・中央―慶応三年（一八六七）一二月九日の王政復古以後に成立した政府を「新政府」とする。また、戊辰戦争において地方に派遣された諸道総督や地方にある出先機関などの区別を明確にさせなければならない場合、適宜に「中央」と表す。

(3) 藩―諸侯（大名）の領地もしくは支配組織。慶応四年閏四月二一日の政体書により「藩」が公称となる。戊辰戦争における桑名藩（松平家）・備前松山藩（板倉家）は、藩主（大名）が東日本各地を転々としながら新政府への投降を拒み、国元（本拠）の家臣が城地を差し出して恭順した。戊辰戦争の前半戦では、江戸に滞在する藩主と、新政府方の圧力に屈して恭順した国元との間で「藩」の進退をめぐる意思疎通を図れず分裂状態に陥った事例が数多い。本論では、このような情勢を念頭に置きつつ、「藩」の用語を使用する。また各藩の名称は、俗称も含め、本拠の地名などを冠した一般的なものを使用する。その名称は、ある期間において城地を接収された状態であろうとも、支配組織を表す意図においてそのまま便宜的に使用する。

(4) 処置・処分―新政府による全国平定過程において、諸侯以下に対する応急的な措置を

「処置」とし、また最終的な裁断もしくは永続的な性質を有する処置を「処分」と使い分ける。慶応四年一月一日伏見戦争の首謀者たる徳川慶喜並びに徳川方への荷担が疑われる藩主及び旧幕臣二〇名に対して差しあたって下された一斉処分は、仮処分として考える。

(5) 誓約書―「勤王」の意思を伝える趣旨の請書・証書・誓書などは、混乱を避けるため、適宜に「誓約書」と総称する。

(6) 諸道総督―伏見戦争の勃発により諸道（五畿七道の地方区画、主要街道）には公卿を「総督」に据えた「官軍」を進発させ、各々が定められた管轄地の鎮撫（平定）にあたった。この「総督」の総称を「諸道総督」とする。当初において諸道総督は、「鎮撫総督」と称され、後に「先鋒総督」と改称された。については、適宜に次のように略す。

東海道鎮撫総督（または東海道先鋒総督）↓東海道総督

東山道鎮撫総督（または東山道先鋒総督）↓東山道総督

北陸道鎮撫総督（または北陸道先鋒総督）↓北陸道総督

九州鎮撫総督↓九州総督

奥羽鎮撫総督↓奥羽総督

中国四国追討総督↓追討総督

その本営（軍務取扱所）は、大方の史料に従い、何々府とし、次のように略す。

東海道鎮撫総督府（または東海道先鋒総督府）↓東海道府

東山道鎮撫総督府（または東山道先鋒総督府）↓東山道府

北陸道鎮撫総督（または北陸道先鋒総督）↓北陸道府

九州鎮撫総督↓九州府

奥羽鎮撫総督↓奥羽府

中国四国追討総督↓追討総督府

その軍勢は、何々軍とし、右の要領で略す。

東海道鎮撫総督軍（または東海道先鋒総督府）↓東海道軍

その他も同様。

その他、宮（皇族）をトップに据えた「官軍」も、右の要領で略す。

征討大將軍府（仁和寺宮嘉彰親王）↓征討府

東征大総督府（有栖川宮熾仁親王）↓大総督府

(7)本論は、東京大学史料編纂所データベースの『大日本維新史料稿本』、同じく家記（皇族家記・華族家記）を主に使用する。東京大学史料編纂所データベースは「東史」、『大日本維新史料稿本』は『稿本』と略す。

註

戊辰戦争の性質を体系的に論じた成果には、石井孝『維新の内乱』（至誠堂、一九六八年）、同『戊辰戦争論』（吉川弘文館、一九八四年）、佐々木克『戊辰戦争』（中央公論社、一九七七年）などがある。近年における軍事史的な成果には、保谷徹『戊辰戦争』、吉川弘文館、二〇〇七年）などがある。

奥羽越列藩同盟の成立に関する論考は、佐々木克「奥羽越列藩同盟の形成と性格―東北戦争の歴史的意義―」（『史苑』三二―二、一九七二年）、上松俊弘「奥羽越列藩同盟の成立と米沢藩」（『歴史評論』六三一、二〇〇二年）、工藤威『奥羽越列藩同盟の成立と米沢藩』（岩田書院、二〇〇二年）などがある。

三 近年の成果には、栗原伸一郎「慶応三年・四年の越後における諸藩の地域的連携動向―『東北近世史』三五・三六合併号、二〇一二年）、同「王政復古前後における仙台藩と米沢藩」（『日本歴史』七六八、二〇一二年）などがある。また同盟の結成に大きな影響を与えた人物として米沢藩士宮島誠一郎に着目した研究（友田昌宏『未完の国家構想―宮島誠一郎と近代日本―』、岩田書院、二〇一一年）もある。

四 「開城・藩主以下の城外謹慎・武器その他没収による完全な武装解除、領地の一時的没収などにより、当該朝敵藩が、天皇とその他の政府に絶対的な恭順の態度をしめすこと、そして、右の諸条件が実行されれば、幾多の『寛典』もあたえらるという方針であった」（原口前掲書、一七七頁）。「先ず主人自身が官軍の軍門に降り（もちろん家臣も）、かつ城地を官軍に提出すること、この二点が行われることによって政府は降伏が実現したものと認め、領地や主人の処分等に移る」（下山三郎『近代天皇制研究序説』、岩波書店、一九七六年）。

第一部 伏見戦争の罪科と処分

序章

慶応四年（一八六八）一月一〇日、伏見戦争（鳥羽伏見戦争）の首謀者たる徳川慶喜並びに徳川方への負担が疑われる藩主及び旧幕臣に対して仮処分が下された。同戦争における諸藩の罪科は、大きく三つのタイプに分類できる。

① 伏見戦争の主導的立場が疑われる藩。それは、会津藩（藩主松平容保）・桑名藩（藩主松平定敬）・高松藩（藩主松平頼聡）・伊予松山藩（藩主松平定昭）・備中松山藩（藩主板倉勝静）・大多喜藩（藩主大河内正質）がある。この六藩は、藩主の官位剥奪並びに藩邸没収と京都追放が下された。

② 同戦争の主導的立場になくとも徳川方への所属及び「官軍」に対する発砲を疑われ、新政府より入京禁止の処分が下された藩。それは、小浜藩（藩主酒井忠氏）・大垣藩（藩主戸田氏共）・宮津藩（藩主松平宗武）・延岡藩（藩主内藤政挙）・鳥羽藩（藩主稲垣長行）がある。

③ 同戦争における直接的な関与は見あたらなくとも、藩主もしくはその家族が旧幕府の老中や若年寄に在職し、在府（江戸滞在を示す。以下同）していたことにより新政府から同戦争の罪科を糾問された藩。当時在府していた旧幕府老中・若年寄の在職者は、稲葉正邦（淀藩主）・永井尚服（加納藩主）・大給乗謨（田野口藩主）・松井康英（川越藩主）・大給近説（府内藩主）・堀直虎（須坂藩主）・稲葉正巳（前館山藩主）・京極高富（峰山藩主）・小笠原長行（唐津藩世嗣）・立花種恭（下手渡藩主）・石川総管（下館藩主）がある。

第一部では、伏見戦争において罪科が発生した徳川慶喜及び右の諸藩が、その罪科を清算して新政府に組み込まれるまでの過程を明らかにする（付録―1で動静を整理）。

第一章は、慶応四年一月段階の情勢。第一節は、徳川慶喜討伐令により全国の諸侯以下に対して示された寛典の基本方針。第二節は、伏見戦争における罪科の分類、中央及び征討府より諸藩に対して発せられた討伐令の内容。第三節は、伏見戦争における罪科のポイントを把握する史料として多用されている「徳川慶喜以下罪案」（『復古記』収録）の分析。第四節は、自身の退隠による幕引きを模索する徳川慶喜、入京禁止解除の端緒になった大垣藩、いち早く恭順の意思を示したことで派兵の功勞による宥免獲得の可能性を切り開いた同藩及び小浜藩、官位剥奪藩の中でも積極的な服罪行為が評価されて寛典適用の可能性を得た高松藩の動向に注視する。

第二章は、慶応四年二月から四月段階の情勢。第一節は、謝罪の実効としての「謹慎」を提示した徳川慶喜に対して、新政府が要求事項の履行による死罪減免及び家名存続を内定するまでの折衝。第二節は、宥免獲得を志望する入京禁止藩による戦争協力及び入京禁止解除をめぐる状況の推移。第三節は、同じく官位剥奪藩の中でも最も早い統治権（領有権）の返還と共に戦功により宥免が下される旨の確約を得た高松藩、他藩より遅れて藩主の官位剥奪が下された姫路藩の事情。

第三章は、伏見戦争の最終処分（付録―表2）。第一節は、徳川慶喜（徳川宗家）に対して寛典を適用するための条件の履行をめぐる折衝において、軍艦の引き渡しを拒む徳川方の反政府分子に対し、武威を前面に押し出しながらも戦争回避を包蔵する新政府方の大勢が導き出した妥協点を示す。第二節は、官位剥奪藩及び入京禁止藩に対して下された最終処分の分析。第三節は、同じく旧幕府老中・若年寄在職者のうち在府者に対して下された最終処分を分析する。

第一章 慶応四年一月段階の情勢―伏見戦争の罪科と討伐

第一節 徳川慶喜討伐令と大赦令―寛典の基本方針

慶応四年一月三日夕刻から始まった伏見戦争は、当初の土佐藩山内豊信ら公議政体派により同戦闘が薩長と会桑による「私闘」と位置づける見解があった。しかし天皇を戴く新政府は翌四日仁和寺宮嘉彰親王を征討大將軍に任命して錦旗と節刀を授けると共に、薩摩・長州・安芸勢を付属させた。そのターゲットは「朝敵」の徳川慶喜である。これより薩長は正式に「官軍」に認定され、薩長に対する攻撃は天朝（新政府）に対する敵対行為と見なされることにより罪科が発生し、組織・個人に関わらず「朝敵」や「賊徒」などと認識されることになった。

伏見戦争における新政府方の勝利が確定的になっていた一月七日夜、新政府は同戦争の主犯と目される徳川慶喜の罪状を告示して征討を發した^一。本論において最も重要視するのは、全国の諸侯以下の去就に関する文言である。これまで新政府に対して非協力的な態度をとってきた者であっても「悔悟憤發」して恭順しさえすれば「寛大之恩召」つまり領有権の保証などの寛典を適用する旨と共に、以後も「賊徒」（慶喜）に荷担する者や去就を明確にしない者に対しては「朝敵」と同じく「嚴刑」に処する旨の基本方針が示された。但し、これはあくまで基本方針であり、恭順＝無条件の死罪減免や取り潰しの減免ではない。

続いて一月一五日付で「朝政御一新」（王政復古）と「御元服之御大礼」（天皇の元服）により「御仁恤之御聖慮」をもって「朝敵」以外の全ての「有罪」の者に対して「大赦」（恩赦）をあてると共に、以後は「賞罰嚴明」とする旨の基本方針が發せられた^二。

「官軍」（新政府方）に対する反抗の全てが「朝敵」、また「朝敵」に助力する者も等しく「朝敵」となる論理であり、伝統的最高権威に対する日本民族共通の敵として一般的な罪人とは別格に扱われた。その一方で諸藩の中でも伏見戦争及び政局において新政府より賞賛が与えられた藩（「官軍」）は二割にも満たない（付録―表3）。ほとんどの藩が新政府に対して非協力的な態度をとっていた^三。また発足当時の新政府は独自の経済力も軍事力も所持していなかったので新政府軍の兵力と軍需物資は主に諸藩が捻出していた。新政府は、諸藩の政治力・軍事力・経済力に依存しなければ戦争を遂行することは不可能であるため、これまで非協力的な態度をとってきた諸藩をも組み入れて戦争協力させた結果、西日本諸藩は新政府軍の動力源として機能した。それは「朝敵」藩も同様であり宥免と引き替えに兵員や金銭が要求された。

第二節 伏見戦争の罪科発生と討伐令

第一項 慶応四年一月一〇日の処分―伏見戦争における有罪藩の分類

慶応四年一月八日新政府は、伏見戦争で疑惑のある伊予松山・高松・小浜・大垣・宮津・延岡・鳥羽ら七藩に対して御所諸門の出入りを禁止する処置を下した^四。そして一月一〇日同戦争の首謀者たる徳川慶喜並びに徳川方への荷担が疑われる藩主及び旧幕臣二〇名に対して差しあたっての一斉処分が下された。この処分は、仮処分に相当する（以下、仮処分と略す）。伏見戦争の罪科は、①旧幕府における藩主の役職、②同戦時における藩主の所在（本件の直接的関連性）、③「官軍」（新政府方）に対する攻撃の有無、などが重要な要素となる。

1、官位剥奪藩

本件の主導的立場が疑われる藩には、会津藩（藩主松平容保）・桑名藩（藩主松平定敬）・高松藩（藩主松平頼聡）・伊予松山藩（藩主松平定昭）・備中松山藩（藩主板倉勝静）・大多喜藩（藩主大河内正質）、以上の六藩があげられた。については「今度、天朝反状明白、既ニ兵端ヲ開候ニ付、追討被仰出候、依之右之輩随従于賊徒反逆頭然候間、被止官位候事^五」と官位が剥奪されると共に、「慶喜同意、反逆頭然候間、悉屋敷被召上、残兵追放被 仰出候事^六」と藩邸没収と京都追放が追加された（以下、官位剥奪藩と称する）。

以上の官位剥奪藩は、原則として街道の通行も禁止された。慶応四年二月下旬大総督府は、旧幕臣並びに会津・桑名・伊予松山・備中松山・姫路・大多喜藩士による新居関の通行を禁止する命令を三河吉田藩に通達した^七。但し高松藩は、二月一五日付で入京禁止が解除された。姫路藩は、当時の官位剥奪を受けていないにも関わらず、征討府により発せられた討伐令により一月二〇日居城が接收された後、備前藩の管理下に置かれたことで処置の対象にあげられた。

一方で王政復古宣言後も江戸の幕府機構は健在だった。新政府により官位を剥奪された在府の藩主に対して慶応四年一月から二月にかけて処置が下された。まず一月二九日板倉勝静の「内願」により老中職の解任と共に隠居が許可され、二月四日「病氣」により松平容保の隠居及び養子喜徳への相続が許可された^八。次いで二月五日酒井忠悼の「内願」により老中職を解かれ、同九日大河内正質の老中格も解かれた^九。さらに二月一〇日には官位を剥奪された在府の容保・定敬・勝静・正質や旧幕臣の登営も禁止された^{一〇}。新政府軍が江戸に差し迫るにあたり、定敬は飛地の越後国柏崎へ（三月八日発）、勝静は縁故あ

る日光南照院へ（三月九日発）、正質と容保は帰国した（前者二月一日発、後者二月一日発）。旧幕府より容保・定敬・勝静らに対しては「御恭順之御障り相成候てハ不宜候」と、慶喜が恭順に服するにあたって妨げになることを恐れて江戸からの退去が命じられた二。

2、入京禁止藩

右の官位剥奪藩に次いで、「御不審之次第有之三」により入京禁止が下された藩がある。それは、小浜藩（藩主酒井忠氏）・大垣藩（藩主戸田氏共）・宮津藩（藩主松平宗武）・延岡藩（藩主内藤政挙）・鳥羽藩（藩主稲垣長行）、以上の五藩である（以下、入京禁止藩とする）。

また石見国浜田藩は、慶応二年（一八六六）の第二次長州征討の際に長州藩の進撃を受けたことで居城を放棄すると、飛地の美作国久米北条郡鶴田に移り本拠地に定めた（以下、鶴田藩とする）。伏見戦時において藩主松平武聡（水戸藩徳川斉昭の一〇男／徳川慶喜の異母弟）は在国していた。しかし大坂に駐留していた藩軍三〇名程が鳥羽方面に進軍した陸軍奉行竹中重固の旗下に加わり、新政府方との交戦により死傷者も発生した。同藩は仮処分及び討伐の対象に含まれることはなかったが、参戦の事実が二月下旬になって中央で問題化し、入京禁止藩に準じるランクまで罪科が押し上げられた。

官位剥奪藩と入京禁止藩は、伏見戦争において徳川方に荷担した藩の中でも主導的立場が疑われる藩を前者、それ以外は後者に分けられた。特に、旧幕府における藩主の家格・役職、同戦時における藩主の所在（慶喜の側に居た方が罪科は重い）などが仕分けの重要な要素になった。

3、在府老中・若年寄在職者

官位剥奪藩と入京禁止藩は、伏見戦争において直接的な関与が疑われる藩として共通する。その他、同戦争において直接的な関与は見あたらなくとも、藩主もしくはその家族が旧幕府の老中や若年寄に在職して在府していたことで新政府より伏見戦争の罪科を糾問された藩がある。

当時在府していた旧幕府老中・若年寄の在職者は、稲葉正邦（淀藩主）・永井尚服（加納藩主）・大給乗謨（田野口藩主）・松井康英（川越藩主）・大給近説（府内藩主）・堀直虎（須坂藩主）・稲葉正巳（前館山藩主）・京極高富（峰山藩主）・小笠原長国（唐津藩世嗣）・立花種恭（下手渡藩主）・石川総管（下館藩主）、以上の一一藩である。

第二項 対藩討伐の発令

1、中央

徳川慶喜の討伐が発令された後の慶応四年一月段階、伏見戦争において徳川慶喜への荷担が疑われる藩並びに戦略的・政略的事情により制圧の必要性が発生した藩に対しては中央や征討大將軍府（以下、征討府と略す）により討伐目標に設定された。中央により指定を受けた諸藩の中でも最も早かったのは一月九日の桑名藩であり、東海道総督に対して命じられた^三。次のターゲットは中国・四国地方の諸藩であり、備前松山藩には備前藩、福山藩には安芸藩、高松・伊予松山藩には土佐藩が^四。中国・四国地方には何れも一月一日をもって新政府方に位置する近隣の大藩に対して討伐が命じられた恰好になる。そして会津藩の討伐には西日本の諸藩より遅れて一月一七日に奥羽鎮撫総督が^五。てられた。

官位を剥奪された藩主は領有権の喪失を意味し、城地を接収するための討伐軍が派遣され、標的の居城陥落を目指した。もし標的が抗戦の構えをとった場合は殺害や滅亡も許可された。但し福山藩に限っては、仮処分において官位が剥奪されていないにも関わらず、討伐目標に指定された。

2、征討大將軍府

慶応四年一月四日午後から教王護国寺に本営を置いていた征討大將軍は、伏見戦争における新政府方の勝利が確定的になった一月七日に淀城まで進軍し、さらに同一〇日大坂に入り西本願寺別院を本営に定めた。徳川慶喜が「討薩」の拠点としていた大坂城を接収した征討府は、次に薩摩・長州・因幡・土佐・安芸・津ら新政府方の六大藩に対して大垣・伊予松山・姫路・高松ら本件の罪科が疑われる四藩の討伐を命じた^六。

征討府により討伐指定を受けた四藩の中でも、すでに大垣藩は中央との掛け合いで恭順の目処が立っていた。そのため標的は、山陽地方の姫路藩並びに四国地方の高松・伊予松山藩に絞られた。一月一三日征討府は、中国四国追討総督に参与四条隆誥（錦旗奉行）を、同監軍に参与助役五条為榮（同上）を任命して中国地方及び四国地方の平定にあたらせた^七。

姫路藩は、中央による仮処分並びに討伐指定は免れていたが、征討府において討伐指定され、「応援」を拝命していた備前藩を中核とする山陽道の諸藩により一月一七日居城が接収され、その後の城郭の管理などは備前藩があたった。但し中央から官位を剥奪されていなかったため、所領の管理については曖昧な点が見受けられる。例えば一月二〇日中央に対して提出された事後報告書では、城郭・所領・砲器を預かり堅固に取り締まっている

旨を伝えている^{一八}。一月二二日付で姫路藩より長州勢に対して提出された降伏証書では、備前勢に対して速やかに「開城・降参」して「炮器」などを預けたことを伝えているが、「是迄主人所領之土地・人民等」は「可然御沙汰」を望む内容になっている^{一九}。所領については、領有権の委譲が確認できない。一月二五日追討総督府より備前藩に対しては「当城之儀、従朝廷御沙汰有之迄之間預申付候^{二〇}。」と、当分の間の城郭の管理を命じられているが、その中には所領は含まれていない。三月一四日山陰地方より帰還中の山陰道総督を姫路で奉迎するにあたって備前藩より同総督府に対して提出された覚書の一箇条には、在町の取り締まり並びに世話向きや賄いなどは姫路藩が取り計らうこと共に、「謹慎中」とはいえ「政事向は已前之通」とある^{二一}。

開城時の藩主酒井忠悼は、桑名・高松・伊予松山・備前松山藩と同じく官位剥奪に相当する処分があてられるはずだったが、同藩に対して官位剥奪や入京禁止が下されたのは三月七日になってからのことである。以後も人手不足の問題などもあり、引き続き備前藩は城郭及び砲器の管理を担当するに止まり、民政は引き続き姫路藩が取り扱った。

追討総督軍の陣容は先に征討府より討伐命令を受けた六藩の中の津藩を除いた薩摩藩以下五藩の軍勢を主力として所属させ、さらにターゲットに定められた三藩攻略の「応援」として姫路藩討伐―備前・龍野藩、高松藩討伐―阿波（及び同藩家老稲田家）・丸亀藩、伊予松山藩討伐―宇和島藩があてられた。追討総督軍の第一目標は「御軍議之上、先姫路迄大急ニ御旗被進候御評決ニ相成^{二二}。」と、姫路城の攻略に設定された。諸藩に対して追討総督府は、明石城で軍議を開くにあたっての集合期限を一月一八日に定め、薩摩・長州・土佐・安芸勢らを率いて同一八日大坂を発し、同二三日すでに備前藩を中核とする山陽道諸藩によって接収済みだった姫路城に入った^{二三}。高松城は中央から討伐命令を受けた土佐勢を中核とする四国勢によって一月二〇日接収されており、同じく伊予松山城にも土佐勢が向かっていた。当初は、四国地方にも渡る予定だった。しかし「無用」と判断された^{二四}。これにより山陽地方と四国地方の平定の目処が立ったため、追討総督は一月二六日播磨国室津から乗船して大坂に帰還し、一月二八日には征討大將軍ともども京都に凱旋して任務を完了させた。征討大將軍は、徳川慶喜の拠点である大坂城の接収並びに畿内以西の平定を成し遂げてその役割を終えた。

第三節 『復古記』収録の「徳川慶喜以下罪案」の分析

伏見戦争における罪科のポイントを把握する史料には『復古記』に収録されている「徳川慶喜以下罪案」（以下、罪案と略す）がある。この原文は『東山道総督府叢紙』の一月

二九日箇条に収録されており、伏見戦争における徳川慶喜及び諸侯の罪科が五等級に分けて示されている。『復古記』の注釈には「五等ノ罪状、蓋シ議参（議定・参与）ノ擬案ニ係ル、其決裁何如ヲ審ニセス、然レトモ当時ノ処置大略之ニ拠ルニ似タリ^{二五}」（括弧引用者）とあるように、一月段階の新政府方において伏見戦争の罪案が検討されていた証明になる。但しあくまで罪案であるため新政府方の共通認識として捉えることはできないこと、また事実誤認だけでなく目まぐるしく変化する諸藩の動向により罪科の軽重も変化し続けるので詳細な分析が必要になる。

五等級に分類された諸藩の根拠を要約すると、次のようになる。（以下、引用には『東山道総督府叢紙』を用いる^{二六}）。

○第一等―徳川慶喜

○第二等―会津・桑名藩

三者に限っては詳しい根拠が示されていない。しかし慶喜は本件の首魁として位置づけられることは明白であること。そして両藩は幕末期より慶喜を補佐してきただけでなく、本件においても徳川方の先鋒として積極的に参戦した経緯があるため、他藩とは一線を画した重罪として認識されたことは容易に推察できる。

○第三等―伊予松山・姫路・備中松山藩

藩主の在坂（大坂滞在を示す、以下同）、徳川方に差し出した軍勢による「官軍」への発砲、そして藩主が慶喜と共に「東行」（江戸への退去）した藩。また「官軍」に対する発砲が確認できなくとも藩主の在坂かつ「東行」した場合は「戦・不戦」を問わず同等に位置づける。または近年において幕府の閣老もしくは要路に在勤して慶喜の「逆意」を補佐した藩。

○第四等―宮津藩

藩主の在坂中に家臣の「不心得」で「官軍」に対する発砲が発生したが、その後は「大号令」（慶喜討伐令）を拝戴して速やかに帰国した後、その家臣に「謹慎」を申し付けて自身は上京して謝罪した藩。

○第五等―大垣・高松藩

藩主の在国中に在坂の家臣の「不心得」で「官軍」に対する発砲が発生したが、速やかにその家臣を糾問して「謹慎」を申し付け、自身は上京して討伐の先鋒を願ひ出るなどして「謝罪」を申し出た藩。

第三等以上は官位剥奪及び討伐の対象となり、城地を接收された。第四等以下はそれ以

外の戦争加担者ということになる。先の仮処分においては、第三等以上が官位剥奪藩、第四等以下が入京禁止藩に相当する。「罪案」においては、第三等と第四等が罪科の軽重大きな境目になっている点に特徴がある。

第三等のポイントは、①藩主の在坂、②その後の江戸下向、③近年の旧幕府における要職の履歴、以上の三点に絞ることができる。姫路藩主酒井忠惇は慶応三年末から旧幕府の老中職に就き、伏見戦争では在坂し、同戦後は慶喜に随従して江戸に下った。備中松山藩主板倉勝静も慶応元年（一八六五）一〇月から幕府の老中職に就き、同戦時は在坂し、同戦後は慶喜に随従して江戸に下った。伊予松山藩主松平定昭は慶応三年九月二三日から翌月一九日までの短期間に幕府の老中職に就いていた経歴があり、同戦時は在坂していたが、同戦後は慶喜に随従せず帰国している。

但し「罪案」においては、罪科の等級に記されている根拠に対して実際の諸藩の行動が合致しない箇所も見受けられる。第四等の宮津藩は、伏見戦時に藩主松平宗武だけでなく前藩主宗秀も在府しており、宗秀は二月二四日着京、宗武は四月二九日着京している。「罪案」が記す実態とは合致しない。その一方で同じ入京禁止藩の小浜藩は、慶応三年二月一日江戸を発ち藩主酒井忠氏は同戦争が勃発した一月三日大坂に到着しており、藩軍は旧幕府の指令を受けて橋本関門の守備に就き一月六日「官軍」に対する発砲が確認されている。同戦後の忠氏は山陰道府に出頭した後に帰国して謹慎に就き、代わって前藩主忠義が一月一二日国元を出立して同一五日着京しているので、宮津藩ではなく、小浜藩の誤りであることがわかる。

また仮処分において高松藩は、官位剥奪藩に含まれると共に討伐指定を受け、一旦は城地を接収されて土佐藩の管理下に入った。当初同藩の罪科が高く設定された理由には、水戸徳川家の連枝という高い家格であった点も無関係とはいえない。しかし伏見戦争における同藩の失態は出先の藩軍による発砲行為のみであり、藩主松平頼聡には旧幕府における要職の経歴はなく、同戦時は在国していた。その事実が承認されたことと共に、本件の責任者である家臣二名を速やかに処刑して最寄りの追討総督府に恭順を申し出た誠意も反映された結果、「罪案」は第五等まで引き下げられたと考えることができる。

その他、この設定に従えば第三等に含まれるはずの大多喜藩が見えないこと、そして淀藩主稲葉正邦や松平康英ら当時在府していた閣老らの存在もあるので留意すべき点も多い。

第四節 有罪藩による嘆願運動の開始

第一項 徳川慶喜（徳川宗家）の事例

1、一月中旬の段階―伏見戦争の弁明

慶応四年一月七日に新政府より発せられた徳川慶喜討伐令は「大号令」（同令）・「制札」（一般士民向けの同令）・「農商布告」（旧幕府領を「天朝」の御料とする布告）として同八日中央より出張中の東海道総督橋本実梁（近江国大津）と山陰道総督高倉永祐（丹波国園部）に向けて伝達された^七。以後これらは、諸道総督や諸藩などを通じて全国津々浦々に伝布される。そして諸藩に対しては、一月一〇日討伐令を基に「国力相応」の派兵命令が発せられた^八。

一月六日夜大坂城を退去した慶喜は、松平容保・松平定敬ら重立った少数を引き連れて天保山から開陽丸に乗船し、同一二日江戸城西之丸に帰還した。大坂より退去する際に慶喜が新政府方に残した奏聞書では、本件は上京途中の「偶然之行違」で発生した事件であることや「天朝」に対する「他心」はないことと共に「宸襟」（天皇の心）を悩ませた失態に対する謝罪の実効として大坂城を徳川慶勝（尾張藩）と松平慶永（越前藩）に託して江戸に退去する旨の内容になっている^九。慶勝と慶永は、新政府の要職である議定職にあり、また前者は御三家、後者は親藩の家格であるため、徳川宗家との家系も近い。以後も慶喜は、気脈も通じる慶永とのコネクションを中心に周旋工作を展開する。

さらに一月一七日慶喜より越前藩に対して手渡された慶永宛の書簡でも、本件は「途中行違」により「先供之者」が「争闘」したに過ぎず、「斯之通之御沙汰」（討伐令）は「甚以心外之至」である旨の釈明と、静寛院宮も本件を「深御心配」している旨の事情をもつて救解の周旋を依頼する内容になっている^{一〇}。さらに慶喜は、一月一九日在府の諸侯及び交代寄合を総登城させ、この度の戦争は「行違」から発生した事件であると共に「誠忠」を尽くす存念につき、「朝敵」の汚名を雪ぐための救解を依頼した^{一一}。

一月中旬の江戸では、会津・桑名藩を始めとする諸藩及び旧幕臣らの中には強硬な主戦論が存在し、フランス全権公使ロッシュにおいても慶喜に対して再挙を勧める動きがあった^{一二}。江戸に帰還した当日の慶喜は、動静の如何により速やかに「上坂」する旨の意思を示すと共に、庄内藩に対して先の江戸薩摩藩邸襲撃を賞する行動もあつた^{一三}。しかし再挙の勧めを採用することなく、本件は単なる不慮の事故として新政府方に対して「朝敵」の汚名を雪ぐための弁明に傾注していた段階である。

2、一月下旬の段階―退隠による謝罪実効の提示

一方で慶喜は、江戸に帰還して程なく隠退を決意していた。それが具体的な行動として表れるのが一月二〇日頃からである。同二一日慶喜より越前藩に対して手渡された松平慶

永宛の書簡は、伏見戦争が不本意な事態として弁明すると共に、自身の病気を理由とした「退隠」と引き替えに「朝敵」の汚名が雪がれるよう新政府方への周旋を依頼する内容になっている^{三四}。これと同様の書簡は、肥後藩主細川慶順父子ら諸侯にも差し出された。また同二〇日静寛院宮に対しても同様の趣旨の嘆願書が渡されており、同宮より叔父橋本実麗及びその子実梁（東海道総督）に向けて徳川宗家の家名存続を願意とする嘆願書が発せられた^{三五}。慶喜は天皇の叔母にあたる静寛院宮の権威及び新政府要人とのコネクションを利用した運動を展開する。

このうち安芸藩主浅野茂長に向けて差し出された書簡が中央の評議に上がったのが一月二八日のことである。この時の評議では、関東が京都の情勢に疎いとの認識が上がり、関東より適当な人物を呼び寄せて説諭する共に、越前藩士中根師質（雪江）を江戸の大久保忠寛（会計総裁）に遣わす旨の決定が下された^{三六}。このように慶喜の隠退による事態の收拾を望む徳川方の目論見は、当時の新政府方においては到底受け入れることができない旨の言論で一致していた。

当時徳川慶喜の処分をめぐる一件において岩倉具視は、静寛院宮の心情を察すると共に「内乱」の発生が「大政一新」を阻害する憂いも懸念していたこともあり、当時の徳川方から度々周旋の依頼を受けて奔走していた慶永に対して一月二三日「東照公ノ切徳」と同宮降嫁の縁故を考慮して「徳川氏血色ノ絶エサランコトヲ商量スヘシ」と、徳川家の家名相続の可能性について前向きの見解を示していた^{三七}。こうして慶永は、慶喜に対して「謝罪」の実効を促すための周旋の試みについて一月二六日岩倉の同意を得、同日前橋藩主松平直克に宛てた慶永の書簡と同藩重臣山田太郎左衛門に宛てた中根師質の書簡を関東に向けて発した^{三八}。当時の前橋藩は、慶喜の「謝罪」による徳川宗家の家名存続を模索していた。

このように一月下旬の新政府方は、謝罪の如何により慶喜（徳川宗家）に対して家名存続の寛典が適用される可能性も示唆され始めた。但しそれは慶喜の態度次第であり、慶喜が隠退による幕引きを請願している間は寛典の適用を考える余地はない見解で新政府方は大方一致していた。

第二項 入京禁止の解除

1、端緒―大垣藩の事例

大垣藩（藩主戸田氏共）は、新政府により慶応四年一月八日御所諸門の出入りを禁止され、同一〇日伏見戦争での新政府方に対する発砲の疑いにより入京禁止の仮処分が下され、

さらに征討大將軍府からも討伐対象に指定された。この藩の窮地において救済運動のキーマンになったのが、当時新政府の参与職に抜擢されていた小原忠寛（鉄心）である。この小原による中央要人をターゲットにした内部からの周旋工作は、同藩のみならず同戦争における有罪を指摘された諸藩の宥免実現に向けて大きな突破口が開かれた。

新政府に対して一月八日付で小原は、藩主以下に対して新政府方への誘引を試みるための帰国許可を請う嘆願書や、「朝廷」の守衛に従事するため上京させる予定だった藩兵の入京許可と「御用」の下命を請う嘆願書を提出した^{三九}。さらに新政府要人に対して藩兵の入京許可が下されるよう周旋を依頼していた。例えば土佐藩では、同九日に寺田典膳（京都留守居）や参与の後藤象二郎との接触が確認できる^{四〇}。また同時に京都詰の大垣藩重臣吉田団平は、一月八日付で新政府に対して「朝廷」の守衛を拝命するために派遣した藩軍が道中で通行を遮られて仕方なく撤退させた事情と共に、命令が下り次第速やかに出張する意思を示す嘆願書を提出した^{四一}。

以上の大垣藩による嘆願に対して議定正親町三条実愛と同岩倉具視は、吉田団平に出頭を命じて伏見戦争に関する尋問を執行した。この尋問で新政府は、藩主氏共が早々に「上京」して「謝罪」すれば「御用」を申し付ける旨を決定した^{四二}。結果として藩兵による京都守衛の願意は採用されることはなかったが、「采女正（氏共）、弥々勤王の心底相違無之候ハゞ、速に上京、都て直願致候様可致^{四三}」（括弧引用者）と、「勤王」の意思を確認するための上京命令を得た。大垣藩ら五藩に対して入京禁止の仮処分が公式に発せられたのは二日前のことである。大垣藩は、一旦入京が禁止された諸藩の中でも、藩主の入京許可を得る端緒となった。

2、宮津・鳥羽・延岡藩の事例

㊤ 宮津藩

藩主松平宗武と前藩主宗秀が不在の宮津藩本国首脳部は、一月一日京都より帰国した梶川善太郎らにより同地の情勢及び「勤王」の意思を示すための派兵の要請を受け、翌一二日三小隊を京都に向けて出立させた。まず先行して重臣伊従勝馬らが、当時丹波国篠山近辺の福住に駐留していた山陰道府に向き、総督西園寺公望への面謁及び御用の下命を請願した。ところが同総督所属の薩摩藩士黒田清綱により、宮津藩の「御不審」を理由に請願が拒絶されるだけでなく退去を命じられ、丹波国福知山まで出張っていた藩軍も直ちに撤退した^{四四}。

次いで宮津藩本国首脳部は福知山藩に仲介を依頼して同地に駐留中の同府に関左門ら重

臣を派遣させた結果、一月一七日同府参謀川南東右衛門（薩摩藩）と同小笠原美濃介（長州藩）より尋問が行われた^{四五}。その尋問（括弧は応答）は、①現在まで重役の出頭がないこと（↓先だつて同府に重臣が出向いたが「御不審」により面謁は許可されることなく帰国を命じられた）、②去る一二、三日頃に福知山まで藩軍を繰り出して撤退させたこと（↓藩兵は京都守衛に従事させるため派遣させたものであり「御不審」の旨を受けて撤退させた）、③宮津藩の藩論二分（↓徳川家の「朝敵」指定により「勤王一途」になった）、④徳川家及び主人が兵を率いて西上した際の対処（↓藩をあげて主人を説得して失敗した場合は庶子を立てて「社稷」を守る覚悟がある）などである。おおよそは宮津藩の敵意を見極めるための尋問であり、先の伏見戦争に関する尋問はなかった。

この尋問により同日宮津藩は、①「誓紙」、②家老連印の「御請書」、③城内を妄りに巡邏することの禁止、以上の三箇条の遵守を命じられた^{四六}。宮津藩に敵意がないことを確認した山陰道府は一月二一日宮津に進軍し、同藩は「勤王」を誓約する内容の起請文と請書を一月二三日付で提出することで同府から提示された要求を履行して藩兵の所屬も許可された^{四七}。これにより山陰道府に対する宮津藩の恭順は成立した。同府が管轄地方の諸藩の恭順を認可する際、宮津藩の事例のように、新政府に対して不審行動が確認できる藩に対しては「勤王」の請書類に加えて起請文を提出させていたことが、他の諸道総督とは異なる特質がある（115 ～ 118 頁）。

しかし藩主宗武は当時点に至つても在府していた。先に中央より下された入京禁止は二月一日山陰道府より「先達而一藩入京被差止候処、此度謝罪之道相立候上者勝手ニ入京被差免候」と、国元との間で恭順が成立したことを理由に入京が許可された^{四八}。しかし中央からは入京許可を受けていないため、小笠原参謀の「伝書」を持参して中央に掛け合うことになり、結果として二月二二日中央からも藩主宗武の入京が許可された^{四九}。以後の藩主の処置は中央に委ねられることになる。

⑤ 鳥羽藩

藩主稲垣長行不在の鳥羽藩本国首脳部は、新政府に対する恭順の意思を固め、寛典を嘆願するため重臣山本唯右衛門ら三名を京都に向けて派遣させた。山本らは、当時東海道沿いの鈴鹿嶺及びその近傍の要衝の守衛を担当していた伊勢亀山藩に通行を遮られ、同藩の勧めを受けて当時伊勢国四日市に駐留していた東海道府に出頭すると共に、同府に対して藩主の「勤王」の意思を示すことにより寛典を請願する内容の嘆願書（一月二四日付）を提出した^{五〇}。

その結果、参謀海江田信義により伏見戦争に関する尋問が行われた。尋問（括弧は返答）は、①先だつての伏見における動向（↓食料米などが到着せず異変が発生して淀まで退き到着を待った）、②交戦の有無（↓防御のため小銃を少々発砲）、③負傷者の有無（↓皆無）、④藩主の所在（重役を派遣して帰国を促すも詳細不明）、⑤嫡子の有無（↓該当なし）、⑥戦場に繰り出した者に対する処置（↓家中一同が長髪して「慎ミ」中）、⑦戦時の人数（↓二小隊かつ大砲は大坂蔵屋敷に残した）、⑧藩軍の撤退状況（↓散々に撤退して大坂に誰もなし）、⑨家老の出向の有無（↓一名出向）、⑩徳川慶喜より「催促」があつた場合の対処（↓重役を江戸に派遣して藩主に帰国を促しているが音信なし）、⑪東海道府に出頭した三名は戦地に出向いたか（↓戦地には赴かず在国）、などである^五。鳥羽藩の罪科及び将来的な危険性の有無を確認する内容になっている。

東海道府より重臣三名に対しては、「御不審」により一旦帰国及び家中一同の「慎ミ」と共に、後命が下されるまでの待機を命じられた。鳥羽藩の嘆願書は、直ちに中央に回された。東海道府は、中央から得た指示に従い、二月一日伊勢亀山藩に対して鳥羽藩重臣を京都に護送するよう命じた^{五二}。以上の手続きにより鳥羽藩の恭順は東海道府との間で成立した。以後の処置は中央に委ねられる。

中央及び東海道府の許可を受けて二月二七日入京した鳥羽藩重臣三名は、中央に対して君臣一同「主人并家来之者一同悔悟仕、皇国之御為誠忠尽力可仕赤心ニ御座候」により「宥免」を請う旨の嘆願書（二月二二日付）を提出した^{五三}。この嘆願書は上京した三名の連署であり、藩主長行の署名ではない。つまり新政府からは「主人帰邑、篤と相糺シ、帰順実効相立願出不申候而者、何分難被及御沙汰候^{五四}」と、第一に江戸からの藩主の帰国（恭順）が求められた。

◎延岡藩

伏見戦時、延岡藩主内藤政挙は在国しており、上方まで出張していた藩軍は旧幕府の命令を受けて京都郊外の野田口の守衛に就いていた。当初の新政府方からは「備後守人数官軍二向ひ及発砲候哉之御聞込も被為在候^{五五}」と、発砲の疑いが掛けられたために入京禁止が下された。しかし後の新政府方との掛け合いの結果、同藩においては発砲がなかったことが正式に認められる。

伏見戦後に在京の重臣小林祐蔵より薩摩藩に対しては、同戦時の経緯を説明すると共に徳川家譜代の家格により「差扣」すべきか、進退について相談する内容の書簡（一月一日付）が差し出された^{五六}。次いで在京の重臣池内善蔵より肥後藩及び尾張藩に対しては、

伏見戦争における藩主の関与を否定することで先だつての入京禁止が解除されるよう周旋を依頼する嘆願書（一月一二日付）が差し出された^{五七}。さらに新政府より肥後藩に対して延岡藩への尋問が命じられた後、延岡藩は一月一八日付で再び同趣旨の嘆願書を提出した。その結果として二月六日新政府からは「於出先軽率之取計ニ及候家来之者為相慎置、自分儀者早々上京可有之旨備後守江可相達候事^{五八}」と、伏見戦争において藩主は直接的無関係であることが新政府に認められると共に、徳川方に関与した出先の家臣には「慎」、そして藩主政挙に対しては速やかなる上京が命じられた。但し当該点において藩主政挙の身の潔白が証明されたわけではなく、恭順の実効として上京の途に就いた。

第三項 有罪藩に対する派兵命令―「勤王」による宥免獲得への突破口

1、端緒―大垣・小浜藩（入京禁止藩）の事例

㊤ 大垣藩

新政府より藩主に下された上京命令（15 頁）を帯びて一月一〇日帰国を果たした小原忠寛は、藩内の保守論（徳川家の無罪や同家への恩義など主張）を退け、先々代藩主戸田氏正の承諾を得、新政府に対して一月一〇日付で藩主氏共名義の請書を提出した^{五九}。氏共は一月一二日国元を発ち、同一六日着京した。その間に大垣藩より恭順の意向を確認した新政府からは「此迄御不審之次第有之候ニ付、被止入京候処、謝罪之道追々相立、今度賊徒追伐被仰出、鎮撫使御発シニ相成候ニ付、北陸・東山二道之先鋒兩藩江被仰付、成功之後、別段思召可被為在儀ニ候間、其旨可相心得様、御沙汰候事^{六〇}」と、一月一三日東山道軍への所属及び先鋒が命じられた。これにより東山道軍の麾下に所属して功勞をあげれば罪科の宥免が下される旨の確約を得た。参与大久保利通より薩摩藩蓑田伝兵衛に宛てられた一月一六日付の書簡には「今日ニ相成候処、官軍之勢ひ盛大相振賊徒ニ与ミシ居候大垣・宮津・松山等之藩、王事ニ勤勞せん事を愁訴いたし、夫等之者ハ先鋒等被命、実行を擧させ、御許容可被為在朝議ニ御坐候^{六一}」と、大垣藩ら「王事」への「勤勞」を願ひ出た者に対しては「先鋒」などの戦争協力を命じて実効をあげさせて「御許容」（宥免）とする旨が「朝議」で決定した旨を伝えている。この処置を契機に、入京禁止藩に対して宥免の道が開かれた。

㊤ 小浜藩

一月九日藩主酒井忠氏が率いる藩軍は、大坂から国元に撤退する途中の丹波国天王村において、当時同国福住に駐留していた山陰道軍（西園寺公望）に通行を遮られ、忠氏に対して山陰道府への出頭が命じられた。山陰道府に出頭した忠氏は一月一一日付で誓約書を

提出した^{六二}。対して山陰道府からは、先だつての入京禁止に従つて国元での謹慎が命じられた^{六三}。これらの手続きにより同府との間で恭順が成立した。そして藩主忠氏的意思を確認した中央からは、大垣藩と時を同じくして一月一三日北陸道総督への所屬及び先鋒が命じられ、その功勞による罪科の宥免が確約された^{六四}。土佐藩士神山郡廉の日記には、大垣・小浜の両藩が当日「謝罪ノ道立候」により「御宥恕」となつた旨が記されている^{六五}。しかし正式なる宥免は同年四月まで待つことになる。

一方で一月八日議定岩倉具視より在国中の前藩主酒井忠義に対して率兵上京が命じられた^{六六}。その背景には、事前に同藩重役が岩倉に嘆願を申し出た結果、忠義に対して率兵上京の命令が下された事情がある^{六七}。忠義は岩倉からの上京命令に応じ、一月一二日国元を發ち同一五日着京した。忠義は、子息忠氏に対して「慎」を申し付けた旨と共に同人に対する「処置」の指図を請願した。その結果一月一六日付で中央からは「謝罪之道相立、帰順之儀、御許容被為在度旨、段々歎願之旨被聞食候」により北陸道軍の「先鋒」を命じられ、その「功勞」により「前罪」が「御宥免」になるので「奮勵、戦闘」に励むべき旨と共に、「謝罪之実効」が表れるまで忠氏の身柄の管理が命じられた^{六八}。

慶応四年二月大総督府より東海道・北陸道・東山道総督に対して通達された一箇条では、「帰順」の者があれば先ず先手に加えて実効が成立した際には「寛容之御処分」を下すべき旨の指示が下される^{六九}。一月段階の大垣藩に対する処置が、その後の東征における処置方針にも反映されていく。

2、高松藩（官位剥奪藩）の事例

伏見戦時、高松藩主松平頼聡は在国していたが、上方に出張していた藩軍による新政府方に対する発砲があつた。同戦後は慶応四年一月一六日京都より高松に来訪した興正寺の使者内田外記による勧めが作用して早々に藩の進退を恭順で固め、当時上方の藩軍を指揮していた重臣小夫正容・同小河久成に切腹を言い渡し、その首級は大坂に駐留中の征討府に遣わされた。そして居城は、中央より討伐命令を受けた土佐勢を中核とした四国諸藩により一月二〇日接收され、その後の当該地の統治は土佐藩が担当した^{七〇}。

高松藩より提出された嘆願書の中でも、最も早い段階から確認できるものは京都留守居北原孝勇（直左衛門）より新政府に対して提出された慶応四年一月八日付がある。この嘆願書では、大坂の藩軍が上京した理由は「天朝」の御用を伺うため途中で会津勢の上京と重なり入京できずに進退窮まって大坂に向かったこと、このような事態に至つたのは全て在坂していた家臣の失策であり藩主の意思ではないこと、この事態により藩主も上京す

べきだったが家臣を処罰するために上京を見合わせたこと、忠勤を希望しており藩主に対する上京命令を請願すること、など本件の弁明が述べられている^{七一}。この結果、藩邸の没収を免れて差し止めとなると共に、藩主頼聡の嘆願書の提出を命じられた^{七二}。

一方国元では一月一六日に来訪した京都興正寺の内田外記から門主撰信の直書が手渡された。高松には興正寺の別院があり、初代頼重が寺領一八〇石を寄進して仏殿を修築するなど、歴代藩主から保護されてきた。このような縁故が元で嘆願運動の協力を得る。直書では「此度之義、一と通之御謝罪のミニ而者相済申間敷、御重臣之内、屹度伏罪之御実効相立不申候而者相成間敷^{七三}。」と、重臣の「伏罪」による謝罪が勧められた。その際に藩主頼聡より内田外記に対しては「全頼聡所存ニ毛頭無御座候得共、偏平日家来教諭不行届故之義と後悔奉畏入候^{七四}。」旨の嘆願書が手渡された。嘆願書は伏見戦争が自身の意思ではなく不本意な旨が弁明されている点に特徴があり、先に北原孝勇より提出された嘆願書との共通点が見受けられる。そして同一八日本件の責任者として当時大坂に留まつて藩軍を指揮する立場にあつた重臣二名に対して切腹が言い渡された。在京の北原孝勇と興正寺との間で嘆願工作の打ち合わせがあり、内田外記は京都―高松間の意思調整のために派遣された。

重臣二名の首級とその処罰の経緯が記された頼聡名義の嘆願書は、姫路に駐留中の追討総督府に届けられ、一月二四日首実検が行われた。その結果、追討総督府からは「為実証、両姦臣誅戮、首級指出実検之上、情実聞届候間、其旨可及奏聞候、就而者不日関東追討被仰付候義も候得者、其節出兵一涯奮励為 天朝於抽忠勤顕実効者可被処寛典者也^{七五}。」と、高松藩による一連の服罪姿勢が追討総督府により評価され、高松藩の恭順が許容されると共に、「関東追討」（江戸城攻略など）の命令が下された際に派兵して「天朝」に対する「忠勤」が明らかにされれば「寛典」が下される見込みを受ける。つまり中央より下された処分に対して追討総督府は、独自の裁量で官位剥奪藩の高松藩に宥免への道を提示した。以後の処置は、中央に委ねられる。

第二章 慶応四年二月から四月段階―江戸進攻から開城までの情勢

第一節 徳川慶喜の事例

第一項 東征中止をめぐる折衝①―「謹慎」による謝罪の実効

徳川慶喜の後継をめぐることは、一月二五日具体的に慶喜より紀伊藩主徳川茂承を推す旨の松平慶永宛の書簡（同日付）が越前藩に下されている^{七六}。この旨を受けた茂承は、二月一三日新政府に対して「於慶喜、未悔悟謝罪之儀も無之、退隠奉願候儀、益罪科を相重、於茂承も深奉恐入候儀ニ付、嚴敷悔悟伏罪之儀申遣候」と、未だ慶喜の謝罪が成立していない旨を理由に固辞する意向を申し出た^{七七}。すでに紀伊藩は、一月中旬に畿内方面の平定にあたっていた鷲尾隆聚との間で恭順が成立していた（113～115頁）。しかし新政府においては、伏見戦争当初から徳川方への荷担の疑いが完全に払拭されたとは言い難く、新たな火種にもなりかねない本件の固辞に合わせ、藩主茂承が自身の去就を明確にするため上京の途に就いた。

参与大久保利通より国元の養田伝兵衛（長胤）に宛てられた二月一六日付の書簡では「誠、あほらしき沙汰之限ニ御坐候、反状顕然、朝敵たるを以、親征と迄被相決候を、退隠位ヲ以謝罪など、益愚弄奉るの甚舗に御坐候、天地不可容之大罪なれハ、天地之間を退隠（切腹）して後、初而被解兵可然、左もなくハ、寸毫御猶予被為在候てハ例之譎詐権謀ニ陥り給ふハ案中に御坐候」（括弧引用者）と、慶喜による徳川宗家の隠退願いは伏見戦争の「謝罪」として到底評価することはできず、検討の余地なき旨が明確に示されている^{七八}。当時点において西日本平定が現実的になっていた新政府は「東征」の実行段階に入っており、徳川宗家と軍事力で対峙するにあつての十分な「威勢」を得ていた。一月段階の政局では東西間の認識の相違は大きく、新政府方が容認できる謝罪の実効に、慶喜自身が自力で辿り着くことは困難な状況であった。それを慶喜に認識させ、謝罪の実効をあげさせるため、一月二六日慶永の書簡（前橋藩主松平直克宛）と中根師質の書簡（同藩重臣山田太郎左衛門宛）が関東に向けて発せられた（15頁）。これらが慶喜の意識に変化を与える。

二月五日慶喜より新政府に向けた発せられた嘆願書は、本件において「宸襟」を驚かせた事態について謝罪を述べると共に、その実効として「謹慎」して「朝裁」を待つ意思を伝える内容になっている。この嘆願書は、慶永宛の二通（①以前に差し出した家名存続の請願について謝罪を述べる内容の書面、②不測の事態を懸念して「鎮撫使」の進軍の停止を請願する内容の書面）と共に同人に託された^{七九}。これら慶喜より差し出された三通に

は、以前に見られたような本件における自身の弁明や家名存続の請願に関する文言は含まれていない。それは「朝敵」の汚名を本意か否かに関わらず表面だけでも謝罪して罪科を受け入れることを決意すると共に、謝罪の実効として「謹慎」に就き「朝裁」を待つに至った慶喜の態度には恭順の実現に向けての前向きな変化が見受けられる。慶喜が二月一二日東叡山に立ち退いた後、同二八日旧幕府より家臣に対しては東征軍に対する「軽挙暴動」の禁止及び「謹慎」を命じる旨の告諭が発せられ、また江戸城が支族田安慶頼に託された旨により三月一六日旧幕府若年寄以下の吏僚が同氏邸に立ち退いた^{八〇}。このように徳川方は新政府に対する謝罪・恭順の姿勢を態度で表し、東征軍の受け入れ態勢を整えていった。

二月初旬からの徳川慶喜による嘆願は、謝罪の実効としての「謹慎」をもって東征中止もしくは猶予の獲得を第一に目指した内容に固まる。二月一二日慶喜より新政府に向けて発せられた嘆願書は「此度、御追討使御差向可被為在哉之趣、遙に奉承知、誠以驚人奉恐入候次第ニ御坐候、右は全臣慶喜一身之束（不束）より生候儀ニ而天怒に触候段一言之可申上様無御坐次第に付、此上何様之御沙汰御坐候共、聊無遺憾奉畏候所存に而東叡山へ謹慎罷在候、（中略）、幣国之儀は四方之士民輻湊之土地に而御坐候へは多人数中には万一心得違之者無之とも難申、右辺より恭順之意を不相弁不慮之儀等有之節は猶更奉恐入候而已ならず億万之生靈塗炭之苦を蒙候様に而は実以不忍次第ニ付、何卒官軍御指向之儀は暫時御猶予被成下、臣慶喜之一身を被罰、無罪之生民塗炭を免れ候様仕度、臣慶喜今日之懇願此事ニ御坐候」（括弧引用者）と、本件において「御追討使」が差し向けられた経緯及び裁断を受け入れる意思があると共に謝罪の実効として東叡山に立ち退き「謹慎」に就いたこと、そして「官軍」に対する暴発を防ぐために「官軍」の進攻において暫くの猶予を懇願すること、などを述べる内容になっている^{八一}。

この嘆願書の通り慶喜は、江戸城を支族田安慶頼（田安家主）と津山藩主松平斉民に託し、二月一二日東叡山大慈院に退去して謹慎に就いた。また中央により官位を剥奪された者らに対しては、二月九日に解任や「差扣」の処置が下された^{八二}。二月一二日慶喜より新政府に向けて発せられた嘆願書の別紙では、本件に関与した松平容保並びに「要路之役々」に対して「慎」を申し付けて裁断を待たせてある旨を届け出る内容になっている

八三。

慶喜より謝罪の意向（本項前述の二月五日発）を受けた慶永は、二月一五日付で徳大寺実則（議定兼内国事務総督）に宛てられた書簡の別紙として東征に関する建言書（同日

付)を差し出し、岩倉具視への送付を依頼している。この建言書は「徳川慶喜謝罪状指上候上は此段速に天下へ御布告有之、早々諸道之追討使并諸藩之進運を止め蒼生之塗炭を被為救候儀、今日之大御急務と奉存候、此儀一日相後候へは、天下一日之勞費難算数名状儀と奉存候、抑冀くは今日大惣督之御進發を被止候は、是亦生民之安堵如何計に有之御座候哉無上之御仁政と奉存候、外国之御交際におゐてハ昨夕已に御決定に而御安心之御儀と相成候得は今日は内国におゐて差向儀、大議を建立仕候幸に今日諸侯も参集之儀候得は、右止兵之大令を發せられ好生之御仁恵を天下諸侯之民心へ洽くせられ御一新之御折柄、是迄凶器を動かせられ候は実に不被為得止之御趣意たる事を御諭告御坐候は、騒然たる人心一定ニ帰し沛然たる御徳澤皇国に充溢仕万世至公之御新政を奉感戴伝凶為吉之好機会と奉存候得は当職に於而至大至願奉存候、早急之御評議被為存様仕度」と、慶喜に「謝罪」の意思があれば人民救済及び人心安定並びに世間における新政府の人氣向上の目論見などをもつて東征の中止を請願する内容になっている^{八四}。

さらに慶喜の嘆願書(本項前述の二月一二日發)を受け取った慶永は、再び二月十九日付で建言書を提出した。この書面は「今般慶喜伏罪之上、東叡山へ閉居謹慎罷在、会桑始夫々所置申付奉仰勅裁候謝罪状ハ既ニ今朝慶永参内、中山前大納言へ奏達仕候事ニ御座候、抑於慶喜ハ実に謹慎之実効著然いたし、此上は於朝廷速ニ征東之進軍被為止行幸も被為止候而、以天下公議慶喜へ之御所置并会桑始へ被仰付、至当不可動之朝裁、早々被為在度奉存候」と、すでに慶喜が謝罪の実効として東叡山に退去して「謹慎」に就くと共に会津や桑名らにも処置を申し付けた旨により東征及び大坂行幸計画の見合わせ並びに慶喜に対する公平な処置及び会津や桑名らに対する「朝裁」の早期実行を請願する内容になっている。なお東征を継続する懸念として、①慶喜が「伏罪・謹慎」を実効しても東征・行幸の計画を継続すれば国内の疲弊にも繋がって世間における「朝廷」(新政府)の人氣が下落する恐れ、②慶喜が罪に伏して「謹慎」しているにも関わらず東征を継続すれば旧幕臣の反抗並びに「官軍」に所属する諸藩兵の士氣低下のみならず勝敗にも影響を及ぼす恐れ、③東征の継続は諸外国の「公法」に抵触する恐れ、以上の三点を根拠として東征中止を主張している^{八五}。

右の建言書に対して下された二月二一日の「勅答」は、「慶喜謝罪之状、東征大総督ヲ被置候上ハ右手ヲ經スシテ言上之儀ハ難被聞召筋ニ付、宜ク其順序ヲ以執奏之候ハ、思召之旨可被仰出候事」と、すでに東征の任務にあたっている大総督府に向けて申し出るよう指示が下される^{八六}。それは岩倉具視より岩倉具定(東山道総督)・同八千丸(同副総

督)に宛てられた書簡(二月二三日付)でも「慶喜モ過日越前ヲ以謝罪申立候へ共、既ニ大総督ヲ被置、東海道御進發ニモ相成候事故、於朝廷者何共難被決、則東海道へ訴願シ、大総督何分之御指揮ヲ可相待旨被仰出候事ニ候」と、同様の事情が伝えられている^{八七}。

大総督軍の編制及び進發以降に中央に対して提出された嘆願書は、大総督府への提出を命じられるようになる。当時点における慶喜の処置に関する優先権は中央ではなく大総督府にある。それは西日本平定過程において討伐軍による任務遂行の処置が委任されたことと同様の論理である。但し東征を拝命した大総督府による中止は任務の失敗を意味するため、同府による中止の選択は現実的ではない。したがって東征をめぐる徳川方と大將軍府による折衝は、徳川宗家の家名相続及び慶喜の死罪減免並びに穩便なる討伐の完遂が焦点になっていく。

第二項 東征中止をめぐる折衝②―慶喜の死罪減免及び家名存続の内定

慶応四年二月九日総裁有栖川宮熾仁親王が東征大総督、正親町公董(参与)・西四辻公業(参与兼會計事務総督)・広沢真臣(長州藩/参与兼内国事務掛)が参謀(同一二日広沢から参与西郷隆盛(薩摩藩/参与)と林通頭(宇和島藩)に交代)、穂波経度(参与加勢)・河緒実文(従五位上)が錦旗奉行に任命された。同一二日東征大総督は軍令並びに諸軍諸法度及び廟算書を諸道総督に頒布した後、同一五日京都を發進した。『有栖川宮家記』には、二月一五日熾仁親王に対して「今般、征東軍務委任之間、速ニ可奏掃攘之功事」との「勅語」及び節刀が授けられたことが記されている^{八八}。東征大総督軍の目標の第一は徳川宗家の本拠である江戸城の陥落であり、同家を始めとする東日本方面を平定した時点で任務が完了する。その大義名分は、徳川慶喜討伐令に基づく。この東征に関する軍事の委任こそ、慶喜に対する処置が大総督府に委ねられた根拠にあたる。

三月二〇日中央は、再び徳川慶喜の罪状を示すと共に私事で文書を通じること禁止する旨の布告を發した。この布告では、現状において慶喜が「恭順・謝罪之実効も更に無之、尚先供之行違等を口実といたし、剩江停軍相願候次第、朝廷を奉輕蔑候所為ニて不屈之至ニ候、対天下後世、決而御許容難被遊儀に可有之、假令御許容被為在候而も亦前条暴入之轍ニ出候哉も難計^{八九}」と、一月段階における慶喜の態度(14〜15頁)を東征継続の名分にしており、したがって嘆願の「御採用」は「御条理」においても不可能なため「人心之疑惑」を招き兼ねない私事の文通などは「逆徒」と等しく罰する旨が示された^{九〇}。その事情として三条実美・岩倉具視より大総督府参謀に宛てられた三月一九日付の書簡では「当地(京都)ニ於テ追々諸家ヨリ謝罪之儀願出候得共、惣テ御取上無之、専ラ大総督

江申出、順序ヲ以テ言上ニ相成候ハ、品ニヨリ御沙汰モ可有之旨答置申候、然ルニ今日ニ至リ、猶順逆是非之弁ニ暗ク、猥ニ謝罪ヲ申立候事奉蔑朝廷候儀ニテ甚以不相濟次第ニ有之候」(括弧引用者)と、士民に対して慶喜の重罪を再認識させることにより、改めて徳川宗家に対する離反を促す意図があつた^九。

新政府による東征の事情は、二月一五日に京都より帰国した因幡藩士松田正人の情勢分析が的確である。それは西郷隆盛との掛け合いで得られた見解であり「当時鎮撫使諸道へ被下、王化服従、勤王一途之血書迄も諸藩差出し、或ハ自ラ近領之去就を問候藩も有之候へ共、其実意を尋候へハ、皆半信半疑ナルハ顕然也、何故と申せば、徳川氏顕然、存在之内ハ如何程骨を折候而も半は徳川氏江心を寄候筈、又寄候も道理、譜代小藩杯は今日ニ於力不及故、表面をつくるふも其筈、(中略)、徳川氏を立於而ハ日本一統、王化ニ服従之実効ハ不相立との見込之旨申聞」と、徳川宗家が顕然な間は新政府に対する諸藩の恭順は不完全との見方である^九。東征を遂行すべき論理は、ここにある。

慶喜による謝罪の実効の成立をめぐつて大きな進展が見られるのは、三月初旬の駿府における旧幕臣の山岡高歩(鉄太郎)と大総督府参謀の西郷隆盛による折衝においてである。三月九日大総督府より徳川方に対して謝罪の実効としての七箇条が提示され、これらを受け入れて達成できた際には「徳川氏家名之儀」(家名存続)は「寛典之御処置」が下される旨の確約を得ることに成功した。その七箇条は、①慶喜の身柄を備前藩に預けること、②江戸城を明け渡すこと、③軍艦を残らず引き渡すこと、④軍器を全て引き渡すこと、⑤城内に居住する家臣は向島に移り「慎」こと、⑥慶喜の「妄挙」(伏見戦争)に荷担した面々は嚴重に取り調べて必ず「謝罪之道」を成立させること、⑦「鎮撫之道」が成立しても「暴挙」に至つて処置することができない者に対しては「官軍」をもつて鎮圧することとなつている^{九三}。但し慶喜の身柄を備前藩に預ける箇条は、山岡の抗議により保留された^{九四}。この実行期限は三月一五日と定められ、これらの旨は早速中央並びに東海道府や東山道府などにも通達された^{九五}。

なお二月段階で参与大久保利通より提示された処置案(意見書)は、①慶喜の「処分」は「恭順之廉」により「寛大仁恕」をもつて「死一等」を減じること、②慶喜の身柄は備前藩に預けること、③城の明け渡し並びに軍艦と銃砲も引き渡すこと、以上の三箇条の「実行」を早々にあげるよう厳然たる「朝命」を下し、もし拒否すれば「打碎」しか「条理」は存在しない旨が述べられている^{九六}。結果として大総督府より提示された要求は概ね大久保案に沿う形となつた。

江戸詰の越前藩重臣本多修理より到来した二月二八日と三月四日付の書簡により切迫した江戸の情勢（救解運動など）を得た慶永は、三月一〇日付で岩倉に対して東征軍の「御進軍」の「御指留」及び慶喜の「謝罪状」の受け入れを請願した。しかし当該階では東征の主導権は岩倉になく、東征軍の差配に委ねられるべき旨の見解をもって退けられた^{九七}。また東征の進退に関する諸道総督（東海・東山・北陸）の認識について、慶喜の嘆願書（23 頁）を受け取った東山道府は「徳川慶喜并家来共歎願書三通被致伝達及披露候処、右ハ早速朝廷へ御差出可有之、乍去今度先鋒惣督之勅命を蒙り御発向ニ付、今更私に進軍を止候事は難被遊、何分大総督官及東海・北陸両道之総督共於江戸表御会議之上可被仰渡候、尤慶喜一身之進退は朝命被為伺候上に無之而は私に御取計難相成候」と、東征は中央からの「勅命」であるため東山道府の一存で「進軍」を止めることはできないことや、慶喜の処分には中央の意思が必要である見解も述べている^{九八}。つまり東征は軍の裁量が優先され、中央との調整を経て対応が決定されることになる。

さて山岡高歩より三月一二日の結果を受けた徳川方は、次に同一四日江戸薩摩藩邸において勝義邦（麟太郎）が西郷隆盛との会談に臨む。ここでは先の折衝で大総督府より渡された七箇条の回答などを基に「寛典御処置」（戦争回避）を願い出る。この時徳川方より提示された回答は、①慶喜は隠居して「水戸表」で「慎」に就く、②城は手続きを終えた即日に明け渡す、③④軍艦・軍器は残らず整理して後日に「寛典之御処置」が下されたら「相当之員数」を残して余りを引き渡す、⑤城内に居住する家臣は城外に退去して「慎」に就く、⑥「妄挙を助け候者共」（伏見戦争の荷担者）は格別の御憐憫をもって「御寛典」として死罪があてられることがないよう望む（但し万石以上は同じく「御寛典」をもって「朝裁」が下されることを望む）、⑦「士民鎮定」については可能な限りの配慮を尽くして万一にも暴挙に出る者があり手に負えない場合は改めて願い入れ「官軍」による鎮圧を望む、などの内容になっている^{九九}。

この七箇条のポイントは、①及び③④の項目に注目したい。まず山岡の抗議により保留になっていた慶喜の処置（身柄の預け先）は大総督府より提示された備前藩はなく、実家の水戸藩への預かりを申し出ている。当時の備前藩主は慶喜の実弟である池田茂政（徳川斉昭の九男）から同章政（元備前新田藩主）に代わっていることや、慶喜の身柄を京都以西に移すことにより人質として利用されることを回避する意図が見える。また軍艦と軍器の引き渡しは、新政府方が寛典を履行するまでの引き渡しを拒否し、それが履行されたとしても安易に全ての攻撃力を放棄する意思はなく、新政府方に対する警戒心が見て取れる。

徳川方の意思を受けた西郷は、大総督府に申し述べて決定する旨を伝えた¹⁰⁰。西郷並びに東海道府参謀の木梨恒準（精一郎）ら参謀による評議により江戸城進撃の期日三月五日の延期と共に、西郷を上京させて中央による「大御評議」の「御決議」に処置を委ねる旨が決定した¹⁰¹。これより慶喜に要求すべき謝罪成立の条件について中央―大総督府間で調整に入る。駿府を発った西郷が着京した三月二〇日中央（太政官代）において三職会議が開かれる。徳川方より提示された七箇条（①〜⑦）に対しては、①「謝罪実効」が成立した際には「死一等」が宥められると共に「水戸表」における「謹慎」を許可する、②城の明け渡しは大総督府の判断に委ねること、③④軍艦はもちろん銃砲においても残らず取り納めて武器庫を引き渡し「御処置」の後で「相当」を渡す、⑤許可、⑥「罪魁」である慶喜の「死一等」が減免された際には「格別之寛典」を適用して他の者も「死一等」を減免するため「相当之処置」をして申し出ること（但し「万石以上」も同様とするが会津・桑名藩の如きは「問罪之軍兵」を差し向け、「降伏」した際には「相当之御処置」を下し、「拒戦」した際には速やかに「屠滅」）、⑦許可、以上の応答が決定された¹⁰²。

以上の謝罪の実効が徳川方において履行された際には、慶喜の死罪回避及び家名存続が実現する運びとなった。

また注目すべきは、伏見戦争の主犯格にあたる諸侯の処置である。右の⑥で名指しされている「会・桑」（会津藩と桑名藩）においては慶喜の寛典と一纏めで考えられるかという問題にあたる。桑名藩は、すでに国元的首脳部が松平万之助（藩主松平定敬の義弟）を立てて恭順すると共に居城の接収も完了していたので万之助による家名存続の実現は手堅い。そうなると問題は会津藩並びに未だ恭順の意思が不透明な藩主松平定敬の処置であり、引き続き討伐を継続して謝罪の意思をもって無抵抗で降伏したならば徳川宗家と同じく寛典の適用が示唆される¹⁰³。しかし岩倉具視は「巨魁タル者ハ一命ヲ遁ル可キ条理無之¹⁰⁴」と、三条実美においても「会桑二藩ノ如キハ巨魁ノ最タル者ニ候得者、首級ヲ軍門ニ捧ケ候而謝罪不致候半テハ実効之廉相立ト難申候¹⁰⁵」と、本件の始末を容保と定敬に背負わせることで厳刑に処す旨の論理が新政府要人において根強く存在していた。

三月二五日京都より帰還した西郷により中央の決定を受けた大総督府は、改めて五箇条に纏めた上で橋本実梁より徳川方に通達することになった。この五箇条の内の第一条は、昨年一二月以来「天朝」を欺き「兵力」を用いて「皇都」を「犯」して連日「錦旗」に「発砲」した「重罪」により「追討」の「官軍」を差し向けた旨の罪状及び処置と共に、寛典を適用するにあたっての根拠として徳川家康以来二百余年の「治国之功業」及び実父

徳川斉昭の「勤王之志業」を評価することで新政府が提示する「条件」を履行すれば「寛典」を適用して「徳川家名」の存続並びに慶喜の「死罪一等」の減免及び水戸での「謹慎」を許可する旨が明記される。第二条は、大総督府の裁量により江戸城は尾張藩が管理する旨に変えられている。^{〇六}。

四月四日まず「勅使」として東海道総督橋本実梁と同副総督柳原前光が江戸城に入城し、右の「勅旨」（付録―表2）を徳川慶喜の支族田安慶頼に伝えると共に、その履行期限を四月一日と定めた。^{〇七}。対して四月七日付で慶頼は「寛大之御処置」を拝承する意思と共に、慶喜は今月一〇日をもって水戸に退去する心組みを伝えた。^{〇八}。慶喜の身柄には四月一日江戸を発ち同一五日に水戸入りしたことで難なく履行が成立した。しかし四月上旬に旧幕府の「海陸軍一同」より東海道府に対して提出された嘆願書では「軍艦・銃砲」については徳川宗家の家名相続並びに石高や領地などが決定した後には相当数を引き渡す旨の許可を請願している。^{〇九}。徳川方においては新政府に対する警戒心から開城の際の武装の引き渡しには不服な言論が見られる。以後の徳川宗家における謝罪の実効成立は、武器類の引き渡しの履行が焦点になる（37 ～ 39 頁）。

第二節 入京禁止藩による宥免獲得の嘆願運動

第一項 戦争協力による「勤王」の実績―大垣・小浜藩の事例

1、大垣藩

慶応四年一月一三日東山道軍への所属命令を受けた藩主戸田氏共は、同総督の進発に合わせて同二日一旦帰国の途に就いた^{二〇}。同年二月から四月にかけて東山道総督の旗下で得た主な功労には、二月二日旧幕府領美濃国笠松の管理を拝命、二月四日旧幕府交代寄合竹中重固の所領の管理を拝命、二月一七日笠松に滞在する旧幕府飛驒郡代属吏の管理を拝命、三月九日薩摩・長州勢と共に旧幕臣古屋佐久左衛門（歩兵差図役頭取）が率いる反政府軍を下野国梁田宿で撃退した戦功、など^{二一}。これらの功労が評価され、当初の確約通り四月一五日氏共に対して最終処分（宥免）が下された（41 ～ 43 頁）。

2、小浜藩

慶応四年二月から五月にかけて北陸道総督の旗下で得た主な功労には、二月九日越前国内にある安房国勝山藩分領の管理を拝命、三月四日慰労を拝受、四月二四日加賀・越前・大和郡山藩と共に薩摩・長州勢を対象とした糧食・人馬継立などの任務を拝命、四月二九日吾妻橋の守衛を拝命、柳島傍近を通行する船舶の臨検を拝命、閏四月三日下総国で戦端が開いたことにより小梅村への増兵を拝命、閏四月一二日千住宿の行旅及び船舶の臨検を

拜命、閏四月下旬高倉永祐（北陸道鎮撫總督兼会津征討總督）・四條隆平（新潟裁判所總督兼鎮撫副總督）が越後に向けて進發した際の従軍、など^{二三}。これらの功勞が評価され、五月九日藩主酒井忠氏と前藩主忠義に対して最終処分（宥免）が下された（41 ～ 43 頁）。

以上、大垣・小浜両藩は、派兵による功勞を主な「勤王」の実績として宥免まで辿り着いた。

第二項 藩主の入京許可獲得と上京達成までの推移―宮津・鳥羽・延岡藩の事例

1、宮津藩

伏見戦時、藩主松平宗武及び前藩主宗秀とも在府していた。同戦時に八幡で新政府方に対する発砲の疑いが認められ、その尋問のため一月一〇日付で大坂駐留中の征討府より「宮津」に対して出頭命令が下された^{二三}。これに応じて、まず二月六日前藩主宗秀が江戸を發つた。しかしこの頃には征討大將軍が大坂より撤退し、京都に帰還していたため、その後を追って同二四日着京した。四月一三日中央より宗秀に対する尋問では、この度の上京の経緯及び未だ藩主宗武において「勤王」の態度が確認できない旨の嫌疑についての回答を迫られた。これに対して宗秀は、藩主宗武の廃棄及び宗秀の藩主復職を願ひ出た。結果として宗秀の復職は許可されなかったが、宗武が上京した後の尋問で「勤王」の意思が確認できれば寛典が下される旨の確約を得、それまで宗秀には京都での「差扣」が命じられた^{二四}。

一方の藩主宗武は、四月一九日横浜を發ち同二九日着京し、中央に対しては閏四月二日付で宗秀より宗武の上京の経緯が提出された。その結果、新政府から宗武・宗秀に対しては先だつての在国藩士と同じく元山陰道總督西園寺公望に対して「勤王」の誓紙血書を提出するよう命じられた。これに依じて宗武・宗秀とも閏四月六日付で誓紙を提出した^{二五}。このような中央による処置は、入京禁止藩の中でも宮津藩だけである。宗武・宗秀不在の本国首脳部は、山陰道府の要求に依じて誓紙などの各書面（一月二三日付）を提出することで恭順を許された過去があった。山陰道府が管轄地方の諸藩の恭順を認可する際、宮津藩の事例のように、新政府に対して不審行動が確認できる藩に対しては「勤王」の請書類に加えて起請文の提出を命じていた（118 ～ 121 頁）。中央は同府の方針に沿い、それを宗武・宗秀にも履行させることで宥免の道を開いた。

2、鳥羽藩

慶応四年二月下旬中央に提出された重臣連署の嘆願書に対しては、在府中の藩主稻垣長

行の帰国が求められた。長行は、三月一日品川より乗船して同一三日帰国した後、東海道から上京の途に就いた。その道中の伊勢国関宿を守衛する伊勢亀山藩に対して長行（三月二四日付）は、中央から入京許可を得るための周旋を依頼する嘆願書を提出した^{二六}。三月二九日中央からは、入京許可及び着京後の「慎」並びに征討の「先鋒」など「御用」の下命を請願し、「謝罪実効」が確認できれば「寛典」が下される旨の確約を得ると共に、伏見戦争に参戦した者の中でも隊長及び主要人物には嚴重に「慎」を申し付け、それ以外の者は「家法」に応じて「寛大之処置」を施す許可が下された^{二七}。入京許可を得た長行は、四月六日着京した^{二八}。

結果として鳥羽藩に対しては大垣・小浜藩のような派兵による贖罪の機会は与えられないことがなかった。但し同藩においては宥免に値する最終処分では入京禁止藩の中で唯一、派兵に代えて献金が命じられた（55 ～ 59 頁）。

3、延岡藩

二月初旬中央より藩主内藤政挙は、恭順の実効のため上京を命じられた。新政府より上京命令を受けた藩主政挙は三月五日国元を発ち、四月四日に着京すると謹慎が命じられた^{二九}。まず着京した政挙に対しては、四月一二日中央より伏見戦時における政挙在国の真偽が問われた。それに対して政挙は、当時の経緯と共に在国の事実などを説明した^{三〇}。続けて四月一四日に先の回答を基に重ねて尋問が行われた。その尋問（括弧は応答）は、

①野田口の守衛を命じられた際に徳川家監察に対して重役が上申したという「心痛」の旨趣及び仕方なく命令に応じた経緯など（↓徳川方の上京については旧幕府の参政に対して恭順の徹底を訴え、野田口の守衛は同監察に対して再び恭順の徹底を訴えたが、明確な回答を得られないまま、譜代の家格ゆえに不本意ながらも応じざるをえなかった）、②延岡藩が謹慎を命じた穂鷹内蔵進と原小太郎の罪状（↓出先の重役の誠意が行き届かず軽率な行為をとった罪科）、などである^{三一}。延岡藩の罪科をめぐる尋問では、当時の藩主の所在や罪科の認識に関する念入りな尋問が確認できる。

第三項 鶴田藩の事例―藩主の上京を果たせずして宥免を得た特殊事例

藩主松平武聡は慶喜の実弟にあたり、伏見戦争においては藩軍が竹中重固の旗下に属して新政府方に対する発砲もあった（9頁）。同藩は仮処分の中には含まれていなかったが、後に新政府から何らかの糾弾を受けるであろうことは容易に推測できた。そのため一月中旬から下旬にかけて藩主武聡の署名による贖罪のための書面を新政府に対して提出する。それは、①自身が慶喜の実弟であるため「謹慎」に就く意思を届け出る書面、②「勤王」

の意思により「御用」を拜命するため名代として「家老」を上京させる旨の書面、③備前湊に到着した帰還兵に対して「謹慎」を命じた経緯を説明する書面、④「謹慎」を命じた家臣の処置を請願する書面、などが確認できる^{二三}。この中でも慶喜の血縁であることのみで罪科が成立することはなかった。

その頃の京都では重臣河鱒監物らが議定三条実美に対して宥免を得るための周旋工作を展開していた。在京の重臣尾関当遵（家老）と伊東祐命（用人兼留守居）より同藩永井鉄太郎と新井辰蔵に宛てられた書簡（二月付）には「兩人共京地を相離兼候事故、大任ニ而何共御大儀ニ候得共、早々作州へ御下リニ而政府始有志之面々江篤と被致商量候上、徳川家朝敵と相成候後も旧轍墨守ニ而勤王之志不厚異議有之者へ者十分ニ理解申聞、其上ニも感悟不致候て次第ニ寄上下之差別斟酌無之如何様之嚴罰ニも被処、或は禁錮等被仰付君上之御素意相立勤王純一之御藩と相成候様可被計候、（中略）万々一異論者多分ニ有之、難制勢ニ候ハ、朝廷江御自訴か、又は因備御兩君江御依頼かニ而不臣を誅シ社稷を安シ候外之処置有之間敷存候、且又前文之次第不義之事ニも候ハ、兩人嚴刑を可遂候」（括弧引用者）と、早々に帰国して藩を「勤王」（新政府方）に導き、もし異論が大勢であれば「朝廷」に自訴するか、因幡藩か備前藩に対して自藩の「不臣」の誅戮を依頼する方策まで述べられている^{二三}。

国元には一月中旬に因幡藩より去就を糾問する使者が来訪した。鶴田藩は近親・近隣の交誼を頼りに因幡・備前藩に使者を派遣し、両藩へ周旋を依頼する旨の藩主武聡名義の嘆願書を提出した^{二四}。また新政府に対して提出された一連の嘆願書への回答が二月二八日に下された。それは「官軍」に対する戦闘行為により本来ならば入京禁止の処置が下されるべきだが過日以来の「謹慎」を評価して入京を許可すること、征討の「先鋒」や「御用」による「謝罪実効」が確認できれば「寛典之御処置」（宥免）が下されること、但し伏見戦争の隊長と主要人物には嚴重に「慎」を申し付け、残りは「国法」に依じて「寛大処置」を施す許可を与えること、などを述べる内容になっている^{二五}。後から新政府方に対する攻撃が露呈し、大垣藩ら入京禁止藩に準ずる処置があてられた事例である。

鶴田藩は、事後の謹慎が評価されて宥免の道が開かれた。ところが三月一三日付の嘆願書において武聡は、心疾の病気により上京は不可能であるため、とりあえず四小隊（一〇八名）を上京させることなどを申し出た。それに対して新政府からは上京の延引が許可された^{二六}。藩主武聡が上京命令を回避した真相については、在京の重臣尾関隼人らより三条実美に宛てられた三月一日付の書簡で述べられている。国元の情勢では一昨年秋に本

領を喪失して財政が困窮の状態にあるため藩主の上京により悪化が予想されることや、慶喜との肉親関係が不問とされようとも同様の立場の因幡藩主池田慶徳と備前藩主池田茂政が病気を理由に退隱を申し出ている事例に習って当方も上京を差し控えるべき旨の言論の発生を推し量っていた^{二七}。鶴田藩は藩主の上京が実現できないため、恭順の実効をあげることができないという問題が発生していた。鶴田藩重臣より因幡藩重臣に宛てられた三月一五日付の書簡は、藩主武聡の上京が実現しなければ「御謝罪之道」も貫徹せず、それは「一藩之浮沈」に関わる非常事態との認識があり、因幡藩に対して意見を求める内容になっている^{二八}。これと同様の相談を受けた備前藩は、藩主の名代として「御一族」を上京させるか、該当者がいなければ「御同姓」もしくは「御家老」を派遣させること、但し藩主が病気を押して上京して「御歎願」を申し出ることが最良である旨を返答している^{二九}。しかし鶴田藩では藩主武聡の上京実現が不可能との結論に達した。したがって閏四月二日因幡・備前の両藩に対して鶴田藩は、伏見戦争は藩主の病中に発生した不始末により全責任は重臣尾関当遵・松倉丹後・河緒監物による「三人連死」並びに藩軍の隊長を務めた佐野鎮太郎を含めた計四名の生命と引き替えに「謝罪之実効」を貫徹させる旨の嘆願書を提出した。その旨は両藩より「添書」が付されて中央（太政官）に回された^{三〇}。この申し出に対して閏四月一五日中央からは「戦争先鋒勉励仕度其志願有之候共、其費用不弁一日々々因遁打過候とも更ニ実効相立之日途無之、実ニ不得心次第を以て其重臣共其罪難逃連死を遂ケ右近将監勤王之素志段を表し国情切迫之事情撤し上候様、両藩江致依頼候儀申出之趣被聞食候」により、鶴田藩から申し出があった家老三名の中から「重立執事之者」の一名を「屠腹」（切腹）、隊長佐野鎮太郎を「永禁錮」、その他は不問とする旨の処分が下された^{三一}。同藩は、尾関当遵の生命と引き換えに宥免を得た。

本件は、伏見戦争において中央から死罪が下された稀な事例になった。しかしその裏では中央より因幡・備前藩主に対して「今般御沙汰之旨ハ重立候者一人之儀ニ付、自然三人同等、於一藩共軽重難引分次第も有之候ハ、上席之者一人其罪を負ひ、決而連死ニ不立到様可致尽力」と、「連死」の回避を要請する「御内諭」が下されていた^{三二}。戊辰戦争中、討伐軍の差配により被討伐藩の中から死罪が発生したケースは多数ある。しかし伏見戦争のみの罪科において宥免と引き替えに中央から死罪が下されたケースは鶴田藩のみであり、筆頭の徳川宗家ですら中央による死罪の判決は発生していない。そのためペナルティをめぐる他藩とのバランスが崩れる恐れのある「連死」は「賞罰嚴明」（大赦令）・寛典の基本方針において回避したい思惑があったと見られる。但し他の有罪藩と同じく藩主

の上京による謝罪なくして罪科を帳消しにすることはできないため、鶴田藩より申し出があつた家老一人の生命と引き換えに本件の幕を引いた。

第三節 官位剥奪藩による宥免獲得の嘆願運動

第一項 宥免獲得への突破口―高松藩の事例

土佐藩を中核とする討伐軍により城地が接收されていた頃、京都では興正寺撰信による高松藩救解の嘆願運動が展開されていた。一月二三・二四日岩倉・三条・坊城家ら訪問して周旋を依頼すると共に、議定三条実美に対して藩主松平頼聡の嘆願書を提出した^{三三〇}。その後参与岩倉具綱から差し出された二月四日付の書簡で興正寺に対して早々の来邸を求められ、翌五日撰信が岩倉家を訪問した。この時の岩倉具綱との面会では「高松頼聡の儀、彼地へ土州討手発向、又南海総督四条へ申出候次第、如何の手續か」との質問を受けた^{三三四}。これは、恭順の証明である重臣二名の首級を、中央から討伐命令が下された土佐藩ではなく、追討総督府に届け出た一件に関する質問である。中央では、追討総督府の処置をもとに高松藩の宥免に関する処分が検討されていた。

続いて岩倉家より興正寺に二月一日付の書簡が到来し、昨日の「太政官公論」により高松藩の最終処分が決定した旨を受けた^{三三五}。そして翌一二日再び撰信が岩倉家を訪れると、頼聡の謝罪が受諾された旨と共に、①土地・人民・城郭・器械は残らず返還して土佐勢を撤退させること、②頼聡は速やかに上京して旅宿で謹慎に就くこと（従者は一〇〇人まで）、③「東国征伐」では派兵もしくは軍資金一〇万か二〇万両の差し出しが命じられること、以上が下される見込みであることを受けた^{三三六}。興正寺が岩倉家から受けた予告通り二月一五日付で新政府からは、伏見戦争の不始末は全て出先の家老の「心得違」によるものであり、当時在国していた頼聡との直接的無関係が承認され、上京命令と共に「出兵」が下された際には「戦功」により「前罪」を償うべき旨が下された^{三三七}。つまり東征における戦功次第で宥免が下される旨の確約を新政府から得たことを意味する。そして土佐藩に対しても高松藩への城地の引き渡し及び撤収が命じられた^{三三八}。これにより頼聡は寺院を出て帰城すると共に、天守の封印及び「土州預り」の高札が取り除かれ、二月下旬には全ての土佐勢が撤収した^{三三九}。当時点において頼聡の謹慎が解除されたわけではないが、高松藩に対して実質的な領有権が返還されたことを意味する。

以上この処置は、これまでに高松藩から提出された一連の嘆願書などにより伏見戦中に藩主頼聡が在国していた事実をもって本件の主導的立場にはなかつた旨が認められたことや、同戦後は速やかに本件の責任者を処罰して謝罪の姿勢を明確に示したことが評価

された結果である。当初の官位剥奪藩に相当する罪科が修正されて入京禁止藩並のランクまで引き下げられ、官位剥奪藩とは一線を画されたことを意味する。

第二項 姫路藩の事例―三月段階における官位剥奪

姫路藩は、一月一〇日の仮処分には含まれなかった。しかし征討大將軍府により討伐のターゲットに指定され、同府より討伐の「応援」を命じられた備前藩により居城は接收された。但し居城が接收された時点で藩主の官位が剥奪されていなかったため所領の管理について曖昧な点が見受けられる。①一月二二日付で姫路藩より長州勢に対して提出された降伏証書では備前勢に居城と砲器などを預けたことを申し出ているが「是迄主人所領之地・人民等」の処置は後命を請う旨を申し伝えている^{一四〇}。姫路藩の認識として所領の差し出しが確認できない。②一月二五日追討総督府より備前藩に対しては「当城之儀、從朝廷御沙汰有之迄之間預申付候」と、中央より後命が下るまで城郭の管理を命じられている^{一四一}。しかし所領の管理に関する文言は含まれていない。③三月一四日山陰地方の討伐を終えて帰還中の山陰道総督を姫路で奉迎することになった際に、備前藩より同府に対して提出された覚書の一箇条では「謹慎中」とはいえ「政事向」は以前の通り姫路藩が取り計らっている旨を伝えている^{一四二}。

姫路藩は新政府から討伐指定を受けた桑名・高松・伊予松山・備前松山藩とは違い明確な所領没収の命令も下されることなく、開城時には藩主の官位が剥奪されていなかったことなどもあり、領有権の所在が不明瞭な事情が見られる。その後も備前藩の人手不足の問題などもあり、備前藩は城郭や砲器を管理するに止まり、民政は引き続き姫路藩が取り扱った。後に備前藩の請願が中央に受け入れられ、二月二五日姫路は兵庫裁判所の管轄となり、三月二三日同所から備前勢が撤退し、薩摩勢が城郭などの管理にあたることになった^{一四三}。

開城後の姫路藩は、在府中の前藩主酒井忠績の上京による謝罪の実効の成立を図る。しかし忠績が病気を理由に上京を拒絶したため、この時「御厄介」として同家に迎えたばかりの酒井直之助（上野国伊勢崎藩主酒井忠強の弟）が「御名代」として上京することになり、三月三日早速江戸を出立して上京の途に就いた^{一四四}。そこには依然として徳川家に忠節を誓う忠績の信念があった（48 ～ 50 頁）。

それから間もなくの三月七日他藩よりも大幅に遅れて藩主酒井忠惇に対して官位剥奪や入京禁止が下された^{一四五}。そのため道中の近江国大津宿（三月一七日着）で入京許可を請願した直之助一行に対して中央からは、同二五日入京の不許可と共に国元での謹慎命令が

命じられた^{一四六}。そのため直之助一行は三月二六日大津を発ち、同三〇日姫路に到着した
後、直之助は本徳寺に立ち退いて謹慎に就いた^{一四七}。姫路藩においては三月段階で官位剥
奪藩と同様の行動制限が付けられた。

第三章 伏見戦争の最終処分（四月から一二月段階）

第一節 徳川慶喜の事例

第一項 江戸開城と軍艦の引き渡し一件にみる新政府方の妥協点

期日通り四月一日東海道軍が江戸城に入城し、何事の変事も発生することなく江戸城の接收が完了した。しかし「（旧幕府）海陸軍一同不平之徒」（括弧引用者）による「暴挙」の可能性が払拭されることなく、厳戒態勢での受け取りとなった^{二四八}。接收した江戸城は尾張藩が、同じく器械は肥後藩が当分預かることになった^{二四九}。しかし旧幕府の海陸軍は徳川宗家の家名相続並びに石高や領地などが決定するまで「軍艦・銃砲」の引き渡しを拒絶する姿勢を堅持した。旧幕府の軍艦は海軍先鋒総督大原俊実により開陽など七隻が接收される予定だった^{五〇}。しかし旧幕府海軍副総裁の榎本武揚は密に軍艦七隻を率いて館山湾に離脱した。

海軍先鋒総督府（以下、海軍府と略す）に宛てられた書簡（四月一二日付）で榎本は、先に旧幕府の「海陸軍一同」より提出された嘆願書（29 頁）が承諾されていないことで動揺する者らを鎮撫するため、一旦品川を去り相模・安房近海で待機する旨を届け出た

^{一五}。同じように当時江戸を脱出した旧幕臣には、歩兵奉行大鳥圭介（↓国府台）や撤兵頭福田八郎右衛門（↓木更津）らがいる。開城当日には旧幕府から東海道府に対して歩兵二千人が脱走した旨の報告が届けられる^{二五二}。大原俊実より東山道総督に差し出された四月八日付の「答書」では、現状として徳川方の内実は「必戦之覚悟」であり、軍艦の引き渡しについて何の連絡もなく「不審」であるため、他とは独立して御殿山を「本陣」に定め「開戦」に備える決意を述べている^{二五三}。同じく当時の東山道府参謀板垣正形も旧幕府脱走兵に対して厳重に対処すべき旨を主張していた。しかし大総督府は、却って暴発を誘発しかねない旨を理由に却下した^{二五四}。軍艦の引き渡し一件など徳川方の不審行動については、強硬論の海軍府と東山道府に対し、大総督府と東海道府は慎重論を主張していた。

旧幕府軍艦の接收に関する交渉は、本来の海軍府ではなく東海道府が取り扱った。この「軍艦引渡一条」について東海道府より田安慶頼に対しての通達（四月一五日付）は、期日に至って当該軍艦が逃亡した始末が新政府に対する「欺罔之罪」に該当するだけでなく「寛典之御処置」が悉く「水泡」に帰す事態であることを警告する一方で、徳川宗家の家名存続が潰えるだけでなく「万国」の「賊船」になるのは不憫との理由から、当該軍艦を品川に帰して「官軍」に引き渡せば「咎」は追求しないこととし、その実行を大久保忠寛と勝義邦に「御委任」する内容になっている^{二五五}。本件には東海道府から猶予が与えられ

た。結果として東海道府からの要求は勝義邦の尽力で履行され、四月一七日該当の軍艦全てが品川に帰還した^{一五六}。

しかし東海道府に対して徳川方は、未だ軍艦から離れることを固辞する「海軍之者共」が「不都合」を醸す可能性があるため、彼らの身柄を勝義邦に預けて艦内に「謹慎」させておき、処置が済んだならば相当の軍艦の還付を請う旨の嘆願書を提出した^{一五七}。それに対する東海道府の回答は、「主家」を思う榎本の「至情」を考慮することで八隻の内四隻はそのまま徳川方に与えられ、残る四隻のみ早急に引き渡すよう「大総督宮」からの指示として伝えられた^{一五八}。つまり表向きは徳川方から八隻の接收が完了し、改めてその内の四隻を新政府方が還付した恰好になる。また四月二四日付で東海道府（参謀）は、接收した軍艦を用いて先に「脱走」した「陸軍心得違之者」を「攻撃」する意図がないことも付け加えている^{一五九}。

東海道府より四艦の引き渡し命令を受けた徳川方は、所有する軍艦の中から富士山・翔鶴・観光・朝陽の四隻を、四月二八日海軍府に引き渡した^{一六〇}。そして自動的に開陽・回天・蟠龍・千代田の四隻は徳川方へ還付されることになった。大原俊実より中央（軍防事務局）に宛てられた四月二八日付の書面は東海道府の応接で接收した軍艦の内、朝陽は蒸気釜が損壊して帆船の状態であり、観光は「廢船」だったため、受け取りには「不伏」（不服）だったが、東海道府から強いて受け取りの要請があつたので仕方なく三隻を受け取り、観光はそのまま放棄する旨を報告する内容になっている^{一六一}。

以上の軍艦引き渡し一件は、徳川方の有利に決着した。『勝安芳日記』には東海道府参謀の海江田信義の理解と尽力が大きく影響していた旨が記されている^{一六二}。戦争回避を望む大総督府と東海道府においては、徳川方にとって不利な事態を穩便に收拾しようとする努力が見受けられる。

軍艦脱走の一件について京都の岩倉具視は「軍艦逃走ノ如キハ枝葉ノミ、敢テ重キヲ置クニ足ラス」と主張し、周囲の賛同を得ていた^{一六三}。当時の大坂行幸に供奉中の三条実美・中山忠光に宛てられた岩倉具視の書簡（四月二〇日）にも、江戸開城及び慶喜の水戸退去をもって「江戸平治」（平定）と定めることで速やかなる還幸を提案する一方、「軍艦・銃砲」の譲渡かつ「逆謀」を扶助する者の処置などは未済と認識しながらも、それは「枝葉」、つまり慶喜討伐の成功とは別問題として考える言論が述べられている^{一六四}。

この時の新政府方の妥協により徳川方の手に渡った軍艦四隻は、運送船四隻（咸臨・長鯨・神速・美賀保）を加えて品川を離脱し、最終的には東北から蝦夷地に進路を執り、箱

館戦争において反政府勢力の主なる海軍力として運用される。

第二項 徳川宗家の再興

平和裏に江戸城の明け渡し完了した後の関東地方は、四月中旬の宇都宮戦争（旧幕臣大鳥圭介ら）、閏四月三日の市川・船橋戦争（旧幕臣江原鑄三郎ら）、五月一五日の上野戦争（旧幕臣渋沢成一郎ら）など、新政府に対する恭順を不服とする旧幕臣らの蜂起が發生し、治安維持においても不安定な情勢が続き、新政府方のみならず徳川方の首脳を悩ませた。そのため閏四月から五月初旬において徳川茂栄（一橋家主）及び勝義邦ら旧幕臣は、士民の心情安定のための施策として速やかなる慶喜の処分決定並びに江戸帰住及び江戸城の還付を大総督府に申し入れた^{一六五}。

その頃の中央では、四月二五日在京諸侯並びに諸藩貢士らに向けて「徳川慶喜、段々悔悟恭順之趣、愈謝罪之実効相立候ハ、慶喜之処分、且家名被立下候」により慶喜の処分並びに後継者及び秩禄高について「衆議・公論」により裁決するため意見を求めた^{一六六}。各々の意見は『大日本維新史料稿本』の表でまとめられている。付録―表4は、それを基に作成したものであり、議論の対象となつている三項目（①慶喜の処分、②後継者、③秩禄高）に関する各々の意見を整理した。次は、その三項目における意見傾向を分析したものである。

①慶喜の最終処分―慶喜の「謝罪之実効」が成立した際の議論ではあるが、慶喜の死一等を減ずる旨の文言は含まれていない。しかし死一等を減ずる寛典を前提とした意見収集であったことは大勢の理解であったと見受けられ、この段階で慶喜の死罪を求める意見は二件しかない。五箇条の要求に沿った水戸での謹慎を支持する結果が多く見受けられる。

②後継者―慶喜の「謝罪之実効」が成立した場合において家名存続が実現する前提の議論であるため、取り潰しを主張する意見は見受けられない。収集された意見は血族中より選定する旨の意見が多く見受けられるが、その場合でも個人の才能を重視すべきとする意見が目立つ。個人名では、田安家の徳川亀之助（家達）、清水家の徳川昭武（欧州派遣中）、そして前尾張藩主徳川慶勝の名があがっている。なお旧幕臣は田安家（徳川亀之助）からの相続を願ひ、尾張家からの相続は拒絶する旨の嘆願書を提出している^{一六七}。

③秩禄高―秩禄高については、徳川家の家名存続が実現することを前提とした議論である。従来の家臣を扶養するに足る程度という意見が最も多く、諸侯筆頭の大藩を許容する意趣を含む者も少なくない。

実際に下された処分内容と比べると、おおよそ多数意見を反映して決定されたことは明

確であり、新政府のキーマンによる独裁性は低い内容と判定することができる。

徳川宗家の本拠である江戸城の接收を達成した新政府方における第一の課題は、東日本方面の平定及び安定と位置づけられる。東山道総督岩倉具定・同副総督岩倉八千丸より大総督府に差し出された四月一日付の「建白」は「会賊之如キハ実ニ慶喜之逆謀ヲ助ケ候罪魁ニテ徳川氏之為ニモ大不忠之者ニ候間、断然御追討不被遊候テハ満天下之士向後朝廷之御為尽力仕候者ニ有之間敷ト奉存候」により江戸の「御処置」が定まり次第、速やかに会津城に「進軍」すべき旨を主張している^{一六八}。閏四月一日肥前藩士大木喬任・同江藤胤雄は東征による諸藩の疲弊を解消すると共に平定を確実にするための施策として、慶喜に對しては「公議」に基づき「寛仁」かつ「公明正大」なる処分を速やかに下すべきことや「東方」鎮定の証拠として行幸の敢行並びに江戸城もって「東京」と改め「東方」経営の基礎を築くことなどを申し立てる建言書を提出した^{一六九}。また大坂行幸中の閏四月四日に随行中の諸侯・諸官らに對して新政府は、慶喜による「恭順・謝罪」につき「不可赦之大罪」により「嚴謹至当」ではあるが「祖先之勲勞」を評価することで「至仁之叡慮」をもつて「寛典之御処置」が下されるにより来る七日に還幸する旨を公表した^{一七〇}。当時、榎本武揚ら旧幕臣による軍艦持ち去りなどの違約行為を小事と考える言論が中央においても多数に至っていた（37 頁）。

そして徳川宗家に對して「寛典」が下されるにつき「政事万端御委任」を命じられ京都より遣わされた三条実美（輔相兼関東監察使）が閏四月二四日江戸に到着した^{一七一}。この時に三条より大総督に示された「見込ノ箇条」（中央の見解）は、①徳川宗家の相続人は田安亀之助とする、②禄高は七〇万石とする、③「城」は「駿府」を与える、④采地を有する者は「朝臣」に登用し、なお七〇万石では撫育も困難なため徳川宗家に随従する者の他は「禄」などを相応に与える、⑤太政官から各局を移して江戸城は「朝廷」が接收する、以上の五箇条である^{一七二}。差しあたり閏四月二九日大総督府より田安亀之助に對しては、慶喜の「伏罪」により「徳川家名相続」は「祖宗以来之功勞」を評価することで「格別之叡慮」をもって田安亀之助を徳川宗家の相続者として許可すると共に、「城地・禄高」は後日の発表とする旨が通達された^{一七三}。亀之助による徳川宗家相続は、徳川方の望みに沿う人選となった。

大総督府において差しあたり相続者のみ発表された経緯について閏四月二五日付で三条より京都の岩倉具視に宛てられた書簡によれば、当時点で「禄高・城地」などを発表すれば反って「鎮定」に支障が発生するため、「賊徒」による「暴発」など不慮の事態を想定

して十分な「兵備」を整え「威武」を厳然にした上で発表する旨の心算があった。その他に同書簡では、①高家並びに「帰順」の旗下には遅速なく「等級一体」で全てに旧禄を保証して「朝臣」に登用する、②城地は駿府としては五ヶ月の期限をもって移住させる、③禄高は七〇万石、④徳川宗家で扶助できない旗下は「朝臣」に登用して扶助する、以上の四箇条についても現地の情勢に沿った独自の修正案を提示することで「勅許」を求めている^{七四}。徳川宗家からの要望である江戸城の還付は実現されなかったとしても、家臣に対する保証は最大限に考慮された素案になっている。また徳川慶喜討伐令（7頁）における「仮令賊徒ニ從ヒ譜代臣下之者タリトモ、悔悟憤發、国家之為尽忠之志有之候輩者寛大之思召ニ而御採用可被為在候」の文言を実効している点にも注目できる。

右のような素案に対して岩倉の返答は「免ニモ角ニモ御委任之儀、尚大総督宮御相談之上、如何様共御処分有之可然存候」と、これにより徳川宗家の処分における最終決定は熾仁親王や三条実美ら在府の首脳に委ねられた^{七五}。五月二四日大総督府より徳川亀之助に對しては、駿河国府中城並びに駿河国一円及び遠江・陸奥国より合わせて七〇万石を「下賜」する旨が下された^{七六}。旧幕臣に對しては、まず五月一五日在京する高家・旗本に對して「本領安堵」が發せられた^{七七}。そして同二四日には従来の官位が没収された^{七八}。五月下旬以降、「朝臣」への登用、旧禄の「下賜」、旧称を廃止して中大夫・下大夫・上士の三等を置くなど、従来の幕藩体制下に相当する身分や領有権の保証などが次々に發せられた。それは新政府に對する旧幕臣の抵抗が続く中での懐柔策である。

伏見戦争における直接的な罪科が徳川宗家の藩主である慶喜に發生したとあれば、それは「組織」（家臣団）全体にも及ぶことを意味する。そして徳川宗家の家督が亀之助に譲り渡されたことにより、「組織」としての徳川宗家の罪科は消滅して慶喜個人の罪科となり、駿河府中藩の立藩が成立するに至った。これにより従来の中央政權保持者だった徳川宗家が実質的に諸侯の列に並んだ。

第二節 諸藩の事例(1)―官位剥奪藩・入京禁止藩

第一項 有免獲得の条件

新政府より發せられた徳川慶喜討伐は、慶応四年四月一日徳川宗家の本拠である江戸城の接收並びに慶喜が水戸に退去（謹慎）したことで完遂と見なされた。その一方で新政府に對して抵抗を続ける旧幕臣の存在は「枝葉」によるものであり、慶喜の恭順とは別件として認識された（38頁）。伏見戦争における罪科の筆頭にあたる慶喜（徳川宗家）の最終処分は、同年四月四日に「勅使」（東海道総督橋本実梁・同副総督柳原前光）より手

渡された「勅旨」の第一条に記載された水戸での謹慎が結果的に該当することになる（付録―表2）。また徳川宗家に対する宥免（再興）に関する最終処分は、五月二四日大総督府より徳川亀之助に対して下された、駿河国府中城並びに駿河国一円及び遠江・陸奥国より合わせて七〇万石を「下賜」する旨の通達が該当する。

伏見戦争の有罪藩に対しても江戸城の接收を契機に順々に最終処分が下されていった。慶応四年四月から五月段階では早い順から、大垣・高松藩（四月一五日）、鶴田藩（閏四月二九日）、小浜藩（五月九日）、鳥羽・延岡藩（五月一〇日）、伊予松山藩（五月一二日）、姫路藩（五月二〇日）、宮津藩（五月二三日）、以上の九藩に下された（付録―表2）。

伏見戦争における徳川方への荷担が疑われて入京が禁止された大垣・鶴田・小浜・鳥羽・延岡藩が宥免を得るには、当該藩主もしくは相当の近親者が上京し、恭順・謝罪の趣旨を含む「勤王」の意思（戦争協力など）を明示することが必須となった。「勤王」の実効としてペナルティ的な要素を内包した派兵が命じられた際には、それを受け入れて実効をあげる。大垣・小浜藩に対しては一月段階で派兵が命じられ、鳥羽藩に対しては派兵に代えて献金が命じられた（55 ～ 58 頁）。

同戦争における徳川方の主導的立場が疑われて藩主の官位が剥奪された会津・桑名・大津・高松・伊予松山・姫路・備中松山藩は、討伐軍の派遣により城地が没収された。これらの藩が宥免の最終処分を得るには、城地の接收並びに当時の藩主の身柄確保が最低限の条件となった。

第二項 最終処分の分析(1)―入京禁止藩

1、罪状

伏見戦争において新政府方から糾弾されることになった事象は、「官軍」（新政府方）に対する発砲（交戦）の有無と、藩主の在坂である。新政府方に対する発砲が障りになった藩は、大垣・小浜・鳥羽・宮津藩である。延岡藩は、徳川慶喜より野田口警衛の命令を受けて軽はずみで藩兵を差し出した障りが指摘された。

伏見戦時に藩主が在国していたのは大垣・延岡藩、在府していたのは鳥羽・宮津藩である。この四藩は本件が出先家臣の独断であることが認められ、藩主に対しては家臣に対する「示方不行届」（教示不行届）の罪科が指摘されるに止まった。小浜藩主酒井忠氏においては同戦時に在坂していたことも障りとなった。そのため右の四藩よりも不利な処分が下される要因が揃っていた。しかし新政府においては、昨年一二月に江戸を発った忠氏が

開戦日の一月三日大坂に到着したことから、右の四藩と同じく出先家臣の独断であることが認められ、家臣に対する「示方不行届」の罪科が指摘されるに止まった。

2、処分

大垣藩は同年三月九日の下野国梁田宿における戦功など、小浜藩は北陸道軍の先鋒としての「勉励」及び忠氏・忠義による百余日の謹慎、鳥羽藩は藩主による百余日の謹慎、宮津藩は宗武・宗秀による数十日の謹慎、延岡藩は藩主による百余日の謹慎、などが評価されて「寛大之御仁恵」の適用により宥免を獲得した。但し当初の宥免の条件とされてきた派兵による戦争協力は、結局のところ大垣・小浜の二藩のみに下されるに止まった。その代わりとして鳥羽藩には一万五千兩の献金、同じく禁裏守備の要衝に位置する宮津藩には海陸の軍備及び有事の備えが命じられた。

大垣・小浜・鳥羽の三藩に対しては、右の「御寛大之旨趣」に準じて「官軍」に対して発砲に及んだ「不束」の家臣の中でも「隊長以上」の主要人物に限り「死一等」を減免して「永禁錮」を下し、その他は不問とされた。但し宮津藩は、すでに山陰道府により本件の主要人物の禁錮が解除されていたため、「永禁錮」に処す旨の文言は省かれている。延岡藩は、「官軍」に対する発砲が確認されていないため、同戦争で藩軍の隊長を務めた穂鷹内蔵進と原小太郎の「謹慎」も免除された。

加えて「官軍」に対する発砲が確認されている大垣・小浜・鳥羽・宮津の四藩に対しては、同戦争に参戦した者らが所有していた「銃砲」（または鉄砲とも）が没収された。

なお大垣藩は、伏見戦争に参戦した者の中でも隊長小原兵部・副隊長鈴木奎允・軍監筒見三郎太夫ら三名を「永禁錮」に処した^{一七九}。同じく小浜藩は当時隊長を務めていた江見求馬介のみ一名^{一八〇}、鳥羽藩は隊長・副隊長を務めた二名を「永禁錮」に処した^{一八一}。新政府からは、処罰すべき人数の指定はない。

3、その他―鶴田藩の事例

重臣尾関当遵が切腹した後の慶応四年閏四月二三日因幡・備前藩に対しては、尾関の切腹をもって藩主松平武聡の「謹慎」解除並びに一昨年以来の本領喪失による藩の困窮に対する「安堵」の処置を請う旨の嘆願書が提出された^{一八二}。同二五日新政府より武聡に対しては、伏見戦争が「重役」による「不行届」として藩主は「病中」につき無関係が認められ、今度の尾関の切腹で「謝罪」が成立したことにより武聡の「謹慎」が解除する旨の最終処分が下された^{一八三}。さらに五月一〇日には、日頃の家臣への「示方不行届」により「謝罪実効」が十分に表れるまで「領知」に関する「御沙汰」は容易に下されることはな

いとしながらも、これまでの「哀訴」を汲み取るにより「寛大之御仁恵」が適用され、美作国の内の二万七八〇〇余石の手当が下された^{一八四}。

結果として藩主の罪科は重臣の尾関が一身に背負った。また中央による裁断において伏見戦争の罪科のみで死罪が下された事例は鶴田藩のみである。それは新政府における寛典の基本方針に反する重刑であるため、罪科の軽重のバランスを調節する意図も含めて最大限の誠意を示した恰好になった。

藩主武聡は、翌年になっても病気により上京を果たすことができなかった。そのため鶴田藩は明治二年（一八六九）一月一七日付で新政府に対して名代として子息熊若丸（当時五歳）の上京を申し出たが、熊若丸が「幼稚」という理由で上京は免除された^{一八五}。明治四年（一八七一）七月一五日武聡は藩知事を免職され、八月二三日妻子ともに東京に移った。しかし病気を理由に参内は差し控えており、武聡による五箇条の誓約は確認できない。

第三項 最終処分分析(2)―官位剥奪藩（高松・伊予松山・姫路藩の事例）

1、最終処分までの経緯

④高松藩

慶応四年一月一〇日の仮処分で藩主の官位を剥奪され、城地を接收された。これまで同藩から提出された一連の嘆願書などで伏見戦中に藩主松平頼聡が在国していた事実により本件の主導的立場にはなかったことが承認され、さらに同戦後は速やかに本件の責任者を処罰して謝罪の姿勢を明確に示したことなどが評価された結果、宥免が下されるより先に二月一五日をもって実質的な領有権が返還され、入京禁止も解除された。他の官位剥奪藩は、藩の宥免が認められた段階にならなければ藩主（もしくは藩知事）の入京は許可されていない。それが入京禁止藩との大きな違いになった。つまり高松藩は、当初の官位剥奪藩に相当する罪科が修正されて入京禁止藩並のランクまで引き下げられた。新政府より上京命令を受けて二月二五日高松を発ち、頼聡は同三〇日着京して興正寺に入った。三月一日新政府より受けた献金命令一二万両の内の八万両を納付し、三月中旬には京都竹田街道及び東洞院付近の巡邏を命じられた^{一八六}。新政府により以上が評価され、慶応四年四月一五日高松藩の宥免に関する最終処分が下された（46 頁）。

⑤伊予松山・姫路藩

伊予松山藩は開城前後から主戦を思考する家中の不穏もあり、高松藩のような積極的な恭順姿勢をアピールすることができなかった。閏四月一二日の家中に対する通達では「御人数御差出、吃度御実跡被為立候思召ニ候間、其節ニ至り物議相生候而ハ不相済候儀ニ付、

此段兼而相心得可申旨、被仰出候事」と、「勤王」の実効をあげるための派兵を決意する旨の文言が含まれている^{八七}。ついては同一五日付で前藩主松平勝成より新政府に対しては、「勤王之実効」として関東の「浮浪之徒」を討伐するための「先鋒」の下命を請う旨の嘆願書が提出された^{八八}。徳川宗家の家名存続が決定した旨の情報を得て、ようやく閏四月下旬の段階に至って新政府に対する具体的な戦争協力を決意した。確認できる限りにおいて伊予松山藩が新政府に対して具体的な戦争協力を申し出た初見である。高松藩など西日本の官位剥奪藩の動向と比較すると極めて遅い判断であり、消極的な嘆願運動が特徴的である。

江戸開城時に宥免の条件を満たした伊予松山藩は、四月二九日伏見戦争で新政府より「討伐」が発せられた際の藩主松平定昭の「伏罪・謹慎」が評価され、四月二九日現時点までに同藩が各方面に提出してきた嘆願書などの写しを新政府（内国事務局）に提出するよう指示が下された^{八九}。

姫路藩においても、四月一日の江戸開城により藩主酒井忠惇と前藩主忠績の身柄は新政府の手中に収まった。同藩は、新政府に向けて積極的な恭順姿勢を押し進める本国首脳に対して、未だ在府して徳川宗家に対する忠義（封建道徳）に固執する忠惇・忠績の存在が置き去りにされていた。しかし忠惇・忠績が在府しながらも反政府集団に呼応することなく神妙に謹慎に就いていたことや、国元の家臣が主人の名義を用いて本人の意思とは異なる嘆願書を作成して提出されていたので一応恭順の体裁だけは整っていた。そのため江戸が新政府の支配圏に組み込まれたことにより忠惇・忠績の身柄が確保されると、新政府から「伏罪・謹慎」の姿勢が評価され、同日伊予松山藩と同様の指示が下された^{九〇}。この指示は、最終処分の審査に入ることを意味する。

これらの審議の結果、伊予松山藩は五月一二日新政府より最終処分として、①隠居松平勝成の藩主復職及び城地回復、②松平定昭の「蟄居」処分、③軍資金一五万両の献金命令、以上の三通が下された（46頁）。定昭を差し置いて父勝成に対して藩主復職が命じられた理由は、①定昭の罪科が現時点での藩主復帰の許容範囲を超えていたこと、②勝成は伏見戦争との関係がなく「勤王」の姿勢も明確に示されていたこと、③伊予松山藩より後継者の届け出がなかったこと、などがある。

少し遅れて姫路藩にも五月二〇日新政府より最終処分として、①直之助の家名相続及び城地回復、②酒井忠惇の「蟄居」処分、③軍資金一五万両の献金命令、以上の三通が下された（47頁）。

2、罪状・処分

④高松藩

高松・伊予松山・姫路藩の中でも、新政府方に対する発砲が障りになったのは高松藩のみである。しかし同藩は、藩主松平頼聡が伏見戦時に在国していたことから本件が出先家臣の独断であることが認可され、藩主に対しては家臣に対する「示方不行届」（教示不行届）の罪科が指摘されるに止まった。つまり当初の官位剥奪藩に相当する罪科が修正されて入京禁止藩並のランクまで引き下げられ、官位剥奪藩とは一線を画された。頼聡の罪科は、自藩の判断により当時の出先の責任者二名を処罰（切腹）したことや、派兵に代えて「御軍費金」を献納したことなどが評価された結果、「格別寛大之御仁恵」により「謹慎」の解除と共に剥奪された官位も回復された。そして大垣藩らと同じく本来ならば、「隊長以上」の主要人物に限っては「死一等」を減免して「永禁錮」が下されることになっている。しかし責任者二名は、すでに同藩により「重刑」（切腹）に処されていたため、改めて処罰が下されることもなく、残りの者らも不問とされた^{一九一}。

⑤伊予松山藩

藩主松平定昭は、慶応三年九月二三日から翌月一九日までの短期間に幕府の老中職に就いていた履歴がある。伏見戦時に新政府方に対する発砲はなく旧幕府の要職にもなかったが、定昭が在坂して徳川方に荷担したことだけでなく、同戦後に上京せずして大坂から直接帰国したことまで障りになった。最終処分における定昭の罪状は、同戦時において「官軍」（新政府方）を「匡救」すべき局面だったにも関わらず摂津国梅田村付近の守備を担当したこと、また「官軍」に対する発砲がなかったとしても迅速に上京して「天機」を伺い「御詫」すべき局面だったにも関わらず、それを無視して帰国した事実がある限り慶喜の「妄挙」を扶助した「御不審」は免れないこと、したがって「大義順逆ヲ不弁筋」により相当の処罰が下されるべきところ、「出格寛大之御仁恵」により「蟄居」の最終処分が下された。

これら最終処分にあたる三通は、五月二二日土佐藩より伊予松山藩に対して手渡され、同日夜伊予松山藩より請書が提出されたことで同二四日居城が返還された^{一九二}。藩主に復職した勝成は同二五日寺院を出て帰城し、土佐勢は同二八日撤収を完了させた^{一九三}。勝成が藩主に復職した後の六月一日自藩による本件の処分として、家老二名が隠居と蟄居、老臣一名が格下げ、目付一名と側用達一名に役免が下された^{一九四}。続いて「勤王実効」とし

て献納を命じられた「軍費金」の一五万両を同年八月二三日に完納、同三〇日摂津国住吉を警備するための一大隊の派兵を命じられ、翌月一〇日隊長長沼吉兵衛ら六〇一名が国元を発ち、一五日住吉に到着した^{九五}。そして「蟄居」の処分が下された定昭は、郊外の小荘に引き移り改めて謹慎に就いた^{九六}。この「蟄居」が解除されたのは明治二年三月六日のことであり、以後も「国務」・「家事」(藩政)への干渉を禁止する条件が付けられた^{九七}。同年一月一二日従五位が授けられるが、再び藩政に復帰するのは明治四年一月一日に家名相続が許可され、藩知事に任命されるまで待つことになる^{九八}。

◎ 姫路藩

藩主酒井忠惇は、慶応三年一二月三〇日から翌年二月五日まで旧幕府の老中職に就いていた履歴がある。伏見戦時に新政府方に対する発砲はなかったが、忠惇が在坂して徳川方に荷担しただけでなく、戦後は慶喜に随従して江戸に退去したことなどが障りとなった。最終処分における忠惇の罪状では、慶喜の「反逆」に「党与」した罪科が指摘される。しかし在国の家臣が速やかに「開城・伏罪」(恭順)したことや、在府の前藩主忠績や養子直之助も「謹慎」して「謝罪」の嘆願書を提出したことなどが評価され、伊予松山藩と同じく、「出格寛大之御仁恵」により「蟄居」の最終処分が下された。

3、再興後―イデオロギーをめぐる動向

① 高松藩

高松藩は、伏見戦争において一旦官位を剥奪された藩の中でも積極的な恭順姿勢を明示して最も順調に宥免を得た。しかしこれらの一連の行動は単に進退窮まった末の行動であり、藩における「革新」的イデオロギーの浸透とは異なる。新政府は高松・伊予松山・姫路藩に対する最終処分において「国論一定」を命じる文言を盛り込んでおり、それらに関しては新政府も十分に承知済みであった(付録―表2)。宥免後の藩主松平頼聡が藩政改革・軍備充実を実行することを理由に京都からの帰国許可を同年六月二二日付で請願したところ、七月四日新政府より下された帰国之の許可においては「近来彼是風説モ有之義、全浮言ニハ可有之候得共、(中略)、万一如何ノ義モ有之候ハ、無包早々可申出被仰出候事^{九九}」(括弧引用者)と、すでに新政府は高松藩の不穩を察知しているかのような文言が盛り込まれた。

それは明治二年九月八日家中切つての「勤王」家と評されていた執政職の松崎洪右衛門が、幕末期よりイデオロギー的対立関係にあった堀多仲(大隊令官)ら十余名に殺害された事件により明るみになった。本件は、幕末期に弾圧の憂き目にあった尊王攘夷派の系譜

である「勤王」派の松崎が中央の枢要に収まった同士らと緊密にし、過去の報復とも受け取れる暴露により新政府から人材登用の公正を迫られると、松崎は藩の要職に抜擢されたためイデオロギー対立関係にあったグループに嫌忌されて殺害に至ったものである。本件からは感情的かつ制裁的な事由が読み取れる。ついでには明治四年七月五日新政府より高松藩に対しては、事件の当事者二六名（うち三名が死罪）だけでなく、藩知事頼聡には事件の真相究明を怠った罪科により閉門四〇日、元執政・参政職ら一二名に閉門四五日、元中監察・少監察ら三九名に閉門五〇日の処分が下された。この一件は、幕末期からのイデオロギー的対立構造の払拭が容易なことではないことを端的に示す事例である。

⑧ 伊予松山藩

開城当時の伊予松山藩には、新政府に対する恭順に不満を抱き、主戦論に向いた定昭に取り巻く藩士が存在していた。同藩においては藩の最高意思である藩主松平定昭及び前藩主勝成が在国していたことが幸いし、桑名藩や備前松山藩のように、家中におけるイデオロギーの分断を免れた。また主戦論を包蔵する定昭及び確固たる恭順論を維持する父勝成の存在は、家中におけるイデオロギーの一極化を抑制しつつ、絶妙なバランスを維持し続けた。こうして徳川宗家及び東日本諸藩も次々に新政府に対する恭順を表明していくと、包蔵していた「佐幕主義」の貫徹の希望も失せ、人心も藩の安全を図る指針に落ち着いていった¹⁰⁰。

しかし宥免後も同藩は、新政府により依然として高い警戒度が維持されていた。また一五万両の献金をめぐる悶着も発生し、宥免後も決して予断を許さない状況が続いた（55～58頁）。結果として高松藩や姫路藩のように、イデオロギーをめぐる大きな騒動は廃藩置県までの間に発生していない。このような緊張状態も、家中の秩序が維持できた一因として考えることができる。

◎ 姫路藩

姫路藩は、新政府に向けて積極的な恭順姿勢を押し進める国元とは対照的に、未だ徳川宗家に対する忠義（封建道徳）を重んじる藩主酒井忠惇と前藩主忠績が在府していたため、家中のイデオロギーは東西で真つ二つに分断されていた。しかし忠惇・忠績が在府しながらも抵抗することなく神妙に謹慎に就き、国元の家臣が主人の名義を用いて本人の意思とは異なる嘆願書を作成して提出されていたので一応恭順の体裁だけは整い、さらに江戸が新政府の支配圏に組み込まれたことで両者の身柄が確保され、五月二〇日中央より藩の再興に関する最終処分が下された。

その一方で五月五日江戸の忠績より大総督府に対して提出された嘆願書では、一連の政争で諸侯の地位に落ちた徳川宗家を同情し、当家は徳川家の「臣僕」であり「主家」と肩を並べることが耐え難い心情であるため、当家は徳川家に「随従」することで「御国恩」に報いたいこと共に、所領は忠悖の罪科及び「御変革」の時節により没収を望む旨をもって「王臣」になることを拒絶した^{二〇〇}。

国元の藩主酒井直之助が、このような江戸の動静を知ったのは上京中の同年六月のことである。それは忠績より大総督府に提出された嘆願書（五月五日提出）と同趣旨の嘆願書が中央にも提出されようとしていたところから発覚し、忠績の目論見は事前に阻止された^{二〇一}。六月八日付で中央に対して直之助は、江戸―姫路間が隔絶しているため詳細な事情が掴めないとしながらも、忠績の「癩症」の持病を推し量ることで本件の弁明とし、先に大総督府に提出された忠績の嘆願書の取り消しを求めた^{二〇二}。しかしこの請願は、新政府に受け入れられることなく、忠績の「心事」の調査を命じられた^{二〇四}。直之助は、重臣を江戸に派遣して忠績の説得を試みたものの失敗したため、七月一三日忠績の願意（徳川家への隷属）が記された嘆願書と共に、その処置を「天裁」に委ねる旨の意思を届け出た^{二〇五}。

この届け出を受けた新政府は、当時の姫路藩を牽引していた家老高須隼人・本多意気揚及び河合良翰（東京滞在）の上京を命じた^{二〇六}。七月二三日一足先に入京した高須・本多兩名に対して新政府は、藩主の補佐共に別紙で名指しされた藩士小林金五兵衛ら六名及び一派の心慮を調査・断案して「厳科」に処し、家中肅正・人材登用などの藩政改革の断行を命じた^{二〇七}。この指令を帯びて帰国した高須・本多は、速やかに家中肅正に着手し、六七名（入牢七名・親類預け八名・慎引六名・叱り四四名・入牢予定二名）に対して処置を下したことや引き続き罪科の軽重に応じて嚴重に処分する旨を八月七日付で届け出た^{二〇八}。

これにより家中肅正の第一段階が完了した。続いて藩政改革を実行するため直之助の帰国が八月一七日に許可された^{二〇九}。その結果として一月二五日付で新政府に対して高須隼人は、肅正の最終段階として三〇名（自殺三名、永牢七名、役取り上げ・閉門二名、役取り上げ・謹慎二名、閉門七名、謹慎五名、叱り二名、処分保留二名）に対して処分を下した旨を届け出た^{二一〇}。

本件について中央より「東京」に宛てられた八月一九日付の書面では、姫路藩が「姦徒」（前藩主忠績の封建道徳を信奉する一派）に対して処置を下したことで「反正之形」を確認し、忠績の願意を叶える方向で評議が決着した旨を伝えている^{二一一}。新政府におい

ては、忠績の封建道徳を信奉する取り巻きを除くことで彼を無力化し、一連の戦争において抵抗も確認されていないことを考慮し、願意を叶えても実害がないとの判断が下された。こうして忠績の願意である駿河府中藩士酒井忠恕（忠悫実兄）方への身柄の引き渡しは九月一四日に認められた^{二二二}。また忠悫に対しては一月一二日駿河府中藩主徳川亀之助への身柄の「御預」が命じられ、翌年九月二八日「蟄居」が解除された後、翌々年二月三日酒井忠恕方への終身同居が許可された^{二二三}。

以上の一連の肅正により同藩のイデオロギーをめぐる混乱は収束し、「佐幕」派は勢力を失い、河合良翰ら「勤王」派が藩政の主導権を掌握した^{二二四}。明治元年一月姫路藩は河合良翰の建言を採用し、新政府に対して「藩之名称を御改、都而是迄之府県者一般同軌ニ罷成」と、版籍奉還の建白書を他藩に先駆けて提出した^{二二五}。これは先の肅正により家中のイデオロギーのバランスが崩壊し、「革新」を志向する側に一極化した結果である。

第四項 最終処分分析(3)―関東方面の官位剥奪藩（大多喜藩の事例）

1、最終処分までの経緯

藩主大河内正質は、慶応三年一二月一五日幕府老中格に任命され、伏見戦争では淀本営において自ら一小隊四〇名を率いて徳川方の指揮を執った。同戦後は、副司令官たる竹中重固（若年寄並兼陸軍奉行）らと共に大坂残留を命じられた正質が一月七日大坂に残留していた諸隊に向けて解散命令を発したあと自身も江戸に帰還、二月一日旧幕府に帰国を申請し、すぐに帰国して寺院に立ち退き謹慎に就いた。そして江戸開城後の閏四月一日東海道先鋒副総督軍により城地を接收され、当該地の管理は同一六日から同族の三河吉田藩が担当し、正質の身柄は佐倉藩に預けられた

伏見戦争で徳川方の指揮をとった正質は、当初の新政府において徳川慶喜の「反逆」を扶助した「重罪」の者の中でも最も「巨魁」と位置づけられていた^{二二六}。それは大多喜藩においても当初から正質の復帰は絶望的との見解で帰結していたため、「後嗣之者」への家名相続の許可を請う嘆願書（閏四月一三日付）、藩主家の飢渴を訴えると共に継嗣として前藩主正和の甥弘太郎を名指しして家名相続の許可を請う嘆願書（閏四月付）が副総督府に提出されている^{二二七}。しかし後継者への相続による早期の再興は実現することなく、開城から約四ヶ月間の謹慎期間を経て八月一九日に最終処分が下された。

2、罪状・処分

大多喜藩は、藩主大河内正質が伏見戦争において徳川方の総司令官としての役割を果たしたことが障りとなり、慶喜の「兇暴」を扶助した「御不審」により官位を剥奪された。

しかし慶喜が恭順した際に正質は速やかに帰国して「謹慎」に就くと共に、房総地方における「賊徒」の擾乱では正質はもちろん家臣の末々までこれに呼応した形跡もないことから、「臣諸」への教示が行き届き、「大義」を弁え、「順逆」を理解した一連の行動が評価され、「格別之思召」により正質の「謹慎」が解除されると共に従来の所領の回復が実現した。さらに同藩は、他の官位剥奪藩のように献金や所領削減のペナルティが課せられることもなく、正質は再び藩政に復帰した。

西日本方面の官位剥奪藩は、近隣諸藩との連携が図れず、孤立無援に陥り、進退極まつた末に仕方なく恭順を選択した感も否めない。しかし房総地方では、旧幕臣福田八郎右衛門を首領とする撤兵隊などが新政府に対して戦端を開き、当該地方の諸藩に向けて協力を要請していた。大多喜藩においては、請西藩や小田原藩のように反政府集団と連携して新政府に抵抗するという選択肢もあった。しかしそれを選択せず謹慎を貫いた功績が評価され、破格の寛典が適用された。

宥免が下された正質は、八月二五日謹慎先の佐倉藩を出て帰国の途に就き、九月一五日東京において大総督有栖川宮への謁見が実現し、一〇月二三日官位も返還された^{三八}。

第五項 最終処分分析(4)―備中松山・桑名藩(明治二年八月一五日の処分)

1、最終処分までの経緯

① 備中松山藩

伏見戦争の敗北を経て徳川慶喜に随従して大坂から江戸に退去した藩主板倉勝静は、慶応四年三月九日子息万之進及び藩士七〇余名と共に、縁故のある日光南照院に立ち退き、四月九日同地に進駐した東山道軍に投降して板倉父子は宇都宮藩に預けられた^{三九}。ところが四月一九日宇都宮城が反政府勢力の襲撃を受けた際、板倉父子は騒擾を避けるために再び日光に退去し、日光まで逃れてきた反政府勢力と合流して会津に向かった。

当時の備中松山藩本国は、備前藩の統治下にあった。藩主不在の本国首脳部には当初から勝静の復帰を求める施策はなく、昨年末より江戸に預けられていた後継者である子息万之進の身柄の確保を図った。しかし一旦確保された板倉父子の身柄は宇都宮戦争の混乱により一旦消息を見失っていたところ、先の宇都宮戦争において板倉父子が殺害された旨の情報が閏四月三日付で新政府に入った^{四〇}。これを機に五月九日付で備前藩は、備中松山藩に対する同情論をもって板倉家の家名存続の実現を新政府に対して請願した^{四一}。それに対して新政府からは、現時点において板倉父子の死亡は確証を得ていない情報であるため風聞が事実であれば備中松山藩の「伏罪・謹慎」を評価して「格別御寛大之品モ可有之

候条、一統致安堵、追テ之御沙汰可奉待様」と、宥免を示唆する回答が下された^{三三}。それは勝静の死亡をもって同人の罪科を帳消しとする論理である。

ところが宇都宮戦争の際に板倉父子は再び日光に避難した旨の情報が入り、両者の生存が明らかになった^{三三}。次に備中松山藩は、仙台藩か福島藩に身を寄せていると噂される板倉父子の身柄を確保するため藩士を東北に派遣する許可を請願し、それは備前藩の護送による条件付きで八月二四日に許可を得た^{三四}。板倉父子の探索に向かう面々は一〇月四日付で新政府に提出されたが、すでに東北地方が鎮定されていることを理由に一ヶ月も経たず断念を届け出た^{三五}。これは板倉父子が反政府勢力と接触している確信を得た結果である。

板倉父子の探索と同時に本国首脳部は、新たな継嗣として東京小梅村常泉寺に潜居する板倉栄次郎（五代藩主板倉勝峻の弟勝喬の五男）の擁立を画策し、密かに使者を派遣して八月一日国元に迎え入れた^{三六}。板倉父子の探索を断念した後の十一月二六日備中松山藩は栄次郎への家名相続が許可されるよう備前藩に周旋を依頼、同書面は一二月七日付で備前藩より新政府に回された^{三七}。ところが明治二年二月新政府の返答では「板倉遺臣歎願之趣、其藩ニ於テモ無余義聞取候義、最ニ者候得共、伊賀父子踪跡未相分、御所置相済不申ニ付、歎願之義、此節ニ而者、不被及御沙汰候、尤去夏被仰出候条者、猶以相心得可罷在候旨、其藩ヨリ可申達事」と、板倉父子の消息が掴めず処置も完了していない旨を理由に却下された^{三八}。つまり新政府からは板倉父子の身柄の確保なくして再興（宥免）は認められない旨が明示された。

このような八方塞がりの状況の明治二年二月下旬に子息万之進が自訴し、さらに箱館まで転戦を続けていた勝静も同年五月下旬に自訴した^{三九}。当時点において勝静が藩政に復帰する可能性は皆無に等しく、反政府勢力との接触が確認されている万之進の家督相続も完全に消え失せていた。

但し勝静の身柄が確保されたことで備中松山藩にも最終処分が目処が立った。備中松山藩より備前藩に対して提出された明治二年六月付の嘆願書は、すでに東北地方が鎮定しており「勤王之実効」を成立させるための機会が消滅することへの焦慮が見受けられ、最後の戦場になると予想される蝦夷地への従軍許可を請願する内容が含まれている^{四〇}。しかし当時点では、すでに蝦夷地も平定されていたため、請願が実現されることはなかった。入京禁止藩や官位剥奪藩の宥免をめぐる顛末では、派兵や軍資金の献納などの戦争協力による「勤王」の実効が必須とされていたことからの焦慮である。

ともあれ板倉父子の身柄が確保されたため、明治二年二月の返答通り再興に関する最終処分として、①血脈の者への家名相続及び華族列席並びに二万石の支配（安中藩知事板倉勝殷宛）、②板倉父子の「永預」処分、以上の二通が下された（54 頁）。

⑧ 桑名藩

慶応四年一月二八日居城が東海道軍により接收された後、城地の管理は尾張藩、寺院で謹慎する桑名藩士の管理は尾張・津の両藩が共同で担当することになった。藩主松平定敬の義弟万之助は、桑名から一〇キロほど南に離れた四日市宿の法泉寺に幽閉された。在国する藩士全てが寺院での謹慎を強いられた点において桑名藩は、西日本方面の官位剥奪藩の中でも嘆願運動を展開するのに最も不利な状況からのスタートになった。

まず桑名藩本国首脳部が着手したのは遠方の寺院で幽閉されたままになっている継嗣候補の万之助の安全確保であり、身柄を桑名本領の寺院に移すための嘆願書を新政府に向けて提出する^{三三}。この願意が叶う契機になったのは、桑名藩妻子の口演副書（生活の飢渴を訴え「御仁恤」を請願）と共に添付された津藩吉田六左衛門（桑名出張参謀）による四月九日付の口上書（桑名藩士の守衛に掛かる費用の負担を軽減させる方策を具申）と、さらに四月二五日付で同人より提出された同趣旨（尾張藩による一括管理など）の請願である^{三四}。これら一連の嘆願に対して閏四月三日、定敬らの「伏罪之実効」が表れるまでは容易に「御寛典」が下されることはないが、万之助ら「心得方宜敷次第」により桑名藩の重役及び要路並びに伏見戦争の帰還兵以外は寺院での「謹慎」が解除されて自宅での「差扣」が許された^{三五}。新政府においては定敬の恭順が未済である限りは藩の再興は不可能な旨が明示されたが、万之助主従の従順な姿勢を評価することにより謹慎が緩められた。結果として惣宰（政事・軍事・勝手）四名及び用人二名並びに伏見戦争の敗残兵を除いた全ての在国藩士が自宅謹慎に緩められると共に、これまで四日市宿の法泉寺に幽閉されていた万之助に対しても桑名の然るべき寺院での「謹慎」が認められた^{三六}。

続いて五月二六日新政府より桑名藩に対して国元で謹慎中の万之助らの恭順姿勢を評価する通達が届いた。それは先の寛典と同じく桑名藩の再興を妨げている原因が定敬らの恭順が未済であることを明らかにする一方、今般「徳川家相続」が実現する運びとなり「格別御寛大之御仁恵」に基づき、たとえ定敬らが「悔悟・謝罪」に至らなくとも万之助らの「心得方宜敷次第」を評価することにより「相当御沙汰之品も可有之候ニ付、一統致安堵、追而之御沙汰可奉待旨被仰出候事」と、藩の再興においても前向きな見込みが示唆された

明治元年九月二〇日からの東幸では京都―江戸間の行在所に桑名が指定された。桑名藩は東海道筋に位置しているため、東海道を通行する新政府要人をターゲットにした嘆願が展開できる利点もあった。この東幸に合わせて津藩は、「相応之御奉公」（派兵・献金など）を桑名藩に命じて汚名返上の機会を与えることで「御寛典之御沙汰」（再興）を下す旨の施策を具申した^{三三六}。また九月二八日東幸の行在所に向けて桑名藩本国首脳部からは、万之助母子の苦情や家中の艱苦による人心掌握の苦心・焦心などを訴える内容の嘆願書が提出された^{三三七}。

この東幸では、差しあたり在国の万之助主従の謹慎姿勢が評価されて金穀が下賜されることになった^{三三八}。それは岩倉具視・木戸孝允・中山忠能・大木喬任らの協議によって決定されたものである^{三三九}。木戸は、桑名藩の再興について「桑名之主越中、今賊軍ニ在テ頻ニ官軍ヲ抗ス、弟万之助其他桑名滞在之家来恭順ヲ尽ストイヘトモ、今日御所分有之而ハ、於条理モマタ千載之律不相立、（中略）、官軍兵士之情ニオヒテモマタ不安モノアラシ^{三四〇}」（括弧引用者）と、東日本において未だ新政府に抵抗を続けている定敬がいる限りは「条理」において決定を下すことはできず、また「官軍兵士」の心情も酌まなければならぬ旨の事情により再興は見送られた。

結果的に津藩及び桑名藩の願いは可能な限り善処された恰好となり、一〇月一日新政府より万之助並びに惣宰及び用人ら残る藩要職にも自宅謹慎が許可された^{三四一}。これにより万之助らに対する尾張・津藩の監視が解除された。但し尾張藩による城郭管理及び統治は継続される^{三四二}。

桑名藩の再興は、明治二年三月七日からの第二回目東幸でも新政府において検討された。車駕が伊勢国松坂に到着した三月一〇日付で議定正親町三条実愛らより輔相三条実美に宛てられた書簡では、すでに「官軍ニ抗候藩々」（東北・関東諸藩）の「御処置」も済み、去春以来深く「謹慎」に就いていようと定敬の抵抗が原因で「御処置」（再興）が下されないのは「不憫」との理由から、定敬の恭順が未済のまま後継者による再興を認める旨の方策（桑名三万石、備中松山二万石）が綴られている^{三四三}。しかしこれが契機になり、定敬の恭順が未済のまま桑名藩の再興が実現されることはなかった。これまで新政府は、伏見戦時で徳川方に荷担した有罪の当該藩主が真に恭順（謝罪）するまでは断固として宥免（再興）を許可しない方針を貫いてきた。国元の万之助らが城地を明け渡して以来、謹慎期間は約一四ヶ月を経過していた。これまで万之助ら従順な者らに対して新政府は、伏見戦争への関与の有無や身分・役職などを基準にして寺院謹慎から自宅謹慎に緩める寛

典をあててきた。また明治元年一月段階では伏見戦争の帰還兵にまで自宅謹慎が許可された^{二四四}。そうなれば次に用意できる謹慎の緩和もなくなるため、同情論を適用して新政府の妥協による幕引きが検討された。

こうして定敬の身柄は明治二年五月に確保された。備中松山藩と同じく同年八月一五日再興に関する最終処分として、①松平万之助に対する華族列席及び桑名六万石の支配、②定敬の「永預」処分、以上の二通が下された。

2、罪状・処分

徳川宗家の再興をめぐっては、徳川慶喜の恭順及び居城の明け渡しが重視され、それ以後も新政府に対して抵抗を続ける旧幕臣の存在は脱走者（離籍者）として判断され、結果的に再興に支障を来すことはなかった。しかし当時の藩主が抵抗を続けた桑名・備中松山藩は、たとえ国元が恭順しようとも後継者による再興は最後まで許可されることはなかった。つまり藩主を脱走者として認識する論理は成立しなかったことになる。

板倉父子及び松平定敬に対する処分は、伏見戦争から箱館陥落の間際まで新政府に対して抵抗し続けた罪科が指摘されていることで共通する。「天下之大典」において「厳刑」が適用されるべきところ、「出格之寛典」により「死一等」を減免し、板倉父子は安中藩への「永預」、定敬は津藩への同刑が下された。

同時に藩の再興も実現した。桑名藩においては、定敬の義弟万之助が早くから「順逆」を弁え、東海道軍に「帰順」して「謹慎」を貫いた功績が評価され、万之助の華族列席及び桑名六万石の「支配」が認められた。備中松山藩においては、継嗣万之進も処罰の対処となったため、早くから在國家臣が「順逆」を弁え、「帰降」の実効として「謹慎」を貫いた功績が評価され「血脈之者」の華族列席及び松山藩二万石の「支配」が認められ、早々に「血脈之者」を申し出るよう分家である安中藩知事板倉勝殷を通して命じられた。

桑名藩は、八月二三日尾張藩の管理下にあった城郭などを受け取り、九月二〇日上京した松平定教（万之助）に対して藩知事の任命及び従五位が授けられた^{二四五}。備中松山藩は、九月一七日備前藩の管理下にあった城郭などを受け取り、十一月二日板倉勝弼（栄次郎）に対して高梁藩知事の任命及び従五位が授けられた^{二四六}。

第六項 ペナルティ―献金による宥免獲得の端緒と政治的背景

新政府の東征における派兵の功勞（「勤王」の実効）と引き替えに伏見戦争の罪科を帳消しにする方法は大垣藩と小浜藩が端緒であり、結果的に東征の先鋒として最前線に送り込まれたのも両藩のみとなった。両藩においては一月中旬には恭順の意思を得られたため、

進発を間近に控えていた東山道軍と北陸道軍の戦力として利用された。派兵による功勞の獲得は、これが契機となり官位剥奪藩と入京禁止藩が宥免を獲得するための不可欠要素になった。しかし東征が進行するに従い、新政府においては軍資金の調達が急務になる。そのため「勤王」の実効としてのペナルティは、当初の派兵に代えて献金（軍資金の献納）の命令が下されるようになる。四月から五月段階で宥免を獲得した藩の中でも、すでに東日本方面の平定を目的とした軍事編制が終了した旨の理由をもって献金に代えられた藩は高松・伊予松山・姫路・鳥羽がある。その端緒になったのは、高松藩である。

高松藩は積極的な服罪行為や京都興正寺の尽力などが功を奏し、慶応四年二月一五日藩主松平頼聡の入京が許可され、従来の所領の統治権が回復すると共に、その後の派兵による戦功次第で宥免が下される旨の確約を得た。命令を受けて二月三〇日入京した藩主頼聡は、新政府に対して入京許可の謝意を表すると共に、「勤王」の実効として献金命令を賜りたい旨を請願した^{四七}。これら高松藩による一連の請願に対して新政府からは、ひとまず東征の編制が完了した旨により派兵に代えて「軍費金」として一二万両の献上を命じられた^{四八}。そもそも献金をもって高松藩の罪科を帳消しとする思索が確認できるのは、二月上旬の「太政官公論」である（34 頁）。

この高松藩は、「勤王」の実効としての派兵が献金に代えられて宥免を得る端緒になった。高松藩の事例では、宥免となる最終処分の前に献金（一二万両）の支払いを命じられた。しかし五月段階で藩の宥免を得た鳥羽（一〇日）・伊予松山（一二日）・姫路（二〇日）の三藩は、それと同時に献金の命令が下された。三藩とも大垣藩や小浜藩のような派兵の功勞もなく、高松藩のように献金の命令が下されていた訳でもなく新政府に対する戦争協力の実績は皆無であった。そのため新政府からは、「東北多事」（東北地方の平定）により「出兵」命令が下され、「勤王」の実効を確認した後に「寛典」が適用されるべきところ、すでに諸藩の軍勢を送り出した後である旨を理由に、派兵に代えて「軍費金」の献納が命じられた。

当時の新政府より三藩に対して献金が命じられた事情には、東日本平定をめぐる国財の逼迫があり、財源確保のために有罪藩が利用された。例えば輔相岩倉具視より参与大久保利通と軍務官判事吉井友実に宛てられた五月六日付の書簡には、国財の逼迫により金策の検討に迫られている現状において至急関東への多額の送金（二〇〇万両）が必要となり、その解決策として「本録安堵」と引き替えに姫路藩や旧幕臣などから「御用金」を調達する策を提案し、大久保は姫路藩に対する献金要求に賛成（「但十萬金」）の意向を示

した^{二四九}。ついで五月八日全国に発せられた金穀の供出を呼びかける布告では、徳川宗家の旧領の接收が完了していないことから十分な国家の収入が確保できないことに加えて戦時により支出が過大な現状であることや、献金と派兵を同等の価値とすることなどが示されている^{二五〇}。これが三藩に対して「軍費金」の献納が命じられた根拠である。

新政府より命じられた献金額は、鳥羽藩Ⅱ三万両、高松藩Ⅱ一二万両、伊予松山・姫路藩Ⅱ一五万両である。その内、入京が禁止された鳥羽藩は一萬石につき五〇〇〇両、藩主の官位が剥奪された高松・伊予松山・姫路藩は一萬石につき一萬両の割合になっている。献金額においては、罪科の軽重が考慮された。

さて一五万両もの多額の献金を命じられた伊予松山藩は、高松藩と同じく分割での支払い許可を新政府に対して求めた。新政府に対して京都留守居の吉澤勘助は、藩の疲弊などを理由にして要求額の一五万両の内の五万両を即納して残り一〇万両は逐一納付する旨の許可を六月八日付で願い出た。ところが新政府からは「先般勤王実効之為メ献貢被仰付候拾五万円不及献納、猶追テ被仰付品モ可有之ニ付、此旨可相心得候事」と、献金命令を白紙に戻す旨の回答が下された。これを受けて吉澤は、先だつての献金猶予は藩の疲弊によるもので命令を疎かにする意思是毛頭ないこと、金策を明確にすることで完納の意思があること、などを述べる嘆願書を六月一七日付で提出した。伊予松山藩の願意が受け入れられることはなかった^{二五一}。

伊予松山藩の献金をめぐる新政府の不可解な言動については、官吏山本復一の回顧が詳しい。それによると「謝罪金」を命じた伊予松山藩らに納付する気配が見られなかったため、「賊藩」に軍資金を支払わせる方法を批判する言論が噴出し、一旦は「不及献納」の処置が下されたという^{二五二}。木戸孝允は、兵士の心情を酌み、伊予松山藩や姫路藩が「償金」により「朝敵ノ大罪」が免じられる不誠実を批判していた^{二五三}。

右の言動は伊予松山藩を焦慮させた。新政府に対して藩主勝成は、本件における勝成との関連を否定してあくまで在京藩士の失態であり該当者を厳刑に処す予定であること、改めて「勤王」を誓約すると共に、一〇万両を即納した後引き続き五万両を納付する旨を申し出ている嘆願書（六月二六日付）を提出した^{二五四}。

ところが伊予松山藩に対する新政府の不可解な言動はこれだけではなかった。それは六月付で新政府（軍務局）より伊予松山藩に対して堺（摂津国）の警備に従事するため藩兵三〇〇名を早急に派遣するよう指令が下されていたものの、同二七日京都より發送された命令では「御模様も被為在候ニ付」と、理由も明確にされず急遽免除された。この事態を

受けて家中に発せられた通達では「何時出兵御沙汰ニ相成候も難計相心得居候様、且又御献金御猶予之御内願、何等之御沙汰も無之、右様之御都合如何と御恐惑御心配被遊候旨為心得申談候事」と、すでに宥免は実現したものの、「御献金」をめくり新政府の不信を買っている中、さらに派兵命令まで取り消されるといふ不可解な事態が重なり、宥免が破綻することへの焦燥感が読み取れる^{二五五}。

そして六月二六日付で提出された藩主松平勝成の嘆願に対して新政府からは、問題行動を起こした「不束」の家臣に対する「処置」の方法を申し出るよう指示が下された^{二五六}。それに対して勝成は、問題の嘆願書を提出した家老奥平弾正と留守居吉澤勘助を「割腹」に処す予定であることや、献金については六月二六日付で申し出た納付方法で納める許可を請願した^{二五七}。結果として「軍費金御猶予」の件は家老・留守居両人の「独断」であることが認められ、再度の懇願により献金命令が下されると共に、処罰の対象になった二人の「割腹」を免じられ「蟄居」があてられた^{二五八}。これを受けた伊予松山藩は慶応四年八月二三日に一五万両全額を完納した^{二五九}。

以上のように伊予松山藩においては献金の支払い方法をめぐり大いに拗れた。姫路藩の事例では「不残早々可致上納旨御沙汰候事」と、新政府より即納を命じられたこともあり、伊予松山藩のように献金の猶予を申し出ることもなく、同年六月下旬頃に一五万両全額を完納した^{二六〇}。ところが高松藩の事例では、要求額の一二万両をすぐに用意できなかったため、ひとまず八万両を納付して残り四万両は来年より三ヶ年で納付する旨を請願しており、それは間もなく許可された。こうして三月一〇日には用意済みだった八万両を納付して明治四年一月に完納した^{二六一}。また入京禁止藩の中で献金を命じられた唯一の藩となった鳥羽藩も、まず七〇〇〇両を即納して残りは来年に納付する方法を新政府に対して嘆願し、その願意は叶えられた^{二六二}。

このように献金の支払い方法をめぐっては、長期の分割払いが許された高松・鳥羽藩に対し、早期の完納を迫られた伊予松山・姫路藩とは明らかな差別が生じた。つまり伊予松山藩においては「天朝」（新政府）の命令を軽視する態度があったため、献金と引き替えに「朝敵」の罪科を帳消しにする遣り方に対して異議を唱える木戸孝允らに配慮し、命令厳守の引き締めが図られた。献金の支払い方法をめぐる一連の処置は、結果的に罪科の軽重の明示にも繋がった。

第七項 まとめ

慶応四年一月一〇日に官位剥奪の仮処分が下された藩主らに対しては、身柄確保及び居

城の接収が完了された時点で一通りの謝罪が確認できれば、藩の再興（宥免）と共に最終処分が下された。それは重い順から三段階に分類することができる。

① 永預―会津藩松平容保・桑名藩松平定敬・備中松山藩板倉勝静

② 蟄居―伊予松山藩松平定昭・姫路藩酒井忠惇

③ 謹慎を解除して藩主復職―高松藩松平頼聡・大多喜藩大河内正質

①は同戦争以降も新政府に対して執拗に抵抗し続けた罪科が加算された者、②は同戦争に関連する罪科のみで裁かれた者、③は後の事情調査により罪科の引き下げが相当と判断された事例や同戦後に格別な評価が下されるべき行動が認められた事例により藩主への復職が許された者、である。

中でも伏見戦争から箱館戦争までの戊辰戦争における始終に携わった定敬と勝静は、東北戦争で藩をあげて新政府に抵抗した容保と同じく「永預」の処分で収まった。三名とも結果的に徳川慶喜と同じく「寛典」が適用された。但し藩の再興におけるペナルティにおいては、高松・伊予松山・姫路の三藩に多額の献金（一万石につき一万両）が課せられ、会津・桑名・備中松山の三藩に支配地の削減や移転があてられた。後者においては、桑名藩が一萬石から六萬石（約五四パーセントに減少／居城の変更なし）、備中松山藩が五萬石から二萬石（四〇パーセントに減少／居城の変更なし）、会津藩が二萬石から三萬石（約一三パーセントに減少／会津から斗南に移転）の支配地を割り当てられた。三藩の支配地における石高の削減などで「寛典」に大きな差が発生した。つまり桑名・備中松山藩においては、国元の家臣が討伐軍に抵抗することなく恭順し、その後も反政府勢力に荷担することなく謹慎を貫いた功績が評価された結果である。

第三節 諸藩の事例(2)―旧幕府老中・若年寄在職者のうち江戸滞在者の事例

前節で取り上げた伏見戦争の有罪藩は、藩主や藩軍が徳川方として在坂し、同戦争における主導的立場や新政府方への発砲が疑われた面々である。中でも備中松山藩主板倉勝静と姫路藩主酒井忠惇は老中職、大多喜藩主大河内正質は老中格として旧幕府の重役に在職していたことも大きく影響して官位剥奪の対象にあげられた。

伏見戦争の罪科をめぐっては、在坂の面々の他にも在府の旧幕府老中や若年寄在職者も糾問の対象にあげられた。老中―稲葉正邦（淀藩主）・松井康英（川越藩主）・小笠原長行（唐津藩世嗣）の三人、老中格―大給乗謨（田野口藩主）・稲葉正巳（館山前藩主）の二人、若年寄―永井尚服（加納藩主）・大給近説（府内藩主）・堀直虎（須坂藩主）・京極高富（峰山藩主）・立花種恭（下手渡藩主）・石川総管（下館藩主）の六人、以上の一

一人である（付録―表5）。（幕府老中・若年寄在職者の宥免をめぐる動静は付録―表6、最終処分の文面は付録―表2でまとめた）

第一項 伏見戦争の罪科をめぐる顛末

1、淀藩

淀藩主稲葉正邦は、慶応四年二月二日旧幕府により老中職を免職され、同二六日慶喜の嘆願書を新政府に提出する任務を帯びて江戸から東海道のルートで上京の途に就いた。三月一日駿府の大総督府に向けて正邦名義の誓約書並びに通行許可を請う旨の願書を提出し、同府より上京許可を獲得した。三月二三日近江国大津宿で入京許可の請願を中央に提出した結果、「軽装」での入京許可及び当地での「謹慎」を命じられ、翌二四日着京して謹慎に就いた^{二六三}。

入京後の四月二五日新政府からは「徳川慶喜御処分之儀、追々御沙汰之趣も有之候通、正月三日以来之挙動叛逆顯然、其罪天下万民之俱ニ所知ニ而、終ニ恐多モ御親征行幸被為遊、深く被為脳（惱）宸襟候処、其砌其方事元幕府ニ於テ老中相勤居候、就而者去冬太政返上以来大變動ニ及候形行、枢要之職務ヲ以、屹度取計振も可有之筋ニ相当リ、且又慶喜東帰後ニ而も迅速恭順謝罪之実効相立不被為脳（惱）宸襟候様尽力可致筈之処無其儀彼是不都合之次第如何相心得候哉、巨細可申出様被仰出候事」と、大政奉還後の旧幕府老中職としての職務怠慢並びに慶喜の江戸帰還後においては速やかな「恭順・謝罪」の実効を怠った「不都合」を責められ、その認識に関する巨細の届け出を命じられた^{二六四}。同様の書面は、同日川越藩主松井康英（元老中）・田野口藩主大給乗謨（元老中格）・加納藩主永井尚服（元若年寄）・府内藩主大給近説（同上）に対しても配布された。これは最終処分の審査にあたる。

この要求に応じて四月二七日付で正邦は、昨年夏に病氣と力量不足を理由に申し入れた退職願は許可されなかったので仕方なく勤務し続けていたこと、伏見戦後の二月二日に退職が許可されたので病氣を押し上京の途に就いたこと、在職中に発生した伏見戦争で「宸襟」を悩ませた失態を謝罪すること、「勤王」の意思（「於勤王者二心無御座候」）であること、などを申し出た^{二六五}。

結果として閏四月五日新政府より正邦に対しては、当時の正邦が病氣療養中により職責を全うすることができなかったとしても在職中の重大局面における「落度」により「譴責」は妥当であるが、伏見戦争で在国の家臣が征討大將軍に対して速やかに「帰順」して勤労に従事した経緯は家臣に対する日頃の教示を評価することで「出格之御寛典」を適用

して「謹慎」を解除する旨の最終処分（宥免）が下された^{二六六}。

淀藩は、伏見戦争において中立を貫き、一月七日征討大將軍を居城に奉迎するなど、新政府の勝利に貢献した功労が評価され、当時の旧幕府老中・若年寄在職者の中では最も早く宥免を獲得した。

2、加納藩

加納藩主永井尚服は、慶応四年二月六日旧幕府により若年寄職を免職され、同一〇日江戸を発ち、同二一日帰国、三月一三日着京した。そして四月二五日旧幕府枢要の職務怠慢などを責められ、その認識について巨細の届け出を命じられた。この要求に応じて閏四月二日付で尚服は、当時会計奉行の職務に傾注していたので若年寄の職務からは遠ざかっていたこと、伏見戦争は遠路隔絶により慶喜の帰還後に伝え聞いたこと、在職中の「不行届」を謝罪（「奉対天朝重々奉恐入候」）すると共に寛典を望むこと、などを申し出た^{二六七}。

結果として閏四月一〇日新政府より尚服に対しては、当時の尚服が会計奉行の職務に傾注しており本役である若年寄月番の履歴がなかったとしても「無役」ではないため在職中の重大局面における落度により「御譴責」は妥当とされるが、家族一同が速やかに江戸より帰国すると共に、東山道府に対して藩兵を差し出した勤労などを評価することで「出格之御寛典」を適用して「謹慎」を解除する旨の最終処分（宥免）が下された^{二六八}。

3、田野口藩

田野口藩は、文久三年（一八六三）に本拠を三河国奥殿陣屋から信濃国佐久郡に移転した。藩主大給乗謨は、二月五日旧幕府により老中格を免職された後、同二三日江戸を発ち、三月二〇日着京、同二四日参内して天機伺いを済ませた^{二六九}。ところが翌二五日になり太政官代への出頭命令が下り、老中格の履歴について詳細の届け出を命じられた^{二七〇}。それを受けて乗謨は昨年一月一八日より病氣（傷寒）を患い自宅に引き籠もり退職を願っていた旨の弁明を述べると、新政府からは乗謨が「謝罪」が未成立のまま参内した「不都合」を指摘されて先日の参内が取り消されるだけでなく「謹慎」を命じられた^{二七一}。

本件については調査不足の不手際により、三月二九日議定徳大寺実則・参与大久保利通・同岩倉具綱・同広澤真臣が進退伺いを提出した。本件は大久保の取り計らいで実現されたため、大久保には「差扣」の処分が下され、徳大寺・岩倉・広澤の三名は不問となった。大久保の「差扣」は、翌三〇日に解除された^{二七二}。僅か一日の「差扣」とはいえ、公務多端な時節の要人が犯した些細な失態に対しても公正公平な処置が下されていたことを

証明する一件でもある。

そして四月二五日旧幕府枢要の職務怠慢などを責められ、その認識について巨細の届け出を命じられた。この要求に応じて四月二七日付で乗謨は、自身が昨年より病気を患い度々退職を申し出て職務にも携わっていないこと、慶喜帰還後も職務を果たすことができなかつたこと、本件の「不行届」を謝罪すると共に「勤王」の意思であること、などを申し出た^{二七三}。

結果として五月一三日新政府より乗謨に対しては、乗謨が昨年より病気を患い職務に携わっていなかつたことから職責を果たすことができなかつたとしても在職中の重大局面における「落度」を免れることはできず、本来ならば相当の処罰が下されるべきところ、これまでの数十日の「謹慎」と引き替えに「出格御寛典」を適用することにより最終処分（宥免）が下された^{二七四}。

田野口藩は、淀藩な加納藩のような格別の功劳なども見あたらなかつたため、両藩より一ヶ月後に相当の謹慎期間をもって本件の宥免が下された。

4、川越藩

川越藩主松井康英は、慶応四年二月二五日江戸を発ち、四月九日着京、同一四日付で提出した天機伺いの請願は却下されて「謹慎」を命じられた。そして四月二五日旧幕府枢要の職務怠慢などを責められ、その認識について巨細の届け出を命じられた^{二七五}。この要求に応じて四月二七日付で康英は、当時老中職と会計総裁に在職していたものの病気を理由に申し出た退職願いは許可されず、病気により引き籠もりがちだったため伏見戦争は後日になって伝え聞いたこと、病気と力量不足並びに今度の不祥事を理由に申し出た退職願は二月五日に許可され、上京遅延の謝罪並びに「勤王」の実効を成立させた上で「徳川家名相続」を嘆願するために上京した旨などを申し出た^{二七六}。

結果として五月一三日新政府より康英に対しては、当時病気を患い引き籠もりがちであったことから事情を把握することができず職責を果たすことができなかつたとしても在職中の重大局面における「落度」を免れることはできず「御譴責」は妥当とされるが、これまでの数十日の「謹慎」と引き替えに「出格之御寛典」を適用することにより最終処分（宥免）が下された^{二七七}。

川越藩は、田野口藩と同じく格別の功劳などもなかつたので相当の謹慎期間をもって宥免が下された。

5、府内藩

府内藩主大給近説は、慶応四年二月六日旧幕府により若年寄職を免職された後、三月四日江戸を発ち、同二三日着京、同二五日新政府より指示が下るまで「謹慎」を命じられた^{二七八}。そして四月二五日旧幕府枢要の職務怠慢などを責められ、その認識について巨細の届け出を命じられた^{二七九}。この要求に応じて四月二七日付で近説は、自身が当時の病気（肺病）により引き籠もっていたため伏見戦争は後日になって伝え聞いたこと、若年寄職は病気と不祥事により辞職したこと、本件の「不行届」を謝罪して「寛典之御所置」（所領安堵）を請うこと、などを申し出た^{二八〇}。

結果として五月一三日新政府より近説に対しては、当時病気を患い引き籠もっていたことで職責を全うすることができなかったとしても在職中の重大局面における落度を免れることはできず「御譴責」は妥当とされるが、これまでの数十日の「謹慎」と引き替えに「出格御寛典」を適用することにより最終処分（宥免）が下された^{二八一}。

府内藩は、田野口・川越藩と同じく格別の功劳などもなかったので相当の謹慎期間をもつて宥免が下された。

6、須坂藩

須坂藩主堀直虎は、若年寄在職中の慶応四年一月一七日江戸城中で自刃した。須坂藩重臣より東山道府に対して提出された三月一〇日付の届け出では、大坂より江戸に帰還した慶喜に対して直虎が国家への誠意をもって諫争したが採用されなかったことで節義により自刃に至った経緯を説明されている^{二八二}。

直虎の死亡により須坂藩重臣は、三月二四日付と四月三日付で実弟養子の恭之進（直登）への家督相続を請願した^{二八三}。これに対して中央（内国事務局判事）は、閏四月一五日付で大総督府（同府下参謀）へ直虎の自刃の真相調査を依頼した^{二八四}。その返答として五月四日付で参謀西四辻公業と同穂波経度（江戸）より議定・参与（京都）に宛てられた書簡では、慶喜の反情に対する諫争が採用されず直虎が自刃に至ったことは明白であり、東山道府からも確認を得、「神妙之振舞一同歎美仕候次第」との賞賛もって早々の寛典の適用を要請している^{二八五}。

結果として五月一四日新政府より恭之進に対しては家督相続の許可が下された。須坂藩は、当時若年寄に在職していた藩主直虎が糾問の対象にあげられたものの、当人が自刃により死亡したため、その経緯の正当性により寛典が適用され、後継者への家督相続（宥免）が許可された^{二八六}。

7、館山藩

館山藩主稲葉正善は、慶応四年三月一六日国元を發ち、同二五日着京、新政府の命令を受けて四月三日前藩主稲葉正巳と藩主正善の履歴を提出した。三月二八日付で静出した天機伺いなどの請願に対しては、正巳が老中格に在職していた履歴が障りになり指示が下されるまでの「差控」を命じられた^{二八七}。続いて閏四月一九日には当時の正巳が旧幕府枢要に在職していた際に発生した職務怠慢などが責められると共に、国元において「賊徒」(関東の反政府集団)に与している疑惑について巨細の届け出が命じられた^{二八八}。この要求に応じて閏四月二〇付で正善は、国元の前藩主正巳には三月上旬に「慎」の指示を伝達したこと、正巳と賊徒は無関与を推測するも昨今の関東においては「賊徒」屯集の形勢もあり事実調査のための暫時の猶予を請願すること、などを申し出た^{二八九}。

この請願は、五月七日に許可が下された^{九〇}。ところが本件の結末として明治一二年二月二七日付で元藩士より修史館に提出された書面には、閏四月二一日事実調査のため京都より家臣が国元に派遣され、正善に対する糾問の一件は正巳に伝達されたものの、正巳が病気を理由に上京を引き延ばしている間に「御不審」が解かれて糾問は免じられた旨が述べられている^{九一}。正巳に対する不審が解かれた実情は不明だが、結果として五月一四日正巳に対して最終処分(宥免)が下された。それは「多病」により職責を果たすことができなかつたことや「朝裁」に服する姿勢により国元に退去した後「蟄居・謹慎」に就いていたとしても在職中の重大局面における「落度」は免れることはできないものの、本件は藩主正善の「帰順」及び上京により「出格御寛典」を適用して謹慎が解除(宥免)された^{九二}。同じく謹慎中の藩主正善に対しても、すでに謹慎期間が数十日を経過した旨により「格別御寛典」が適用されて同日に解除された^{九三}。

館山藩は、前藩主正巳が反政府集団に与することなく国元に退き服罪に就いたことや藩主正善が上京して恭順の意思を示して正巳の服罪を代行したことなどが考慮された。

8、峰山藩

峰山藩主京極高富は、慶応四年二月一四日旧幕府より若年寄職を免職された後、四月二六日江戸を發ち、閏四月一五日着京した。それより先に養子高陳が名代として二月二八日江戸を發ち、三月一九日着京し、翌二〇日天機伺いを済ませた。着京後の高富は「御取糺之趣も有之」により閏四月一七日「謹慎」を命じられ、さらに高陳に対しても「差扣」が命じられた^{九四}。そして閏四月一九日旧幕府枢要の職務怠慢などを責められ、その認識について巨細の届け出を命じられた^{九五}。この要求に応じて閏四月二〇日付で高富は、自身が病気により退職を申し出て養生していたので「恭順・謝罪」の実効を果たせなかつたこ

と、そのことで「不都合」が生じた「不行届」を謝罪すること、これまでに国元より重臣及び藩兵（二九名）などを派遣させたことや名代として養子高陳を上京させて「御誓約」も済ませたこと、などを申し出た^{二九六}。

結果として五月一四日新政府より高富に対しては、上方の情勢を把握できなかったことから職責を果たせなかったとしても在職中の重大局面における「落度」を免れることはできず「御譴責」は妥当だが、速やかに名代として養子高陳を上京させて「恭順・謝罪」の実効を成立させたことを評価して「出格御寛典」を適用することにより最終処分（宥免）が下された^{二九七}。そして高富の謹慎解除により五月二〇日高陳の「差控」も解除された^{二九八}。

峰山藩では事前に養子高陳が上京して服罪を代行したことなどが評価された結果、藩主高富の上京後まもなくして宥免を得た。

9、唐津藩

唐津藩世嗣小笠原長行（藩主長国の養子）は慶応四年二月一〇日旧幕府により老中職を免職された後、反政府勢力の一員として箱館まで抵抗を続けた。そのため閏四月八日足跡不明の状況が反政府勢力との結託と見なされて官位剥奪が下され、戊辰戦争が終結した後も東京で潜伏し続け、明治五年七月に至って自首した。

一方で唐津藩主小笠原長国は、伏見戦時に在国していた。二月一日付で長崎会議所に対して唐津藩重臣は、世嗣長行の職務について「東西懸隔」により国元とは一切無関係であること、汚名返上のため「朝敵御追伐」の「先鋒」を賜りたい旨を請願すると共に、長国と長行が親子関係を断絶すること、などを申し出た^{二九九}。この旨は二月一四日中央へも提出された。それに対して同一八日議定岩倉具視からは、長行による「朝命違背」の罪科は江戸―唐津間が長距離により国元とは無関係であっても「勤王之実効」が成立するまで宥免は保留すること、そして長行に対する処置として「割腹」もしくは国元での「籠居」（蟄居）を要求する内容が提示された^{三〇〇}。

この要求に対して二月二〇日付で唐津藩は、江戸において長行の老中職が免職（二月一〇日）になったため、その身柄は国元が引き取り「義絶」した後に「謹慎」を命じる旨の意向を伝えた^{三〇一}。つまり長国は、世嗣長行の罪科に対して国元との無関係並びに先鋒（軍事協力）の請願及び親子関係の断絶もって藩の宥免を試みるが、新政府からは不審及び責任の所在が国元にもあることが示された恰好になった。

長国は前年の上京命令に従い、二月二三日国元を発ち、同二七日着坂した。三月五日長

国に対しては、入京許可及び「謹慎」が命じられると共に「謝罪之実効」をもって宥免が下される旨が示された^{三〇三}。これ受けて長国は、三月一二日入京して謹慎に就いた^{三〇二}。

新政府に対して閏四月五日付で唐津藩重臣は、長行の足跡を見失った現状で同人の身柄を引き取ることは不可能であるため、それに代えて「朝命遵奉」として「御征討之先鋒」もしくは「別段相応之御用」を賜りたい旨を請う嘆願書を提出した^{三〇四}。この請願に対しては、閏四月五日付で軍務局より東山道第二軍（総督西園寺公望／同日編成／反政府勢力の掃討）への所属命令が下され、次いで領内において生産された石炭を兵庫へ輸送（買上）する任務が同二九日付で命じられた^{三〇五}。さらに唐津藩は、五月四日付で「御奉公」として自主的に軍艦用の石炭五百万斤の「献上」まで申し出、それに対しては「奇特之至二候」と賞賛をもって許可された^{三〇六}。

結果、五月一四日新政府より長国に対しては、数十日の謹慎並びに長行が「脱走」（反政府勢力に荷担）した罪科に対する「謝罪実効」としての派兵及び石炭の調達などの命令を拝承した「勤王之素志」は評価できるものの、長行の老中在職中「不束」に対して前もって成すべきことを怠った「落度」は免れず、相当の「譴責」が下されるべきところ、その後の言動を評価して「出格御寛典」適用して「出格御寛典」を適用することにより最終処分（宥免）が下された^{三〇七}。

世嗣長行が旧幕府老中に勤役していた時に発生した伏見戦争において然るべき対応を怠った罪科に対して新政府は、国元の養父である藩主長国に対しても教示不行届に該当する罪科を示した。本来であれば長国の上京及び数十日の謹慎をもって宥免が許可されるべきところ、長行が反政府勢力の枢要として新政府に対して抵抗を続けたため、結果として派兵や石炭調達などの功労を「謝罪実効」として総合的に評価することにより本件の当事者である長行の恭順が未解決のまま、藩に対して宥免が下される恰好になった。換言すれば、長行の罪科が藩から切り離されて個人（脱藩者相当）の罪科になった。但し長国に対しては、引き続き長行の搜索と捕縛の指令が下された^{三〇八}。

一〇、下手渡藩

下手渡藩主立花種恭は、慶応四年一月一〇日旧幕府により若年寄から老中格兼会計総裁に任命され、二月五日老中格を免職されると、三月六日江戸を発ち、同一三日帰国、閏四月一八日着京した。そして翌一九日種恭に対する「謹慎」と共に旧幕府枢要の職務怠慢などを責められ、その認識についての巨細の届け出を命じられた^{三〇九}。この要求に応じて閏四月二〇日付で種恭は、上方との「遠路懸隔」により後日に伏見戦争を伝え聞いたこと、

上京の遅延は江戸の旗本並びに領内の鎮静にあたっていたことが原因であること、などを申し出た^{三〇}。

結果、五月一五日新政府より種恭に対しては、上方の情勢を把握できず職責を果たすことができなかったとしても在職中の重大局面における「落度」は免れず「御譴責」は妥当であるが、「出格之寛典」により「謹慎」を解除する旨の最終処分（宥免）が下された^{三一}。

結果的に種恭の謹慎期間は一ヶ月弱となった。この一兩日中に京都で処分待ちになっていた他の同罪者全員に対して宥免が下されていたことや、下手渡藩には特別憂慮すべき罪科も見あたらないため、これらとの噛み合いで宥免が下された。また新政府に対しては種恭が領内の騒擾を鎮静させてから上京に就く旨を三月二三日付で届け出て上京遅延の許可を事前に得ていた^{三二}。このように上京遅延の正当性を十分に得ていた事情もある。

一、下館藩

下館藩主石川総管は慶応四年二月一九日若年寄を免職され、三月上旬水戸藩の不穏な情勢に備えて江戸より帰国した後、反政府勢力の襲来を受けて四月二〇日水戸藩へ退去して五月一九日帰国した。そして八月一二日付で中央に対して下館藩重臣は、大総督府より所領近傍の取り締まりを命じられたため、総管の上京猶予が許可された事情を届け出た^{三三}。この時点で総管以外の同罪者全員が宥免を得ていた。そして東幸により一〇月一日国元を発ち、同三日東京到着、同五日大総督有栖川宮に謁見し、同一四日当地で天皇への天機伺いを済ませた^{三四}。

しかし総管に限っては、若年寄在職時の罪科が新政府より糾弾された形跡が確認できない。当時の下館藩は、慶応四年四月から一〇月にかけて要衝の守衛や物資の輸送など多くの任務に従事していた。それらは十分な功勞であることから時間の経過と東北地方の騒乱と共に忘却された。

第二項 比較検討

当該者（及び相当の近親者）が大政奉還以降の上京命令を果たすと、新政府より謹慎を命じられた後、江戸開城の節目を経て在職中の履歴の提出を命じられ、最終処分の審査に移された。この審査では、提出された履歴において「勤王」（及び謝罪）の意思が含まれていることが「寛典」を適用する重要な要素になった。

最終処分においては、老中か若年寄かの違いによる罪科の軽重は見られない。また新政府より大政奉還以降の職務怠慢並びに慶喜の江戸帰還後に伏見戦争における速やかな恭順

と謝罪の実効を怠った不都合を責められた際、各々より提出された履歴においては当時病
気療養中や江戸―上方間の遠路懸隔による事情不知などにより職責を果たすことができな
かった情実を弁明としているケースが目立つ。しかしそれらの弁明に対して新政府は一貫
して在職中の重大局面における落度を提示し、それだけでは決して譴責の対象から除外す
ることなく厳格に対処した。

次は、各々に対して下された最終処分の特徴を、(1)・(2) (a)・(b)・(c) ・(3)の三段階に
分けて整理した。

(1)淀・加納藩は、同罪の他藩より一ヶ月ほど早い閏四月上旬に宥免が下された。淀藩は、
結果的に伏見戦争で中立を貫き、一月七日征討大將軍を淀城に奉迎した功勞が評価された。
加納藩は、家族一同が速やかに江戸を退去して帰国したことや東山道総督府への帰順並び
に派兵と勤勞が評価された。それは両藩の「勤王」の姿勢が格別な好評価を受けた結果で
ある。

(2)田野口・川越・府内藩、須坂・峰山・館山・唐津藩、下手渡藩、以上の八藩は五月中
旬に宥免が下された。

④ 田野口・川越・府内の三藩は、淀・加納藩のように目立った勤勞はなく、本件の当事
者による数十日の謹慎期間をもって宥免が下された。

⑤ 須坂・峰山・館山・唐津四藩は、宥免において間接的な事情を含んでいる点が共通し
ている。須坂藩は、当時若年寄在職中の藩主堀直虎が自刃し死亡したのでその経緯の正当
性をもって直虎の宥免を得ることにより後継者への家督相続が許可された。館山藩は、本
件の当事者である前藩主稲葉正巳（老中格）が旧幕府軍に与することなく国元に退去して
謹慎に就き、さらに藩主稲葉正善が上京して恭順の意思を示し、数十日の謹慎をもって正
巳の服罪を代行することで宥免を得た。峰山藩は、前もって養子高陳が上京して謝罪・恭
順を代行することで本件の当事者である藩主京極高富の上京後まもなくして宥免を得た。
唐津藩は、なおも世嗣長行が反政府勢力の枢要として新政府に対して抵抗を続けたので結
果として藩主小笠原長国の上京及び数十日の謹慎並びに「謝罪実効」として派兵や石炭調
達などの功勞を総合的に評価することにより本件の当事者である長行の恭順が未解決のま
ま藩に対して宥免が下される恰好になった。

⑥ 下手渡藩は、藩主立花種恭に対して下された最終処分が宥免（謹慎解除）が下される
に至った理由が明確に述べられていないのが特徴である。この一両日中に京都で処分待ち
になっていた他の同罪者全員に対して宥免が下されていたことや特別憂慮すべき罪科も見

あたらず、これらとの嘯み合いをもって宥免が下された。また新政府に対しては種恭が領内の騒擾を鎮静させてから上京に就く旨を三月二三日付で届け出て上京遅延の許可を事前に得ていた事情もある。

(3) 下館藩は、藩主石川総管が慶応四年四月二〇日反政府勢力の襲来を受けて水戸藩へ退去した後、五月一九日に帰国した経緯がある。後の総管は、東幸に合わせて一〇月三日東京に到着、同一四日当地において天皇への天機伺いを済ませた。しかし総管に限り若年寄在職時の罪科が糾弾された形跡が確認できない。下館藩には慶応四年四月から一〇月にかけて新政府に対する数々の功労があり、時間の経過と東北地方の騒乱と共に忘却された。

- 「御沙汰書」(『稿本』三一三一(請求番号〇一七〇・五・三〇九六)明治元年一月七日条)二〇五丁。
- 「大赦令」(『稿本』三一四六ノ一(請求番号〇一七〇・五・三一三)明治元年一月一五日条)九丁。
- 拙著『戊辰戦争と「朝敵」藩』(八木書店、二〇一一年)二一頁。
- 「参与役所達」(『稿本』三一三二(請求番号〇一七〇・五・三〇九七)明治元年一月八日条)七七〇七八丁。
- 「御沙汰書」(『稿本』三一三六(請求番号〇一七〇・五・三一〇二)明治元年一月一〇日条)一〇〇一二丁。
- 「御沙汰書」(『稿本』三一三六(請求番号〇一七〇・五・三一〇二)明治元年一月一〇日条)一三丁。
- 「(丁卯十月ヨリ戊辰二月迄)諸御達并願伺書」(『大河内信古家記』乾、東史)三九〇四〇丁。
- 「統徳川実紀」第五篇(『新訂増補』国史大系』五二、吉川弘文館、一九六七年)三七三〇三七四頁、「会津藩序記録 在藩重臣宛」(『稿本』三一八三(請求番号〇一七〇・五・三一六二)明治元年二月四日条)九三〇九五丁。
- 「統徳川実紀」第五篇(前掲)三七七・三七九〇三七八〇頁。
- 「統徳川実紀」第五篇(前掲)三八〇〇三七八一頁。
- 「艱難実録」(『岡山県史』二六、岡山県、一九八三年)八一五〇八一六頁。
- 「御沙汰書」(『稿本』三一三六(請求番号〇一七〇・五・三一〇二)明治元年一月一〇日条)一四丁。
- 「柳原前光輓誌」(東史)一〇丁。
- 「諸御達願伺書上(自戊辰正月至戊辰十月)」(『池田章政家記』乾、東史)二一〇二二丁、「御達(戊辰正月ヨリ同七年ニ至ル)」(『浅野長勲家記』四、東史)四〇五丁、「記」(『山内豊範家記』一、東史)二七〇二八丁。
- 「太政官達 伊達慶邦宛」(『稿本』三一五二(請求番号〇一七〇・五・三一二一)明治元年一月一七日条)二丁。
- 「征討大將軍府達 鹿兒島以下六藩宛」(『稿本』三一三七(請求番号〇一七〇・五・三一〇三)明治元年一月一〇日条)七六〇七七丁。
- 「四国中国追討総督・駿府鎮撫使・奥羽追討平潟口総督概略」(『四条隆謨家記』、東史)二丁。
- 「姫路討伐始末」(『姫路市史』一一下、姫路市、一九九九年)八五八頁。
- 「姫路討伐始末」(前掲)八六〇頁。
- 「姫路討伐始末」(前掲)八六六頁。
- 「姫路討伐始末」(前掲)八七五頁。
- 「(鳥取藩大阪留守居)林善八用状」(『稿本』三一四三(請求番号〇一七〇・五・三一〇九)明治元年一月一三日条)一〇四〇一〇六丁。
- 「中国四国追討総督達」(『稿本』三一五〇(請求番号〇一七〇・五・三一一九)明治元年一月一六日条)五四〇五五丁、「四国中国追討総督・駿府鎮撫使・奥羽追討平潟口総督概略」(『四条隆謨家記』、東史)三〇一二丁。
- 「(高松藩士綾野義賢)微衷秘記」(『稿本』三一五七ノ二(請求番号〇一七〇・五・三一二七)明治元年一月二〇日条)一〇一丁。当時、京都・大坂・兵庫・姫路間を往来していた石原猶介(薩摩藩士)より郷里に差し出された二月二日付の書簡では「桑名・高松・松山、諸所も不殘降伏、唯今ニ而者箱根より此方ニ者向ふ者一人も無之」と、すでに西日本方面の平定は完了した旨の見解を伝えている(『薩藩本府一番大砲隊長』石原猶介書翰 郷里宛)、『稿本』三一五〇(請求番号〇一七〇・五・三一一九)明治元年一月一六日条、八一〇八三丁)。
- 『復古記』一(東史)七九七頁、

- 六六 『東山道先鋒總督府叢紙』一(東史)三三〇・三五五丁。
 六七 『稿本』三一三二(請求番号〇一七〇・五・三〇九七)明治元年一月八日条)五一
 六四丁。
 六八 『御沙汰書 諸藩宛』(『稿本』三一三六(請求番号〇一七〇・五・三一〇二)明治
 元年一月一〇日条)一〇八丁。
 六九 『徳川慶喜奏聞書』(『稿本』三一三二(請求番号〇一七〇・五・三〇九七)明治元
 年一月八日条)九一丁。
 七〇 『徳川慶喜書簡 松平慶永宛』(『稿本』三一五二(請求番号〇一七〇・五・三一二
 一)明治元年一月一七日条)一四五丁。
 七一 『旧幕府大目付触』(『稿本』三一五六(請求番号〇一七〇・五・
 三一二五)明治元年一月一九日条)三二〇・三五五丁。同じ頃慶喜より津藩主藤堂高猷と
 継嗣高潔に対して祖宗以来の旧勲・忠厚の遺志を継ぎ、「有志之列藩」と共に「朝
 敵」の汚名を雪ぐための尽力を依頼する旨の書簡も存在する(『旧津藩近世事蹟』五、
 東史、一五〇・一七二丁)。
 七二 『稿本』三一五六(請求番号〇一七〇・五・三一二五)明治元年一月一九日条)一一
 〇・一二五丁。
 七三 『前橋藩序記録』(『稿本』三一四二(請求番号〇一七〇・五・三一〇八)明治元年
 一月一二日条)七二〇・七六四丁、「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄)御達事并諸願伺届事蹟
 等之調書」(『酒井忠宝家記』一、東史)二五五丁。
 七四 『戊辰日記(明治元年正月)』(『稿本』三一四二(請求番号〇一七〇・五・三一〇八)明治元年
 一月一二日条)七二〇・七六四丁、「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄)御達事并諸願伺届事蹟
 等之調書」(『酒井忠宝家記』一、東史)二五五丁。
 七五 『静寛院宮日誌』(東史)五〇六丁。
 七六 『戊辰日記(明治元年正月)』(『稿本』三一四二(請求番号〇一七〇・五・三一〇八)明治元年
 一月一二日条)七二〇・七六四丁、「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄)御達事并諸願伺届事蹟
 等之調書」(『酒井忠宝家記』一、東史)二五五丁。
 七七 『岩倉公実記』中(皇后宮職、一九〇六年)二八七・二九〇頁。
 七八 『岩倉公実記』中(前掲)二八九頁、「松平慶永書翰 岩倉具視宛」(『稿本』三一
 六七(請求番号〇一七〇・五・三一〇四)明治元年一月二六日条)四五五丁、「戊辰日
 記」(東史)一〇〇・一〇一・一〇二・一〇三・一〇四・一〇五・一〇六・一〇七・一〇八・一〇九・
 一一〇・一一一・一一二・一一三・一一四・一一五・一一六・一一七・一一八・一一九・一二〇・
 一二一・一二二・一二三・一二四・一二五・一二六・一二七・一二八・一二九・一三〇・一三一・
 一三二・一三三・一三四・一三五・一三六・一三七・一三八・一三九・一四〇・一四一・一四二・
 一四三・一四四・一四五・一四六・一四七・一四八・一四九・一五〇・一五一・一五二・一五三・
 一五四・一五五・一五六・一五七・一五八・一五九・一六〇・一六一・一六二・一六三・一六四・
 一六五・一六六・一六七・一六八・一六九・一七〇・一七一・一七二・一七三・一七四・一七五・
 一七六・一七七・一七八・一七九・一八〇・一八一・一八二・一八三・一八四・一八五・一八六・
 一八七・一八八・一八九・一九〇・一九一・一九二・一九三・一九四・一九五・一九六・一九七・
 一九八・一九九・二〇〇・二〇一・二〇二・二〇三・二〇四・二〇五・二〇六・二〇七・二〇八・
 二〇九・二一〇・二一一・二一二・二一三・二一四・二一五・二一六・二一七・二一八・二一九・
 二二〇・二二一・二二二・二二三・二二四・二二五・二二六・二二七・二二八・二二九・二三〇・
 二三一・二三二・二三三・二三四・二三五・二三六・二三七・二三八・二三九・二四〇・二四一・
 二四二・二四三・二四四・二四五・二四六・二四七・二四八・二四九・二五〇・二五一・二五二・
 二五三・二五四・二五五・二五六・二五七・二五八・二五九・二六〇・二六一・二六二・二六三・
 二六四・二六五・二六六・二六七・二六八・二六九・二七〇・二七一・二七二・二七三・二七四・
 二七五・二七六・二七七・二七八・二七九・二八〇・二八一・二八二・二八三・二八四・二八五・
 二八六・二八七・二八八・二八九・二九〇・二九一・二九二・二九三・二九四・二九五・二九六・
 二九七・二九八・二九九・三〇〇・三〇一・三〇二・三〇三・三〇四・三〇五・三〇六・三〇七・
 三〇八・三〇九・三一〇・三一〇丁。
 四〇 『神山郡廉日記』二(東史)一四〇・一四一・一四二・一四三・一四四・一四五・一四六・
 一四七・一四八・一四九・一五〇・一五一・一五二・一五三・一五四・一五五・一五六・一五七・
 一五八・一五九・一六〇・一六一・一六二・一六三・一六四・一六五・一六六・一六七・一六八・
 一六九・一七〇・一七一・一七二・一七三・一七四・一七五・一七六・一七七・一七八・一七九・
 一八〇・一八一・一八二・一八三・一八四・一八五・一八六・一八七・一八八・一八九・一九〇・
 一九一・一九二・一九三・一九四・一九五・一九六・一九七・一九八・一九九・二〇〇・二〇一・
 二〇二・二〇三・二〇四・二〇五・二〇六・二〇七・二〇八・二〇九・二一〇・二一一・二一二・
 二一三・二一四・二一五・二一六・二一七・二一八・二一九・二二〇・二二一・二二二・二二三・
 二二四・二二五・二二六・二二七・二二八・二二九・二三〇・二三一・二三二・二三三・二三四・
 二三五・二三六・二三七・二三八・二三九・二四〇・二四一・二四二・二四三・二四四・二四五・
 二四六・二四七・二四八・二四九・二五〇・二五一・二五二・二五三・二五四・二五五・二五六・
 二五七・二五八・二五九・二六〇・二六一・二六二・二六三・二六四・二六五・二六六・二六七・
 二六八・二六九・二七〇・二七一・二七二・二七三・二七四・二七五・二七六・二七七・二七八・
 二七九・二八〇・二八一・二八二・二八三・二八四・二八五・二八六・二八七・二八八・二八九・
 二九〇・二九一・二九二・二九三・二九四・二九五・二九六・二九七・二九八・二九九・三〇〇・
 三〇一・三〇二・三〇三・三〇四・三〇五・三〇六・三〇七・三〇八・三〇九・三一〇・三一〇丁。
 四一 『(慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十二月迄)御達并願伺届』(『戸田氏共家
 記』一、東史)三一丁。
 四二 『嵯峨実愛日記』(『稿本』三一三二(請求番号〇一七〇・五・三〇九七)明治元年
 一月八日条)一一七丁。『戸田氏共家記』には、藩主戸田氏共が「早々上京」して
 「勤王之誠意」を示すよう命じられた旨が記されている(『慶応三年丁卯十月ヨリ明
 治元年戊辰十二月迄)御達并願伺届』、『同』一、東史、三四丁)。
 四三 『(旧大垣藩士)鳥居断三談話』(『稿本』三一三二(請求番号〇一七〇・五・三〇
 九七)明治元年一月八日条)一三七丁。
 四四 『(宮津藩士)沼野正道日記』(『稿本』三一六〇ノ一(請求番号〇一七〇・五・三
 一三三)明治元年一月二一日条)二三〇・二七二丁、「(宮津藩士)沼野正道手記」(同上)二
 四〇・二五二丁。
 四五 『(宮津藩士)沼野正道手記』(『稿本』三一六〇ノ一(請求番号〇一七〇・五・三
 一三三)明治元年一月二一日条)二三〇・二七二丁。
 四六 『(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄)諸御達書并願伺書』(『本荘宗武家記』、東史)八
 丁。
 四七 『(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄)諸御達書并願伺書』(『本荘宗武家記』、東史)九
 丁。
 四八 『(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄)諸御達書并願伺書』(『本荘宗武家記』、東史)一
 二丁。
 四九 『(宮津藩士)沼野正道手記』(『稿本』三一六〇ノ二(請求番号〇一七〇・五・三

- 一七九 明治元年二月一日条) 一〇九、一一〇丁、「非藏人日記」(同上) 一一二丁。
- 五〇 「諸願伺届取調書」(『稻垣長敬家記』、東史) 二、五丁。
- 五〇 「諸手留帳」(『三重県史』近世四下、三重県、一九九九年) 四七四、四七六頁。
- 五〇 『柳原前光輓誌』(東史) 二三丁、「(慶応三丁卯年十月より同四戊辰年十月迄) 諸御達願窺御届書之写」(『石川成徳家記』、東史) 一五、一六丁。
- 五三 「(丁卯十月より戊辰十月迄) 諸願伺届取調書」(『稻垣長敬家記』、東史) 五、七丁。
- 五四 「(丁卯十月より戊辰十月迄) 諸願伺届取調書」(『稻垣長敬家記』、東史) 七丁。
- 五五 「(丁卯十月以後) 藩事録」(『内藤政挙家記』、東史) 七、八丁。
- 五五 「(丁卯十月以後) 藩事録」(『内藤政挙家記』、東史) 三、四丁。
- 五六 「(丁卯十月以後) 藩事録」(『内藤政挙家記』、東史) 四、五丁。
- 五七 「(丁卯十月以後) 藩事録」(『内藤政挙家記』、東史) 八、九丁。
- 五八 「(旧大垣藩士) 鳥居断三談話」(『稿本』三一三二、請求番号〇一七〇・五・三〇九七) 明治元年一月八日条) 一四〇、一四一丁、「(慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十二月迄) 御達并願伺届」(『戸田氏共家記』一、東史) 三五丁。
- 六〇 「(慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十二月迄) 御達并願伺届」(『戸田氏共家記』一、東史) 三五、三六丁。
- 六〇 「大久保利通書翰 箕田伝兵衛宛」(『稿本』三一三八、請求番号〇一七〇・五・三一〇四) 明治元年一月一日条) 八三丁。
- 六〇 「西園寺公望家記」(東史) 四丁、「自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月 御達願窺御届」(『酒井忠禄家記』、東史) 二二、二三丁。
- 六三 「(鹿兒島藩士) 伊藤祐徳記憶略記」(『稿本』三一三九、請求番号〇一七〇・五・三一〇五) 明治元年一月一日条) 四二、四三丁。
- 六四 「(自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月) 御達願窺御届」(『酒井忠禄家記』、東史) 二三丁。
- 六五 「(神山郡廉日記) 二(東史) 一九丁。
- 六六 「(自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月) 御達願窺御届」(『酒井忠禄家記』、東史) 二二丁。
- 六七 「大溝藩届書」(『稿本』三一四六、二、請求番号〇一七〇・五・三一〇四) 明治元年一月一日条) 八九丁。
- 六八 「(自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月) 御達願窺御届」(『酒井忠禄家記』、東史) 二七丁。
- 六九 「柳原前光輓誌」(東史) 四〇丁。
- 七〇 「香川県史」五(香川県、一九八七年) 六、一三頁、「(高松藩士綾野義賢) 微衷秘記」(『稿本』三一五二、請求番号〇一七〇・五・三一〇五) 明治元年一月一日条) 一一、一五丁、「同」(『稿本』三一五七、二、請求番号〇一七〇・五・三一二七) 明治元年一月二〇日条) 七四、一〇五丁。
- 七〇 「高松藩京都詰家臣歎願書」(『稿本』三一三二、請求番号〇一七〇・五・三一〇九七) 明治元年一月八日条) 一五六、一五八丁。
- 七〇 「参与役所達 松平頼聡宛」(『稿本』三一三二、請求番号〇一七〇・五・三一〇九七) 明治元年一月八日条) 一五九、一六〇丁。
- 七三 「(高松藩士綾野義賢) 微衷秘記」(『稿本』三一五二、請求番号〇一七〇・五・三一二一) 明治元年一月一日条) 一一、一二丁。
- 七四 「私記」(『松平頼聡家記』、東史) 三九丁。
- 七五 「私記」(『松平頼聡家記』、東史) 四二、四三丁。
- 七六 「戊辰日記(明治元年二月)」(『東史』二二、三四丁。
- 七七 「(慶応丁卯戊辰) 諸願伺」(『徳川茂承家記』一、東史) 一四一、一四二丁。
- 七八 「大久保利通書翰 蓑田伝兵衛宛」(『稿本』三一九八、一、請求番号〇一七〇・

- 五・三一八一) 明治元年二月一三日条) 六七丁。
 『戊辰日記 (明治元年二月)』二 (東史) 四四〇、四六丁。
 『旧幕府達 磨下宛』(『稿本』三二二三) 請求番号〇一七〇・五・三二一三) 明治元年二月二八日条) 九一〇、九二丁。
 『戊辰日記 (明治元年二月)』二 (東史) 六七〇、六八丁。
 『統徳川実紀』第五篇 (『新訂増補』国史大系』五二、前掲) 三七九〇、三八〇頁。
 『戊辰日記 (明治元年二月)』二 (東史) 六八〇、六九丁。
 『戊辰日記 (明治元年二月)』二 (東史) 五七〇、五八丁。
 『戊辰日記 (明治元年二月)』二 (東史) 八〇〇、八三丁。
 『戊辰日記 (明治元年二月)』二 (東史) 八七丁。
 『岩倉公実記』中 (前掲) 三二四〇、三二五頁。
 『有栖川宮家記』一 (東史) 二二丁。
 『太政官日誌』七 (『太政官日誌』一・二、近代デジタルライブラリー) 四三丁。
 『戊辰日記』(日本史籍協会、一九二五年) 二九七〇、二九八頁。
 『三条実美・岩倉具視書翰 大総督府参謀宛』(『稿本』三二五八) 請求番号〇一七〇・五・三二五五) 明治元年三月二〇日条) 二六〇、二七丁。
 『慶応戊辰筆記』(『稿本』三二〇〇) ノ一 (請求番号〇一七〇・五・三一八四) 明治元年二月一五日条) 一三五〇、一三六丁。
 『大総督府内達書 勝義邦・大久保忠寛・山岡高歩』(『稿本』三二四〇) ノ二 (請求番号〇一七〇・五・三二三五) 明治元年三月九日条) 八〇、九丁。
 『戊辰解難録』(金清堂、一八八四年) 八〇、一〇丁。
 『慶応四年私記』(『西四辻公業家記』、東史) 八〇、一〇丁。
 『大久保利通意見書』(『稿本』三二四〇) ノ二 (請求番号〇一七〇・五・三二三五) 明治元年三月九日条) 四八丁。
 『本多修理報告書』(『稿本』三二四二) 請求番号〇一七〇・五・三二三七) 明治元年三月一〇日条) 二四〇、三九丁、『戊辰日記』(前掲) 二五二〇、二五四頁。
 『戊辰日記』(前掲) 二五五頁。
 『勝安芳日記』(東史) 四四〇、四六丁。
 『戊辰日記』(前掲) 三〇四〇、三〇五頁。
 『慶応四年私記』(『西四辻公業家記』、東史) 一三〇、一五丁。
 『岩倉公実記』中 (前掲) 三八九〇、三八九頁。
 『拙著『戊辰戦争と「朝敵」藩』(前掲) 九八〇、一〇〇頁。
 『柳原前光輓誌』(東史) 八〇〇、八三丁。
 『勅旨』「東海道先鋒総督達 徳川慶頼宛」(『稿本』三二八〇) 請求番号〇一七〇・五・三二七六) 明治元年四月四日条) 三〇〇、三〇一丁。
 『柳原前光輓誌』(東史) 九一〇、九二丁。
 『旧幕府海陸軍士歎願書 東海道総督府宛』(『稿本』三二八九) 請求番号〇一七〇・五・三二八六) 明治元年四月九日条) 六二〇、六三丁。
 『慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十二月迄) 御達并願伺届』(『戸田氏共家記』一、東史) 四〇丁。
 『慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十二月迄) 御達并願伺届』(『戸田氏共家記』一、東史) 四九〇、五七丁、『東山道鎮撫総督府達 大垣藩宛』(『稿本』三一七七) 請求番号〇一七〇・五・三二五六) 明治元年二月二日条) 九丁、『稿本』三二四一 (明治元年三月九日条) 一三〇、一三八丁。
 『自慶応四年戊辰二月同年十月迄之内) 御達願写』(『酒井忠美家記』、東史) 三丁、『復古記』一一 (東史) 七六六頁、『自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月) 御達願窺御届』(『酒井忠美家記』、東史) 九五〇、九八〇、九丁。

- 三 「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書」 〔本莊宗武家記〕、東史) 六丁。
- 四 「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書」 〔本莊宗武家記〕、東史) 一三〇一七丁。
- 五 「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書」 〔本莊宗武家記〕、東史) 一七〇二一・四七丁。
- 六 「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸願伺届取調書」 〔稻垣長敬家記〕、東史) 八〇一〇丁。
- 七 「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸願伺届取調書」 〔稻垣長敬家記〕、東史) 一〇〇一丁。
- 八 「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸願伺届取調書」 〔稻垣長敬家記〕、東史) 一一丁。
- 九 「(丁卯十月以後) 藩事録」 〔内藤政挙家記〕、東史) 九丁。
- 〇 「(丁卯十月以後) 藩事録」 〔内藤政挙家記〕、東史) 九〇一丁。
- 一 「(丁卯十月以後) 藩事録」 〔内藤政挙家記〕、東史) 一〇一丁。
- 二 「(從丁卯至戊辰十月) 諸御達願伺記」 〔松平武修家記〕、東史) 三八〇四丁。
- 三 「慶応戊辰筆記」 〔稿本〕三一七二(請求番号〇一七〇・五・三二五〇) 明治元年一月二八日条) 六一〇六六丁。
- 四 「記事略一冊(癸丑ヨリ辛未迄)」 〔松平武修家記〕、東史) 一七丁、「慶応戊辰筆記」 〔稿本〕三一四八(請求番号〇一七〇・五・三一六) 明治元年一月一五日条) 九八〇一〇六・一一三〇一二二丁。
- 五 「(從丁卯至戊辰十月) 諸御達願伺記」 〔松平武修家記〕、東史) 四七〇四八丁。
- 六 「(從丁卯至戊辰十月) 諸御達願伺記」 〔松平武修家記〕、東史) 五五〇五六丁。
- 七 「(浜田藩家老) 尾関隼人等願書 三条実美宛」 〔稿本〕三二二三〇一(請求番号〇一七〇・五・三二一二) 明治元年二月二八日条) 五二〇五三丁。
- 八 「慶応戊辰筆記」 〔稿本〕三二二三〇一(請求番号〇一七〇・五・三二一二) 明治元年二月二八日条) 五二〇五三丁。
- 九 「(岡山藩用人) 広内権右衛門等書翰(浜田藩用人) 久松覺左衛門等宛」 〔稿本〕第二稿三二二三〇一(請求番号〇一七〇・五・三二一二) 明治元年二月二八日条) 五四〇五五丁。
- 一〇 「記事略一冊(癸丑ヨリ辛未迄)」 〔松平武修家記〕、東史) 一八〇二一丁。
- 一一 「記事略一冊(癸丑ヨリ辛未迄)」 〔松平武修家記〕、東史) 二一〇二三丁。
- 一二 「記事略一冊(癸丑ヨリ辛未迄)」 〔松平武修家記〕、東史) 二三丁。
- 一三 「撰信上人勤王護法録」 〔興教書院、一九〇九年) 九六〇九九頁。
- 一四 「撰信上人勤王護法録」 〔前掲) 九九〇一〇〇頁。
- 一五 「撰信上人勤王護法録」 〔前掲) 一〇一頁。
- 一六 「撰信上人勤王護法録」 〔前掲) 一〇一頁。
- 一七 「私記」 〔松平頼聡家記〕、東史) 四三〇四四丁。
- 一八 「私記」 〔松平頼聡家記〕、東史) 四四丁。
- 一九 「(高松藩士綾野義賢) 微衷秘記」 〔稿本〕三二〇〇(請求番号〇一七〇・五・三一八四) 明治元年二月一五日条) 一五八丁。
- 二〇 「姫路討伐始末」 〔前掲) 八六〇頁。
- 二一 「姫路討伐始末」 〔前掲) 八六六頁。
- 二二 「姫路討伐始末」 〔前掲) 八七五頁。
- 二三 「姫路討伐始末」 〔前掲) 八七七頁。
- 二四 「姫路藩奥用人日記」 〔稿本〕三二六五(請求番号〇一七〇・五・三二六二) 明治元年三月二五日条) 八〇〇九二丁。
- 二五 「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」 〔酒井忠邦家記〕、東史) 二〇丁。
- 二六 「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」 〔酒井忠邦家記〕、東史) 二〇〇二八丁。

- 四七 『姫路城史』下(前掲)九三頁。
- 四八 『旧津藩近世事蹟』(東史)二四丁。
- 四九 『東山道先鋒總督府叢紙』(東史)三七丁。
- 五〇 『大原重実事蹟』(東史)三九、四一丁。
- 五一 『大原重実事蹟』(東史)四一、四二丁。
- 五二 『東山道先鋒總督府叢紙』(東史)三七丁。
- 五三 『東山道先鋒總督府叢紙』(東史)二一、二二丁。
- 五四 『東征記』一、『山内豊範家記』二、(東史)三七、三八丁、『板垣退助君伝』一(自由新聞社、一八九三年)一九〇、一九九頁。
- 五五 『大原重実事蹟』(東史)四五、四六丁。
- 五六 『御達書願伺御届書』、『徳川慶頼家記』(東史)四六丁。
- 五七 『大原重実事蹟』(東史)四六、四七丁。
- 五八 『大原重実事蹟』(東史)四七、四八丁。
- 五九 『大原重実事蹟』(東史)四九丁。
- 六〇 『大原重実事蹟』(東史)四九丁。
- 六一 『海軍先鋒大原俊実通牒 軍防事務局宛』(『稿本』三三〇八(請求番号〇一七〇・五・三三〇七)明治元年四月一九日)三〇、三一丁。
- 六二 『勝安芳日記』(東史)六〇丁。
- 六三 『岩倉公実記』中(前掲)四〇七頁。
- 六四 『岩倉公実記』中(前掲)四〇七、四〇八頁。同じく「大御眼目之ニケ条」(江戸開城と慶喜の水戸退去)の成功を重視し、軍艦並びに歩兵の脱走は「枝葉」と考える言論は『神山郡廉日記』三(東史、四八丁)でも確認できる。
- 六五 『勝安芳日記』(東史)六二、七八丁、「(第百五十一号御布告に付、戊辰年十月迄歎願書類写)」(『徳川茂栄家記』(東史)三二、三六丁)。
- 六六 『弁事通達 各局宛』「太政官達 在京諸侯宛」『太政官達 諸侯貢士宛』(『稿本』三三二二(請求番号〇一七〇・五・三三二二)明治元年四月二五日条)三、五丁。
- 六七 『大原重実事蹟』(東史)四二、四三丁。
- 六八 『東山道總督府叢紙』七(東史)三〇、三一丁。
- 六九 『大木喬任・江藤胤雄建言書 岩倉具視宛』(『稿本』三三三〇(請求番号〇一七〇・五・三三三一)明治元年閏四月一日条)五、一一丁。
- 七〇 『御沙汰書 扈蹕ノ公卿諸官及諸侯宛』(『稿本』三三三五(請求番号〇一七〇・五・三三三六)明治元年閏四月四日条)四八、五〇丁。
- 七一 『柳原前光輓誌』(東史)一一、四丁。
- 七二 『熾仁親王行実』九・一〇(宮内省、一八九八年)四三、四四丁。
- 七三 『御沙汰書 徳川家達宛』(『稿本』三三九二(請求番号〇一七〇・五・三三九二)明治元年閏四月二九日条)八九丁。
- 七四 『三条実美書翰 岩倉具視宛』(『稿本』三三九二(請求番号〇一七〇・五・三三九二)明治元年閏四月二九日条)一一〇、一一一、一二丁。
- 七五 『岩倉公実記』中(前掲)四四七頁。
- 七六 『御沙汰書 徳川家達宛』(『稿本』三四四八(請求番号〇一七〇・五・三四五一)明治元年五月二四日条)。
- 七七 『太政官日誌』二四、『太政官日誌』五、近代デジタルライブラリー)一、二丁。
- 七八 『江城日誌』(『稿本』三四四八(請求番号〇一七〇・五・三四五一)明治元年五月二四日条)三一、三二丁。
- 七九 『(慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十二月迄)御達并願伺届』(『戸田氏共家記』一、東史)八〇丁。
- 八〇 『(自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月)御達願窺御届』(『酒井忠祿家記』(東史)一一九、一二〇丁)。
- 八一 『(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄)諸願伺届取調書』(『稲垣長敬家記』(東史)一九丁)。

- 八三 「(從丁卯至戊辰十月) 諸御達願伺記」 (『松平武修家記』、東史) 七〇〇七三丁。
 八三 「記事略一冊(癸丑ヨリ辛未迄)」 (『松平武修家記』、東史) 二三丁。
 八四 「記事略一冊(癸丑ヨリ辛未迄)」 (『松平武修家記』、東史) 二四〇二五丁。
 八五 「浜田藩主松平武聰願書 弁事」 (『稿本』三八三一(請求番号〇一七〇・五・三八〇八) 明治二年一月一七日条) 四七〇四八丁。
 八六 「私記」 (『松平頼聡家記』、東史) 四七〇四九丁。
 八七 「信夫私記」 (『松山市史料集』三、一九八六年) 一一五三〇一五四頁。
 八八 「履歴并願伺書(久松勝成・同定昭)」 (『久松定謨家記』、東史) 二五〇二八丁。
 八九 「太政官達 松平定昭宛」 (『稿本』三四一四(請求番号〇一七〇・五・三四一四) 明治元年五月一二日条) 九六丁。
 九〇 「太政官達 酒井忠悼宛」 (『稿本』三四四〇(請求番号〇一七〇・五・三四四三) 明治元年五月二〇日条) 四八丁。
 九〇 「家記(自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十月)」 (『松平頼聡家記』、東史) 五〇六丁。
 九一 「(高知藩士) 小原正東手記」 (『稿本』三四一四(請求番号〇一七〇・五・三四一四) 明治元年五月一二日条) 一一〇丁。
 九三 「履歴并願伺書(久松勝成・同定昭)」 (『久松定謨家記』、東史) 三三三丁。
 九四 「三輪田日記」 (『松山藩幕末維新政情関係史料』二、近代史文庫、一九六七年) 一三頁。
 九五 「履歴并願伺書(久松勝成・同定昭)」 (『久松定謨家記』、東史) 三九〇四二丁、
 「伊予松山藩届書 軍務官宛」 (『稿本』三六四六(請求番号〇一七〇・五・三六三〇) 明治元年八月二九日条) 六六〇六七丁。
 九六 「履歴并願伺書(久松勝成・同定昭)」 (『久松定謨家記』、東史) 三三三丁。
 九七 「御沙汰書 久松定昭」 (『稿本』三八五二(請求番号〇一七〇・五・三八三五) 明治二年三月六日条) 六六〇六七丁。
 九八 「伊予各藩紀上」 (『松山藩幕末維新政情関係史料』二、前掲) 一四二頁、『(伊予松山) 久松家譜』(東史) 一七六丁。
 九九 「(高松藩主) 松平頼聡願書 弁事宛」 (『稿本』三四二一、明治元年五月一日条) 四八丁。
 〇〇 「鳴雪自叙伝」(青葉図書、一九六七年、大正一年の復刻版) 一四五頁。
 〇〇 藤原龍雄「明治維新と姫路開城の記録」下 (『城郭研究室年報』九、姫路市立城郭研究室、二〇〇〇年、一三一〇一三二頁)。
 〇三 「男爵武井守正翁伝」(武井守正翁伝記編纂所、一九四〇年) 六一〇六二頁。
 〇三 「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」 (『酒井忠邦家記』、東史) 四三〇四四丁。
 〇四 「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」 (『酒井忠邦家記』、東史) 四六〇四七丁。
 〇五 「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」 (『酒井忠邦家記』、東史) 五一〇五六丁。
 〇六 「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」 (『酒井忠邦家記』、東史) 五六〇五七丁。
 〇七 「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」 (『酒井忠邦家記』、東史) 五七〇六〇丁。
 〇八 「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」 (『酒井忠邦家記』、東史) 六三〇六六丁。
 〇九 「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」 (『酒井忠邦家記』、東史) 七〇〇七〇丁。
 一〇 「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」 (『酒井忠邦家記』、東史) 七六〇七八丁。

- 「行政官記」(『稿本』三五三四(請求番号〇一七〇・五・三五三四)明治元年七月一三日条)三五〇三六丁。
- 「(從明治元年六月至同年十月)諸願伺御指令留記」(『徳川家達家記』、東史)九三〇九四丁。
- 「行政官達 徳川家達宛」(『稿本』三七八一(請求番号〇一七〇・五・三七五七)明治元年一月一二日条)八九丁、『(播磨姫路)酒井家譜』(東史)六三〇六四丁。
- 「男爵武井守正翁伝」(前掲)六六頁、『姫路市史』五上(姫路市、二〇〇〇年)九頁。
- 「姫路藩主酒井忠邦建議書」(『稿本』三七九五(請求番号〇一七〇・五・三七七一)明治元年一月条)三丁。
- 「太政官通牒 大総督府宛」(『稿本』三三三五(請求番号〇一七〇・五・三三三六)明治元年閏四月四日条)一〇四〇一〇五丁。
- 「(戊辰三月ヨリ閏四月迄)諸御達願伺書」(『大河内信古家記』乾、東史)一四八〇一五二丁。
- 「(先般御達之丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄)諸達願伺等原文之写」(『堀田正倫家記』乾、東史)五五丁、『熾仁親王日記』(高松宮家、一九三五年)一一八頁、「諸御達願伺書」(『大河内正質家記』、東史)七〇八丁。
- 「艱難実録」(前掲)八一五〇八一六頁、「増補版高梁市史』上(高梁市、二〇〇四年)七八一頁、「東山道總督府日記』(東史)七三三丁。
- 「彦根藩老臣届書 弁事役所宛」(『稿本』三三〇八(請求番号〇一七〇・五・三三〇七)明治元年四月一九日条)五一〇五二丁。
- 「(岡山藩主)池田章政願書 弁事宛」(『稿本』三四〇九(請求番号〇一七〇・五・三四〇九)明治元年五月九日条)一一六〇一一七丁。
- 「御達願伺取調」(『板倉勝弼家記』、東史)四〇五丁。
- 「岡山藩記」(『稿本』三四〇九(請求番号〇一七〇・五・三四〇九)明治元年五月九日条)一二二〇一二七丁。
- 「備中松山藩老臣歎願書 岡山藩家老伊木若狭宛」(『岡山藩重臣上申書 弁事宛』(『稿本』三六三三(請求番号〇一七〇・五・三六一八)明治元年八月二四日条)一六〇一八・二二三丁。
- 「岡山藩届書 弁事宛」(『稿本』三六三三(請求番号〇一七〇・五・三六一八)明治元年八月二四日条)二四丁、「(備中松山藩水野正之)戊辰国難之始末」(東史)一〇六〇一〇七丁。
- 「(備中松山藩水野正之)戊辰国難之始末」(東史)九〇〇九四丁。
- 「松山征討始末」(『岡山県史』二七、岡山県、一九八一年)八一七〇八一九頁。
- 「松山征討始末」(東史)八一九頁。
- 「稿本』三九一三(請求番号〇一七〇・五・三九〇〇)明治二年五月二五日条)五〇一四二丁。
- 「旧松山藩家老西郷熊三郎等願書 岡山藩家老伊木若狭」(『稿本』三九一三(請求番号〇一七〇・五・三九〇〇)明治二年五月二五日条)一一七〇一一八丁。
- 「(桑名藩家老)酒井孫八郎日記」(東史)二〇丁。
- 「(慶応三丁卯十月ヨリ同戊辰五月マテ)諸願伺届書面控」(『藤堂高潔家記』三、東史)四五〇五一・五三〇五五丁。
- 「丁卯十月ヨリ戊辰二月迄之記録」(『徳川義宜家記』一、東史)八三〇八六丁。
- 「丁卯十月ヨリ戊辰二月迄之記録」(『徳川義宜家記』一、東史)八六〇八七丁。
- 「(桑名藩家老)酒井孫八郎日記」(東史)三三〇三四丁。
- 「(慶応四戊辰六月ヨリ同十月マテ)諸願伺届書面控」(『藤堂高潔家記』四、東史)一二七〇一二八丁。
- 「(桑名藩家老)酒井孫八郎日記」(東史)五七〇六〇丁。
- 「(桑名藩家老)酒井孫八郎日記」(東史)五六〇五七丁。

- ^{三九} 『岩倉公実記』中(前掲)五六八頁。
^{四〇} 『木戸孝允手記摘要』一(東史)明治元年九月二五日条。
^{四一} 『(桑名藩家老)酒井孫八郎日記』(東史)六一丁。
^{四二} 『(桑名藩家老)酒井孫八郎日記』(東史)六〇、六一丁。
^{四三} 『正親町三条実愛等書翰 三条実美宛』(『稿本』三九五五(請求番号〇一七〇・五・三九四五)明治二年八月一日条)五六、五七丁。
^{四四} 『(桑名藩家老)酒井孫八郎日記』(東史)六三、六四丁。
^{四五} 『(桑名藩家老)酒井孫八郎日記』(東史)八一、八二丁、『稿本』三九七四(請求番号〇一七〇・五・三九六五)明治二年九月二〇日条)四五、五〇丁。
^{四六} 『稿本』三九七二(請求番号〇一七〇・五・三九六三)明治二年九月一日条)一六五、一八〇丁、『同上』三九九六(請求番号〇一七〇・五・三九八七)明治二年一月二日条)六八、七三丁。
^{四七} 『私記』(『松平頼聡家記』、東史)四六、四七丁。
^{四八} 『私記』(『松平頼聡家記』、東史)四七、四八丁。
^{四九} 『岩倉具視書翰 大久保利通・吉井友実宛』(『稿本』三四〇八(請求番号〇一七〇・五・三四〇八)明治元年五月八日条)二一、二二丁。
^{五〇} 『太政官布告』(『稿本』三四〇八(請求番号〇一七〇・五・三四〇八)明治元年五月八日条)二、三丁。
^{五一} 『(伊予松山藩重臣)吉澤勘助願書 弁事役所宛』(『稿本』三四七九(請求番号〇一七〇・五・三四八二)明治元年六月一日条)七八、八〇丁。
^{五二} 『山本復一談話』(『稿本』三四一四(請求番号〇一七〇・五・三四一四)明治元年五月一日条)一二、一三丁。
^{五三} 『木戸孝允日記』(私家版、一九三三年)一四七、一四八頁。
^{五四} 『(伊予松山藩主)久松勝成願書 弁事宛』(『稿本』三四七九(請求番号〇一七〇・五・三四八二)明治元年六月一日条)八一、八二丁。
^{五五} 『松山藩布告留』(『愛媛県史』資料編幕末維新、愛媛県、一九八七年)九〇、九一頁)。
^{五六} 『太政官達 久松勝成宛』(『稿本』三四七九(請求番号〇一七〇・五・三四八二)明治元年六月一日条)八三丁。
^{五七} 『(伊予松山藩主)久松勝成願書 弁事宛』(『稿本』三四七九(請求番号〇一七〇・五・三四八二)明治元年六月一日条)八四丁。
^{五八} 『太政官達 久松勝成宛』(『稿本』三四七九(請求番号〇一七〇・五・三四八二)明治元年六月一日条)八五丁。
^{五九} 『履歴并願伺書(久松勝成・同定昭)』(『久松定謨家記』、東史)三九、四〇丁。
^{六〇} 『姫路城史』下(前掲)一一三、一二〇頁。
^{六一} 『松平頼聡家記』(東史)八六丁。
^{六二} 『御誓約日限及御軍費半額上納嘆願書取調書』(『稲垣長敬家記』、東史)三三、三四丁。
^{六三} 『戊辰年中御達願伺書』(『稲葉正邦家記』、東史)二二、二七丁。
^{六四} 『戊辰年中御達願伺書』(『稲葉正邦家記』、東史)三二、三三丁。
^{六五} 『戊辰年中御達願伺書』(『稲葉正邦家記』、東史)三三、三四丁。
^{六六} 『戊辰年中御達願伺書』(『稲葉正邦家記』、東史)三四、三五丁。
^{六七} 『(戊辰正月ヨリ同閏四月マテ)諸願伺調書』(『永井尚服家記』、東史)一四、一七丁。
^{六八} 『(戊辰正月ヨリ同閏四月マテ)諸願伺調書』(『永井尚服家記』、東史)一七、一八丁。
^{六九} 『(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄)履歴』(『大給恒家記』、東史)一〇、一一丁。
^{七〇} 『(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄)履歴』(『大給恒家記』、東史)一一丁。

- ^{二七}「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄)履歴」(『大給恒家記』、東史)一二〇一三丁。
^{二七}「御沙汰書 徳大寺実則・岩倉具綱・広澤真臣宛」「太政官達 大久保利通宛」
^{二七}「(旧田野口藩士) 中山真琴談話」(『稿本』三二五八(請求番号〇一七〇・五・三
<sup>二五五) 明治元年三月二〇日条) 八二〇八五丁。
^{二七三}「(慶応三丁卯年十月ヨリ明治元年戊辰十月迄) 諸御達書」(『大給恒家記』、東
^{二七四}史) 五三〇五五丁。
^{二七四}「(慶応三丁卯年十月ヨリ明治元年戊辰十月迄) 諸御達書」(『大給恒家記』、東
^{二七五}史) 五五〇五六丁。
^{二七五}「就御達取調之履歴」(『松井康英家記』、東史) 六〇〇六二丁。
^{二七六}「就御達取調之履歴」(『松井康英家記』、東史) 六二〇六四丁。
^{二七七}「就御達取調之履歴」(『松井康英家記』、東史) 六五〇六六丁。
^{二七八}「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄) 御達願伺写并履歴書」(『大給近説家記』、東史) 一
^{二七九}三丁。
^{二七九}「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄) 御達願伺写并履歴書」(『大給近説家記』、東史) 二
^{二八〇}六〇二七丁。
^{二八〇}「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄) 御達願伺写并履歴書」(『大給近説家記』、東史) 二
^{二八一}八〇二九丁。
^{二八一}「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄) 御達願伺写并履歴書」(『大給近説家記』、東史) 二
^{二八二}九〇三〇丁。
^{二八二}「(東山道總督府叢紙) 五(東史) 四三〇四五丁。
^{二八三}「(從丁卯十月戊辰十月迄) 諸御達諸願伺届書写(追加)」(『堀直明家記』、東
^{二八四}史) 二一丁、「明治元辰年二月ヨリ十月ニ至ル諸願伺届書之写」(同上) 二九〇三〇
^{二八四}丁。
^{二八四}「内国事務局判事通牒 大總督府下参謀宛」(『稿本』三四一六(請求番号〇一七
^{二八五}〇・五・三四一六) 明治元年五月一四日条) 六七〇六八丁。
^{二八五}「(大總督参謀) 西四辻公業等書翰 参議参謀宛」(『稿本』三四一六(請求番号〇
^{二八六}一七〇・五・三四一六) 明治元年五月一四日条) 七〇〇七一丁。
^{二八六}「(從丁卯十月戊辰十月迄) 諸御達諸願伺届書写」(『堀直明家記』、東史) 一五〇
^{二八七}一六丁。
^{二八七}「(慶応三丁卯年十月ヨリ慶応四戊辰年十月迄) 御達伺願御届書」(『稻葉正善家
^{二八八}記』乾、東史) 一五〇一六丁。
^{二八八}「(慶応三丁卯年十月ヨリ慶応四戊辰年十月迄) 御達伺願御届書」(『稻葉正善家
^{二八九}記』乾、東史) 二〇〇二二丁。
^{二八九}「(慶応三丁卯年十月ヨリ慶応四戊辰年十月迄) 御達伺願御届書」(『稻葉正善家
^{二九〇}記』乾、東史) 二三〇二五丁。
^{二九〇}「(慶応四戊辰年從三月) 諸願諸伺諸届御達留」(『稻葉正善家記』坤、東史) 四
^{二九一}〇〇四一丁。
^{二九一}「(慶応三丁卯年十月ヨリ慶応四戊辰年十月迄) 御達伺願御届書(追加)」(『稻葉
^{二九二}正善家記』乾、東史) 四一丁。
^{二九二}「(慶応四戊辰年從三月) 諸願諸伺諸届御達留」(『稻葉正善家記』坤、東史) 四
^{二九三}三〇四四丁。
^{二九三}「(慶応四戊辰年從三月) 諸願諸伺諸届御達留」(『稻葉正善家記』坤、東史) 四
^{二九四}二丁。
^{二九四}「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄) 諸願窺届取調書」(『京極高富家記』、東史) 五・一
^{二九五}四〇一五丁。
^{二九五}「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄) 諸願窺届取調書」(『京極高富家記』、東史) 五〇六
^{二九六}丁。
^{二九六}「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄) 諸願窺届取調書」(『京極高富家記』、東史) 六〇八</sup>

- 三九七 「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄) 諸願窺届取調書」 (『京極高富家記』、東史) 八〇九
 丁。
- 三九八 「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄) 諸願窺届取調書」 (『京極高富家記』、東史) 一五丁。
- 三九九 「(慶応三丁卯年從十月明治元戊辰年至十月) 諸御達願窺届事件書」 (『小笠原長国家記』、東史) 五〇六丁。
- 三〇〇 「(慶応三丁卯年從十月明治元戊辰年至十月) 諸御達願窺届事件書」 (『小笠原長国家記』、東史) 六〇七丁。
- 三〇一 「(慶応三丁卯年從十月明治元戊辰年至十月) 諸御達願窺届事件書」 (『小笠原長国家記』、東史) 七丁。
- 三〇二 「(慶応三丁卯年從十月明治元戊辰年至十月) 諸御達願窺届事件書」 (『小笠原長国家記』、東史) 一五丁。
- 三〇三 「(慶応三丁卯年從十月明治元戊辰年至十月) 諸御達願窺届事件書」 (『小笠原長国家記』、東史) 一五〇丁。
- 三〇四 「(慶応三丁卯年從十月明治元戊辰年至十月) 諸御達願窺届事件書」 (『小笠原長国家記』、東史) 一六〇丁。
- 三〇五 「(慶応三丁卯年從十月明治元戊辰年至十月) 諸御達願窺届事件書」 (『小笠原長国家記』、東史) 一六〇丁。
- 三〇六 「(慶応三丁卯年從十月明治元戊辰年至十月) 諸御達願窺届事件書」 (『小笠原長国家記』、東史) 二二〇丁。
- 三〇七 「(慶応三丁卯年從十月明治元戊辰年至十月) 諸御達願窺届事件書」 (『小笠原長国家記』、東史) 二四〇丁。
- 三〇八 「(慶応三丁卯年從十月明治元戊辰年至十月) 諸御達願窺届事件書」 (『小笠原長国家記』、東史) 二五丁。
- 三〇九 「(慶応四年戊辰正月より同十月迄) 履歴調」 (『立花種恭家記』、東史) 五〇六丁。
- 三〇〇 「(慶応四年戊辰正月より同十月迄) 履歴調」 (『立花種恭家記』、東史) 五〇六丁。
- 三〇一 「(慶応四年戊辰正月より同十月迄) 履歴調」 (『立花種恭家記』、東史) 六〇九丁。
- 三〇二 「(慶応四年戊辰正月より同十月迄) 履歴調」 (『立花種恭家記』、東史) 三〇五丁。
- 三〇三 「下館藩届書 弁事宛」 (『稿本』三六〇三) (『請求番号〇一七〇・五・三五九四』明治元年八月一二日条) 二五丁。
- 三〇四 「御達願窺届写」 (『石川総管家記』、東史) 五九〇六三丁。

第二部 新政府による江戸以西平定過程

序章

伏見戦争（鳥羽伏見戦争）が勃発すると新政府は、同戦争の有罪藩並びに諸侯以下を制圧するため、速やかに「官軍」の総督を公家より選任して諸道（五畿七道の地方区画）に向けて発進させた（付録―表7）。さらに各地方を代表する大藩に対しても同様の命令が発せられた。諸道総督及び大藩などの「官軍」による全国平定過程では、恭順から賞罰に至るまでの対藩処置をめぐり、明文化の如何に関わらず、総督府の各々において新政府の基本方針（徳川慶喜討伐令による寛典の基本方針）に基づき、大凡の「原則」（「特別の例外が起こり得ることを念頭において、一般に適用されるものとする基本的な考え方」『日本国語大辞典』）が独自に設定されていた。その存在は、郡上藩（八幡藩）より中央に対して提出された嘆願書でも確認できる（108 ～ 111 頁）。つまり管内の諸藩に対する処置は、ある程度の一貫性がければ、その公平性に支障が生じる事態が発生することは必然である。

第一章は、大政奉還から慶応四年一月段階までに新政府より諸侯に向けて発せられた上京命令に対する応答状況並びに同年三月一四日の五箇条御誓文に対する署名の完了状況を整理することで諸藩に対する新政府の求心力の変化を確認する。伏見戦争並びに徳川慶喜討伐令が発せられた後も大政奉還以降の朝廷（もしくは新政府）より度々発せられた上京命令を果たさず、あらゆる言い分を駆使して江戸に滞留し続けながら進退を明確にせず、未だ徳川宗家に対する従属が疑われる諸侯に対しては「朝敵」として糾弾の対称にあげられる可能性が浮上する。

第二章は、全国平定を目指す新政府より発向した諸道総督に対して付与された軍事の「委任」。これに基づき新政府方（中央―征討大総督府―諸道総督府）において展開された対藩処置の連携。徳川方から接收した支配地の管理をめぐって新政府方で発生した政令二途の顛末。対藩処置をめぐって東山道府で設定された原則の存在を文面で確認する。

第三章は、慶応四年一月の伏見戦争から同年四月の江戸開城に至るまでの京都―江戸間の平定過程に着目し、東海・東山・北陸の三総督府による対藩処置の特質と齟齬の実態を明らかにする。

第四章は、続けて京都以西の対藩平定過程に着目する。第一節は、慶応三年一二月八日高野山（畿内・紀伊国）に発向した鷲尾隆聚。第二節は、翌年一月五日山陰地方に発向した山陰道鎮撫総督（西園寺公望）。第三節は、慶応四年一月一八日大坂駐留の征討大將軍

より山陽地方に発向した中国四国追討総督、中央より備中松山藩の討伐及び備中国の旧幕府領の接収並びに征討府より姫路藩討伐の応援を命じられて山陽地方東部を中心に藩軍を活動させた備前藩、中央より備中河辺川以西の備後福山及び旧幕府領の討伐・没収を命じられて山陽地方西部を中心に藩軍を活動させた安芸藩、中央や諸道総督などから臨機に討伐を拝命しつつ山陽地方全域に藩軍を活動させた長州藩。第四節は、中央より伊予松山藩と高松藩並びに讃岐国と伊予国の旧幕府領の討伐・没収を命じられた土佐藩、山陽地方より伊予国に進軍した長州藩。第五節は、同年二月三日長崎へ発向した九州総督（澤宣嘉）、九州諸藩の糾合に奔走した薩摩藩。以上について。

第一章 大政奉還から慶応四年一月段階の諸侯上京命令

第一節 慶応三年―大政奉還と王政復古による上京命令

慶応三年（一八六七）一〇月一五日朝廷は徳川慶喜より提出された大政奉還の上表を受諾した^一。当面の政治向きの処置として慶喜に対して朝廷は、「大事件」及び「外夷一条」（対外事案）は「衆議」で処理すること、諸侯に対する命令及び諸侯からの「伺」などは「朝廷」の「両役」（議奏・伝奏）が取り扱うこと、その他は諸侯が上京した上で「御決定」すること、それまでは「徳川支配地」及び「市中取締」などは「是迄之通」すること、などを通達した^二。朝廷は、差しあたって内外の政治的重要事案並びに諸侯に対する招集及び謁見などの処理を掌握し、同日一〇万石以上の諸侯に対して「被為在御用候」により早々の「上京」命令を發し、同二日一〇万石未満の諸侯に対しても同命を發した^三。

その後も朝廷は、慶応三年中に度々上京命令を發した。一〇月二五日「御用之儀有之」により着京の期限を一月中旬（但し期限に関わらず用意が整い次第、早々に着京すること）とする命令を發した^四。王政復古宣言後の一月一八日には「御変革御一新」により「御下問之儀」あるゆえに「迅速上京」すること（但し病中の場合は「名代重職之者」を上京させるべきこと）などを發した^五。

以上の上京命令に対して一月八日付で在京の慶喜は、今度の諸侯の一齊上京は警衛向きに差し支えが生じる旨を理由に、職務従事者及び病中・幼少の者は名代重臣を派遣させる旨の請願を提出した。また京都所司代も、諸侯が上京するまでは「是迄之通」とされていることから「国事」への差し支えを避けるため、幕府要職の中でも在府者並びに所々の城代及び奉行職の上京が不可能な旨を提出した。慶喜の請願に対して朝廷からは、警衛従事者は名代重臣を派遣すること、在府者及び在国する幼少の者も各々余儀なき事情の子細を届け出るよう回答が下された^六。

在府中の諸侯は、朝廷による一連の上京命令に対して徳川家との義理の狭間で進退の決断を迫られた。その中で一月初旬に紀伊藩より譜代藩らに対して「徳川家」「幕府」の擁護を呼びかける檄文が發せられた^七。その文面には「剩へ召之諸侯上京之上は王臣と相心得候様御沙汰も出候哉の趣風説も有之、一旦右朝命相下り候は、即日幕府と君臣之恩義相絶し可申、実以恐入候次第に候」と、徳川家を「君」、諸侯を「臣」とする従来までの封建道德の堅持を訴えると共に、今度の上京命令をもって諸侯を「王臣」とする命令が發せられることに対する危惧が見受けられる。この檄文に記されている信条は、姫路藩酒

井忠績により貫かれた（48 ～ 50 頁）。その他にも一二月初旬には、紀伊藩の提案により譜代藩らで毎月一両度ずつ合同調練を行う旨の計画まであがっていた^八。このように慶応三年一月から一二月段階の江戸では、徳川家の衰退を志向する「討幕」勢力に対抗するため、御三家の紀伊藩を始めとする親藩・譜代藩らによる徳川家擁護の連携構築を模索する気運が高まっていた。

一月付で老中板倉勝静（在京）に対して帝鑑問詰（三八名連署）は、諸侯を朝廷の「陪臣」と位置づけ、「公儀」を差し置いて朝廷から直接「御下問」があれば「陪臣」の身分が成立しないため、今度の上京命令には応じることができない旨の請願を提出した^九。また一月付で雁問詰（二四名連署）より在府老中の稲葉正邦に対して提出された「君臣之大義ヲ不失、報恩尽忠之旨趣相立候様仕度」^{一〇}。「旨の請願や、一月一五日付の在府の菊間縁類詰より老中に対して提出された「唯々君臣之大儀を不失、上下名分正敷相立、大倫綱常明白ニ相成候様、懇願罷在候」^{一一}旨の請願も同様の趣旨である。

この回答として一二月五日帝鑑問詰に対して幕府は「従京地申越候品も有之候」により当時江戸市中の巡邏を担当していた堀田正倫（佐倉藩主）や鳥居忠宝（壬生藩主）及び門番などの守衛を担当している者並びに病氣・幼少の者は「名代」（家老）を上京させ、それ以外は当地の警備人員を残して早々に上京に就くよう命じた^{一二}。これと同様の命令は、同日柳間詰・雁問詰・菊間広縁詰に対しても下された^{一三}。幕府は、彼らの主張に一定の理解を示しながらも朝命遵守の方針を明確に打ち出した。

そして大政奉還以降の上京命令をめぐる藩主の動向は付録―表8で整理した。京都詰などあらゆる事情を含め、大政奉還から伏見戦争の開戦までの期間に藩主自らが一度でも上京の途に就いた事例をあげれば、相当の近親者（父や子息など）が上京した事例を含めたとしても二割に届かない。また上京猶予や延引を届け出た者の理由の大半は、到底真実とは考えがたい「病氣」である点も注目できる。

朝廷は、諸侯から病氣を理由とした上京猶予や名代重臣の派遣許可の請願を受けた場合、療養後の速やかな上京を命じた。また香春藩主小笠原忠忱（当時六歳）のように藩主が幼少にて上京が不可能な場合などを除き、たとえ朝廷より正式に名代重臣の派遣が許可されていようとも、藩主もしくは相当の近親者の上京が望まれた。また幕府要職や門番警衛などの職務従事により幕府から名代重臣の派遣が命じられている事例もあるため、上京命令の回避の全てがイデオロギーに通じるとは限らない。但し小浜藩主酒井忠氏の事例では、慶応三年一月一五日付で朝廷に対して病氣による上京の猶予を請願している一方、一二

月六日幕府より「病氣ニ付発足見合候趣二者候得共、猶又京地より申越候所も有之候間、病氣押而早々上京候様可被致候^四」旨の上京命令を受けると、同一日早々に上京の途に就いている^五。未だ幕命の影響力は大きい。

つまり旧体制下の諸侯に対する利益や特権の如何が新体制下において不明瞭な現状では、新体制に対する諸侯の期待値が、先祖代々に渡って築き上げられてきた徳川家との強固な「主従」関係（義理）を上回することは敵わなかった。それは幕府に代わる安定した中央政府の確立も危うい現状である。そのため一連の上京命令に対する諸侯の反応は、これまでの徳川宗家との関係を破綻させるリスクを背負う局面には至らず、極めて愚鈍で非協力的なものになった。

第二節 伏見戦後―徳川慶喜討伐令による上京命令

伏見戦争に勝利した新政府は、慶応四年（一八六八）一月七日夜に徳川慶喜の罪状を示して征討を発し、同一〇日同討伐令（いわゆる制札）と旧幕府領を「天朝」の御料とする布告書（いわゆる農商布告）を京都三条と荒神口大橋に掲示した^六。これらは諸道総督にも配布されて広く士民に示された。同令では、これまで進退を明確にしてこなかった者や徳川家譜代の臣下でも「国家」に対する尽忠の志が明確であれば、新体制においても「御採用」の道（領有権保証など）を用意すること、但し以後も「賊徒」に荷担する者や去就を明確にしない者は「朝敵」と同じく厳刑に処すること、などが盛り込まれる（7頁）。同令に対する反応の一例として在京の松前藩士より在府の同藩士に向けて伝達された書簡では「此度之御事件ニ付、万々一御因遁之義有之、朝敵杯之汚名を被為蒙候御義等有之候而者、則御家之滅亡も御同様之義ニ付、何卒右等之義無之様、能々御熟考有之候様ニと議論申上候事」と、今後の挙動が「御家」の存続を左右する局面である旨を伝える内容になっている^七。

後の同年一月一日諸侯に対して発せられた上京命令は、以前とは異なる様相を呈する。それは、兼ねての上京命令は「公平衆議」（国政参加）を開催するものであったが、今度は慶喜討伐の発令による軍事動員として「国力相応」の兵員を率いての上京を命じる内容に変化した。但し「危急之御時節」により「速ニ上京」すべきとはいえ距離の遠近もあるため上京の予定を届け出ること、「当主」が病氣などで上京が困難な場合は「名代」（近親者）もしくは「家老」の派遣が許可された^八。しかし病氣を理由とした引き続きの上京延引は、その真偽に関わらず新体制の不支持を旨とした非恭順（いわゆる佐幕）と解釈されかねず、最悪の場合は「朝敵」指定を受けかねない気運が生じる。

それと同時に錦旗を有した諸道総督や有力藩が軍事的・外交的手段を用いて当該地方の平定を開始すると、非協力的な態度を改め、続々と上京を開始し、「勤王」の意思表示に邁進した。それでも藩主の上京の実行が不可能な場合は、まず名代として継嗣や前藩主（父親）などの近親者を上京させるなどして家督相続を請願した後、それが許可された。
九。

第三節 五箇条の御誓文に対する諸侯の署名

同年三月一四日天皇は京都御所紫宸殿において公卿・諸侯を引率し、天神地祇に対して新国是五箇条（いわゆる五箇条の御誓文）を誓約すると共に、新政府の基本方針を示した。諸侯に対しては誓文への署名が要求された。この時に在京していなかった諸侯も多数いたので署名未済の諸侯は適宜に署名を済ませていく（付録―表8）。五箇条に対する誓約は慣例化する。諸侯が署名に至った時期は、明治元年をピークに諸事情により明治四年の署名も確認できる。諸侯の誓約をめぐる顛末からは、次の原則や特質を見出すことができる。

①藩主が参内できない場合は名代として相当の近親者が務める事例もあり、藩主が在京中でも病中などにより延期が認められる事例もある。②三月一四日未誓約の者は在京中に適宜参内して誓約を済ませた。また京都だけでなく行幸地（大坂・江戸）での誓約も認められている。③誓約は上京の最優先事項ではなく、あくまで儀礼的な性格であり、正当な遅延や延引により実質的な不利益が生じた事例は確認できない。④原則として戊辰戦争における罪科の清算が完了するまで誓約は認められない（前述田野口藩の事例）。罪科の宥免を得て誓約を済ませた時、真に新政府への所属（領有権もしくは統治権獲得）が完遂する。⑤藩につき藩主もしくは相当の近親者の何れかが誓約に応じる。但し美作国鶴田藩（旧浜田藩）においては藩主松平武聡の病気が完治せず、子息が幼少、他に適当な近親者もいなかったため誓約が未済のまま廃藩置県を迎えている事例もある。やむを得ない事情で誓約を済ませることができなかったとしても、その誓約を拒絶しない限り、未済の期間において不利益を被った事例は確認できない。

強圧的な上京命令に加え、地方平定を拝命した諸道総督や有力藩などが機能し始めると、諸藩は早急な去就の決定を迫られる。中央の裁量に限れば、伏見戦争の有罪藩以外の大多数は、①中央もしくは最寄りの「官軍」に対して藩の意思として誓約書を提出し、②「勤王」の実効（証明）として中央もしくは最寄りの「官軍」に対して兵員・軍需品・軍資金を供出するなどの人的・物的な貢献を達成し、③藩主もしくは相当の近親者が速やかに上

京して天機を伺い、適宜に五箇条御誓文に誓約する、以上の項目を命令や志願により熟し
さえすれば、家中において余程の不審行動が確認されない限り、まず深刻な糾問にまで至
ることはない。

第二章 地方平定と諸道総督の発向―対藩処置に関する軍事の「委任」

第一節 諸道総督に対する「委任」の付与

慶応四年一月三日夕刻伏見戦争の先端が切られると、新政府は東方向からの徳川方の援軍を想定し、近江国大津方面の守備に公家出身の橋本実梁（参与）を同地の「総督」に指名して発向の内命を下し、柳原前光（参与助役）が副総督としてその補佐を務めることになった^{二二}。一月五日昼前に京都の議定三条実美より「伝宣」があり、正式に橋本実梁が東海道鎮撫総督、柳原前光が副総督に任命されると共に「一道政務御委任」が与えられた^{二三}。この「委任」は、地方平定に関する軍事（戦略・戦術・政務など）の全般が任されるものである（以下同）。例えば京都の興正寺撰信が桑名領内の寺院より桑名藩救解の嘆願を受け、その旨を岩倉具視に申し出たところ、同藩の処置（討伐）は出先の「鎮撫使」（東海道総督）に「万事委任」されているため「太政官」からは口を挟めない旨を返答している^{二四}。

伏見戦争で勝利を決定的にした新政府は、慶応四年一月七日夜徳川慶喜の罪状を示して討伐を発した。ここで示された寛典の基本方針は、新政府方が諸侯以下に対して処置を下すにあたっての根拠になると共に、中央より与えられた軍事の委任に基づき、独自の解釈を展開させていく。同令は、一月八日東海道府にも伝達された^{二五}。

軍事の委任は、天皇より「節刀」を授かった征討大將軍（慶応四年一月四日〜同二八日）の嘉彰親王や東征大総督（慶応四年二月九日〜翌年一月二日）の熾仁親王はもちろんで、五畿七道の地方区画に派遣された全ての諸道総督に与えられた。二月九日に任命された奥羽鎮撫総督の澤為量に対しては「附属ノ兵隊進退駆引ノ儀ハ、其方委任被仰出候

^{二五}」との文言が下された。一月二五日に任命された九州鎮撫総督の澤宣嘉に対しても要請に応じて中央より「九州一円御委任」「九州之義ハ総テ御委任」を保証する旨が三月に下された^{二六}。

同年二月六日東海・東山・北陸の鎮撫総督が先鋒総督兼鎮撫使に改められ、この三総督の主任務が江戸城の攻略に変わり、当該地の「鎮撫」は副任務になった。同九日先鋒総督を統括する東征大総督に有栖川宮熾仁親王が任命されたことにより大総督府より東海・東山・北陸・奥羽及び海軍総督らに対して下された廟算書には「海陸軍共進退駆引之儀者、其手ノ総督ニ委任被仰付候条、其旨可相心得事^{二七}」とあり、同じく「陸軍諸法度条々」には「帰順之者ハ先ツ先手ニ相加へ置、実行相顕レ候上、寛容ノ御処分有之事^{二八}」とある。これにより右の五総督は大総督の指揮下に組み込まれた。但し賞罰を含めた軍事の委

任は認められたため、引き続き独自に設定した原則を基に当該地の諸侯以下に対して処置を下していく。

第二節 入京禁止の解除をめぐる処置

―東海道鎮撫総督府・山陰道鎮撫総督府の事例

鳥羽・宮津の両藩は、伏見戦争で徳川方として参戦した「御不審」により慶応四年一月一〇日中央により入京禁止の仮処分が下された。両藩が宥免を獲得するまでの顛末は前述した通りである。鳥羽藩の重臣が入京許可を得るにあたっては、まず伊勢国四日市宿に駐留中の東海道府に出頭し、藩主の「勤王」の意思と寛典を求め嘆願書を提出、同府により同藩の罪科及び将来的危険性を確認するための尋問を終えた後、本件は同府より中央に廻され、伊勢亀山藩の護送による入京を許可する旨の指示を中央から得て願意を遂げた。

宮津藩は、山陰道府（福知山）に重臣が出頭し、伏見戦後の不審行動及び藩の現状に関する尋問を受け、同府から命じられた三箇条（誓約書の提出など）の履行及び山陰道軍の宮津入りが達成すると、同府との間で恭順が成立し、同藩の従軍許可と共に、藩主の入京許可を得た。但し中央からの入京許可が未済なため、小笠原美濃介参謀の「伝書」を所持して中央に掛け合ったところ、中央からも入京許可を得、藩主松平宗武は四月二十九日上京を遂げた。

中央より下された入京禁止は、諸道総督に与えられた軍事の委任のみで解除が下されることはなく、中央の意向が必ず反映された。もちろん剥奪された官位の回復も同様である。

第三節 对藩処置をめぐる中央・東征大総督府・諸道総督府の連携

―川越・磐城平藩の事例

武蔵国川越藩主松井康英は、伏見戦時に旧幕府の老中と会計総裁に在職していたことによる職務怠慢を新政府から責められ「謹慎」を命じられた。また東山道府からは、在府中の康英が慶喜に与している旨の罪科により近江国の飛地二万石を没収され、康英の謝罪が成立し、「勤王」の実効が確認できれば所領の返還に応じる旨が下された。

康英は二月二五日江戸を発ち上京の途に就いた。その道中の駿河国藤枝宿で大総督府より「勤王」の誓約を迫られ、三月四日誓約書を提出した^{二九}。しかし大総督府からは「御不審」により尾張国名古屋での待機を命じられると共に、この旨は大総督府より中央（軍防事務局）及び東山道府に対しても伝達された^{三〇}。康英は、三月一二日名古屋に到着した。駿河国府中の大総督府に重臣を出頭させると同府（下参謀林玖十郎）からは、①大政奉還の際の上京命令に対して老中職の康英は速やかに上京すべき立場であったにも関わら

ず遅延した理由、②伏見戦争における江戸表との関連の有無、以上の二項目について尋問を受けた。それに対して川越藩重臣は、①当時康英が病気で引き籠もっていたこと、②伏見戦争は後日に聞き知ったこと、などを述べた答書を提出した^{三二}。

この答書を受けて大総督府より東山道府の岩倉両卿に宛てられた三月二六日付の書簡では、川越藩の処置について国元の近況及び「反正」と「帰順」が明白であれば相応に処置を下すべきか確認を取っている^{三三}。それに対して東山道総督岩倉具定と副総督同八千丸は、新政府方の兵糧の取り扱いなどで同藩の尽力が確認できることから願意を叶えても差し支えない旨を返答している^{三四}。先だつて東山道府より川越藩に対しては、新政府方の糧食と人馬継立に関する任務（三月一二日）並びに役夫五〇人及び薪一万束の供出（三月一三日）が命じられており、四月七日「勤労」が賞されていた^{三五}。以上の手続きを経て大総督府より上京許可を得、四月九日着京した。川越藩の処置をめぐっては、上位機関である大総督府よりも、所領没収の処置を下した東山道府の意向が大きく作用した。

着京した藩主康英は、旧幕府枢要の職務怠慢が責められて中央より「謹慎」を命じられた後、五月一三日解除（宥免）、同二〇日参内して誓約（五箇条御誓文）も済ませた（62頁）。東山道府に没収された近江領は、中央に対して六月一九日付で誓約の完了や「勤王」の実績を示して返還を求める嘆願書を提出した。それに対して中央からは「江戸府」との掛け合いで決定する旨の回答を受けた^{三六}。そして近江領の返還は、八月二九日江戸の出先機関から下された^{三七}。すでに東山道総督は廃止され、国元を含めた東国一帯は江戸の出先機関の管轄圏にあつたため、重要事案は中央との掛け合いにより同機関の判断で処置が下された。

同じく在府中の陸奥国磐城平藩主安藤信勇が東山道府により慶喜への荷担が疑われて慶応四年二月四日美濃国の飛地（一万八〇〇〇石余）が没収された事案では、信勇が二月二九日江戸を発ち、三月二九日着京、閏四月一〇日誓約を済ませ、閏四月二四日付で中央に対して「勤王」の実績及び家中の飢渴などを理由に美濃領の返還を求める嘆願書を提出し、五月下旬に中央より所領返還の許可が下された^{三八}。中央が所領返還の決定を下す以前の五月付で中央要職（総裁・議定・参与）に対して岩倉具定・同八千丸は、派兵及び東北戦争の「勤労」並びに同藩の疲弊により早々「復領」（所領返還）の指令が下されるべき旨の書簡を送っている^{三九}。本件は、川越藩と同じく東山道府より発せられた処置であるため、中央は同府に対して同藩に対する願意の可否について確認を取った事例である。

諸道総督府より諸藩に対して下された処置は、上位機関である中央や大総督府に対して

当該藩より嘆願書が提出されて宥免を求められても、原則として指令元の見解を差し置いて独断で下されることはない。

第四節 中央と討伐軍による政令二途の発生

④ 支配地の管理をめぐる齟齬(1)―中国四国追討総督府の事例

伏見戦争の勃発により一月四日征討大將軍に任命された仁和寺宮嘉彰親王の任務はその鎮圧であり、ひいては伝統的最高權威である天皇に弓を引いた「朝敵」徳川慶喜が在居する大坂城の陥落となる。但し官位を剥奪された諸侯に対しては、中央より諸道総督や最寄りの大藩に向けて討伐命令が下された。そのため中央は征討大將軍に対して諸藩の討伐まで求めていたわけではない。しかし一月一三日在坂の征討大將軍により任命された中国四国追討総督の四条隆謨に対して「此度、追討之軍事、総而総督四条前侍従へ委任候間、従軍諸藩申合、臨機之処置可致候事」と、伊予松山・姫路・高松藩らの討伐における軍事の一切が委任された^{三九}。これは中央より任命された東海・東山・北陸・山陰の総督らとは発令元が異なる。姫路藩討伐をめぐる事例では、追討総督軍が姫路に到着した時点ですでに城郭は備前勢により接收済みであったため、姫路藩の恭順を受け入れた追討総督府は征討府より下された軍事の委任に基づき、同勢の処置により村方に退去していた姫路藩士の帰宅を許可すると共に人質として開城の証人も同府の判断で返還された^{四〇}。

さらに高松藩の討伐をめぐる事例では伏見戦争の責任を負って自刃した家老二名の首級を大坂の征討府に届け出た際、同府からは「此度之討手総督四条侍従殿・五条少納言殿姫路表江出張被罷在候二付、同所ニ而首級実検之筈」と、当該地方に発向中の追討総督府に申し出るよう指示を受けていた経緯がある^{四一}。同じく備前藩が姫路藩の誓約書を征討府に対して提出した際には「姫路之義は四条殿・五条殿江御委任ニ而既ニ明石表迄御出馬ニ相成候間、右御両殿江可指出 将軍宮江ハ誓書写可指出」と、討伐の一件は追討総督に「委任」されているため、誓約書は同総督に提出するよう指示を受けており、征討府へは写しのみを提出して一月二二日播磨国加古川の追討総督府に届け出た経緯がある^{四二}。

但し追討総督府より引き続き姫路城の管理を命じられた備前藩が一月二四日付で同府に対して提出された伺書では、備中・美作国の巡邏や警衛場所の掛け持ちによる負担夥多により然るべき大藩への姫路城管理の変更を請願する旨の一項目があり、本件は「一応上坂之上可致沙汰候事」と、大坂に帰還後で指令する旨が下された^{四三}。さらに、もし引き続き城郭を任される場合には兼ねてから摂津国西ノ宮の警備に就いている家老池田伊勢の手勢を姫路に呼び寄せるので、同所の警備の解除を同府に請願した際は、その警備が「朝

命」(中央)であるため判断が難しい旨を理由に、大坂帰還後に征討府との掛け合いで決定する旨を伝えた^{四四}。つまり追討総督の主任務は征討府より討伐指定された姫路・高松・伊予松山の三藩の陥落であったため、討伐の第一目標に定められた姫路藩の処置に限っては征討府から与えられた軍事の委任に基づき中央の判断を仰ぐことなく独自の判断で処理し、当該処置が管外の任務に影響を及ぼす可能性のある事案については即答を避けた。

追討総督が征討府の命令を受けて大坂を発った頃、京都においては一月一日付で土佐藩に対して伊予松山藩と高松藩並びに讃岐国と伊予国の旧幕府領の討伐及び没収が命じられると共に、錦旗が授けられた^{四五}。したがって任務の遂行においては「松山・高松征討御委任二付、金旗并勅書共、今夜御拝賜ニ相成候事」と、土佐藩に委任された^{四六}。また同じ頃に、大坂の征討府からも両藩を含めた討伐命令を帯びて追討総督軍が発進した。在坂中の伊達宗城(議定兼外国事務取調掛)の日記には「御所にて軍務の事モ宮(征討大將軍)へ無御通達、御処置相成、土州等討手被命、御旗被下候事モ跡にて御承知^{四七}」(括弧引用者)とあるように、四国の平定をめぐる中央―征討府間の意思疎通は不完全な状態だった。そのため中央に対して前土佐藩主山内容堂は「四国筋御委任、錦旗頂戴被仰付候」にも関わらず、征討大將軍の「御都合」で「四国筋へ御発向ノ趣」があり、万一の「行違」(政令二途)の発生を危惧する旨を理由に土佐藩による「命令御一途」の実現を要請(一月一八日付)した^{四八}。追討総督府においても四国地方の平定は土佐藩の管轄である旨の認識はあり、結果的に同府は同地方に上陸することなく、平定の見込みを確認した上で早々に任務を完了させた。

一方の高松藩は、本件の責任者の首級を、中央より討伐命令を受けた土佐藩ではなく、征討府を経て追討総督府に持参して恭順を申し出た。これを受けた追討総督府は、同藩の姿勢を評価して恭順を認めただけでなく、東征の派兵において「天朝」に対する「忠勤」が明らかになれば「寛典」が下される旨の見込みを下した(20頁)。さらに中央からの命令を受けて当該地を管理中の土佐勢に対しても一月二五日付で高松からの撤退命令を独断で下した^{四九}。しかし高松の管理は中央より下された命令であるため、追討総督府より土佐藩に対して下された撤退命令が実行に移されることはなかった。

四国平定においては、中央より討伐命令を受けた土佐藩が先に標的を陥落させ、接收地の管理権も掌握した(120頁)。

⑧ 支配地の管理をめぐる齟齬(2)―東山道鎮撫総督府の事例

飛騨国の管理をめぐっては、一月二〇日中央より旧幕府笠松支配地内の美濃国和良郷及

び飛騨国の調査を命じられた郡上藩と、それ以前に飛騨国を始め東山道士民の誘引を命じられていた阿波郷士竹澤邦光（寛三郎）があり、双方は対立を起す^{五〇}。この対立は、飛騨国の民衆が過去の遺恨から郡上藩による支配を拒絶して竹澤による支配を望んだことから始まる。

問題の処理をめぐることは、二月九日付で岩倉具定・同八千丸より中央に対して提出された書簡で事情を知ることができる。この書簡には「先達而東山道鎮撫總督被仰付候ニ付、当道之儀ハ大小トナク御委任ニ相成候事ト奉存候故、大小名之所置過日言上仕候通ニテ、江濃飛之三國粗取締申付置候処、朝廷ヨリ御直ニ飛濃之故幕領御所置被仰付候御沙汰書拝見仕、深ク恐懼之至ニ候、右者臣等へ御委任之御事ト存、不憚忌憚所置仕候処、御直ニ御咎之御沙汰被為在候而者命令ニ途ニ出、士民方向ヲ失ヒ候場合ニ立至、却而朝廷之御為ニ不相成様奉存候、向後者先鋒總督ノミ被仰付候敷、又は兼鎮撫使モ被仰付候儀ニ候者、当道之処置ハ総而御委任被仰付候様仕度奉存候、左モ無之候而者、鎮撫先鋒両ナカラ不得、其所遂ニ大事ヲ謝リ候儀モ可有之、不堪戰兢之至ニ候、右等之旨趣被聞食、急々御評決之上御沙汰被為在候様奉願候、尤天下士民之方向ヲ定候儀、今日之急務ニテ臣等カ所置仕候儀ハ、即朝廷之御処置ト相心得候故、無異儀服従仕候へトモ鎮撫使之号令ハ不足信者ト相成り候而者、実ニ以長大息之至ニ候、尤今般復古之御大業、建武之覆轍ヲ不被為踏候様、臣等之苦心、此ニ止リ候間、何分ニモ命令之一ニ出候様仕度奉存候^{五一}」とある。一月九日岩倉具定が東山道總督に任命されたことにより中央から軍事を委任された一方、中央により飛騨国（及び一部の美濃国）の管理を任命された郡上藩と竹澤邦光の対立が原因で政務が麻痺した。そのため東山道の平定を職責とする同府は中央より与えられた軍事の委任に基づき、政令が一本化されることを願ひ出た。

その後、中央より飛騨国の管理を命じられた郡上藩が二月一六日東山道府により解任され、同じく同二四日竹澤邦光に代えて水戸藩士梅村隼（速水）に管理が命じられた^{五二}。このように飛騨国の管理をめぐる発生した事案は、東山道府の請願通り、軍事の委任を与えられた「鎮撫使」の職掌が中央よりも優先される形で政令一途になったことにより解決した。

郡上藩より尾張藩に対して差し出された誓約書について二月一日付で京都の岩倉具視に対して東山道府参謀は「尾張藩へ近国之大家来者之者ヲ呼寄誓書為認候趣、如何之儀ニ被為在候哉、朝廷ヨリ尾州家へ何敷御沙汰被為在候御事ニ候哉ト郡上青山峰之助家来鈴木兵左衛門伺ニ罷出候、万一右様朝廷ヨリ御沙汰被為在候而近国諸藩尾州之指揮ニ相成候而

者、鎮撫使之号令ハ迪モ難行次第ニ候、右者如何相心得可申哉、奉伺候、外諸国ハ格別当道八ヶ国中之大小名総督之指揮ニ随ヒ不申候而者今度之東征兵食ヲ催促致シ候事モ不相成儀ニ候、何分急々有無之御沙汰被為在候様奉希候^{五三}」との書簡を差し出した。その情実には、一月上旬中央より在京の前尾張藩主徳川慶勝（議定職）に対して近隣の「諸藩」を「勤王之道ニ誘候様」に命令が下され、尾張藩は諸道総督とは別に同下旬頃より伊勢・美濃・三河・遠江・駿河・信濃・上野国の諸藩及び旧幕臣らに向けて一斉に使者を派遣し、新政府への恭順の証として誓約書の提出を要求していた^{五四}。この時中山道筋の平定にあたっていた東山道府は、職務遂行（諸侯以下に対する指揮命令）の妨げとして政令一途を要求した。東海道筋や中山道筋において諸道総督が当該地の諸藩の抵抗なく江戸にたどり着いた背景は、尾張藩による誘引の成果が大きい。但し尾張藩は、東海道府の要求に応じて一月二二日重臣が同府に出頭して正式に指揮下に組み込まれていた。諸藩の進退に関する裁量権は、中央より与えられた軍事の委任に基づき、諸道総督が握っていた（詳細は次章）。そのため諸道総督を経ずして尾張藩より直接中央に対して提出された諸藩の誓約書の効力は極めて薄い。

第五節 对藩処置をめぐる原則の存在——東山道鎮撫総督府の事例

中山道筋の平定を目指した東山道府は、恭順をめぐり「不審」が見受けられる諸藩に対しては所領の没収や藩主の謹慎などの処置を下した（97 ～ 102 頁）。東山道府の処置における思惑は、総督岩倉具定・副総督同八千丸より中央要職（総裁・議定・参与・下参与）に宛てられた二月五日付の書簡で如実に語られている。諸道総督及び有力藩による地方平定過程においては、恭順から賞罰に至るまでの諸藩に対する処置をめぐり、明文化されてきたか否かに関わらず、総督府の各々が新政府より明示された寛典の基本方針に基づき、独自の原則が敷かれた。ひいては管内の諸藩に対する処置においてある程度の一貫性がければ、その公平性に支障が生じる事態が発生することは必然である。

その書簡では「乍去近江・美濃等之大小名過半其主ハ関東ニ在、其従ハ在国ニ而無他念勤王可仕旨歎願ニ及ビ候者不少候得共、右等ハ不得已処ヨリ出ル苦計ニ而、其実ハ両端ヲ抱キ家禄ヲ全セント之意、一例寛大之計ヒニモ難相成、別紙之通り処置申附候、尤其主ヲシテ勤王之道相立、実効相顕レシメ候ハ、再度御沙汰可被為在旨申聞置候、右等ハ嚴酷寡恩ニ候様可被思召候得共、賞罰公平ニ無之候而者民心之帰嚮如何可有之哉、尤当道之処置御委任ヲ奉蒙候事故、断然執行仕候^{五五}」と、近江・美濃国の大小名の過半が「関東」（江戸）に滞在しているため在国藩士が持参する「勤王」の嘆願は本心ではなく苦し紛れ

の保身であり「寛大之計」（寛典）は適用できないこと、これまでに下した処置（所領没収や藩主謹慎）は藩主の「勤王之道」が立ち「実効」（戦争協力など）が確認できれば「再度御沙汰」（解除）を下す意思があること、同府の処置は「厳酷寡恩」であるもの、「賞罰公平」でなければ「民心」の帰向を危惧すること、「当道之処置御委任」により断固たる処置を執行する意思であること、以上を述べる内容になっている。

東山道府は、未だ在府（江戸滞在を示す、以下同）する藩主を徳川慶喜への負担と判断し、在国藩士の嘆願のみでは寛典を適用することなく、諸道総督に対する軍事の委任に基づき断固たる処置を下すことにより士民に対して賞罰公平をアピールする考えを包蔵していた。但し所領の没収や藩主の謹慎などの処置は藩主の「勤王」の実効（戦争協力）が確認できれば処置を解除する意思があった。

第三章 京都―江戸間の平定と対藩処置をめぐる特質

第一節 東海道筋―東海道鎮撫総督

慶応四年一月五日昼前に議定三条実美より伝宣があり、正式に橋本実梁が東海道鎮撫総督に、柳原前光が副総督に任命された。当時点における主任務は、東側からの徳川方の援軍に備えた大津防衛である。大津の守備に就いた東海道軍は、薩長の主力を含まず、外様藩や近江国の譜代藩らで編制され、適宜に京都の守備を割いて間に合わせた混成軍という色彩が強い。

伏見戦争の勝利を確定的にした新政府は、慶応四年一月七日夜に徳川慶喜討伐令を発し、それは同日東海道府にも伝達された^{五六}。同令は、新政府方が諸侯以下に対して処置を下すにあたっての根拠になり、中央より与えられた軍事の委任を基に独自の解釈を展開させていく。徳川方の諸藩の中でも桑名藩は、会津藩と並んで伏見戦争で慶喜に荷担した主犯格として認識された。一月九日新政府は、京都から近い桑名を諸藩の中で最初のターゲットに設定し、参謀には新たに薩摩藩の海江田信義を備え付けた^{五七}。これにより東海道軍の戦略は、大津防衛から桑名進軍に変わる。

中央より桑名藩の討伐を拝命した東海道府は、備前・阿波・彦根・佐土原・大村・膳所勢ら大津防衛に配属されていた戦力で任務を遂行することになった^{五八}。東海道府は発進を前にして南近江周辺の安全確保を図ると共に、一月一三日付で東海道筋の主要藩とも言うべき六藩（水口・伊勢亀山・津・尾張・岡崎・三河吉田）に対して東海道府は、新政府から「朝敵」の「追討」が発せられ「桑名城」の攻略に取り掛かることになった旨と共に、「御用之儀」（進退の確認や戦争協力）により大津宿まで「重役」一名を急速に出頭させるよう命じる通達を発した^{五九}。

続いて東海道府は残る東海道筋の諸藩に対しても、おおよそ西から順に同命（重役一名の東海道府出頭）を発した。これを受けて各藩は、東海道府に対して重臣を派遣して「勤王」の意思を明示した。付録―表10 は、各藩が提出した誓約書の提出日を整理したものである。但し書面が確認できないものは重臣の出頭日を示した。東海道府は藩が命令に応じて重役を出頭させ、「勤王」の意思を明示することで恭順を認めた。東海道総督が尾張国に到着した頃には、道筋の諸藩の恭順が大方成立していた。その背景には、尾張藩による誘引活動の成果がある^{六〇}。東海道府は、穏便かつ速やかに道筋の諸侯以下を制圧した点に最大の特徴がある。

慶応四年一月二八日桑名城を接收した東海道府は、万一の暴発を避けるため寺院に退去

させた桑名藩士を尾張・津藩に預け、城郭の管理及び桑名本国の統治を尾張藩に命じた

六。この東海道府による処置は「先者、当分右之通処置仕候上、朝命相待候儀ニ御座候六」とあるように、「朝命」が下るまでの仮の処置であり、正式な処置は中央に托された。結果的に中央からは処置の変更は下されず、万一の変事を避けるための処置が桑名藩の正式な服罪行為として認められる形となった。

東海道府軍が桑名城を接收した頃には、西日本における有罪藩の全てが何らかの恭順の意思を新政府方に対して表明していた。西日本平定の目処が立った新政府は、徳川宗家の本拠である江戸攻略を開始する。新政府は二月三日付で親征の詔を発して「大総督」の設置及び全国の諸藩に対して軍備の整齊を命じ、次いで二月六日東海・東山・北陸の鎮撫総督が先鋒総督兼鎮撫使に改められ、同九日先鋒総督を統括する東征大総督に有栖川宮熾仁親王が任命された。

東海道府先鋒総督兼鎮撫使に改められた東海道府鎮撫総督の主任務は、「鎮撫」から江戸進軍に変わり、二月六日中央において再編制が行われた。これにより「鎮撫」は副任務になった。東海道府は大総督府の指揮下に組み込まれることになった。但し引き続き賞罰を含めた軍事の委任が認められ、寛典の基本方針も示されたため、以前通り独自に設定した原則を基に当該地の諸侯以下に対して処置を下していった。

東海道府軍は、二月一三日桑名を發進した。名古屋を二月二〇日に發った頃には相模国小田原藩（二月二七日恭順／小田原支藩の荻野山中藩は三月八日恭順）を残して東海道府の諸藩の恭順が成立した。こうして然したる抵抗も受けず四月四日橋本・柳原両卿が江戸城に入城して田安慶頼に対して勅旨を伝え、四月一日江戸城の接收が完了した。

第二節 中山道筋―東山道鎮撫総督

慶応四年一月九日新政府は、岩倉具定（具視次男）を東山道鎮撫総督、同八千丸（具視三男）を副総督、京都医師宇田栗園と土佐藩前野久米之助を参謀に任命した。東山道軍は、先鋒の大垣勢及び主力の土佐勢並びに少数の尾張勢・山科郷勢・多田郷勢などで編制され、一月二一日京都を發進した。

次は、諸藩の恭順をめぐる処置の特質を提示する。伏見戦時における中山道筋諸藩主の状況（旧幕府役職・所在）は付録―表11、中山道筋の諸藩に対する処罰と宥免に関する書面は表12でまとめた。

第一項 近江国の平定

④ 諸侯に対する糾問

一月二四日近江国の山上・西大路・三上・大溝藩に対して東山道府は、「勅命」を受けて東山道の「鎮撫」に取り掛かることになった旨と共に「御用之儀」（進退の確認や戦争協力）があるため、早々に藩主自ら「本陣」に出頭するよう通達を發した。但し藩主が不在の場合は「御重職」が二五日までに愛知川宿の「御本陣」まで出頭するよう付け加えた^{六三}。同様の命令は、一月二七日付で同国宮川藩にも發せられた^{六四}。但し近江国の中でも膳所・水口・彦根の三藩は、すでに東海道軍に所属していたので残る以上の五藩が糾問の対象になった。

この命令を受けた山上・西大路・三上・大溝の四藩は、一月二五日近江国愛知川宿の東山道府に向けて重臣を派遣し、宮川藩も同二八日近江国醒井宿の同府に向けて重臣を派遣した^{六五}。

⑧ 罪科の発生(1)―所領の没収

○西大路藩は、当時藩主市橋長義が在京していたので本件に関する糾弾は確認できない。○大溝藩も藩主分部光貞が従前より身体の不自由で在国していたので糾弾は確認できない。

○三上藩に対しては「朝敵徳川慶喜ニ属シ居候段、不埒之儀」と、藩主遠藤胤城の在府が慶喜への荷担と見なされて「知行」は一旦没収され、後日に「謝罪之廉」が成立して「勤王之実効」が確認できれば、改めて「御沙汰」（所領返還）を下す旨が下された^{六六}。その後、戦争協力が評価されて五月二九日東山道府により近江領の返還が実現した^{六七}。○宮川藩も藩主堀田正養の在府を指摘され、一旦は三上藩と同様の処置が下されたが、二月一七日付で重臣より東山道府に提出された嘆願書（藩主の病状快復による速やかな上京並びに御奉公の機会を請願）が評価され、一転して所領の没収には猶予が与えられた。○山上藩は、当時藩主稲垣太清が在府していたにも関わらず所領が没収された形跡は確認できなかったため、宮川藩と同じく猶予が下されるに留まった可能性がある。○同国に飛地を有していた川越藩も進退不明により一旦当該地を没収された。しかし後の戦争協力並びに藩主松井康英の上京及び誓約の完了などにより所領の返還が実現した。

◎ 罪科の発生(2)―藩主の謹慎

○宮川藩主堀田正養は、三月二日信濃国下諏訪宿の東山道府に出頭すると、当時点まで「賊地」（江戸）に「住居」して「天氣」（天機）の伺いも未済である現状は「君臣之道」に違背するため国元での「謹慎」が命じられた。この謹慎は、帰国後に提出された嘆願が評価され、一ヶ月余りで解除された^{六八}。○三上藩主遠藤胤城は、武蔵国蕨宿の東山道府に出頭した後も当地で謹慎に就き、同国に留まり戦争協力に従事した。○川越藩主松

井康英は老中在職中の職務怠慢が糾弾され、上京後に中央から謹慎を命じられた後、一定期間の謹慎をもって解除された（62 頁）。○山上藩主稲垣太清は、二月二二日江戸を立ち、三月一八日着京しており、東山道府より藩主に対する謹慎も確認できない。

第二項 美濃国の平定

④ 諸藩に対する糾問

東山道総督は、慶応四年一月二九日美濃国垂井宿に入り、二月一日同国大垣に到着した。大垣には二月二日まで滞在し、同二七日信濃国三富野宿に到着した。その間に二月六日東山道鎮撫総督は東山道先鋒総督兼鎮撫使と改められ、参謀は前野久米之助から土佐藩の乾退助（二月九日任命）・薩摩藩の伊地知正治（二月二三日任命）に交代になった。これより主任務は江戸進軍になり、「鎮撫」は副任務となった。当面は東征大総督より示された寛典の基本方針に基づき、これまで通り軍事の委任を背景に独自の原則をもって進路の諸侯以下を制圧していく。

東山道府は近江国と同じく美濃国の諸藩に対しても、進退の確認や戦争協力のための出頭を藩主に命じた。

⑤ 罪科の発生(1)―所領の没収

岩村・加納・高富・郡上・苗木藩の藩主は、いずれも在府していた。岩村・加納・高富藩は、藩主の在府が慶喜への荷担と見なされた。しかし藩が嘆願書をもって「勤王」の意思を明確にしたことなどが考慮され、ひとまず所領の没収は保留された。同様に苗木藩も猶予が与えられたと思われる。郡上藩は、早くから「勤王」の意思を明確にして旧幕領の管理や派兵を拝命していたため、所領の没収は確認できない。また同国に飛地（厚見郡切通の陣屋一万八〇〇〇石）していた陸奥国磐城平藩は、川越藩の事例と同じく進退不明により一旦当該地を没収された。後に藩主安藤信勇の上京及び誓約（五箇条）並びに戦争協力が評価されて五月下旬に所領が返還された。

⑥ 罪科の発生(2)―藩主の謹慎

○岩村藩主松平乗命は、二月二九日江戸を立ち、三月一四日帰国して一旦謹慎に就いた。しかし東山道府により嘆願及び戦争協力が評価されて謹慎は免除された。

○加納藩主永井尚服は、二月一〇日江戸を立ち、同二一日帰国、同二四日東山道府より在府の「御不審」を指摘され、後の「兵士之戦功」により罪科が「御宥免」になるまで国元での「謹慎」並びに入京の「遠慮」が命じられた^{六九}。謹慎は、後の戦争協力などが評価されて四月一八日付で解除された^{七〇}。しかし東山道府から謹慎を解除されたことで中

中央に対して「天機」伺いの許可を求めたところ、中央からは「東山道鎮撫総督ヨリ謹慎之儀者、被免候得者、旧幕府ニ於テ若年寄相勤居候筋ヲ以テ、此内御下問ヲモ被仰付候次第、追而何分之御沙汰有之候迄者は迄通慎居候^七。」と、若年寄在職中の職務怠慢による謹慎とは別件として扱われた経緯がある。

○郡上藩主青山峰之助は二月二日江戸を発ち、旅中の藤枝宿において下諏訪宿の東山道府に使者を派遣して「勤王」の意思を申し出たところ、三月三日同府より藩主の在府及び上京未済が糾弾され、国元での「謹慎」を命じられると共に、後の「兵士之戦功」次第で改めて「寛大之御沙汰」（宥免）を下す旨が下された^七。しかし峰之助は帰国することなく京都に直行し、改めて中央より当地での「差扣」を命じられた。峰之助の謹慎は、嘆願が評価されて三月二六日解除された。郡上藩は飛騨国の管理などで早い段階から新政府方への貢献が確認できるため、同藩からは賞罰の不公平を訴える言論が発生した（108頁）。

○高富藩主本庄道美は、二月二七日江戸を発ち、三月一四日着京した。しかし道美が「在京中」の旨は、すでに三月一〇日付で東山道府に対して伝えられている^七。つまり道美は、実態とは異なる有利な内容を申し出ていた。また、道美は、中山道を避けて東海道から上京したようであり、東山道府から謹慎が命じられた形跡は確認できない。

○苗木藩主遠山友禄は、一月二八日江戸を発ち、二月九日帰国、同二一日美濃国美江寺の東山道府に出頭して誓約書を提出した^七。友禄に対しては、謹慎が命じられた形跡は確認できない。

第三項 信濃・上野国の平定

④ 信濃国

東山道総督は、慶応四年二月二一日美濃国大垣を発ち、同二七日信濃国三富野宿に入り、三月六日上野国坂本宿に到着、四月二四日江戸に入った。この頃から関東とその周辺の情勢が急激に悪化し、同年二月下旬から三月頃には東山道軍の周辺で事件や戦闘が発生する。信濃・上野国の諸藩の「勤王」（戦争協力）の状況（対東山道府の動静）は、付録―表13・14でまとめた。

東山道府に対して提出された彦根藩重臣の建言書では、すでに美濃・信濃における中山道筋の諸藩の「帰順」の見込みが立っているものの、依然として藩主が在府している様子でもあるため、大小藩に関わらず藩主子弟もしくは重臣を呼び寄せて中軍もしくは先陣に所属させるべき旨が述べられている^七。この建言の効力は計り知れないが、結果として

もこの建言通りに信濃国諸藩に対しても近江国諸藩と同様の処置が下されていく。

信濃国の松代・松本・上田・高遠・飯山・田野口・小諸・岩村田・須坂藩に対して東山道府（大垣駐留）は、「御用之儀」により藩主は最寄りの「御本陣」に出頭し、不在の場合は「重職」の中から一名を出頭させること、もし「延引」する場合は下諏訪宿の「御本陣」に出頭すること、などが命じられた^{七六}。信濃国諸藩の中でも伏見戦時に藩主が在京していたのは堀親義（飯田）のみであり、堀直虎（須坂）は一月中旬に江戸城中で自刃して死亡し、その他は在府していた。東山道府により所領を没収された藩は確認できず、戸田光則（松本）・内藤頼直（高遠）・内藤正誠（岩村田）・本多助成（飯山）らは在府を糾弾されて謹慎が命じられた。

○高遠藩主内藤頼直は、二月二〇日江戸を発ち、同二四日帰国した。二月下旬東山道府からは、在府の「御不審」を糾弾され、後の「兵士之戦功」により罪科が「御宥免」になるまで国元での「謹慎」及び入京の「遠慮」を命じられた。謹慎は、三月一八日家臣の「勤労」及び嘆願が評価されて解除された。○岩村田藩主内藤正誠は、二月二九日江戸より帰国した後、三月五日付で東山道府より高遠藩と同趣旨の命令が下された。謹慎は、三月下旬に解除された。○松本藩主戸田光則は、二月三〇日謹慎を命じられた^{七七}。謹慎は、家臣らより提出された嘆願書などが評価されて三月一七日付で解除された。○飯山藩主本多助成は、二月一八日江戸を発ち、同二四日帰国、三月五日東山道府より在府を糾弾されて「謹慎」を命じられた。同藩に対しては東征の戦功ではなく軍資金一万五〇〇〇両の献納を命じられ、三月一六日完納、同一七日謹慎が解除された^{七八}。

松本・飯山藩には、これまで目立った戦功は確認できない。その一方で藩主に対して謹慎が命じられなかった高島・上田・小諸藩は、戦功や功勞に対する賞賛が下されている。松代藩も、二月下旬に数々の派兵要請に応じているため、明確な貢献が確認できる。田野口藩は、近年まで本拠だった三河国奥殿陣屋の代官が東海道府に対して誓約書を提出し、恭順が成立していた。

⑧上野国

東山道総督が上野に入国した頃、下野国梁田宿おける古屋佐久左衛門ら反政府集団との戦闘や上野・下野・武蔵国の各地で暴動が頻発するなど、東山道軍の軍事はこれまで以上に多端となり管内の諸藩の人的・物的負担も増大した。

上野国の諸藩は、伏見戦時に全藩主が在府していた。しかし信濃国の諸藩と同じく所領が没収された藩は確認できない。藩主に対する謹慎命令が確認できるのは酒井忠強（伊勢

崎)・秋元礼朝(館林)のみであり、その罪科は長期の在府となっている。両藩においては東山道府に対する目立った人的・物的貢献が確認できないことなども障害になったとみえる。その後の両藩主は、半月から一ヶ月の謹慎期間を経て嘆願及び金品供出や派兵などによる貢献後に謹慎は解除された。一方で東山道総督が入国(三月六日)する前に帰国もしくは江戸を発していたと考えられる藩主は、板倉勝殷(安中)・土岐頼知(沼田)・大河内輝照(高崎)・前田利裕(七日市)・松平忠恕(小幡)があげられる。前橋藩主松平直克は、東海道より上京中であった。吉井藩主松平信謹は、二月二日松平姓から吉井姓に改めることで徳川家との決別を明示していたことや藩主が若年であること、それまでに東山道府に対する人的・物的貢献が確認できる。

第四項 まとめ―対藩処置をめぐる原則

近江・美濃国諸藩の恭順をめぐる処置については、次の原則が確認できる。①藩主が在府中(上京・帰国の遅れ)の場合は、慶喜への荷担と断定して藩主の恭順(謝罪)の成立及び戦争協力が確認できるまで所領を没収する。②在府もしくは上京・帰国の遅れが確認される藩主は、国元での謹慎(入京差控)を命じる。③但し戦争協力や嘆願の趣旨などを考慮して所領没収の猶予や藩主の謹慎免除などで何らかの配慮を下す余地がある。

慶応四年二月下旬から三月頃には東山道軍の周辺で事件や戦闘が発生する。信濃国では、藩主が在府中であろうとも所領が没収されたケースは確認できない。また謹慎など藩主自身に対する処罰も戦功・功労などの明白な戦争協力の実績により免除されているケースが目立つ。上野国では、それがさらに粗略になり、東山道総督が入国する前に藩主が帰国するか、何らかの人的・物的貢献などが確認できれば処罰が免除される傾向が見える。

信濃・上野国の諸藩に対して所領の没収が行われなくなった理由は、関東地方における戦闘や暴動の発生及び更なる不測の事態に備え、近隣の諸藩に対してこれまで以上に軍備の整齊や派兵並びに領内の治安維持などの軍事協力を求めるようになった結果である。要するに財源がなくては、これらの戦争協力に従事できなくなるからである。以上のように地域によっては処置に多少の違いが生じているものの、東山道府は不審が認められる藩に対して「朝敵」に準ずる処置を下していった。

第三節 北陸地方―北陸道鎮撫総督

第一項 若狭・越前・加賀・越中国の平定

慶応四年一月九日新政府は、三位高倉永祐を北陸道鎮撫総督、大夫四条隆平を副総督に任命し、参謀は暫定的に安芸藩の調子三太夫・前田央・保田太伸を任命した。北陸道総督

は安芸勢二五〇名を率いて一月二〇日京都を發進し、先鋒の小浜勢三七〇名ほどが合流した。後の二月六日北陸道先鋒総督兼鎮撫使に改められ、参謀はこれまでの三名（二月二日解任）に代えて安芸藩小林柔吉（二月一三日任命）と肥後藩津田山三郎（二月一四日任命）が就いた。当初の第一任務は、東海道・東山道と同じく当該地方の「鎮撫」（諸侯以下の制圧）だった。後の二月二五日中央（内国事務局）より北陸道府に対して發せられた書面では「第一巢窟ニ進入スルヲ專一トス、依而其路次諸大名其他方向ヲ定^{七九}」、「過日北陸道之義ハ御委任相成候得共、今度先鋒之義、更被仰蒙候^{八〇}。」とあるように、主任務は江戸進軍に変わり、「鎮撫」は副任務になった。但し上位機関である大総督府より示された寛典の基本方針に基づき、これまで通り軍事の委任を背景に、独自の原則をもって進路の諸侯以下を制圧していく。

次は、諸藩の恭順をめぐる処置の特質を提示する。

1、誓約書の提出

京都發進前の慶応四年一月一五日付で当該地方の諸藩に対して北陸道府は、次の三通を發した^{八一}。①現在の「騷擾」で「方向」を見定め難く、「人心」に「疑惑」が発生している時節であるため、「存意之次第」を「尋問」すること。②「勅使」が發向する予定ではあるが、積雪による遅れも計り難いため、まず書面にて「御趣意」を通達するので早々に「御請状」を差し出すこと。③北陸道の「国主・領主・地頭」らは、この旨を早々最寄りに順達し、「御請状」は総督の出先に差し出すこと。

付録―表15 は、この要求に対して若狭・越後・加賀・越中国の諸藩より提出された誓約書の提出状況である。

2、布令・布告類の配布―請書の提出

若狭・越前国の諸藩に対して北陸道府は、中央より發せられた大号令（徳川慶喜討伐令）・制札（同上）・農商布告（旧幕府領を「天朝」の御料とする布告書）に対する請書の提出を要求した。同じく加賀・富山国の諸藩に対して北陸道府は、右の大号令など三通に加えて天皇元服の大赦令（慶応四年一月一五日）と窮民撫恤の通達（同年一月二七日）、計五通に対する請書の提出を要求した。越前国の鯖江藩は、藩主が江戸より帰国の途に就いた後、北陸道府に出頭した日に配布された。付録―表16 は、北陸道府より配布された布令・布告類に対する請書の提出状況を整理したものである。この請書も恭順の手續きに内包される。

3、達書の配布―請書の提出

慶応四年一月から二月にかけて若狭・越前国の諸藩に対して北陸道府は、一一項目の達書を配布した^{八二}。その内容は、①趣意の承服に対する「当主」の拝謁、②国内総高・家領高及び国内の図面など写しの提出、③本領以外の新開田畑及び徳川領の調査並びに窮民の救済、④人質として世嗣・重臣らを上京、⑤寺社領高の調査、⑥国々総高水帳写しの提出（「参与御役所」への提出）、⑦徳川領における昨年の租税の収納状況の調査（未納・皆納）すること（本年は半減、但し徳川領は漏らさず書き出す）、⑧大赦のための罪人の軽重調査、⑨布告は触書で士民に通知して制札を立てること、⑩士民に対して課役・用金などが過分に徴収されている場所があれば窮民を援助すること、⑪潜伏する「勤王・正義之輩」があれば申し出ること、などである。

次いで加賀・越中国の諸藩に対しても二月から三月に掛けて同じく達書を配布した^{八三}。その内容は、①趣意の承服においては「当主」が参營すること、②家領高及び新開田地・戸数・水帳・地図などを調査して太政官に差し出すこと（また領内の寺社領も同様）、③無告の窮民及び忠孝義烈の士女を十分に調査し届け出ること、④預かり中の徳川領について租税の未納・皆納及び残る金穀などを詳細に調査して早急に本陣に届け出ること（また徳川代官支配地も同様）、などである。若狭・越前国の諸藩に対して配布された書面と比較すると四項目に省略された。

付録―表17 は、北陸道府より配布された達書に対する答書の提出状況を整理したものである。

4、藩主の動向―総督府への出頭と上京の要求

右の達書には、何れも第一に藩主の出頭を命じる項目が盛り込まれている。当該期の藩主の動向を整理すると、①北陸道府に出頭した藩主は土井利恒（大野）・小笠原長守（勝山）・間部詮道（鯖江）・松平茂昭（越前）・前田利同（富山）、②北陸道府に出頭することなく直接江戸より上京した藩主は有馬道純（丸岡）・酒井忠経（敦賀）、③在国しながらも諸事情により北陸道府への出頭を控えた藩主は謹慎中の酒井忠氏（小浜）並びに病中の前田慶寧（加賀）・前田利鬯（大聖寺）である。この中でも越前藩は前藩主松平慶永が上京、加賀藩は病中の藩主に代わり前藩主前田斉泰が上京、小浜藩は謹慎中の藩主酒井忠氏に代わり前藩主忠義が上京していた。藩主に代わり前藩主が上京していた三藩以外は、藩主に対して上京命令が下された。大聖寺藩主利鬯は、北陸道府への出頭は病中により控え、同府に対しては快復後の上京を約束した。以上より北陸道府は、藩主の上京を原則として同府への出頭は必須の事柄とはしていない。但し越前・加賀・小浜藩のように、相当

の近親者による上京でも落着かせていた^{八四}。

5、人質の要求

慶応四年二月付で当該地方の諸藩に対して北陸道府は四項目の達書を配布した。それは、①「大小名父子」の中で在国者は在府者を説得すること。②父子双方が在府中の場合は「留守居」より早急に伝達し、また日限を定めて往復するまで最寄りの「国主」に人質を預け、藩主が帰国して北陸道府に出頭した際には上京命令を下す、③在府中の旧幕臣の中でも恭順に不服の者は旧幕領と同様の処置を下す、④在国しながらも命令に違背する者は近辺の「国主」に問罪を命じる、などである^{八五}。

これにより明確な形で人質が差し出された事例は、丸岡藩（二月一二日付／藩主の帰国期限三〇日）・鯖江藩（二月一五日付／藩主の帰国期限三〇日）のみである^{八六}。この人質は越前藩に預けられた^{八七}。丸岡藩主有馬道純は、二月一五日江戸を発ち、同三〇日着京、三月九日付で北陸道府より越前藩に対して人質の返還が命じられた^{八八}。鯖江藩主間部詮道は二月二〇日江戸を発ち、三月四日帰国、同七日金沢の北陸道府に出頭し、上京命令と引き替えに人質の返還が許可された^{八九}。敦賀藩に対しては、藩主の至急上京と共に、その日限を定めた請書の提出を迫るに止まっている^{九〇}。同藩より人質が差し出された形跡も確認できない。その理由は、北陸道総督が敦賀に着陣して査察済みであったこと、本家の小浜藩が恭順を成立させて北陸道軍へ多数を組み入れていたことなどがある。何らかの理由で人質の差し出しが免除されることもあった。

6、諸藩分領に対する処置―所領の没収

美濃国郡上藩（八幡藩）は越前国に二万四〇〇〇石余の飛地を保有していた。慶応四年一月一八日付で東山道総督に対して郡上藩は、領内の鎮撫及び飛騨国警衛の継続許可を願った。それに対して新政府からは、旧幕府笠松支配地内の和良郷及び飛騨地方の調査を命じられた。飛騨国の管理は、後に東山道府からも命じられた^{九一}。このように郡上藩は、速やかに飛騨方面に兵員を派遣するなどして新政府に対する協力姿勢を明示した。

ところが二月二〇日同藩に対して北陸道府は、「主人」（峰之助）の「勤王」の意思が確認できるまで越前領を没収して越前藩に管理させる旨を通達した^{九二}。また越前藩に対して北陸道府は、峰之助において「違背」の意思が確認できなければ、所領を返還するよう事前に通達している^{九三}。つまり北陸道府は、当時点において完全に同所を直轄地に組み込もうとする意思はない。藩主青山峰之助は二月二二日江戸を発ち、三月八日着京した。北陸道府は、峰之助の「勤王実効」の確認し、四月一日所領を返還した^{九四}。

その他に北陸道府より一旦所領が没収された藩には、安房国勝山藩（越前領五四〇〇石余）と三河国西尾藩（越前領二万一〇〇〇石余）がある。安房勝山藩は、二月九日北陸道府の命令により越前領が本家の小浜藩に預けられた^{九五}。後に藩主酒井忠美と小浜前藩主酒井忠義より中央に対して提出された五月一七日付の嘆願書二通において忠美の上京及び「御誓約」（五箇条御誓文）の完了をもって越前領の返還を請願した結果、同二〇日許可された^{九六}。

藩の意思が確認できない当該地方の飛地について北陸道府は、当該藩主の上京などにより「勤王」の意思が確認できるまで仮にその所領を確保（没収）した。それは鯖江・丸岡の二藩より人質を徴した処置と同義と考えることができる。

第二項 越後国の平定

1、諸藩における恭順状況

北陸道総督は、慶応四年三月一日越中国富山を発ち、同一三日越後国糸魚川に入り、同一五日同国高田に到着した。金沢駐留中の北陸道府は、三月八日越後国への進軍を控え、同国の諸藩に向けて「重臣」を高田に出頭させるよう命令を発した^{九七}。但し高田藩及び途中の進路にあたる糸魚川藩は含まれていない。

付録―表15 は、それに前後して越後国諸藩より北陸道府に対する誓約書の提出状況である。前述した東海道府の事例と比較すれば、藩主名義の誓約書が多い。その理由について村上藩の事例では、北陸道府に提出する誓約書は「主人直書」であるべき傾向に基づき、江戸より帰国途中の藩主まで至急赴いて「直書」を用意したものの、その間に提出された重役名義の誓約書で用が足りた、というエピソードが端的に表している^{九八}。つまり諸藩に対しては、原則として藩主名義の誓約書が求められていた。

高田に到着した北陸道府は、同地に集合した諸藩の重臣に対して加賀・越中国の諸藩と同じく大号令以下五通及び達書を配布した^{九九}。達書の内容を加賀・越中国の諸藩に配布されたものと比較すると、藩主の出頭先及び預かり中の徳川領の調査結果の提出先が、北陸道府から京都（中央）に変化した^{一〇〇}。これに対して各藩は当地において請書の提出を完了させた。それ以前の若狭・越前・加賀・越中国と比較すると、越後国諸藩に対する恭順の手続きは整然と行われた。

このように北陸道府は、藩主の上京を原則とし、その期限には四〇日から五〇日ほどの期間が与えられた。例えば、高田・与板・椎谷藩には四〇日、長岡藩には五〇日の期限が与えられている^{一〇一}。付録―表4において一月から四月にかけて越後国藩主の所在及び動

向に着目すると、越後国の諸藩の中でも期限内に上京を完了させているのは、松平直静（糸魚川）・堀之美（椎谷）・井伊直安（与板）並びに継嗣柳沢光邦（黒川）のみである。その背景には、当該地方における脱走会津藩士の不穏がある。越後国の諸藩に対して北陸道府は、当該地方に入ろうとする会津勢に対しては本藩への復帰を説諭し、もし強行する者があれば誅戮するよう命令を下した。そして同国でも一、二の大藩にあたる新発田・高田藩に対しては、非常時の備えとして先だつての藩主の上京命令が取り消された^{一〇二}。

なお藩主が在府中であろうとも前述の丸岡・鯖江藩のように明確な形で人質を差し出している藩は確認できない。但し同国の諸藩に対しては急用に備えて重臣一名の従軍が義務づけられた^{一〇三}。そのため、これを同義として考えることができる。

2、北越戦争発生の一因について

以上のように、越後国諸藩に対する恭順の手続きは以前よりも整然と行われた。その背景には、早々に当該地方の平定から江戸進軍に切り替えられた事情がある。三月一日東海道府からは、大総督府より命令が下れば直ちに「巢窟」（江戸）に進軍する旨を伝える書簡が到来した。それに対して北陸道府は「北道諸藩皆已ニ帰順」と、当該地方の平定を認める答書を返した^{一〇四}。江戸攻略の先陣を務めていた東海道総督は三月一〇日の時点で駿河国沼津宿まで進み、その後陣を務めていた東山道総督は同日の時点で武蔵国熊谷宿まで進み、すでに江戸を目前にしていた。しかし北陸道総督においては積雪による大幅な進軍の遅れが発生し、未だ越中国富山に留まっていた。そのため三月五日付で中央（軍防局）からは「関東平定討入」を「専要」とする旨の通達を受けていた^{一〇五}。さらに東山道府からも戦勝報告と共に、早急なる関東への「進軍」を促されていた^{一〇六}。

早急なる関東進軍を催促する上位機関に対して北陸道府参謀の津田・小林は、その命令を重視して関東進軍の実行を主張した。それに対して三月中旬より北陸道軍に参陣していた柏崎郷士（商人）の星野養齋は、長岡ら諸藩が包蔵する「二心」への警戒を基に、総督が当該地方を離れば必ず「擾乱」が発生する旨を予測し、その予防策として総督か副総督の片方が当該地方に駐留して鎮撫にあたる旨を建言した。仮参謀の酒井忠温（越前藩）は、星野案への同調を示した。しかし津田・小林は、関東こそ「賊」の「楨幹」（支柱）であり、会津藩ら諸藩は単なる「枝葉」に過ぎず、その「楨幹」さえ折れば「枝葉」が繁茂することはないため、「楨幹」を折ることに集中すべき旨の持論を展開して星野の建言を退けた。こうして北陸道軍は、軍略を北陸平定から江戸進軍に転換し、三月二〇日越後国関山宿から信濃国牟礼宿に入り、四月一日武蔵国熊谷宿に到着した。

三月二六日付で岩倉具定（東山道総督）・同八千丸（同副総督）に宛てられた書簡において北陸道府は、越後国諸藩に対しては「荒方」（粗方）の「方向」を確認するのみに留めて江戸への「討入」を急ぐ旨を伝えた^{一〇七}。同国における総督の巡見も糸魚川―高田間に止まり、高田以北は省略された。同国の平定は不完全かつ向背の不安を残したまま進路を江戸に切り替えられ、高田・新発田藩を中心とする諸藩に丸投げされる恰好になった。前述したように東山道軍は、旧幕府軍との戦闘を制して関東への一番乗りを果たした。一方の北陸道軍は、これまでの進軍や平定の遅滞のみならず、江戸攻略における遅参の失態まで重なることを危惧した要人らの焦りが感じ取れる。北越戦争は、北陸道軍が当地を離れた後に発生した。

第三項 まとめ―対藩処置をめぐる原則

北陸道府は、藩が書面などで「勤王」を誓約すれば恭順を認め、布令・布告類及び達書などの配布物に対する請書を要求すると共に、藩主には上京を命じた。但し藩主が在府中の場合、藩主が上京を完了させるか、北陸道府に出頭して上京を約束するまで、原則として人質を確保した。当該地に飛地を保有する藩に対しては、藩の進退が確認できないため、当該藩主が上京するなど「勤王」の意思が確認できるまで仮にその所領を没収した。但し藩主の上京は、当該地方の情勢不安による備えを優先させたことから、その原則に乱れが生じた。

同府は、上位機関による関東進軍の催促を受け、早急に越後国の平定を完了させるため、同国諸藩の重臣を高田に招集し、誓約書を収集することで諸藩における恭順の意思を確認し、布令・布告類及び達書なども配布した。同府により敷かれた対藩処置の原則に基づき、三月段階において一旦は当該地方の平定を確認した。しかし当時の越後国においては密かに反政府活動を展開する会津藩士の不穏があった。それにも関わらず北陸道府は、越後国の巡見も果たさず、総督か副総督のどちらかを一方を当地に留めて有事に備えるべき旨の言論も退け、諸藩の向背に不安を残したまま、上位機関の命令に従い早急に関東への進軍を開始した。北越戦争は、総督が当該地方を去った後に発生する。また書面や口頭による諸藩の誓約は、向背の確認及び残留を期待する行為として不完全であることを実証する事例になった。

第四節 対藩処置をめぐる齟齬の実態

第一項 郡上藩の事例

前述したように郡上藩は、北陸道府により藩主の「勤王」の意思が確認できるまで越前

国の飛地を没収され、東山道府により藩主の在府及び上京未済が糾弾されて国元での「謹慎」を命じられた。諸道総督による一連の処置に対する郡上藩の不満は、重臣鈴木兵左衛門より中央に対して提出された嘆願書（三月付）で明るみにされた。嘆願書の全文は、次のようなものである。〇八。

去ル十日太政官江御届申上候通、主人峰之助義、去月廿日江戸表出立、東海道通罷登候処、道中差支、漸ク当月八日上京仕候、尤道中藤枝駅ヨリ使節ヲ以、東山道総督府岩倉殿迄彌以尊王仕ニ付、御指導次第奉命可仕段申達候処、中山道下諏訪駅ニ而、右使節江御達書御渡御坐候ニ者、今日ニ至迄賊地ニ罷在、天氣モ不伺候付、在所ニ於テ謹慎仕候様、別紙之通御達御座候ニ付、主人始私共迄愕然奉恐懼候之次第ニ御坐候御照知モ被為在候通、^①幣藩儀者、当正月廿一日太政官ニ而御懇之蒙朝命、其後逐次飛州取締被命候付、夫々人数等差出盡藩力相勤居候之処、不凶右両様共被為免、東山道出兵被仰出候ニ付、尚又人数差出、総督府御後軍相勤居候事ニ御坐候、右人数之内ニ而高松殿御守衛護送等モ無滞相勤申候、右之通藩力之及候丈者精々相勤候志願ニ付、総督府ニ而モ専奉命仕候段者御洞察被成下、今般寡君上京モ仕候得者、諸藩之並ニ御処置可被成下ト奉存居候処、賊地発足遅々相成候蒙御咎、何共恐縮悲歎ニ堪兼、頃日太政官江歎願仕候処、京地ニ而謹慎仕候様御指図御仁恵之程難有奉存候、^②其後追々諸藩模様承候処、寡君ヨリ相後レ江戸出立之諸侯モ不少候得共、却而右等者上京等御構モ無御坐、謹慎之御沙汰モ無御坐候趣、追々承知仕候、寡君江之朝命之趣ニ而者、全ク賊地ニ滞在仕候罪状ヲ以謹慎被仰出、外々賊地ニ因循滞在仕諸侯ニ而モ、別段御沙汰モ無御坐候段、私共ニ於テ悲歎痛哭仕候次第ニ御坐候、右者主人久敷賊地ニ滞在仕候モ全私共不盡力ヨリ斯相成行、呉々奉恐怖候、併追々被仰出候通、^③天下之公論ヲ以御大政御一新被遊候御儀ニモ御坐候得者、寡君ヨリ相後レ賊地出立仕候藩々ト同様、謹慎御赦免被仰付候得者、公平之御政道故ト難有奉拝服候得共、寡君而已右様被仰付候ト申様ニ而者恐多申分ニ者御坐候得共、公明之御政道共不奉伺候、^④尤七道総督府江御委任之御廉モ御坐候ニ付、御処置振少々宛御相違者可有御坐ト奉存候得共、御賞罰等之義者一樣ニ不被仰付候而者、億兆之人民、朝命ヲ奉軽、頑愚之野心ヨリ追々歎訴筋等申上候様相成候而者、折角簡易之御新政モ却而御多端ト相成、人心向背一樣不相成候様成行候而者、遺憾之次第ニ御坐候間、仰願朝命一途、公平之御処置ニ被成下候得者、四海一般感謝無量遵奉王事仕候者必然之義ト奉存候、幣藩痛歎之余申上候而者、私情愁訴而已申上候様御聞取之程奉恐縮候得共、天下之御大政ニモ相涉候

義二付、卑賤之小臣不顧僭越奉歎願候、御寛量被為聞食被下置候様奉專禱、万々一御仁恕之御処置モ被成下候得者、無量可奉感荷候、越俎之段、死罪死罪誠恐誠惶頓首

三月

青山峰之助内

鈴木兵左衛門

右の傍線部（同藩の主張）を要約すると、次のようになる。

①郡上藩はこれまで飛騨国の管理並びに東山道軍に対して兵員を派遣するなどの戦争協力を果たしていたにも関わらず、藩主の「賊地発足」（江戸離脱）の遅れが原因で「御咎」（謹慎）が下された。

②峰之助より遅れて江戸を発った「諸侯」がいるにも関わらず、彼らに対して入京禁止や「謹慎」などの処罰が下されていない。

③峰之助のみ処罰が下されては「公明之御政道」に反する。

④「七道総督府」に与えられた「御委任」により「御処置」に多少の違いが生じたとしても「御賞罰」などは「一様」であるべきであり、「朝命一途」と「公平之御処置」を望む。

さらに傍線①を補足すると「寡君ヨリ相後レ江戸出立之諸侯モ不少候」とは、東海道の諸藩を示す。つまり郡上藩の主張は、東海道府と東山道府による賞罰の基準が異なる点を問題視している。その点については、東海・東山・北陸の三総督府が中央より与えられた軍事の委任に基づいて設定した対藩処置の原則を比較するとよくわかる。特に、所領の没収と藩主の謹慎をめぐっては明確な相違が発生している。

④ 所領の没収

近江・美濃国諸藩の恭順をめぐる処置において東山道府は、藩主が在府中（上京・帰国の遅れ）の場合は慶喜への荷担と断定して藩主の恭順（謝罪）の成立及び戦争協力が確認できるまで所領を没収した。但し戦争協力や嘆願の趣旨などを考慮して所領没収の猶予や藩主の謹慎免除などで何らかの配慮を下した。東海道府は、すでに伏見戦争で罪科が指摘されている藩（桑名藩など）を除けば、藩主の在府や上京の遅れが認められようとも、江戸開城までの期間において独自の裁量で当該地方の藩領を没収した例は確認できない。北陸道府は、当該地方に本拠のない諸藩の飛地のみ確認できる。郡上藩の事例では、藩の進退が確認できない故に、一旦その飛地が確保（没収）されたものである。

⑤ 藩主の謹慎

東山道府は、原則として在府中か上京・帰国の遅れが確認される藩主に対して「勤王」の実効が明示されるまで国元での謹慎（入京差控）を命じて危機感を煽り、その解除を引き替えに戦争協力を要求した。それとは正反対に北陸道府は、在府中の藩主に対しては国元での謹慎を命じることなく早急の上京を促した。つまり同府は「賞罰公平」を条理に定め、徳川慶喜討伐令と軍事の委任を基に諸藩に対して厳格な処置を下し、その処置の解除と引き替えに戦争協力を要求し、「勤王」の実効の成立により恭順を認めた。しかし東海道府は、すでに伏見戦争で罪科が指摘されている藩（桑名藩など）を除けば、藩主において在府や上京の遅れがあろうとも、江戸開城までの期間において独自の裁量で道筋の藩主に対して謹慎を命じた事例は確認できない。

郡上藩の事案は、藩主一行が東海道を通行して上京の途に就いたため、東海道筋の諸藩が自藩と同じ基準で処罰が下されていない不公平な現状を目の当たりにし、その不満を中央に対して抗議を申し出たのである。つまり東山道府は厳格な処置により「賞罰公平」を追及していたはずが、逆に不公平を生み出していた。さらに郡上藩は北陸道府からも越前国の飛地が没収されていたため、それが余計に不公平感を増大させる結果をもたらしていた。例えば、東海道府の原則に当て嵌めて郡上藩に対して処置が下されれば、所領の没収も藩主の謹慎も下されることはない。

本件において京都の徳大寺実則（内国事務総督）より岩倉具定・同八千丸に宛てられた三月二二日付の書簡では「尤三道之鎮撫使、夫々御委任ニ相成候儀、人々之存意ニ而一様ニハ不相成儀ト存候、併峰之助義、其他之情実ハ分力子候へ共、被仰渡候外ニ異事モ無之候ハ、御差許ニ而ハ如何哉、猶御賢考可有之候」と、諸道総督の「御委任」について各総督の処置が多様化している現状を理解しながらも郡上藩主においては上京遅延の他に落度がなければ宥免を要請する内容となっている^{一〇九}。郡上藩の事案のように、中央要人が諸道総督に対して寛典を要請（再検討）するのは異例のことである。例えば前述したように、京都興正寺より桑名藩救解の周旋を受けた岩倉具視は、同藩の処置は出先の「鎮撫使」に「万事委任」されているため「太政官」より口を挟めない旨を返答していることもわかる（88頁）。本件は、三月二六日東山道府より宥免が下された^{一一〇}。結果として中央要人の要請に添う形で落着した。

第二項 松本藩の事例

松本藩主戸田光則は、二月三〇日信濃国本山宿の東山道府に出頭した際、同府より謹慎が命じられた^{一一一}。同藩は、これまでに目立った戦功はなく、藩主の上京も未済であった。

藩主の謹慎解除を求めて重臣より東山道府に対して提出された嘆願書には「於丹波守万一不良之儀有之候ハ、以死諫争モ可仕候ニ」と、藩主に対して謹慎が命じられた理由を把握していないかのような文言が含まれている。

松本藩の事案をめぐり岩倉具視より子息具定・八千丸に宛てられた三月六日付の書簡には「戸田丹波守儀、勤王実効無之ニ付、譴責之趣、固ヨリ至当之儀ト存候ニ付、右次第ニ而、彼是申入候ニハ決シテ無之候得共、先達中、正親町三条（実愛）ヨリ如何ニモ致シ勤王之儀相立度趣、始終申出居候、且今度薩長始、人数通行之節、万事丁寧ニ取扱ヒ、右藩々ヨリモ褒詞ニ預リ、尤総督府へモ厚御用筋伺候処、前文之通、御沙汰ニ相成々心配之趣ニテ同家々来当家へ出願、尚又正親町三条ヨリモ頼ニ倚頼之次第ニ有之候ニ付、有体之通申入候間、熟慮之上、ナタメラルヘキ筋ハ被宥度、乍去私情ヲ以テ公ヲ誤候儀ハ不可有儀ニ付、尚輔翼始熟談可有之候、小子ニハ畢竟正親町三条ヨリ依頼付、難默止申入候也」（括弧引用者）と、軍事の委任に基づき、処置の正当性には理解を示す一方で、公平性を憂慮する心内を滲ませる文言が含まれている^{二三}。

松本藩は先々代藩主戸田光年の娘が輔弼正親町三条実愛の実母であったコネクションを頼り、同人に対して本件の周旋工作を行っていた。右の書簡は、岩倉具定の実父である具視が、正親町三条実愛より本件の周旋を受け、実子に対して見直しを勧める内容である。

後の三月一七日付で同藩重臣より嘆願書が提出されると、東山道府より宥免が下された

^{三四}。郡上藩の事案と同じく諸道総督の処置に対して中央要人が介入した稀なケースである。

第四章 京都以西の平定と対藩処置をめぐる特質

第一節 畿内（及び紀伊国）

慶応三年一月八日朝廷は、侍従鷲尾隆聚に対して「国家」の形勢の逼迫により「鎮撫」及び反逆者の「討伐」を命じる旨の内旨を下した。隆聚は、左近衛権少将正親町公董邸に参集した浪士香川敬三ら四〇余名を率いて京都を發ち、一月一二日高野山に到着した^{二五}。一月一五日津藩に対して旧幕府は、文久三年（一八六三）に発生した元侍従中山忠光の事件（天誅組の変）と同隊の類似性を示すことで取り締まりの強化と共に、軽挙暴動を起こした際の攻撃命令を下した。同命は京都以南の紀伊藩及び大和国の諸藩にも命じられた^{二六}。畿内諸藩は、関門などを嚴重に固めて鷲尾隊を警戒し、「近国之儀、何分後難之程無覚束甚苦心」と、その対応には苦慮した^{二七}。

鷲尾本営は、大和国の高取藩及び五条代官中村勘兵衛へ使者を派遣した。一月一七日付の書面では、今度の高野山への出向の趣旨と共に「鷲尾殿被統候兵士ニ於而ハ、一人モ干戈ヲ妄動シ人民ヲ令惱乱候様之義ハ毫モ為致不申候間、決而驚動無之様可申諭旨、別段被仰出候間、拜承可被致候、若不審之廉モ候ハ、速ニ京師江被奉伺候様有之度、左候ハ、万事御氷解ニ可至卜奉存候、先者此度不取敢報告申上候」と、鷲尾隊の正当性を説明する内容も含まれている^{二八}。

大江卓（土佐）の回顧は、当時の情勢について「鷲尾侍従殿が高野山に来て居られるが、実は何者か分らぬ、或は浪士がさういふ名義を借りてやつて居るかも知れないといふことで和歌山藩初め其他近傍の諸藩が皆其通りに疑つて居つた者の様に思はれる」と、慶応三年の段階では隆聚自身の正当性の方が危うく、当該地方の諸侯以下に対しては今度の発向の趣旨を説明して疑惑の払拭に努めなければならず、とても鎮撫の任務を執行できる状況ではなかった^{二九}。

そのことは香川敬三より差し出された岩倉具視執事宛て書簡の一箇条では、さらに如実に綴られている。①「鷲尾卿登山致候義ニ付、紀州藩杯も大ニあやしみ例之浪士杯かと存込候様子ニも相考られ申候間、已今十四日紀伊重役共江申送申候も大略者今後 王政復古ニ付、若心得違之者有之、如何様不都合を生し候者無之とも難申、依而鷲尾侍従殿重き御沙汰を奉蒙、当山江出張仕候次第ニ而、決而輕動暴発者不致候間、其段ハ安堵致呉候様、尤御掛念之カトも候ハ、天朝江奉伺候様申遣シ候間、右ノ辺も宜敷御聞取被下置、天朝之御都合偏ニ奉願上候、是より後も追々和州・河州辺の大名共も掛念あやしみ候も難計候ニ付、前文紀州江遣し候様之文言に対し近国大小名江布告仕候心得ニ御坐候」と、紀伊

藩が隆聚の高野山発向に対して不審を抱いているので同藩に向けて弁明の書簡を遣わし、近国の諸侯以下に対しても同様の書簡を遣わす予定であること、②「河摂泉和紀勢等之諸大名へ右鷲尾卿之御出張高野山滞陣之義心得居候様御沙汰被為在候ハ、無此上御都合宜敷豈独鷲尾卿のみナラス、実ニ天朝御為故、深微衷御憐察被下置候様流涕奉歎願候^{三〇}。」と、隆聚の発向と高野山滞陣の趣旨について朝廷より近国諸藩に対して通達を望むこと。そのため同書簡の別箇条には錦旗の下賜を願う文言が続く。鷲尾隊の正当性が危うい状況に変化が生じるのは伏見戦争勃発後のことである。

新政府より授けられた錦旗及び大坂城攻撃指令が慶応四年一月五日鷲尾本営に届いた^{三一}。しかし後に西郷隆盛（参与）より到来した一月七日付の書簡では、先の大坂城攻撃命令において鷲尾隊の兵員が「暴挙」を起こして「官軍」の「人気」を落とすことを危惧しており、「京地之官軍」（征討大將軍）と共同進攻すること、それまで単独での進攻を禁止する旨を伝達している^{三二}。新政府要人においても鷲尾隊の正規軍たる性質を疑う言論が存在していた。

大坂城攻撃命令と錦旗を賜った鷲尾本営は、諸侯以下に対して号令を発する大義名分を得て強権を発動させていった。一月六日大和国五条代官の中村勘兵衛が説諭に応じて恭順したため代官所を接收した^{三三}。一月七日周辺国の諸侯以下（及び熊野三山社家）に向けて檄文を発して「王事」への「勤勞」を呼び掛けた^{三四}。「高野山出張概略」によれば、檄文が通達されたのは、紀伊国橋本番所、和泉国の岸和田・伯太藩、大和国の郡山・小泉・高取藩、同国田原本の平野家（旗本）などとなっている^{三五}。その他には、河内国の丹南藩も確認できる^{三六}。

それらの効果は顕著に表れる。一月一〇日大和郡山藩からの戦争協力の申し出に対して藩兵の派遣を命じており、同じく大和国の芝村・柳本の両藩も隆聚からの要請を受けて慈恩寺村に藩兵を派遣させた旨を中央に届け出ている^{三七}。鷲尾本営は、摂津・河内・和泉・大和・紀伊国の諸藩に向けて進退を問う使者を派遣すると共に、檄文の承知並びに藩兵の供出を命じるにより恭順の意思を確認していった。

隆聚による高野山発向の意図として一説には、紀伊藩と大坂の徳川方の背後を押さえ、双方を牽制する狙いがあったとされる^{三八}。伏見戦後の紀伊藩は、徳川方との関係を新政府より疑われていた。事実として紀伊藩は、自領より関東に退去する徳川方に対して船便の手配や糧食・宿泊などの便宜を計るよう領内に向けて発していた^{三九}。紀伊藩に対して新政府は、特に強い警戒を向けていた。紀伊国岩出の衛兵が鷲尾本営より紀伊藩へ派遣さ

れた使者斎原治一郎と藤村四郎を拘留する事件が発生した際、鷲尾本営より岩出出張所重役に宛てられた一月九日付で「官軍」に対する「抗敵」の「疑念」ありとして本件を問い質した。それに対して紀伊藩は、先の拘留事件に対する謝罪並びに「勤王」の意思を申し出ると共に、その実効として一中隊を鷲尾本営に差し出した^{三〇}。大久保利通（参与）より蓑田伝兵衛（島津久光側役）に宛てられた書簡には「紀州色々説有之候得共、兼而高野山屯集之鷲尾卿初之官軍江弥応援、残徒之賊を討候由」と、これにより鷲尾本営との間で恭順が成立した^{三一}。

征討大將軍は一月一〇日大坂に入り、本願寺別院を本営とした。一通りの任務が完了した隆聚も一月一三日大坂に入り、ひとまず天機を伺うため同一六日京都に帰還した。この時の所属の兵員は、紀伊勢も加わり一三一八名にも膨れあがっていた^{三二}。一連の隆聚の活動の評価として京都では「大和・河内・和泉等之諸藩向々江人数御差向ケ幕方ニ属シ候ものハ直様御討伐可相成勢を以御詰問之処、何れも幕より加勢之儀被申付居候へとも、鷲尾殿勅命之旨ニ而恐縮致シ幕へ人数差出し候儀為見合候様、追々幕方敗走之始末、依之速ニ勤王ニ相成候^{三三}」と、畿内諸藩における徳川方への荷担を阻止すると共に、「勤王」への誘導に成功し、徳川方敗走の立役者たる功績を賞賛する言論も発生していた。

後に久我通久（参与）が二月一日大和鎮撫総督に任命され、二月七日興福寺に赴任した（同年五月四日まで）。大和鎮撫総督府は、旧奈良奉行小俣景德並びに与力同心より提出された誓約書を受理している。しかし同府においては当該地方の諸侯以下に対して一律に進退を糾問するような行動は確認できない^{三四}。鷲尾隊による一連の活動は近畿地方の平定において一定の成果をあげていたと評価できる。

戊辰戦争においては、京都の公家をトップに据えて豪農・豪商・郷士・浪士らで編制された部隊（草莽隊）が各地で活動した。例えば、九州地方の花山院隊（花山院家理）、中部地方の赤報隊（綾小路俊実・滋野井公寿）や高松隊（高松実村）がある。しかし、いずれも「偽官軍」として、その与党は厳罰に処せられた。鷲尾隊は、いわゆる「草莽隊」の中でも、最も成功した事例としてあげることができる。

第二節 山陰地方

第一項 三丹（丹波・丹後・但馬）の平定

慶応四年一月四日新政府は西園寺公望（参与）を山陰道鎮撫総督、川南東右衛門（薩摩藩）と小笠原美濃介（長州藩）を参謀に任命して両藩の五小隊を所属させた。大久保利通より薩摩藩蓑田伝兵衛に宛てられた書簡には「是ハ三丹ヲ占メ、万一之節 鳳輦之道ヲ開

キ候為也」と、山陰道軍の任務は丹波・丹後・但馬国の三丹を押さえ、万一戦争に敗れた際の天皇の退路を確保する目的があった^{一三五}。山陰道軍は、新政府方の主力である薩摩・長州勢で編制されており、その任務の重要性が見える。但し換言すれば、当該地方の平定が任務であることは東海・東山・北陸道に派遣された総督と変わりない。

一月四日付で山陰地方の諸藩に対して中央は、これより発進する山陰道総督の「指揮」に従うよう命令を發した^{一三六}。この請書は、福知山（一月七日付）・園部（一月七日付）・綾部（一月八日付）の三藩で確認できる^{一三七}。また同日三丹の諸藩に対して「勤王」及び率兵上京を命じた^{一三八}。この請書は、園部（一月四日付）・綾部（一月六日付）・山家（一月一四日付）・田辺（一月一日付）・豊岡（一月四日付）の五藩で確認できる^{一三九}。

付録―表18 は、山陰道府の要求に対して各藩より提出された誓約書をまとめたものである。但し柏原藩は書面が確認できなかったため、誓約日を示した。山陰道府による諸藩の恭順をめぐる処置の原則は、次のように設定されていたことがわかる。それは大きく分けて二つのパターンが確認できる。

④起請文・証書を要求するパターン―篠山・田辺・宮津藩の事例

一月五日京都を發した山陰道軍は、進路の諸藩に対して誓約書の提出などを要求した。一月一日付で篠山藩に対しては、①「誓詞」の提出、②「貴族・家老中」の「連印証書」の提出、③「勅旨」の「先鋒」（出兵）、④通行の際の「馳走」、以上の四箇条が命じられた^{一四〇}。篠山藩においては、伏見戦争で徳川方の要請を受けて出兵したこと以外にも山陰道軍の発進を受けて撤兵させた「不審」を糾弾されて謝罪と反省並びに寛典を申し入れた結果、右の要求が下された^{一四一}。これに対して篠山藩は、「勤王」を誓約する旨の起請文（一月一二日付）と証書の二通を提出した^{一四二}。この二通は、山陰道府より中央（内国事務局）に回された。そして城地の検分が行われた後、警備の強化を命じられた^{一四三}。

篠山藩と同様の事例では、田辺・宮津藩がある。田辺藩は、①「誓詞」の提出、②「家老連書」の提出、③出兵、以上の三箇条が命じられた^{一四四}。同藩は、伏見戦争において大坂に軍勢を派遣させた経緯について山陰道府より糾問を受け、謝罪を同府に申し入れた結果、右の三箇条に加えて城地の検分など、篠山藩と同様の処置が下された^{一四五}。宮津藩（一月一〇日中央より入京禁止）に対しては、①「誓紙」の提出、②「家老連印御請書」の提出、③城内を妄りに巡邏しないこと、以上の三箇条が命じられた^{一四六}。

以上、不審な行動が見受けられる藩に対しては、「勤王」を誓約する旨の起請文と請書類（藩主もしくは一門・重臣連署など）の二通の提出を要求した^{一四七}。つまり書面において通常よりも入念な恭順の手続きが確認できる。

⑧ 証書のみを要求するパターン―出石・福知山・綾部・豊岡藩の事例

出石・福知山・綾部・豊岡の四藩に対しては、「領主」（藩主）もしくは「一門・家老」の「連印御請之証書」の提出を命じられた^{一四八}。つまり不審な行動が確認できない出石藩などに対しては「勤王」を誓約する旨の請書類（藩主もしくは一門・重臣連署など）一通を要求した。

園部・柏原・山家・峰山においては山陰道府の命令が確認できなかったが、提出の誓約書などから判断すれば、これらに分類することができる。

第二項 因幡・出雲国の平定

三丹を平定した山陰道軍は、さらに因幡国に進軍して二月五日鳥取に到着した。因幡藩主池田慶徳は徳川慶喜の異母兄にあたる。慶徳は、一連の政局と戦局における功労者として新政府より賞賛を受けた。しかし山陰道府からは、糾問の例外とは見なされることなく、二月一日に藩主慶徳名義の誓約書を山陰道府に対して提出した^{一四九}。これにより因幡藩の恭順も成立した。

続いて出雲国に進軍して二月二八日松江に到着した。当時の藩主松平定安は、先だつての中央による上京命令を受けて一月二九日着京していた。山陰道府は、その際に定安が同軍を回避して間道より入京した態度を「不埒」と判断し、その情実の調査と共に、場合によつては「征討」も選択肢に入れる旨を決定して因幡勢を松江に派遣させた^{一五〇}。

さらに京都に兵糧米を運搬するために若狭国敦賀に向かった松江藩の蒸気船が陸揚げを終えて帰国する途中、不慮の故障に見舞われ、修理のため宮津に寄つた行動が山陰道府の目に留まり、これまでの間に同府に対して一度も使者を派遣していない「御不審」を糾弾され、蒸気船まで新政府方の管理下に置かれた^{一五一}。

この事態を受けて藩主不在の国元は、直ちに重臣を山陰道府に派遣して本件の謝罪を申し出た。しかし不審は払拭されず、山陰道府からは謝罪の実効として、①出雲国の半分を「朝廷」に差し出すこと、②重役の死をもって謝罪すること、③子息を人質として差し出すこと、④勝敗を決した上で謝罪に応じること、以上の四箇条より一箇条の選択を迫られた。同藩は、一時は家老大橋筑後の死をもって謝罪に応じることを選定した。しかし因幡藩による有免の周旋が功を奏して間一髪のところを取り消された^{一五二}。

山陰道府は、藩主子息松平瑤彩磨名義（黒印）の山陰道総督宛誓書、同瑤彩磨名義（黒印）の因幡藩主宛誓書、松江藩重臣一名連署（血判）の山陰道総督宛誓書、同重臣一名連署（血判）の因幡藩重臣宛誓書^{五三}、加えて支藩母里藩重臣一名名義（血判）の山陰道総督宛誓書^{五四}、同じく広瀬藩重臣一名名義（血判）の山陰道総督宛誓書^{五五}、以上の誓約書の提出により本件は収められた。

その後の山陰道軍は、さらに西の石見国には入らず、松江藩の恭順完了をもって任務を「概略、御用済」と判断して帰京の途に就いた^{五六}。残る津和野藩は、一月一二日伏見戦争の戦功を賞されており、二月二〇日藩主亀井茲監が参与兼神祇事務局判事の要職に任命されていた。これらの事情で「勤王」の姿勢は明白と判断され、巡見も省略された。

第三節 山陽地方

第一項 山陽地方東部の平定

征討大將軍により任命された中国四国追討総督の主任務は、征討府より討伐指定された姫路・高松・伊予松山の陥落であった。追討総督府においては、「勤王」の実効や証明として当該地方の諸侯以下に対して一律に、誓約書や兵員を差し出させるような言動は確認できない。山陽地方では、主に備前・安芸・長州の三藩がその役割を担ったのが特徴である。

備前藩は、慶応四年一月一日付で中央より備中松山藩の「征伐」を命じられ、居城を陥落させた。また一月一二日付で大坂の征討大將軍府より姫路藩の「討伐」の「応援」を命じられ、追討総督軍より先に居城を陥落させた。備前藩は、播磨・備中・美作国の諸侯以下に向けて使者を派遣し、誓約書などの書面を提出させたり、姫路・備中松山藩の討伐において兵員を供出させたりした。

備前藩による備中松山藩の討伐をめぐって元備中松山藩士水野正之の『戊辰国難之始末』には「備前藩ヲ本軍トシ、尚左ノ隣藩小諸侯及幕下ノ士卒ヲ加ヘタリ、後ニ至ツテ之レヲ聴ケバ、何レモ勤王ノ実効ヲ立シムル為メ、備前藩ヨリ誘発セシメタルモノナリ」とある。また藩主池田茂政名義で中央（太政官代）に対して提出された慶応四年一月一七日付の書面では、「近傍」の「徳川譜代之諸藩」の「去就」が不明であることから「勤王之藩々」の諸藩と申し合わせて兵員を差し出し、協力して「鎮定」にあたりたい旨を届け出ている^{一五七}。

付録―表19 は、山陽地方東部の諸藩における「勤王」の状況を整理したものである。

備前藩は、播磨・備中・美作国などの諸侯以下に向けて使者を派遣し、誓約書などの書面

を提出させたり、姫路・備前・備中・松山藩の討伐を理由にして兵員を供出させたりしていた。備前藩に対して提出された誓約書などの提出物や戦争協力の経緯は、当該藩における恭順の証明として、適宜に備前藩より中央に回された。備前藩が諸藩の進退を確認するにあたっては、その藩主の所在は問題とされず、藩主不在の場合は藩の意思（誓約書や戦争協力など）のみで了承された。例えば新政府に対して提出された茂政名義の書面（一月二三日付）によれば、先の徳川慶喜討伐令に基づき進退の糾問を試みたところ、備前・備中・備前・岡田・庭瀬・浅尾の四藩（及び旗本三家）は、藩主不在ながらも在国藩士は「勤王」の意向であり、その実効として備前・松山藩の討伐もしくは美作国の取り締まりに兵員を派遣した旨を届け出ている^{一五八}。

美作国津山藩は、一月中に長州勢及び備前・因幡藩より進退の糾問を受け、それぞれに対して誓約書を提出した^{一五九}。藩主松平慶倫は、二月五日国元を発ち、同一三日着京した。着京後の慶倫は、徳川宗家の「親族」（家門）でありながら「教戒」を怠った失態により「謹慎」に就き、中央に対して進退に関する指図を請願（二月一三日付）した。しかし二月二二日中央は本件を不問とし、三月一四日誓約（五箇条御誓文）を済ませた^{一六〇}。速やかな上京及び恭順姿勢により、深刻な事態に陥ることなく新政府への所属を果たした。

同じく鶴田藩は、藩主松平武聡が慶喜の実弟であり、伏見戦争では藩軍が竹中重固の旗下に属して新政府方に対する発砲も確認された。中央からは、過日以来の「謹慎」が評価され、武聡の入京許可並びに征討の「先鋒」や「御用」による「謝罪実効」が確認できれば「寛典之御処置」（宥免）が下される旨が下された。しかし武聡は病中を理由に上京を果たすことができず、結果として家老一人の生命と引き換えに本件の宥免を得た。鶴田藩は、伏見戦争において中央から死罪が下された稀な事例になった（31 ～ 34 頁）。

第二項 山陽地方西部の平定

慶応三年一月長州藩は、今後の京都情勢における失敗に備えての再起策として山陰・山陽地方の制圧に乗り出す。一月二八日山陽道出兵総督の堅田大和（健助）が率いる長州勢が周防国三田尻を発ち、二月二日備後国尾道に到着した^{一六一}。慶応四年一月五日尾道駐留中の長州勢に対して新政府は、伏見戦争の勃発により至急の上京命令並びに道路を遮断する者に対して「打払」（攻撃）の許可まで下した^{一六二}。

同長州勢は、山陽道筋に位置する譜代福山藩への進攻を決定すると共に、一月九日付で同藩に対して「戦書」を送り付けた。それは、福山藩が「朝敵」の慶喜（徳川宗家）と「君臣」の関係により「存亡」を共にする旨の論理を突き付け、「勤王之諸藩」と申し合

わせて宣戦を布告する内容になっている。当時の福山藩は、昨年十一月二二日国元で病死した藩主阿部正方の事実を直隠しにしていた。長州勢より突き付けられた「戦書」に対して福山藩本国首脳部は、慶喜の「朝敵」指定により「王師」に対する抵抗の意思を否定する旨の「答書」を差し出して和睦を求めた。しかし一旦は戦闘状態に入り、長州勢に僅かな死傷者が発生した。最終的には長州勢が福山藩からの和睦（恭順）を受け入れ、同藩より「勤王」の意思を表明する旨の「答書」と「証書」を受け取ることで決着がついた。この時の長州勢の大半は一月一日尾道に撤退した^{一六三}。

一方で中央は、一月一日安芸藩に対して備中河辺川以西の備後福山と旧幕府領の討伐・没収を命じると共に、錦旗を下賜した^{一六四}。安芸藩は、両備鎮撫総裁の蒲生司書が率いる藩軍を福山に発向させて進退を糾問した。福山藩は、一月二六日安芸勢を居城に奉迎すると共に、同日付で藩主名義と重臣連署の誓約書二通を提出した。これにより安芸藩との間で恭順が成立した。福山藩は伏見戦争における直接的な関係が認められていなかったこともあり、安芸勢は城地を接収したり、当地に軍勢を留めたりすることもなく、翌二七日備中国に向けて出立した^{一六五}。

対徳川の戦争において中国地方は、京都を本拠とする新政府方の背後に位置する重要地として認識されていた。山陽地方に本拠を構える長州・安芸・備前ら新政府方に位置する大藩が早くから軍勢を展開させ、西国街道筋に本拠を構える福山・姫路・明石藩ら徳川方と目される諸藩に対して軍事的圧力を掛けた。特に福山藩は、伏見戦争における徳川方への負担も未確認のまま、戦略的意図のみで中央から討伐対象に指定されるなど、当初は「朝敵」に準ずる扱いを受けた稀な事例として特質を見出すことができる。

第四節 四国地方

土佐藩は、中央から慶応四年一月一日付で伊予松山・高松の両藩の「征伐」を命じられると共に、錦旗が授けられた。これにより高松には重臣深尾丹波（成質）が率いる軍勢が向かい、伊予松山には重臣深尾左馬之助が率いる軍勢が派遣された。その経緯について大久保利通寄より蓑田伝兵衛に宛てられた書簡には「土藩初之処も大ニ模様ヲ変シ、予州松山一手ニ追討被仰付度、頻ニ内願ニ依、松山・高松追伐被仰付候」とあるように、土佐藩からの「内願」により実現したものである^{一六六}。土佐勢を中核とする新政府軍は、高松藩（一月二〇日）と伊予松山藩（同二七日）の城地を接収し、それぞれの城地の管理にあたった。

福山藩の制圧を完了させた長州勢は、慶応四年一月一四日整武隊を尾道より海路で姫路

に向かわせ、同一五日備前国片上に到着した。続いて同一八日杉重華（堅田麾下の参謀）が整武隊の一中隊を率いて片上を發ち、同二〇日姫路に到着した後、同日明石の追討総督府に向けて使者を派遣し、同二一日同府より伊予松山藩の討伐を拝命した^{一六七}。

山陽地方で活動していた長州勢は一月二八日伊予国三津浜に到着、同二九日伊予松山藩に対して「貴藩、朝敵之儀ニ付、蒙御沙汰、兵馬差向候間、左様御承知可被成候」旨の「戦書」を送付し、土佐藩管理下の城下に入った。長州勢に対しては二月一日藩主松平定昭名義と重臣連署の嘆願書を提出した。長州勢は、藩主定昭の謹慎先である常信寺を視察した後、同日夜には三津浜に帰還した。さらに二月三日杉重華ら七、八名が高松に視察に向かうが、これも同八日早々に帰還した。後に三津浜の長州勢は、同九日より徐々に軍勢を撤退させ、同一九日新政府より撤退の命令が下り、三月三日撤退を完了させた^{一六八}。

長州勢による伊予松山進攻が追討総督府より許可された背景には、同勢が同府に対して伊予松山藩の討伐の許可を申請した際、追討総督府からは四国が土佐藩の委任である旨により一応土佐藩と相談した上で出兵するよう指令が下され、それに対して追討総督付属の土佐勢は国元からの出兵が滞ることを危惧し、長州勢との共同進攻を申し入れたところ許可が下された、という事情があった。ところが伊予松山には国元より派遣された土佐勢が先に入り、城地を接收していたため、長州勢は三津浜と島方を占領するに止まった^{一六九}。

また深尾丹波が率いる土佐勢は、備前藩や長州藩らによる四国進入を危惧し、急ぎ進路を京都から高松に変更した。高松開城後、長州藩の「奇兵隊」が四国に上陸するである旨の情報入手すると、同隊は粗暴との見方により「暴発」を危惧した。一月二一日土佐勢の援軍として丸亀に到着した長州勢（「奇兵隊」とある）に対して土佐勢は、すでに高松が鎮定済みである旨を理由に、伊予松山への進路変更を促すため、当地に向けて使者を派遣した^{一七〇}。

それは伊予松山も同じような事情であった。元伊予松山藩士内藤素行の回顧によれば、土佐藩の間罪使として伊予松山に派遣された金子平十郎は伊予松山藩要人との面談を希望し、同藩重臣鈴木七郎右衛門らとの秘密裏の交渉では「山内家と松平家とは従来親族の間柄でもあるから、此の度の事変は土佐守及容堂の非常に心配さるゝ所である、而して今日の如く薩長が横暴を極めてゐては、この儘捨ておかれぬから、早晚土州藩は起て諸藩を糾合してそれを掃蕩せねばならぬ。その際は是非共貴藩と提携せねばならぬから、それ迄は暫く隠忍して恭順を表せられたい」との勧誘があり、それを聞いた主戦論の鈴木らは態度を恭順に改めたと言うエピソードが残っている^{一七一}。

さらに、次のようなエピソードもある。土佐勢は、長州勢より常信寺の視察要求を受けた際、それまで伊予松山藩への配慮として常信寺には守衛の兵員を置いていなかったが、これより同寺に一小隊を守衛に付けた。堅田らが一小隊ほどの兵員を引き連れて常信寺に訪れると、それに対して土佐藩小隊長は自藩が守衛する区域への進入を拒絶して発砲も辞さない姿勢を示した。それに対して長州側は、兵員を遠方に待機させて少数で常信寺を視察したという。また伊予松山士民も土佐勢と親密にして長州勢を疎遠にした旨が記されている^{一七二}。

その他にも土佐藩小笠原唯八の日記には、長州勢より土佐藩に対する苦情として伊予松山の米穀が全て土佐藩の預かりになっており困窮していること、伊予松山城を視察後に堅田ら一行は道後村での宿泊を予定していたところ土佐勢が一村の全ての宿を確保していたので三津浜に引き取ったこと、など土佐藩の対応に長州勢が激怒し、土佐藩は後日これらの処置に奔走した旨が記されている。また同人より国元の家族に宛てられた書簡には、土佐勢が一足早く伊予松山の城地を接收しことに対して長州勢が不満を募らせて種々の難題を持ち掛けられて応接に苦勞していることや、国元の軍勢の到着がもう一両日遅れていたならば長州勢に先を越されていた旨が記されている^{一七三}。

以上、四国平定をめぐる土佐勢と長州勢との間で不協和音が確認できる。その大本は中央と征討府の政令二途にさかのぼる。長州勢においては、土佐藩が共同進攻を違約して単独で城地を接收し、さらには自軍を拒絶する態度を執ったことに対する憤慨である。土佐勢においては、長州藩が四国への影響力を行使することを危惧して同藩を四国より排除する意趣だけでなく、近隣の交誼ある高松・伊予松山藩に対する救済の意趣も明白である。つまり土佐藩においては、四国諸藩との提携により中央政治における薩長勢力の拡大に対抗するという奥底が、慶応四年一月段階の四国平定過程から存在し、薩長に敵対する「朝敵」を恭順させる手段としても用いられた。換言すれば明治二年四月一〇日に開催が提唱された、いわゆる「四国会議」（四国諸藩の協議機関／土佐新田藩以外の四国地方一三藩）の構想の萌芽が確認できる。

第五節 九州地方

九州地方は、譜代隊名に対して外様大名の数が圧倒的に多く、薩摩・長州藩などのいわゆる「西南雄藩」の影響力が強く、制圧は比較的容易な地方であった^{一七四}。新政府は慶応四年一月二五日前主水正澤宣嘉を参与に任命し、九州鎮撫総督及び外国事務総督を兼帯させ、さらに二月二日新設された長崎裁判所の総督も兼ねた。そして参与井上聞多に外国事

務掛を兼帯させると共に同総督の参謀に就いた。そうして宣嘉一行は同三日京都を発ち、同一五日長崎に着任した。

九州鎮撫総督が派遣されることになった原因は、一月一四日長崎奉行河津祐邦（慶応三年一〇月着任）が当地より離脱したためであり、これにより長崎は管理統轄者を失い、秩序紊乱し、市内も動揺に陥った。そのため当地に駐在する諸藩の有志が奉行所に集合して居留外国人の取り扱いなどについて善後策を協議した結果、新政府に対して鎮台（総督）の派遣を要請することを決定し、実現に至った^{一七五}。それまでは長崎に駐在する一六藩（土佐・薩摩・長州・大村・肥前・筑前・安芸・宇和島・加賀・柳川・越前・久留米・肥後・平戸・五島・対馬府中藩）の聞役及び地役人による自治的警備機関である長崎会議所（旧長崎奉行所西役所／一月一五日発足）が治安維持・外交事務などにあたった。この一六藩の聞役は誓約書に署名して結束を図った^{一七六}。

長崎会議所となった旧長崎奉行所西役所に着任した宣嘉は、会議所を解体し、その構成員を中心に吏員を編成した^{一七七}。鎮撫総督の職掌として二月一八日付で当該地方の諸藩に対して進退の確認を要求している^{一七八}。この要求を受けて誓約書を提出した藩には、豊前国香春藩（二月付）、対馬国府中藩（藩主名義の三月一日付）、日向国高鍋藩（藩主名義の三月付）がある^{一七九}。但し平戸藩は右の通達を受けてはいたが、九州府から「御家ニ而ハ於京都国論一定御承知」により誓約書の提出は免除された^{一八〇}。同藩は、①昨年一二月清所門（京都御所）の守衛や京都市中の巡邏に就いていたこと、②一月一二日新政府より伏見戦争の軍労が賞されていること、③一月八日藩主松浦詮が着京していることなどから、すでに恭順の姿勢は明確と判断された。つまり当該地方の全藩が誓約書を提出していたわけではない。

その一方で九州府の動静とは別に薩摩藩は、総督が長崎に着任する以前から対馬府中藩並びに支藩を除いた全藩に対して島津久光の檄文を伝達することにより諸藩の進退を糾問していた。この檄文は、先の徳川慶喜討伐令に沿う内容であり、慶喜に荷担した者であっても「反正帰順」すれば「王師」に加えられること、しかし態度が不分明な者には「天裁」（討伐）が下ること、などをもって諸藩の懐柔に臨んだ^{一八一}。

結果として、これを受けた九州地方の全藩が誓約書を提出した。付録―表20 は、誓約書の提出状況をまとめたものである。その際に、藩主の在府は問題にされず、藩における恭順の意味のみで収められた。そして収集された誓約書は四月五日付で薩摩藩主島津忠義より中央に提出された^{一八二}。つまり伏見戦後に新政府内部における主導的立場を得た薩摩

藩による誘引活動は、新政府における九州平定の主軸となり、九州総督の役割を担う形になった。

- 「御沙汰書」(『稿本』二九九六〈請求番号〇一七〇・五・二九六九〉慶応三年一〇月一五日条) 三二丁。
「御沙汰書」(『稿本』二九九六〈請求番号〇一七〇・五・二九六九〉慶応三年一〇月一五日条) 三三丁。
「御沙汰書」(『稿本』二九九六〈請求番号〇一七〇・五・二九六九〉慶応三年一〇月一五日条) 三四丁、「御沙汰書」(『稿本』三〇〇三〈請求番号〇一七〇・五・二九七七〉慶応三年一〇月二一日条) 三丁。
「武家伝奏達」(『稿本』三〇〇七〈請求番号〇一七〇・五・二九八一〉慶応三年一〇月二五日条) 一一〇丁。
「参与役所達」(『稿本』三〇九〇〈請求番号〇一七〇・五・三〇五三〉慶応三年二月十八日条) 七四丁。
『岩倉公実記』中(皇后宮職、一九〇六年)八九〇九二丁。
「和歌山藩檄文 譜代諸藩宛」(『稿本』三〇二三〈請求番号〇一七〇・五・二九九二〉慶応三年一月三日条) 七〇九丁。
「卯辰間公要録(吹上藩安西弥右衛門手記)」(『稿本』三〇二三〈請求番号〇一七〇・五・二九九二〉慶応三年一月三日条) 八四〇九〇丁。
「(從丁卯十月至戊辰十月) 御達願窺届取調」(『堀田正養家記』、東史) 四〇八丁。
「板倉勝達家記」(東史) 八〇一一丁。
「慶応三丁卯年旧幕府江差出候書面 同御答書」(『安部信順家記』、東史) 二八〇二九丁。
「在府老中達 帝鑑間席」(『稿本』三〇五九〈請求番号〇一七〇・五・三〇二三〉慶応三年一二月五日条) 六七丁。
「在府老中達 雁間席」(『稿本』三〇五九〈請求番号〇一七〇・五・三〇二三〉慶応三年一二月五日条) 八〇七〇丁。
「鳥取藩記録(原題丁卯十二月江戸風聞書)」(『稿本』三〇六〇〈請求番号〇一七〇・五・三〇二四〉慶応三年一二月五日条) 一四四〇一四五丁。
「(丁卯十月ヨリ至十二月) 御達願御届」(『酒井忠禄家記』、東史) 一二丁。
「制札」「農商布告」(『稿本』三一三五〈請求番号〇一七〇・五・三一〇一〉明治元年一月一〇日条) 八九〇九三丁。
「松前藩京邸日記(原題御日乗)」(『稿本』三一三一〈請求番号〇一七〇・五・三〇九六〉明治元年一月七日条)。
「御沙汰書 前田慶寧外二十名宛」(『稿本』三一三八〈請求番号〇一七〇・五・三一〇四〉明治元年一月一日条) 一三〇一五丁。
黒川藩や岡崎藩など一三藩が確認できる(但し藩主の死亡や罪科の発生による後継者への相続は除外、その他に相当の近親者の上京も未済のまま後継者への相続が許可された高須藩(尾張徳川家連枝)がある)。
「御誓祭当日関係史料」(『稿本』三二四八〈請求番号〇一七〇・五・三二四三〉明治元年三月一四日条) 三〇一七三丁、同(『稿本』三二四九〈請求番号〇一七〇・五・三二四四〉明治元年三月一四日条) 三〇一八丁。
「柳原前光輓誌」(東史) 慶応四年一月三日条、「橋本実梁事蹟」(東史) 三丁。
「柳原前光輓誌」(東史) 慶応四年一月五日条。
「撰信上人勤王護法録」(興教書院、一九〇九年) 一一七〇一一八頁。
「柳原前光輓誌」(東史) 慶応四年一月八日条。
「軍令及び陸軍諸法度 九条道孝宛」(『稿本』三二一九〈請求番号〇一七〇・五・三二〇八〉明治元年二月二六日条) 六〇丁。
「太政官達」(『稿本』三二三五〈請求番号〇一七〇・五・三二二八〉明治元年三月六日条) 八〇九丁。

- 三七 『有栖川家東征紀略』 (東史) 七〇八丁。
三八 『有栖川家東征紀略』 (東史) 八〇一二丁。
三九 『就御達取調之履歴』 (松井康英家記)、東史) 五三〇五四丁。
四〇 『東山道總督府叢紙』五 (東史) 二八丁、「就御達取調之履歴」 (松井康英家記、東史) 五四〇五五丁、「大總督府通帳 軍防事務局宛」 (稿本) 三二三五 (請求番号〇一七〇・五・三二二八) 明治元年三月六日条) 一〇二〇三丁。
四一 『就御達取調之履歴』 (松井康英家記)、東史) 五五〇五七丁。
四二 『就御達取調之履歴』 (松井康英家記)、東史) 一〇二〇三丁。
四三 『東山道總督府叢紙』五 (東史) 一〇二〇三丁。
四四 『岩倉具定・岩倉八千麿通牒 大總督府参謀宛』 (稿本) 三二七七 (請求番号〇一七〇・五・三二七三) 明治元年四月二日条) 八〇丁。
四五 『就御達取調之履歴』 (松井康英家記)、東史) 一三〇一七丁。
四六 『川越藩重臣歎願書 弁事宛』 (稿本) 三六四六 (請求番号〇一七〇・五・三六三〇) 明治元年八月二十九日条) 八六〇九〇丁。
四七 『就御達取調之履歴』 (松井康英家記)、東史) 一二〇一三丁。
四八 『(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄) 諸御達願伺及ヒ履歴事蹟調書』 (安藤信守家記)、東史) 二〇三・一四〇一八・二三丁、「同人(安藤信勇) 追々勤王実効相頭、且奥羽出兵等国力相尽候間復領被仰付候」 (括弧引用者) 「戊辰三月ヨリ同年十月迄之記録」 (徳川義宜家記) 二、東史) 八五〇八六丁。
四九 『岩倉具定・岩倉具経書翰 三職宛』 (稿本) 三四五二 (請求番号〇一七〇・五・三四五五) 明治元年五月二十五日条) 四〇丁。
五〇 『四国中国追討總督・駿府鎮撫使・奥羽追討平潟口總督概略』 (四条隆謨家記、東史) 二丁。
五一 『(高松藩士綾野義賢) 微衷秘記』 (稿本) 三一六五ノ二 (請求番号〇一七〇・五・三一四二) 明治元年一月二五日条) 一〇〇丁。
五二 『(前掲) 八五八頁。
五三 『(前掲) 八六三〇八六四頁。
五四 『四国中国追討總督・駿府鎮撫使・奥羽追討平潟口總督概略』 (四条隆謨家記、東史) 一五〇一六丁。
五五 『(山内豊範家記) 一、東史) 二七〇二八丁。
五六 『(明治元年辰正月ヨリ二月迄) 雜記丙 (神山左多衛在京日記)』 (神山郡廉日記) 二、東史) 一七丁。
五七 『御手留日記』 (伊達宗城日記) 三、東史) 六八〇六九丁。
五八 『(山内豊範家記) 一、東史) 三〇〇三一丁。
五九 『(自慶応元乙丑至明治四辛未) 私記』 (松平頼聡家記)、東史) 四三〇四四丁。
六〇 『(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄) 諸御達並願伺届調』 (青山幸宜家記)、東史) 五〇一四丁、「東山道總督府叢紙」一 (東史) 四一丁。
六一 『岩倉具定・同八千九奏聞書 總裁・議定・参与』 (稿本) 三一九三 (請求番号〇一七〇・五・三一七三) 明治元年二月九日条) 一五六〇一五九丁。
六二 『(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄) 諸御達並願伺届調』 (青山幸宜家記)、東史) 一三〇一四丁、「東山道總督府日記」 (東史) 四二丁。
六三 『東山道先鋒總督府参謀北島秀朝外一名書翰 岩倉具視』 (稿本) 三一九三 (請求番号〇一七〇・五・三一七三) 明治元年二月九日条) 一六〇〇一六一丁。
六四 『丁卯十月ヨリ戊辰二月迄之記録』 (徳川義宜家記) 一、東史) 六四〇六六丁、「徳川義宜家記」勤王誘引筆記一・二 (東史)。
六五 『岩倉具定・岩倉八千麿報告書 總裁・議定等宛』 (稿本) 三二八四 (請求番号〇一七〇・五・三一六三) 明治元年二月五日条) 一四〇〇一四一丁。
六六 『柳原前光輓誌』 (東史) 慶応四年一月八日条。
六七 『柳原前光輓誌』 (東史) 慶応四年一月九・一〇日条。

- 五八 「東海道鎮撫總督府達書 岡山以下六藩宛」〔稿本〕三一三七（請求番号〇一七〇・五・三一〇三）明治元年一月一〇日条）九三丁。
- 五九 「東海道鎮撫總督達 名古屋以下六藩宛」〔稿本〕三一四三（請求番号〇一七〇・五・三一〇九）明治元年一月一三日条）三七丁。
- 六〇 当時の尾張藩の活動については、上野恵「東海道筋における尾張藩の『勤王誘引』活動―『勤王誘引書類』の分析を中心に―」〔徳川林政史研究所研究紀要〕四二、二〇〇七年）などがある。
- 六一 「桑名藩家老酒井孫八郎日記」〔東史〕一五丁。
- 六二 「橋本実梁・柳原前光書翰 岩倉具定宛」〔稿本〕三一七二（請求番号〇一七〇・五・三一五〇）明治元年一月二八日条）一二二～一二三丁。
- 六三 「東山道鎮撫總督府達」〔東山道鎮撫總督諸達留〕〔稿本〕三一六四ノ二（請求番号〇一七〇・五・三一四〇）明治元年一月二四日条）四五～四七丁。
- 六四 「（從丁卯十月至辰十月）御達願窺届取調」〔堀田正養家記〕、東史）一二～一三丁。
- 六五 「東山道鎮撫總督諸達留」〔稿本〕三一六六（請求番号〇一七〇・五・三一四三）明治元年一月二五日条）五丁、『東山道總督府日記』〔東史〕六～九丁、「（從丁卯十月至辰十月）御達願窺届取調」〔堀田正養家記〕、東史）一三～一五丁。
- 六六 「（丁卯年從十月戊辰年至十二月）御達御届願書類」〔遠藤胤城家記〕、東史）三～四丁。
- 六七 「遠藤胤城家記」〔東史〕四〇丁。
- 六八 「（從丁卯十月至辰十月）御達願窺届取調」〔堀田正養家記〕、東史）二七丁。
- 六九 「（戊辰正月ヨリ同閏四月マテ）諸願伺調書」〔永井尚服家記〕、東史）一〇丁。
- 七〇 「（戊辰正月ヨリ同閏四月マテ）諸願伺調書」〔永井尚服家記〕、東史）一三丁。
- 七一 「（戊辰正月ヨリ同閏四月マテ）諸願伺調書」〔永井尚服家記〕、東史）一四丁。
- 七二 「（丁卯十月ヨリ戊辰十月迄）諸御達並願伺届調」〔青山幸宜家記〕、東史）一六～一七丁。
- 七三 「（明治戊辰年三月ヨリ閏四月迄）諸御達願伺書記」〔本庄道美家記〕一、東史）六三～六四丁。
- 七四 「（從丁卯十月至戊辰三月）諸御達願伺届取調書」〔遠山友祿家記〕、東史）一四～一六丁。
- 七五 「東山道總督府叢紙」四〔東史〕二～三丁。
- 七六 「東山道先鋒總督府達 真田幸民外八藩主宛」〔稿本〕三二一〇（請求番号〇一七〇・五・三一九七）明治元年二月二〇日条）八七丁。
- 七七 「（慶応三年丁卯十月より明治元年戊辰十月迄）事実記」〔戸田光則家記〕、東史）四丁。
- 七八 「（從丁卯十月戊辰十月迄）履歴調書」〔本多助順家記〕、東史）二～三丁。
- 七九 「北陸道總督府叢紙（戊辰二月）」〔北陸道先鋒記〕七、東史）五九丁。
- 八〇 「北陸道總督府叢紙（戊辰二月）」〔北陸道先鋒記〕七、東史）五九～六〇丁。
- 八一 「北陸道鎮撫總督達 三通」〔稿本〕三一四八（請求番号〇一七〇・五・三一〇六）明治元年一月一五日条）二八～三二丁。
- 八二 「北陸道鎮撫總督府達 福井・大野・勝山・敦賀藩主宛」〔稿本〕三一六八（請求番号〇一七〇・五・三一四五）明治元年一月二六日条）一八～二〇丁。
- 八三 「北陸道鎮撫總督府達 金沢・富山・大聖寺・鯖江藩主宛」〔稿本〕三一六八（請求番号〇一七〇・五・三一四五）明治元年一月二六日条）二一～二二丁。
- 八四 拙著『戊辰戦争と「朝敵」藩』（八木書店、二〇一一年）二九八頁。
- 八五 「北陸道總督府諸達留 北陸道諸藩宛」〔稿本〕三一六八（請求番号〇一七〇・五・三一四五）明治元年一月二六日条）三一～三二丁。
- 八六 「北陸道御沙汰書御渡ニ付諸藩答書之写」〔北陸道先鋒記〕四、東史）二二～二四丁。

- 八七 「北陸道先鋒總督府參謀達」(『稿本』三一六八(請求番号〇一七〇・五・三一四
五)明治元年一月二六日条)三三丁。
- 八八 「御発向前并御道中諸雜記(高倉永祐用人木崎隼人日記)」『北陸道先鋒記』一(東
史)八〇〇八一丁。
- 八九 「御発向前并御道中諸雜記(高倉永祐用人木崎隼人日記)」『北陸道先鋒記』一(東
史)七六丁。
- 九〇 「從丁卯十月戊辰十月迄」(『酒井忠経家記』、東史)一二〇一三丁。
- 九一 「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄)諸御達並願伺届調」(『青山幸宜家記』、東史)五〇
六丁。
- 九二 「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄)諸御達並願伺届調」(『青山幸宜家記』、東史)一四
〇一五丁。
- 九三 「北陸道先鋒總督府達 福井藩へ」(『稿本』三二〇五(請求番号〇一七〇・五・三
一八九)明治元年二月一七日条)二九丁。
- 九四 「御発向前并御道中諸雜記(高倉永祐用人木崎隼人日記)」『北陸道先鋒記』一、
東史)一四二〇一四三丁。
- 九五 「御達願写」(『酒井忠美家記』、東史)三丁。
- 九六 「御達願写」(『酒井忠美家記』、東史)八〇九丁。
- 九七 「御発向前并御道中諸雜記(高倉永祐用人木崎隼人日記)」『北陸道先鋒記』一、
東史)七七〇七八丁。
- 九八 「記録(追加)」(『内藤信美家記』一、東史)五六〇五七丁。
- 九九 「北征紀事」(東史)二二丁。
- 一〇〇 「北陸道先鋒總督府達 越後諸藩主宛」(『稿本』三一六八(請求番号〇一七〇・
五・三一四五)明治元年一月二六日条)二三〇二四丁。
- 一〇一 「御発向前并御道中諸雜記(高倉永祐用人木崎隼人日記)」『北陸道先鋒記』一、
東史)九九〇一〇〇丁、「北陸道御沙汰書御渡ニ付諸藩答書之写」『北陸道先鋒
記』四、東史)五〇丁。
- 一〇二 「御発向前并御道中諸雜記(高倉永祐用人木崎隼人日記)」『北陸道先鋒記』一、
東史)九六〇九八丁。
- 一〇三 「御発向前并御道中諸雜記(高倉永祐用人木崎隼人日記)」『北陸道先鋒記』一、
東史)一〇一〇二丁。
- 一〇四 「北征紀事」(東史)一九丁。
- 一〇五 「北陸道總督府叢紙(戊辰三月)」(『北陸道先鋒記』八、東史)七丁。
- 一〇六 「北征紀事」(東史)二〇丁。
- 一〇七 「東山道總督府叢紙」五(東史)一一六〇一一七丁。
- 一〇八 「東山道總督府叢紙」五(東史)一一〇〇一一三丁。
- 一〇九 「東山道總督府叢紙」五(東史)一〇九丁。
- 一一〇 「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄)諸御達並願伺届調」(『青山幸宜家記』、東史)一九
〇二二丁。
- 一一一 「(慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十月迄)事實記」(『戸田光則家記』、東
史)四丁。
- 一一二 「東山道總督府叢紙」六(東史)三三〇三四丁。
- 一一三 「東山道總督府叢紙」五(東史)二五〇二六丁。
- 一一四 「(慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十月迄)事實記」(『戸田光則家記』、東
史)六〇七丁。
- 一一五 「南拳撮要誌」「高野山出張概略」(『稿本』三〇六四(請求番号〇一七〇・五・三
〇二七)慶応三年一月二八日条)八〇一九丁、「岩倉公実記」中(前掲)一七二〇一
七五丁。
- 一一六 「津藩近世事蹟」四(東史)六〇〇六一丁。
- 一一七 「淀藩加藤某秘書」(『稿本』三〇八九(請求番号〇一七〇・五・三〇五二)慶応三

- 年一二月一七日条)一〇八、一〇九丁。
 八 「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中)御達諸願伺届等家記写」 『植村家壺家記』、東史)五、六丁。
 九 「大江君維新前後国事鞅掌談附四六話」 『史談会速記録』合本三二、原書房、一九七四年)四三六頁。
 〇 「香川敬三書翰 岩倉具視宛」 『稿本』三〇八四(請求番号〇一七〇・五・三〇四七)慶応三年一二月一四日条)一五、二〇丁。
 一 「高野山出張概略」 『稿本』三一一九(請求番号〇一七〇・五・三〇八三)明治元年一月三日条)一〇七、一一五丁。
 二 「高野山出張概略」 『稿本』三一三一(請求番号〇一七〇・五・三〇九六)明治元年一月七日条)一二三、一二六丁。
 三 「高野山出張概略」 『稿本』三一三〇ノ一(請求番号〇一七〇・五・三〇九四)明治元年一月六日条)一六、一八丁。
 四 「高野山出張概略」 『稿本』三一三一(請求番号〇一七〇・五・三〇九六)明治元年一月七日条)一二三、一二六丁。
 五 「高野山出張概略」 『稿本』三一三一(請求番号〇一七〇・五・三〇九六)明治元年一月七日条)一二三、一二六丁。
 六 「(自丁卯十月戊辰中)諸御達願伺及履歴取調」 『高木正善家記』、東史)三、四丁。
 七 「高野山出張概略」 『稿本』三一三七(請求番号〇一七〇・五・三一〇三)明治元年一月一〇日条)一〇八、一一〇丁、「從丁卯年十月至戊辰年十月 諸御達願伺取調書」 『織田長猷家記』、東史)一〇丁、「記録 自丁卯十月至戊辰十月」 『織田信及家記』、東史)七、八丁。
 八 「岩倉公之伝」 『維新土佐勤王史』、「田中光頭伝」 『稿本』三〇六四(請求番号〇一七〇・五・三〇二七)慶応三年一二月八日条)五四、六四丁。
 九 「慶応四年來状留 尾鷲組大庄屋記録」 『三重県史』近世四下、三重県、一九九九年)。
 〇 「高野山出張概略」 『稿本』三一三五(請求番号〇一七〇・五・三一〇一)明治元年一月九日条)五、一二丁、「同上」 『稿本』三一四三(請求番号〇一七〇・五・三一〇九)明治元年一月一三日条)一一八、一二三丁。
 一 「大久保利通書翰 蓑田伝兵衛宛」 『稿本』三一四三(請求番号〇一七〇・五・三一〇九)明治元年一月一三日条)一二五丁。
 二 「高野山出張概略」 『稿本』三一五一(請求番号〇一七〇・五・三一二〇)明治元年一月一七日条)一三五、一三七丁。
 三 「戊辰京都風聞」 『稿本』三一五一(請求番号〇一七〇・五・三一二〇)明治元年一月一七日条)一四〇、一四一丁。
 四 「興福寺記録」 『稿本』三一九〇ノ一(請求番号〇一七〇・五・三一六九)明治元年一月一七日条)七五、七七丁。
 五 「大久保利通書翰 蓑田伝兵衛宛」 『稿本』三一二一(請求番号〇一七〇・五・三一八五)明治元年一月四日条)九九丁。
 六 「参与役所達 山陰道諸藩」 『稿本』三一二一(請求番号〇一七〇・五・三〇八五)明治元年一月四日条)七四、七五丁。
 七 「福知山藩在京重臣請書」 『稿本』三一二一(請求番号〇一七〇・五・三〇八五)明治元年一月四日条)七八丁、「(從慶応三丁卯年十月至同四戊辰年十一月)諸御達書」 『小出英尚家記』、東史)一〇丁、「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄)旧記取調書」 『九鬼寧隆家記』、東史)一〇、一一丁。
 八 「参与役所達 丹波・丹後・但馬諸藩主宛」 『稿本』三一二一(請求番号〇一七〇・五・三〇八五)明治元年一月四日条)八八、八九丁。
 九 「(從慶応三丁卯年十一月至閏四戊辰年九月)諸願窺届書」 『小出英尚家記』、東

史) 三一丁、「(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄) 旧記取調書」(『九鬼寧隆家記』、東史) 九丁、「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中) 諸御達願伺取調書」(『谷衛滋家記』、東史) 三〇四丁、「(丁卯十月ヨリ戊辰二月迄) 旧記取調書」(『牧野弼成家記』、東史) 六〇七丁、「豊岡藩主京極高厚請書」(『稿本』三一二一(請求番号〇一七〇・五・三〇八五) 明治元年一月四日条) 九七丁。

四〇 『青山忠誠家記』(東史) 一一九丁。

四一 『山陰道鎮撫始末書』(『稿本』三一四二(請求番号〇一七〇・五・三一〇八) 明治元年一月一二日条) 二六〇二九丁。

四二 『青山忠誠家記』(東史) 一二〇〇一丁。

四三 『西園寺公望家記』(東史) 四丁。

四四 『(丁卯十月ヨリ戊辰二月迄) 旧記取調書』(『牧野弼成家記』、東史) 七〇八丁。

四五 『西園寺公望家記』(東史) 五丁。

四六 『(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書』(『本莊宗武家記』、東史) 八

丁。

四七 丹波龜山藩は、①徳川家からの「加勢」命令の拒絶、②「逆賊与党」の諸藩兵の城下通行を遮断すること、③関門の臨検及び不審者の差し止め、以上の三箇条の請書を提出している。同じように山陰道府による警戒が見受けられる(『龜山藩重臣請書』、『稿本』三一三二(請求番号〇一七〇・五・三〇九七) 明治元年一月七日条、三九丁)。

四八 『御布告書類願伺書類』(『仙石政固家記』、東史) 二八〇二九丁、「出石藩記」

三〇稿本』三一四八(請求番号〇一七〇・五・三一〇六) 明治元年一月一日条) 六三〇六四丁、「慶応三丁卯年十月ヨリ十二月迄御達」(『朽木綱鑑家記』、東史) 五〇六丁、「京極高厚家記」(東史) 五〇六丁、「(丁卯十月ヨリ戊辰九月迄) 旧記取調帳」(『九鬼寧隆家記』、東史) 二九〇三〇丁。

四九 『池田輝知家記』一(東史) 七〇〇七一丁。

五〇 『西園寺公望家記』(東史) 七丁。

五一 『卯辰日記』(『松平定安家記』、東史) 二六〇二八丁。

五二 『卯辰日記』(『松平定安家記』、東史) 二六〇四七丁。

五三 『卯辰日記』(『松平定安家記』、東史) 四七〇五五丁。

五四 『(丁卯十月ヨリ戊辰十月迄) 諸御達願伺取調』(『松平直哉家記』、東史) 四〇五丁。

五五 『勤王証書』(『松平直巳家記』、東史) 一九〇二〇丁。

五六 『西園寺公望家記』(東史) 八丁。

五七 『姫路討伐始末』(前掲) 八五六頁。

五八 『諸御達願伺書上』(『池田章政家記』乾、東史) 二六〇二七丁。

五九 『(從慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十月) 御達願伺届書』(『松平康倫家記』、東史) 八〇一〇一丁、「慶応戊辰筆記」(『稿本』三一四八(請求番号〇一七〇・五・三一〇六) 明治元年一月一日条) 九八〇一一二丁。

六〇 『(從慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十月) 御達願伺届書』(『松平康倫家記』、東史) 一九〇二一丁。

六一 『長薩芸合從恢復軍略』(『稿本』三〇四一(請求番号〇一七〇・五・三〇〇八) 慶応三年一月二一日条) 二〇六丁、「同上」(『稿本』三〇五七(請求番号〇一七〇・五・三〇二一) 慶応三年一月二二日条) 六一丁。

六二 『(從丁卯十月至戊辰三月) 勅書并御沙汰書願伺等之写』(『毛利元徳家記』一、東史) 二九丁。

六三 『明治戊辰正月九日長薩ヨリ差越候戦書并交換証書』(『阿部正桓家記』六、東史)

二二〇二六丁、「広島県史」近代一(広島県、一九八〇年) 一〇〇一三頁、「福山市史」中(福山市史編纂会、一九六八年) 一六三〇一六五頁。

六四 『御達(戊辰正月ヨリ同七年ニ至ル)』(『浅野長勲家記』四、東史) 四〇五丁。

- 六五 「履歷事實概略」(『淺野長勲家記』二、東史)三六〇三七丁、「丁卯十月ヨリ戊辰十月マテ家記」(『阿部正桓家記』六、東史)八〇一〇丁、「芸藩志要』三二(東史)四四丁。
- 六六 「大久保利通書翰 葦田伝兵衛宛」(『稿本』三一三八(請求番号〇一七〇・五・三一〇四)明治元年一月一日条)八三〇八四丁。
- 六七 「山陽南海出兵概略(福永得三筆記)」(『長州藩伏見戦闘記』三五〇三八丁、「杉孫七郎事蹟」(『稿本』三一七六ノ一(請求番号〇一七〇・五・三一五四)明治元年二月一日)七九丁。
- 六八 「履歷并願伺書」(『久松定謨家記』、東史)一七〇二〇丁、「從丁卯十月至戊辰三月 勅書并御沙汰書願伺等之写」(『毛利元徳家記』一、東史)一〇九丁、「山陽南海出兵概略(福永得三筆記)」(『長州藩伏見戦闘記』三五〇三八丁。
- 六九 「萩原汎愛日記」(東史)九〇一〇丁、「鳴雪自叙伝」(青葉図書、一九七六年、大正一年の復刻版)一四五頁。
- 七〇 「(高松藩士綾野義賢)微衷秘記」(『稿本』三一五七ノ二(請求番号〇一七〇・五・三一二七)明治元年一月二〇日条)九六〇九七丁。
- 七一 「鳴雪自叙伝」(前掲)一四〇〇一四一頁。
- 七二 「鳴雪自叙伝」(前掲)一四三〇一四五頁。
- 七三 「小笠原唯八日記」(小笠原唯八書翰 両親宛」(『稿本』三一七六ノ一(請求番号〇一七〇・五・三一五四)明治元年二月一日条)八九〇九四丁。
- 七四 大久保利謙「明治新政権下の九州」(九州文化論集三 明治維新と九州』、平凡社、一九七三年)三七〇頁。
- 七五 「沖一平履歷」(『稿本』三一六五ノ一(請求番号〇一七〇・五・三一〇四)明治元年一月二五日条)一四〇一五丁。
- 七六 大久保前掲論文三八〇〇〇三八四頁。
- 七七 大久保前掲論文三八五〇〇三八六頁。
- 七八 「九州鎮撫総督達 九州諸藩宛」(『稿本』三二〇六ノ二(請求番号〇一七〇・五・三一九一)慶応四年二月一八日条)六九〇七〇丁。
- 七九 「慶応三丁卯年十月より十二月迄之記」(『小笠原忠忱家記』乾、東史)四六〇四七丁、「慶応四戊辰年中」藩之部」(『宗重正家記』一、東史)五四〇五五丁、「諸御達願伺届并履歷書」(『秋月種殷家記』、東史)二六〇二七丁。
- 八〇 「平戸藩用人日記」(『稿本』三二〇六ノ二(請求番号〇一七〇・五・三一九一)明治元年二月一八日条)八五丁。
- 八一 「島津忠義家記』二、東史)一四八〇一五二丁。
- 八二 「島津忠義家記』五、東史)四〇三三三丁。

おわりに

大政奉還と將軍職の辞職は、徳川慶喜自らの請願が聴許される形で成立した。大政奉還の聴許をもって朝廷は、とりあえず内外の政治的重要事案並びに諸侯に対する招集及び謁見などの処理を掌握した。それ以外は、諸侯が上京してから決定することとして、それまで徳川宗家の支配地及び市中の取り締まりは従来通り幕府に任されることになった。それ以後は、朝廷より諸侯に対して度々上京命令が発せられた。

しかし旧体制下の諸侯に対する新体制下での利益や特権の如何が不明瞭な現状においては開府以来代々に渡って積み上げられてきた強固な「義理」が新体制に対する諸侯の期待値を上回ることではできず、ややもすれば幕府に代わる安定した中央政権が確立できる保証すら危うい現状であった。したがって一連の上京命令に対する諸侯の反応は従来の徳川宗家との「主従」関係を破綻させるリスクを背負う局面には至らず、極めて愚鈍で非協力的なものになった。

新体制における徳川慶喜の影響力を危惧した薩長らを中核とした政治勢力は王政復古宣言により慶喜方に属する勢力を中央政治から一掃した。大政奉還を経て王政復古による將軍職の廃止により理論的に「幕府」制度も廃止されたことを意味し、これまで徳川宗家（幕府）により掌握されていた大名領知権と全国の土地支配権は新政府に譲り渡された。王政復古宣言により誕生した新政府が第一になすべき課題は旧体制下における諸侯の服属である。これこそが従来の「幕府」に代わる中央政権たるべき全て的前提である。しかし徳川宗家がこれらの大権を喪失しても未だ圧倒的な経済力と軍事力を保有する最有力地方領主の地位は揺るがず、さらに親藩・譜代大名などの抵抗もあつて慶喜の辞官納地も容易ではなかった。また依然として「幕府」も実質的に機能しており、政令二途の状態が続き、未だ新政府に対する冷淡な態度は大勢の諸侯において改められることはなかった。成立当初の新政府は、諸侯の招集すらままならず、中央政権たるべき機能をほとんど果たせずにいた。

このような現状を打破したのが伏見戦争における新政府方の勝利と徳川慶喜討伐令の実現である。それにより従来の領知宛行制度により構築された徳川宗家―諸侯における「主従関係」の速やかなリセットが実現した。それは、これまで非協力的で曖昧な態度を執ってきた諸侯の去就を決定させるにあたって大きな作用をもたらした。同戦争に敗北した慶喜は新政府から発せられた討伐令により伝統的最高権威である天皇に弓を引く反逆者Ⅱ

「朝敵」に指定された。同令は新政府が全国的政権担当能力たりうる幕府機構の実質的解

体、そして最有力地方領主たる徳川家が保有する経済基盤の接收を強行するための大義名分を獲得したことを意味する。つまり今日まで難航していた慶喜の辞官納地についても軍事力をもって強制的かつ速やかに執行することが可能になり、さらに新政府に対する恭順を拒絶する勢力に対しても「朝敵」討伐の大義名分並びに軍事力をもって強制的に排除することも可能になった。

徳川慶喜討伐令は、全国の地方領主層に対してこれまで非協力的な態度を執ってきた者であつても恭順者に対しては寛典（領有権保証など）を用意する一方、非恭順者は「朝敵」Ⅱ討伐対象とする方針を示すことにより徳川宗家との関係（従属）の断絶を強く迫った。換言すれば徳川慶喜Ⅱ「朝敵」は、全国の地方領主層に対して徳川宗家との関係断絶を正当化させるための大義名分が与えられたことにもなる。その一方で同戦争の「戦功」次第では徳川宗家の家名存続に関する嘆願も受理する旨の意向が示されることで同家に対する「義理」を果たす手段までが与えられたことを意味する。

新政府は、伏見戦争における徳川慶喜の罪科をもって辞官納地の実行使（徳川家が保有する経済基盤の接收）並びに幕府機構の実質的な解体及び近世の長きに渡って構築された幕藩関係を崩壊させることにより徳川幕府に代わる新たな地方支配体系の確立（日本全国平定）を目指した。その過程において新政府は、「威勢」並びに公正公平の賞罰を実践していくことにより諸藩の信頼を得ていき、幕府に代わる中央政府の地位を確固たるものにした。

肥前	蓮池 (肥前支藩)	鍋島直紀	×	—	—	
	小城 (肥前支藩)	鍋島直虎	×	—	—	
	鹿島 (肥前支藩)	鍋島直彬	×	—	—	
	大村	大村純熙	○	2月	家臣2名	
	島原	松平忠和	○	2月	藩主	
	五島	五島盛徳	○	2月	藩主	
肥後	肥後	細川韶邦	○	—	—	藩主直書を提出（書面不明）
	肥後新田 (肥後支藩)	細川利永	×	—	—	
	宇土 (肥後支藩)	細川行真	×	—	—	
	人吉	相良頼基	○	2月5日	藩主	
日向	延岡	内藤政挙	○	2月7日	藩主	
	飫肥	伊東祐相	○	1月29日	藩主	
	佐土原 (薩摩支藩)	島津忠寛	×	—	—	
	高鍋	秋月種殷	○	2月3日	藩主	
薩摩	薩摩	島津茂久	×	—	—	

『島津忠義家記』（東史）より作成。

表20 九州諸藩の恭順状況—誓約書の提出状況（対薩摩藩）

国名	藩		誓約書			備考
	名称	藩主	提出 有無	日付 (明治元年)	差出 (署名)	
対馬	対馬府中	宗義達	×	—	—	
豊前	香春	小笠原忠忱	○	2月23日	家臣4名	
	小倉新田 (香春支藩)	小笠原貞正	×	—	—	
	中津	奥平昌服	○	2月21日	藩主	
豊後	杵築	松平親良	○	2月19日	家臣2名	
	日出	木下俊愿	○	2月15日	木下俊清	木下俊清：旧幕府交代寄合の分家（立石木下家）
				2月18日	家臣2名	
	森	久留島通靖	○	2月26日	家臣1名	
	府内	大給近説	○	2月16日	増澤虎之丞	増澤虎之丞：城代（先々代藩主長男）
				2月16日	家臣2名	
	臼杵	稲葉久通	○	2月14日	藩主	
佐伯	毛利高謙	○	2月13日	前藩主		
			2月13日	家臣3名		
岡	中川久昭	○	2月10日	藩主		
筑前	筑前	黒田長溥	○	2月	家臣2名	
	秋月 (筑前支藩)	黒田長徳	×	—	—	
筑後	久留米	有馬慶頼	○	不明	不明	重臣書面及び藩主直書を提出
	柳河	立花鑑寛	○	2月9日	不明	
肥前	平戸	松浦詮	○	不明	家臣4名	
	平戸新田 (平戸支藩)	松浦脩	×	—	—	
	唐津	小笠原長国	○	2月13日	藩主	
	肥前	鍋島茂実	○	不明	不明	

(3)赤穂・安志・岡田・小野・林田藩

(4)三草・小野・安志藩

出典

- ①『時田広孝家記』（東京大学史料編纂所データベース）。
- ②『木下利恭家記』（同上）。
- ③『脇坂安斐家記』（同上）。
- ④『本多忠明家記』（同上）。
- ⑤『森俊滋家記』（同上）。
- ⑥『森忠儀家記』（同上）。
- ⑦『建部揆家記』（同上）。
- ⑧『関長克家記』（同上）。
- ⑨『松平康倫家記』（同上）。
- ⑩『伊東長壽家記』（同上）。
- ⑪『板倉勝弘家記』（同上）。
- ⑫『一柳末徳家記』（同上）。
- ⑬『丹羽氏中家記』（同上）。
- ⑭『松平直致家記』（同上）。
- ⑮『阿部正桓家記』（同上）。
- ⑯『浅野長勲家記』（同上）。
- ⑰『三浦頭次家記』（同上）。
- ⑱『池田章政家記』（同上）。
- ⑲『大日本維新史料稿本』（同上）。
- ⑳「姫路討伐始末」（『姫路市史』11下、姫路市、1999年）。
- ㉑「公私用日記帳」（『山崎町史』、山崎町、1977年）。

1月23日	(2)	(同日付) 備前藩、新政府へ、備中四藩が備中松山討伐もしくは美作国の取り締まりに藩兵を派遣した旨を届け出る。	⑮
	勝山	(同日付) 備前藩、新政府へ、勝山藩が美作国取り締まりの藩兵を派遣した旨を届け出る。	⑮
	安志	備前藩、新政府へ、姫路討伐の際安志藩より派遣された重臣に対し去就を問い、「勤王」の意思を確認し、藩主の誓約書を受け、藩兵を先手に加えた旨を届け出る。	⑳
1月25日	明石	(同日付) 追討総督府より、滞陣中及び室津までの守衛を命じられる。	⑭
	龍野	(同日付) 追討総督府より、室津港の守衛を命じられる(30名ほど派遣)。	③
	福山	(同日付) 追討総督府へ、誓約書を提出する。	⑰
1月26日	福山	(同日付) 追討総督府より、伊予松山討伐の応援を命じられる。	⑮
1月26日	福山	(同日付) 安芸藩主と安芸勢へ、藩主名義・重臣連署の誓約書2通を提出する。	⑯
1月27日	三草	新政府へ、藩兵少数により、代えて米100俵・炭250俵の献上を申し出る。	⑬
	浜田	(同日付) 因幡藩へ、去就糾問に対し、誓約書を提出する。	⑰
	津山	(同日付) 因幡藩へ、去就糾問に対し、誓約書を提出する。	⑰
1月28日	福山	隊長堀兵左衛門・砲隊長岡田伊右衛門率いる藩軍を伊予松山へ派遣させる。	⑮
1月29日	浅尾	備中松山駐留の藩兵を撤退させる。	①
2月2日	小野	播磨国加西郡一揆、徒党頭人など捕縛し、身柄を引き渡し、藩兵を撤退させる。	⑫
	勝山	(同日付) 新政府へ、藩兵を備前勢へ付属させた旨を届け出る。	⑰
	新見	備前藩、新政府へ、新見藩が誓約書及び備中松山討伐の藩兵を派遣した旨を届け出る。	⑮
2月3日	龍野	預かり中の美作国旧幕府領、新政府より指示があるまで管理を命じられる。	③
2月8日	(3)	備前藩、新政府へ、姫路討伐における諸藩以下出兵の人数を届け出る。 赤穂(48名)・安志(75名)・岡田(31名)・小野(17名)・林田(66名/1月18日より)	⑳
2月12日	足守	備中国鍛冶山出張の藩兵を撤退させる。	②
2月15日	赤穂	姫路駐留の第2小隊を撤退させる。	⑥
2月19日	龍野	新政府より、播磨国元代官斎藤六蔵の支配地の管理を解除される。	③⑥
	赤穂		
2月21日	足守	美作国福渡出張の藩兵を撤退させる。	②
	庭瀬		⑪
2月25日	龍野 明石	新政府より、摂津・播磨国で一揆が発生し、鎮静を命じられる。	③⑭
3月1日	赤穂	(同日付) 新政府より、姫路駐留藩兵の撤退を命じられる。	⑳
	(4)	備前藩、新政府へ、播磨・備中・美作国諸藩以下より収集した誓約書及び石高帳など45通を提出。	⑮
3月25日	小野	東久世少将の指令により、姫路駐留の藩兵を撤退させる。	⑫

註

(1)小野・三日月・安志・三草・山崎藩

(2)浅尾・庭瀬・岡田・足守藩

表19 山陽諸藩の恭順と「勤王」(戦争協力)の状況

月日	藩名	事項	出典
慶応3年 12月30日	赤穂	備前藩、三ツ石・伊里中出張の藩軍へ、赤穂藩の了承により軍事協同を通告する。	⑳
明治元年 1月7日	明石	備前藩、明石藩へ、緩急に備えて城下に藩兵の駐留許可を求める。	㉑
1月11日	浅尾	備前藩が備中松山討伐により、半小隊を派遣する。	①
1月12日	足守	備前藩の指示により、備中国鍛冶山へ藩兵194名を派遣する。	②
	龍野	征討府より、姫路討伐の応援を命じられる。 備前藩、去就確認及び「勤王」の実効を促す。	③ ㉒
1月13日	新見	(同日付)重臣、備前藩伊木若狭へ、誓約書を提出する。	⑱
	山崎	少数の藩兵を京都へ出立させる。	④
1月14日	足守	備前藩の指示により、美作国福渡へ藩兵95名を派遣する。	②
	赤穂	姫路進攻の備前勢の指示により、有年駅の半小隊・砲隊を合流させる。	⑥
	林田	備前藩、林田藩へ、去就確認と派兵要請の使者を派遣する。	㉑
1月15日	新見	備中国の取り締まりのため、備中松山へ藩兵を派遣させる。	⑧
	(1)	備前藩、去就確認と派兵要請の使者を派遣する。	㉑
1月17日	三日 月	備前藩より使者が来訪し、去就確認と派兵要請を受ける。 「勤王」の意向を示すも、京都へ多人数を派遣中により、派兵の要請を断る。	⑤
	龍野	姫路領境へ、隊長脇坂克己・水谷止戈率いる3小隊・大砲4門を派遣させる。	③
1月18日	津山	山陽地方の長州勢より使者が来訪し、去就を問われる。	⑨
	山崎	備前藩より使者が来訪する(去就確認か)。	㉑
	赤穂	第2小隊・砲隊が姫路に到着する(ほか士分半小隊は姫路開城により撤退)。	⑥
	岡田	連之助(藩主父)率いる藩兵が同日出立、池田信濃守率いる岡山勢へ合流する。 姫路鍛冶町口の守衛を担当する。	⑩
	庭瀬	備前勢に付属し、美作国福渡へ78名を派遣させる。	⑪
1月19日	津山	(1月18日の回答/同日付)誓約書を提出する。	⑨
	小野	備前藩使者より姫路への派兵要請を受け、半小隊を派遣する。	⑫
1月20日	小野	(同日付)播磨国加西郡で一揆蜂起の風聞あり、生野官軍より派兵要請を受ける。	⑫
1月21日	明石	(同日付)追討総督府へ、藩主及び重臣より誓約書2通を提出する。 追討府より、姫路までの守衛を命じられる。	⑱
	三草	備前藩へ、誓約書を提出する。	⑬
	林田	(同日付)備前藩からの派兵要請により、在京藩兵の撤退許可を請う。	⑦
1月22日	龍野	追討総督府より、姫路開城により派兵命令の完了を受ける。	③
	津山	(同日付)備前藩使者が来訪、藩主及び重臣より誓約書2通を提出する。	⑨

表18 山陰諸藩の恭順状況—誓約書の提出（明治元年）

国名	藩名	誓約書 (諸藩→山陰道府)			備考
		日付	差出 (署名)	種類	
丹波	亀山	1月7日	家臣1名	請書	
	園部	1月7日	家臣3名	証書	勤王証書
		同上	同上	請書	派兵等命令請書
	篠山	1月12日	家臣6名	起請文	
		同上	同上	証書	
	柏原	—	—	—	1月12日誓約
	福知山	1月15日	藩主	請書	
綾部	1月	家臣3名	請書		
山家	1月16日	家臣3名	(誓約書)		
丹後	田辺	1月18日	藩主	起請文	
		1月20日	家臣5名	請書	
	宮津	1月23日	家臣4名	起請文	
		同上	同上	請書	
峰山	1月	家臣1名	請書		
但馬	出石	1月17日	家臣4名	請書	
	豊岡	1月17日	家臣4名	請書	1月23日提出
因幡	因幡	2月	藩主	請書	2月11日提出
出雲	松江	3月1日	藩主子息	起請文	山陰総督宛
		同上	同上	同上	鳥取藩主宛
		3月1日	家臣11名	起請文	山陰総督宛
		同上	同上	同上	鳥取重臣宛
	母里	3月1日	家臣1名	起請文	山陰総督宛
	広瀬	3月1日	家臣1名	起請文	山陰総督宛

出典

『大日本維新史料稿本』、『朽木綱鑑家記』、『九鬼寧隆家記』、『谷衛滋家記』、『本荘宗武家記』、『京極高厚家記』、『池田輝知家記』、『松平定安家記』、『松平直哉家記』、『松平直巳家記』、『青山忠誠家記』（東京大学史料編纂所データベース）、『柏原町志』（町志編纂委員会、1955年）152頁。

表17 北陸道府より配布された達書に対する答書の提出状況

国名	藩名	達書 (北陸道府→諸藩)	答書 (諸藩→北陸道府)	備考
		11項目or4項目	日付	
若狭	小浜	11項目版	2月3日	項目⑩欠
越前	敦賀	11項目版	2月9日	
	越前	11項目版	2月20日	項目①欠
	勝山	11項目版	2月20日	項目①欠
	大野	11項目版	2月20日	項目①欠
	鯖江	4項目版	3月7日	
	丸岡		不明	
加賀	大聖寺	4項目版	3月	
	加賀	4項目版	3月5日	
越中	富山	4項目版	3月10日	

『大日本維新史料稿本』(東京大学史料編纂所データベース)、『北陸道先鋒記』、
『酒井忠経家記』(東史)より作成。

表16 北陸道府より配布された布令・布告類に対する請書の提出状況（明治元年）

国名	藩名	布令・布告類 (北陸道府→諸藩)		請書 (諸藩→北陸道府)
		タイプ	配布日	日付
若狭	小浜	Aタイプ		1月26日
越前	敦賀	Aタイプ	2月7日	
	越前	Aタイプ	2月16日	
	勝山	Aタイプ	2月16日	
	大野	Aタイプ	2月16日	
	丸岡	Aタイプ		2月27日
	鯖江	Bタイプ		3月7日
加賀	大聖寺	Bタイプ		3月2日
	加賀	Bタイプ		3月
富山	富山	Bタイプ		3月10日

『大日本維新史料稿本』（東京大学史料編纂所データベース）、『酒井忠禄家記』、
『北征紀事』、『北陸道先鋒記』（東史）より作成。

註：配布の布令・布告類

Aタイプ—大号令・制札・農商布告の配布に対する請書の提出。

Bタイプ—大号令・制札・農商布告・大赦令・窮民撫恤に対する請書の提出。

表15 北陸道府に対する誓約書の提出状況（明治元年）

国名	藩名	誓約書		提出日
		日付	差出 (署名)	
若狭	小浜	1月26日	家臣3名	
越前	敦賀	2月1日	小浜家臣1名 敦賀家臣1名	
	越前	1月23日	藩主	1月28日
	丸岡	2月3日	家臣2名	2月8日
	鯖江	2月3日	家臣4名	2月8日
	勝山	2月3日	藩主	2月8日
	大野	2月3日	藩主	2月8日
加賀	大聖寺	1月25日	藩主	2月6日
	加賀	1月26日	藩主	2月6日
越中	富山	1月28日	藩主	2月9日
越後	糸魚川	2月22日	前藩主	
	高田	2月5日	藩主	2月19日
	椎谷	3月2日	藩主	
	村上	3月4日	家臣2名	
	長岡	3月10日	藩主	
	三根山	3月12日	藩主	3月16日
	与板	3月12日	藩主	3月14日
	新発田	3月5日	藩主	3月9日
	村松	3月15日	藩主	
	黒川	3月16日	藩主	
	三日市	3月16日	家臣1名	

『酒井忠禄家記』、『酒井忠経家記』、『榊原政敬家記』、『堀之美家記』、『北陸道先鋒記』（東史）より作成。

3月28日	伊勢崎	(同日付) 東山道府より、藩主の謹慎を解除される。	⑧
3月29日	前橋	藩主松平直克、着京する。	⑨
	館林	東山道府より、藩主の謹慎を解除される。	③
4月7日	前橋	東山道府より、勤労を賞される。	①
4月12日	七日市	東山道府へ、弾薬を供出する。	⑩
4月19日	安中	(同日付) 東山道府へ、弾薬を供出する。	④
4月22日	沼田	(同日付) 東山道府へ、弾薬を供出する。	⑤
閏4月2日	沼田	頼知、着京する。	⑤
閏4月10日	沼田	(同日付) 東山道府へ、3000両の献金を申し出る。	⑪
閏4月12日	沼田	東山道府へ、1小隊(55名)を派遣させる。	⑪
5月23日	七日市	藩主前田利豁、2月中旬江戸を出立し帰国、当日着京する。	⑩

註

- (1)安中・小幡藩—安中駅から高崎駅、吉井藩—岩村田駅より安中駅
(2)高崎・沼田・安中・小幡・七日市・吉井藩 (及び下野国諸藩)
(3)前橋・高崎・沼田・安中・小幡・七日市・吉井藩 (及び武蔵・下野国諸藩)
(4)前橋・館林・高崎・吉井・安中藩 (及び武蔵国諸藩)

出典

- ①『東山道総督府日記』(東京大学史料編纂所データベース)。
②『東山道総督府叢紙』(同上)。
③『秋元興朝家記』(同上)。
④『板倉種家記』(同上)。
⑤『土岐頼知家記』(同上)。
⑥『吉井信謹家記』(同上)。
⑦『松平忠恕家記』(同上)。
⑧『酒井忠彰家記』(同上)。
⑨『松平直方家記』(同上)。
⑩『前田利昭家記』(同上)。
⑪『大日本維新史料稿本』(同上)。
⑫『復古記』(同上)。

表14 上野国の諸藩の「勤王」（戦争協力）の状況（対東山道府の動静）

月日 (明治元年)	藩名	事項	出典
1月13日	沼田	(同日付) 征討府より、請願により追討総督率いる官軍への糧食・人馬供給を命じられる。	⑪
1月18日	館林	(同日付) 河内国黒土村陣屋詰め、新政府へ、兵糧運搬の役夫50名の派遣を申し出る。	③
2月	(1)	東山道府より、官軍の糧食・宿場守衛・人馬継立に関する任務を命じられる。	⑪
2月5日	安中	藩主板倉勝殷、帰国する。	④
2月30日	沼田	藩主土岐頼知、帰国する。	⑤
3月3日	館林	重臣を東山道府へ派遣させ、総督への面謁及び上京許可を求める。	③
		東山道府より、藩主の謹慎を命じられる。	③
3月5日	吉井	東山道府へ、幼少・病中の藩主の名代として重臣を派遣し、御用を請願する。	⑥
3月6日	安中	(同日付) 東山道府へ、従来的確氷関守衛について進退を問う。	④
3月7日	前橋	(同日付) 東山道府より、倉賀野駅から江戸までの官軍の糧食などに関する任務を命じられる。	⑪
3月8日	(2)	東山道府、不時の供出に備えて藩力相応の金穀・弾薬などを準備すること、賊徒並びに官軍を語る無頼を捕縛すること（場合により討ち取り許可）、百姓一揆は説諭して鎮静すること、を命じる（同じく、旧幕府の反乱分子を捕縛すること）。	⑪
	高崎	藩主大河内輝照、高崎駅に到着した東山道総督を出迎える。 (同日付) 東山道府より、上野国藤岡の農民暴動の鎮圧を命じられる。	⑫ ⑪
	吉井	東山道府より、藩力相応の糧食の準備及び賊徒・無頼の討伐などを命じられる。	⑥
	小幡	藩主松平忠恕、高崎駅に到着した東山道総督を出迎える。	⑦
3月9日	伊勢崎	(同日付) 東山道府へ、藩主の帰国及び「勤王」の意思を届け出る。	②
3月10日	(3)	(同日付) 東山道府、梁田駅の戦闘で敗走した旧幕府の残党の掃討を命じる。	⑪
	伊勢崎	東山道府より、藩主の謹慎を命じられる。	⑧
3月11日	(4)	(同日付) 東山道府、悪徒による収奪の取り締まりを命じる。	⑪
3月12日	伊勢崎	(同日付) 東山道府へ、軍資金1000両及び米500俵を供出する。	⑧
	館林	藩主秋元礼朝、帰国する。	③
3月13日	高崎	東山道府へ、軍資金1万両及び小銃・弾薬を供出する。	①
3月14日	伊勢崎	(同日付) 東山道府へ、近隣で発生した農民の暴動の鎮圧にあたる旨を理由に、藩主の謹慎の解除を請う。	⑧
3月15日	吉井	(同日付) 東山道府へ、軍需品を供出する。	②
	前橋	東山道府へ、小銃・弾薬などを供出する。	①
	館林	東山道府へ、大砲と軍資金2万両を供出する。	③
3月17日	館林	東山道府へ、砲手15名を派遣する。	③
3月18日	高崎	(同日付) 東山道府より、役夫50名の派遣を命じられる。	⑪
	吉井	(同日付) 信謹名義) 東山道府へ、病気を押しつけて帰国した旨を届け出る。	②
3月19日	館林	中央へ、これまでの「勤王」の実効を示し、藩主の謹慎解除及び入京許可を請う。	③
3月25日	前橋	東山道府へ、大砲・弾薬などを供出する。	①
	小幡	(同日付) 東山道府へ、小銃・弾薬を供出する。	⑦
3月27日	伊勢崎	(同日付) 東山道府へ、近隣で発生した農民の暴動の鎮圧にあたる旨を理由に、藩主の謹慎の解除を請う。	②

註

- (1)松本・松代・上田藩
- (2)松本一下諏訪駅から長窪駅まで、松代—岩村田駅から安中駅まで、小諸—長窪駅から岩村田駅まで
- (3)松本・高遠・上田・岩村田・田野口藩（他、東海・中山道沿い諸藩）
- (4)飯田・高遠・松本・上田・松代・須坂・小諸・岩村田・高島藩
- (5)理由—①徳川家の類縁、②江戸城の番所守衛や江戸市中の巡視などの任務拜命、③藩邸の退去などで難儀が発生、④病中
- (6)中央への提出書面—①御用の拜命を請願、②徳川家の寛大処置を請う嘆願書

出典

- ①『東山道総督府叢紙』（東京大学史料編纂所データベース）。
- ②『堀親広家記』（同上）。
- ③『堀直明家記』（同上）。
- ④『内藤頼直家記』（同上）。
- ⑤『内藤正誠家記』（同上）。
- ⑥『真田幸民家記』（同上）。
- ⑦『戸田光則家記』（同上）。
- ⑧『松平忠礼家記』（同上）。
- ⑨『本多助順家記』（同上）。
- ⑩『大給恒家記』（同上）。
- ⑪『牧野康民家記』（同上）。
- ⑫『復古記』12（同上）。
- ⑬『大日本維新史料稿本』（同上）。

2月30日	松本	東山道府より、藩主の謹慎を命じられる。	⑦
2月下旬	高遠	東山道府より、藩主の謹慎、入京の遠慮を命じられる。	④
3月1日	飯田	東山道府へ、1小隊を派遣させる。	⑬
3月2日	上田	(同日付/忠礼名義) 東山道府へ、上京遅延の不審を弁明する ⁽⁵⁾ 。	①
	小諸	(同日付) 東山道府より、相良総三ら先鋒嚮導隊の捕縛に貢献し、功労を賞される。 (同日付) 東山道府へ、中央への嘆願書提出及び上京許可を請願する ⁽⁶⁾ 。	⑬ ①
3月3日	高遠	東山道府へ、大砲・弾薬などを供出する。	④
3月5日	高島 高遠	東山道府より、猿橋駅から江戸までの官軍の糧食などに関する任務を命じられる。	④
	松本	東山道府へ、藩主の謹慎解除を請う嘆願書を提出する。	①
	岩村田	(同日付) 藩主の帰国及び遅延の理由(病気)を届け出る。	⑤
		東山道府より、藩主の謹慎を命じられる。	⑤
飯山	東山道府より、藩主の謹慎を命じられる。	⑬	
3月7日	岩村田	(同日付) 東山道府へ、岩村田藩総勢72名の所属を請願する。	⑤
3月8日	上田	(同日付) 東山道府より、沓掛・坂本駅への派兵及び旅人の検察を命じられる。	⑬
3月9日	上田	東山道府より、相良総三ら先鋒嚮導隊の捕縛に貢献し、功労を賞される。	⑧
3月10日	上田	東山道府へ、上京予定を届け出る。	⑧
3月11日	諸藩	東山道府、悪徒などによる収奪の取り締まりを命じる。	⑬
3月12日	高島	東山道府より、勝沼駅での戦功を賞される。	⑬
	須坂	鴻巣・桶川駅周辺の一揆鎮圧を命じられた大監察北島千太郎に従軍する。	⑬
3月16日	須坂	東山道府より、一揆鎮圧の功労を賞される。	③
	飯山	東山道府へ、軍資金(金2000両・米250石)を献上する。	⑨
	高島	藩主諏訪忠誠、江戸より帰国する。	⑬
3月17日	松本	(同日付) 東山道府へ、藩主の謹慎解除を請う嘆願書を提出する。 (同日付) 東山道府より、藩主の謹慎が解除される。	⑦ ⑦
	飯山	東山道府より、藩主の謹慎が解除される。	⑨
3月18日	高島 高遠	東山道府より、甲州口官軍における糧食・人馬継立などの任務の功労を賞される。	⑬
	高遠	東山道府より、藩主の謹慎は解除され、入京の遠慮は継続される。	④
	飯田 岩村田	東山道府より、旧幕府軍の屯集に備え、武蔵国庚申塚の守衛を命じられる	⑤
3月20日	田野口	藩主大給乗謨、着京する。	⑩
3月21日	岩村田	東山道府より、藩主の謹慎が解除される。	⑤
3月27日	小諸	東山道府より、碓氷峠の新関建設及び沓掛・坂本駅の守衛を命じられる。	⑪
3月28日	小諸	藩主牧野康済、着京する。	⑬
3月29日	高遠	東山道府より、関東平定までの付属を命じられる。	④

表13 信濃国の諸藩の「勤王」(戦争協力)の状況(対東山道府の動静)

月日	藩名	事項	出典	
慶応2年 11月9日	飯田	藩主堀親義、着京する。	⑬	
慶応3年 12月23日	飯田	新政府より、般舟三昧院の守衛を命じられる。	②	
12月26日	飯田	新政府より、大坂行きの請願が却下され、般舟三昧院守衛の継続と滞京を命じられる。	②	
明治元年 1月12日	飯田	鳥羽伏見戦争の功労を賞される。	⑬	
1月17日	須坂	藩主堀直虎、江戸城中で自刃する。	③	
2月	(1)	(同月付) 東山道府、軍需品(火薬・西洋鉛)の供出を命じる。	⑫	
	(2)	(同月付) 東山道府、官軍の糧食・宿場守衛・人馬継立に関する任務を命じる。	⑬	
	高遠	(同月付/頼直名義) 東山道府へ、誓約書を提出する。	④	
	岩村田	相良総三ら先鋒嚮導隊捕縛の一件に関わる(賞賛は未確認)。		⑬
		(同月付) 東山道府へ、誓約書を提出する。		①
		(同月付) 東山道府へ、御用を請願する。		⑤
		(同月付) 東山道府へ、藩主の帰国予定及び出頭予定を届け出る。		①
(同月付) 東山道府へ、隣境騒擾により香坂峠への藩軍の派遣許可を請願する。		①		
2月7日	(3)	中央、領内宿駅における糧食・人馬継立に関する任務を命じる。	⑬	
2月10日	(4)	(同日付) 東山道府、高松実村の与党及び大原俊実の与党らの捕縛を命じる。	⑬	
2月20日	松代	東山道府より、下諏訪への出向を命じられる。	⑥	
2月21日	松代	藩主真田幸民、江戸を発ち、帰国の途につく。	⑥	
2月24日	松代	(同日付) 東山道府へ、信濃三陣屋支配地(中野・中之条・御影)の管理許可を請願する。	①	
2月24日	飯山	藩主本多助成、江戸より帰国する。	①	
2月25日	高遠	(同日付) 東山道府へ、藩主の帰国を届け出る。	④	
	上田	東山道府へ、藩主の帰国予定及び出頭予定を届け出る。	①	
2月27日	上田	藩主松平忠礼、江戸より帰国する。	①	
2月29日	松代	東山道府より、甲州口官軍の嚮導及び1小隊の派遣を命じられる。	⑬	
	高遠	東山道府より、甲州口官軍の糧食に関する任務を命じられる。	④	
	須坂	東山道府へ、兵員1小隊と大砲4門を派遣する。	③	
	松本	藩主戸田光則、東山道府へ出頭する。	⑦	
	岩村田	藩主内藤正誠、江戸より帰国する。	⑤	
2月30日	飯山	(同日付) 藩主の帰国を届け出る。	①	
	高島	(同日付) 東山道府より、甲州口官軍の嚮導及び1小隊の派遣を命じられる。	⑬	
		東山道府より、甲州口官軍の糧食に関する任務を命じられる。		⑬
	松代	東山道府より、甲府城への守兵の派遣を命じられる。	⑥	

美濃	郡上	戊辰三月 (3月26日 渡)		青山峰之 助へ (青山幸 宜)	謹慎之義者、令免許候間、士民王化ニ服候様、為国家精々可致尽力候事	「丁卯十月ヨリ戊辰十月迄 諸御達並願伺届調」(『青山幸宜家記』、東史)22丁。
美濃	岩村		東山道總 督府執事		別紙之通、被仰出候間、御達申入候也	「東山道先鋒總督府達松平乗命宛」(『稿本』第2稿3269〈明治元年3月27日〉)64～65丁。
		戊辰三月 (3月28日 渡)		大給能登 守 (松平乘 命)	是迄賊地ニ罷在、帰邑及遅延候段、不埒之儀ニ付、謹慎可申付筈之处、家来之者共官軍ニ属シ歎願之次第モ有之、其義ニ不及候間、為国家奮発勉勵、士民王化ニ服シ候様、精々可相計候事、但シ臨時申付候儀モ可有之、上京之儀者差扣居候様可致候事	
近江	宮川	四月六日 (4月7日 渡)	東山道總 督府執事		別紙之通、被仰出候条、御達申入候也	「從丁卯十月至戊辰十月 御達願窺届取調」(『堀田正養家記』、東史)21～22丁。
		戊辰四月		堀田出羽 守江 (堀田正 養)	謹慎之儀、令宥免候条、士民王化ニ服シ候様、為国家精々可致尽力候事	
美濃	加納	戊辰四月 十八日	東山道總 督府執事		別紙之通、被仰出候条、御達申入候也	「戊辰正月ヨリ同閏四月マテ 諸願伺調書」(『永井尚服家記』、東史)13丁。
		戊辰四月		永井肥前 守 (永井尚 服)	謹慎之儀、令宥免候条、士民王化ニ服シ候様、為国家精々尽力可致候事	

信濃	飯山	戊辰三月 (3月5日 渡)		本多豊後 守 (本多助 成)	其方儀今日迄賊地ニ留住シ奉対朝廷君臣之道不相立、依之於在所謹慎罷在候様可致事	「東山道先鋒總督府達 本多助成宛」(『稿本』第 2稿3234ノ2<明治元年 3月5日>)87丁。
信濃	岩村田	戊辰三月 五日		(内藤正 誠)	其方儀、今日迄賊地ニ留住シ、奉対朝廷、君臣之道不相立、依之於在所表謹慎罷在候様可 致事、但歎願之次第も有之、今度出兵申付候間、此方可相心得候、尚他日兵士之戦功ニ 寄、別段御沙汰可被為在候条、心得違無之様可致候事	「丁卯十月より戊辰三月 迄諸御達願伺等履歴 調書」(『内藤正誠家記』 乾、東史)11丁。
信濃	松本	辰三月十 七日	東山道總 督府執事		別紙之通、被仰出候間、御達申入候也	「慶応三年丁卯十月より 明治元年戊辰十月迄 事实記」(『戸田光則家 記』、東史)6~7丁。
		戊辰三月		戸田丹波 守 (戸田光 則)	謹慎之儀者、令免許候間、士民王化ニ服候様、為国家可致尽力事	
信濃	飯山	辰三月十 七日	東山道總 督府執事		別紙之通、被仰出候間、御達申入候也	「東山道先鋒總督府達 本多助成宛」(『稿本』第 2稿3254<明治元年3 月17日>)114~115 丁。
		戊辰三月		本多豊後 守 (本多助 成)	謹慎之儀者、令免許候間、士民王化ニ服候様、為国家可致尽力事	
信濃	高遠	戊辰三月 (3月18日 渡)	東山道先 鋒總督府 大監軍	内藤若狭 守 (内藤頼 直)	先達テ於在所謹慎罷在、入京遠慮可致旨御沙汰之処、今般家来共勤勞之廉有之、且歎願 ニ付、格別之思召ヲ以テ謹慎被免候、入京之儀者、尚遠慮可致旨御沙汰之事	「慶応四戊辰年 御東征 ニ付、甲州口兵食人馬 御賄事件概略抄録」 (『内藤頼直家記』)81 ~82丁。
信濃	岩村田	戊辰三月 (3月21日 頃)		内藤志摩 守 (内藤正 誠)	謹慎之義者令免許候間、士民王化ニ服し候様、為国家可致尽力事	「丁卯十月より戊辰三月 迄諸御達願伺等履歴 調書」(『内藤正誠家記』 乾、東史)24~25丁。

近江	宮川	二月 (2月16日 渡)	東山道總 督府執事		別紙之通、被仰出候条、相達候也	「東山道鎮撫總督府達 (二通) 宮川藩・彦根藩 宛」(「稿本」第2稿 3203(明治元年2月16 日))8~10丁。
		戊辰二月		堀田豊前 守 家来共八 (堀田正 養)	其方共主人、今日ニ至リ、朝敵徳川慶喜ニ属シ居候段、不埒之儀ニ付、知行被召上、当分之内井伊掃部頭へ取締被仰付候間、右之趣早々主人へ可相達候、尚他日謝罪之廉相立勤王之実効相顕レ候上八、別段御沙汰可被為在候間、此旨可相心得候事、但シ、歎願之儀モ有之、格別之思召ヲ以其方共八日俸之儘被下置候条、難有御請可仕候、尤当分井伊掃部頭之指揮ニ随ヒ、朝廷へ対シ奉リ報恩之道相立候様、勉勵可致候事	
美濃	加納	戊辰二月 (2月24日 渡)		永井肥前 守 (永井尚 服)	是迄御不審之筋有之候処、自身申立之趣、尤之事ニ付、出兵申付候上者、此後兵士之戦功ニ寄リ、其罪御宥免可相成、夫迄之間、於在所謹慎罷在、入京之儀者遠慮可致候事	「戊辰正月ヨリ同閏四月 マテ 諸願伺調書」(『永 井尚服家記』、東史)10 ~11丁。
信濃	高遠	二月 (2月28日 頃)	東山道先 鋒總督府 執事		別紙之通、被仰出候条、相達候也	「東山道先鋒總督府 達」(「稿本」第2稿 3223ノ2(明治元年2月 28日))7~8丁。
		戊辰二月	北島仙太 郎 西尾遠江 介	内藤若狭 守 (内藤頼 直)	是迄御不審之筋有之候処、帰国之上勤王之志願申立候付、出兵申付候上者、此後兵士之戦功ニより其罪御宥免可相成、夫迄之間、於在所謹慎罷在、入京之儀者遠慮可致候事	
美濃	郡上	戊辰三月 (3月3日 渡)		青山峰之 助 (青山幸 宜)	去ル正月三日之變動ニ付、徳川慶喜朝敵顯然之處、今日ニ到迄賊地ニ罷在、天気も不相伺段、奉対朝廷全君臣之道不相立、依之於在所謹慎候様、雖然其方家来共ヨリ歎願之義も有之候ニ付、旁以出兵申付置候間、他日兵士之戦功ニヨリ寛大之御沙汰可被為在条、心得違無之様可致候事	「丁卯十月ヨリ戊辰十月 迄 諸御達並願伺届調」 (『青山幸宜家記』、東 史)16~17丁。
近江	宮川	辰三月 (3月上旬 渡)	東山道總 督府執事	堀田出羽 守江 (堀田正 養)	去ル正月三日之變動ニ付、徳川慶喜朝敵顯然之處、今日ニ至迄、賊地ニ住居シ、天気も不伺段、奉対天朝全君臣之道不相立、依之於在所表ニ謹慎罷在可申者也	「從丁卯十月至戊辰十 月 御達願窺届取調」 (『堀田正養家記』、東 史)21~22丁。

表12 東山道府より中山道筋諸藩に対する処罰と宥免—関連書面（時系列）

藩		関連書面（括弧及び読点以外はそのまま）				出典
国名	名称	日付	命令元	命令先	文面	
近江	三上	戊辰正月 (1月27日 渡)	東山道鎮 撫総督 同副総督	遠藤但馬 守 家来共江 (遠藤胤 城)	其方共主人、今日ニ至、朝敵徳川慶喜ニ属シ居候段不埒之儀ニ付、知行被召上、当分之内、加藤能登守江取締被仰付候、早々関東江罷下、此旨可申聞候、尚他日謝罪之廉相立、勤王之実効相顕候上者、別段御沙汰可被為在候間、此旨可相心得者也	「丁卯年從月至十二月御達御届願書類」(『遠藤胤城家記』、東史)3~4丁。
武蔵 (近江)	川越 (飛地)	戊辰正月 (1月27日 渡)	東山道鎮 撫総督 同副総督	松平周防 守家来共 へ (松井康 英)	其方共主人、今日ニ至、朝敵徳川慶喜ニ属シ居候段、不埒之儀ニ付、当地之知行被召上、当分之内市橋下総守江取締被仰付候間、早々帰国仕、此旨可申聞候、尚他日謝罪之廉相立、勤王之実効相顕候上者、別段御沙汰可被為在候間、此旨可相心得者也	「就御達取調之履歴」(『松井康英家記』、東史)3~4丁。
美濃	岩村	正月廿七日	東山道鎮 撫総督府 執事		別紙之通、被仰出候間、相達申候事	「東山道鎮撫総督府達岩村藩宛」(『稿本』第2稿3170<明治元年1月27日>))114~115丁。
		戊辰正月 二十七日		松平能登 守 家来共 (松平乗 命)	其方共主人、今日ニ至リ、朝敵徳川慶喜ニ属シ居候段、不埒之儀ニ付、知行可被召上善之处、其方共歎願之趣不憫ニ被思召、未々其御沙汰二者不被為及候間、早々関東へ罷下リ、主人相誘、帰国之上、謝罪之廉相立、勤王之実効相顕候ハ、其節至当之御所置可被為有候間、其旨相心得可申事	
美濃	加納	戊辰二月 (2月5日 渡)		永井肥前 守 家来共江 (永井尚 服)	其方共主人、今日ニ至リ、朝敵徳川慶喜ニ属シ居候段不埒之儀ニ付、知行可被召上善之处、其方共歎願之儀モ有之、且主人肥前守事、近日賊中ヲ脱シ、帰国之上、勤王之実効可相立由申越候趣ニモ相聞、旁以暫時之内猶預被成下候条、御趣意厚ク相心得、急々尽力可仕候、万一偷安曠日実効難相立候節者、嚴重之御処置被為在候間、心得違無之様可致候事	「戊辰正月ヨリ同閏四月マテ 諸願伺調書」(『永井尚服家記』、東史)8~9丁。
美濃	高富	二月五日	東山道總 督府執事		別紙之通、被仰出候間、相達候也	「明治元戊辰正月二日諸御達願伺書記」(『本庄道美家記』1、東史) 40~41丁。
		戊辰二月		本庄宮内 少輔 家来共江 (本庄道 美)	其方共主人、今日ニ至リ 朝敵徳川慶喜ニ属シ居候段、不埒之儀ニ付、知行可被召上善之处、其方共歎願之趣不憫ニ付、未其御沙汰二者不被為及候間、急々関東江罷下リ、主人相誘帰国之上謝罪之廉相立、勤王之実効相顕候者、其節至当之御処置可被為在候、若偷安曠日実効不相立候者、嚴重之御沙汰可有之候間、心得違無之様可致候事	

武蔵	岡部	安部信発	—	—	江戸
----	----	------	---	---	----

註

- (1)講武所奉行・陸軍奉行並など
- (2)講武所奉行・奏者番・寺社奉行など
- (3)奏者番・若年寄など
- (4)大番頭など
- (5)大番頭・若年寄・陸軍奉行・外国事務取扱など
- (6)老中・老中格・若年寄・寺社奉行・奏者番など
- (7)奏者番・寺社奉行・講武所奉行・京都見廻役など
- (8)寺社奉行・甲府城代・奏者番など
- (9)奏者番・寺社奉行など
- (10)奏者番・寺社奉行・外国事務取扱・海陸軍事務取扱・会計事務取扱など

表11 伏見戦時における中山道筋諸藩主の状況（旧幕府役職・所在）

国名	藩名	藩主	幕府要職		所在
			当時	履歴	
近江	三上	遠藤胤城	奏者番	(1)	江戸
	宮川	堀田正養	—	—	江戸
	大溝	分部光貞	—	—	国元
	山上	稲垣太清	海軍奉行並	—	江戸
	西大路	市橋長和	—	—	京都
美濃	高富	本荘道美	—	—	江戸
	加納	永井尚服	若年寄兼会計奉行	(2)	江戸
	郡上	青山幸宜	—	—	江戸
	苗木	遠山友禄	—	(3)	江戸
	岩村	松平乗命	陸軍奉行並	奏者番	江戸
信濃	飯山	本多助成	—	—	江戸
	須坂	堀直虎	若年寄兼外国総奉	(4)	江戸
	松代	真田幸民	—	—	江戸
	上田	松平忠礼	—	—	江戸
	小諸	牧野康濟	—	—	江戸
	岩村田	内藤正誠	奏者番兼寺社奉行	—	江戸
	田野口	大給乗謨	老中格兼陸軍総裁	(5)	江戸
	松本	戸田光則	—	—	江戸
	高島	諏訪忠誠	—	(6)	江戸
	高遠	内藤頼直	—	—	江戸
飯田	堀親義	—	(7)	京都	
上野	沼田	土岐頼知	—	—	江戸
	前橋	松平直克	—	政事総裁職	江戸
	伊勢崎	酒井忠強	—	—	江戸
	館林	秋元礼朝	—	奏者番	江戸
	高崎	大河内輝照	陸軍奉行並	(8)	江戸
	安中	板倉勝殷	—	—	江戸
	吉井	吉井信謹	—	—	江戸
上野	七日市	前田利豁	—	—	江戸
	小幡	松平忠恕	—	(9)	江戸?
武蔵	金沢	米倉昌言	—	大番頭	江戸
	岩槻	大岡忠貫	—	—	江戸
	川越	松井康英	老中兼会計総裁	(10)	江戸
	忍	松平忠誠	—	—	大坂

武蔵	金沢		2月	家臣2名	2月18日	
	岩槻		4月10日	家臣1名		
	川越		4月15日	家臣8名		
	忍		4月9日	家臣1名		

『大日本維新史料稿本』、『柳原前光輶誌』、『橋本実梁家記』、『内藤文成家記』、『本多忠鵬家記』、『松平乗承家記』、『大河内信古家記』、『安部信順家記』、『大久保忠良家記』、『米倉昌言家記』、『復古記』（東京大学史料編纂所データベース）より作成。

表10 東海道筋諸藩の恭順状況—出頭命令と誓約書の提出（明治元年）

国名	藩名	出頭命令 (東海道府→諸藩)		誓約書の提出 (諸藩→東海道府)			使者出頭日 (諸藩→東海道府)
		日付 (書面)	使者派遣日 (東海道府→諸藩)	日付 (書面)	差出 (署名)	提出日	
伊勢	長島	1月25日		1月26日	家臣2名		
	菰野						1月24日
	神戸						1月24日
	亀山	1月13日					1月14日
	津	1月13日					1月18日
尾張	尾張	1月13日					1月22日
三河	挙母	1月25日		1月28日	家臣1名		
	刈谷	1月25日		1月28日	家臣1名		
	西端		2月、陣屋詰家臣が呼び出され、誓約書を提出（詳細不明）				
	西尾	1月25日		2月5日	家臣2名		
	岡崎	1月13日					1月24日
	西大平	1月25日		2月1日	家臣1名		
	吉田	1月13日		1月	家臣2名	1月19日	
	田原	1月25日		2月3日	家臣2名		
	※武蔵岡部 三河半原陣屋			2月16日	家臣2名		
※信濃田野口 三河奥殿陣屋	1月25日		2月3日	家臣2名			
遠江	浜松	1月27日		2月5日	家臣1名		
	掛川	1月27日		2月7日	家臣1名		
	横須賀	1月27日		2月7日	家臣1名		
	相良	1月27日		2月	家臣2名	2月13日	
駿河	田中		2月2日				2月10日
	小島		2月3日				2月14日
	沼津		2月3日	2月14日	家臣2名		
相模	小田原		2月4日	2月27日	家臣1名		
	荻野山中			3月8日	家臣1名		

薩摩藩	九州地方	正月	島津中将 (島津久光)	<p>天二無二日、地二無二王、是天地ノ大經、万世ノ通義ナリ、往時皇国衰弱ノ幣ニ乗シ徳川氏兵馬ノ権ヲ掌握セシヨリ已来、王室愈不振、其漸終ニ至、尊徒ニ虚器ヲ擁シ給フノミ、万姓ヲシテ天朝有ル事ヲ不知シテ近代ニ至リテハ畏クモ奉軽蔑、朝威之罪枚挙スルニ遑アラス、天下ノ人々切齒悲憤スル所、就中西洋異邦ニ対シ自ラ日本大君ト号シ、異邦人、亦日本大君称スレハ甘シテ是ヲ請、君臣上下ノ名分地ヲ掃ニ至レリ、</p> <p>朝廷厚ク寛典ニ処セラルト雖モ動スレハ上ヲ欺、下ヲ誣ノ奸跡多ク、今ノ徳川慶喜事飽マテ天恩ヲ蒙タル身トシテ日頃ニ至リ、王政復古ノ大典ヲ怨望シ、隠ニ禍心ヲ包蔵シ、松平肥後、松平越中等、其凶慝ヲ助ケ天下ノ乱魁ト成リ、既ニ本月三日晴ニ大坂ヲ発シテ干戈ヲ王畿ニ動シ、恐多クモ奉襲、鳳闕之逆謀顯然タルニ依リ、即チ尾越薩長土芸、其他誠忠有志ノ諸侯、勤王ノ義兵ヲ以賊徒ヲ鳥羽ニ破リ、伏水ノ賊陣ヲ討チ、官軍大ニ勝利ヲ得テ賊ノ將卒敗走シ、淀河ヲ経テ大坂ニ北ケ行ヲ追撃シタリ、</p> <p>新天子神聖叡武ニマシマシ、速ニ斧鉞之任ヲ仁和寺親王ニ下賜ヒ、征東大將軍宣下アリテ諸參謀、副將、各々勅命ヲ奉戴シ、同九日大坂城ヲ攻拔キ、逆賊ヲ追散シ、党与等悉ク伏誅シ、或逃隠タリ、官軍、山崎ノ賊閥ヲ破リ、八幡山ニ抛リ、大坂落城ノ後ハ摂海ハ勿論、城市共ニ官軍堅固ニ守リ、翌十日ニ至リテハ東賊一人モ不見落去セリ、天兵ノ向フ所、枯タルヲ摧ク如ク、彼之新從タル井伊、藤堂、稻葉等之輩ヲ始、悉ク送疑、帰順シテ官軍ニ属セリ、</p> <p>爾後賊魁徳川慶喜、松平肥後、松平越中、身首ノ所在ヲ不知ト雖モ天網疎ニシテ不漏之理ナレハ自然束縛ニ附ヘキ者ナリ、率土ノ浜、王土ニ非ルハ無ク、普天ノ下、王民ニアラサルハナシ、誰カ今天朝多難之際ニ当リテ王家ニ勤メサルヘキ、仍テ遍ク列藩各土ノ將士四民万姓ニ布告ス、天地不容之罪ヲ正シ、上ハ奉安宸襟、下ハ万民塗炭之苦ヲ解キ、皇国之全疆ヲ静鎮スヘシ、</p> <p>早く賊魁徳川慶喜、松平肥後、同越中等ヲ誅伐シ、若今日ニ至リ名分大義ニ暗ク誤テ、王師ヲ拒ミ、逆敵ニ私党スル者ハ忽天誅ヲ可加、假令徳川慶喜等之親族姻類タリトモ大義ヲ守リ、勤王ノ志アル者ハ其実効ヲ顯シ、可奉報天恩、一旦逆賊ニ誑誤セラレシ党タルトモ、自新之意ヲ発シ、反正帰順之輩ハ不録旧惡、王師ノ内ニ可召加ニ付、速ニ去就ヲ決シ、尽力竭忠共に可翼戴王室首鼠兩端ヲ抱テ擬議猶予スルノ族ハ邪正曲直判然タル天裁アルヘキ者也</p>	「慶応三年丁卯從十月同四年戊辰至十月 伊東家記」 （『伊東祐婦家記』）5～7丁。
-----	------	----	----------------	--	---

北陸道府	越後国	三月	北陸道督府執事	新発田藩 村松藩 三日市藩 黒川藩 村上藩	右之藩々江被仰渡候儀有之候間、急速高田表江重臣之者出張可有之旨被仰出候条、此段被相心得、早々順達可有之候	『北陸道先鋒記』1(東史)77～78丁。
鷺尾隊	畿内 紀伊国 など	戊辰正月	鷺尾侍從殿執事		一、從天朝兼テ御沙汰之御趣旨被為在候処、此度浪華之兵伏見表へ出張、叛逆之色相顯候二付、官軍御差向之処、己ニ戦争ニ及ヒ、朝敵顯然ニ候、依之速ニ征伐可致旨再度被為蒙勅命并錦御旗下シ賜リ候条、四方之士民普天率土之大義ヲ弁明シ、王事ニ勤勞可致事 (鷺尾隊→伯太藩)	『渡辺章綱家記』(東史)4丁。
		戊辰正月	鷺尾侍從殿執事	渡辺丹後守殿御重役中 (渡辺章綱)	別紙之通、四方江布告ニ相成候間、其御藩ニ於テモ同心戮力速ニ奉勅、数千年之天恩ヲ奉報候様可被成候事 (鷺尾隊→伯太藩)	
中央	三丹	(正月四日)	(参与御役所)	青山左京大夫 (青山忠敏)	大政御復古ニ付而者、深厚思食之旨各藩江被命、彼是尽力之次第も候処、昨今ニ至リ不計も坂兵伏見表出張、突然兵端を開、終ニ不可止之形勢ニ押移候ニ付而者、各名分条理を踏ミ、可勤王事者勿論、尚又追々御沙汰之次第も可有之候間、其節者急度勉勵尽力可致旨被仰出候事 但、登京出来候ハ、速ニ人数随從上著可致御沙汰候事 (山陰道府→篠山藩)	『從丁卯至己巳春 諸御達集録』(『青山忠誠家記』、東史)23～24丁。
九州府	九州地方	二月十八日	(澤主水殿)		此度、九州鎮撫使トシテ下向候付、九州諸藩国論一定ノ処、為心得改而承知致度候付、早々国許江懸合、以書取可申出候 (九州府→対馬府中藩)	『宗重正家記』1(東史)54丁。
					猶又隣国旧幕領是迄何某支配致候哉、又ハ預リ地等有之候ハ、可申出事 (九州府→対馬府中藩)	

表9 諸藩の進退をめぐる糾問と出頭命令

命令 布告	対象地	書面（括弧は引用者）			出典		
		日付	命令	対象			
東海 道府	東海道 筋	辰正月 十三日	柳原侍従 殿雑掌 橋本少将 殿雑掌	水口藩重臣中	今般、朝敵悉追討被仰出、近々桑名城江可取掛候二付而八御用之儀有之候間、大津駅迄重役老人急速可罷出候事 (東海道府→水口藩)	「諸御達願伺届取調」(『加藤明実家記』1、東史)45～46丁。	
東山 道府	近江国	戊辰正月	東山道鎮 撫総督 同副総督		今般依勅命為東山道鎮撫発向二付、御用之儀有之、当道之大小名早々本陣江出頭可致候事 (東山道府→三上藩)	「丁卯年從十月至十二月御達願届願書類」(『遠藤胤城家記』、東史)2～3丁。	
		戊辰正月廿四日	東山道鎮 撫惣督執事	遠藤但馬守殿 御重職中 (遠藤胤城)	岩倉大夫殿・岩倉八千磨殿御発向相成候間、自然御主人御在国二無之節八、御重職之内、明廿五日越智川御本陣江可罷出候事 (東山道府→三上藩)		
	美濃国	辰二月				此度、東山道鎮撫総督之勅命ヲ蒙リ発向ノ次第先達ニ從朝廷御触も被為在候通ニ候得共、遠国偏土ニ至リ候テ八自然行届兼候哉も難計候二付、尚又諸藩ノ情実人心ノ向背被為問度、叡慮ニ候間、当道ノ諸藩主速ニ本陣江罷出情実具陳実効可相立候、於背命ノ輩ハ可被処刑者也 (東山道府→苗木藩)	「從丁卯十月至戊辰三月 諸御達願伺届取調書」(『遠山友禄家記』、東史)10丁。
		二月七日	東山道鎮 撫総督府 執事	遠山信濃守殿 (遠山友禄)	別紙之通、岩倉大夫殿・岩倉八千磨殿御発向ニ相成候条、早々大垣御本陣江可被罷出候事 (東山道府→苗木藩)		
	信濃国	二月廿日	東山道先 鋒総督營 参謀	戸田丹波守殿 (戸田光則)	今般御進軍ニ付而者、先達而も御布告之通、御用之儀有之候間、御自身途中御本陣江可被罷出、若在邑無之候ハ、重職之中老人参上可被致候也 但、無扨延引相成候ハ、下諏訪御本陣江可被罷出候也 (東山道府→松本藩)	「慶応三年丁卯十月より明治元年戊辰十月迄事実記」(『戸田光則家記』、東史)2～3丁。	
北陸 道府	北陸 地方				今般、王政御復古ニ付而者、王事ニ勤勞可致者勿論之事ニ候得共、当今之騷擾ニ付、方向難定人心疑惑可致折柄候得者、尚存意之次第可及尋問、御沙汰候事	「自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月」(『酒井忠禄家記』、東史)26～27丁。	
		正月十五日	副使四條 大夫 鎮撫総督 高倉三位	北陸道七ヶ国 国々領主地頭 中	別紙之趣ニ付、為勅使不日可発向候得共、積雪之時節、途中手間取モ難計ニ付、御趣意之次第、先以書面相達候間、一応之御請状、早々差出可申者也		
		正月十五日			今般兩卿為勅使北陸道江発向ニ付、前以別紙兩通被相達候間、七ヶ国中国主領主地頭共、最寄ヲ以早々順達可有之、御請状之儀者兩卿出先江差出候様ニトノ事		

西海道	日向	佐土原	外様 (薩摩支藩)	柳間	2万余	島津忠寛	M1.3.19	大坂	島津忠寛	M1.閏4.10	島津忠寛	
		飫肥	外様	柳間	5万余	伊東祐相	M1.4.22	京都	子息・祐帰	M1.閏4.10	子息・祐帰	
	薩摩	薩摩 (鹿兒島)	外様	大広間	77万余	島津茂久	K3.11.23	京都	島津茂久	M1.3.14	島津茂久	
		筑前 (福岡)	筑前 (福岡)	外様	大廊下	47万余	黒田長溥	M1.2.16	京都	養子・長知	M1.3.14 M1.10.20	養子・長知 黒田長溥
	筑後		秋月	外様 (筑前支藩)	柳間	5万石	黒田長徳	M1.4.29 M1.閏4.10	大坂 京都	黒田長徳 黒田長徳	M1.閏4.10	黒田長徳
		肥前	久留米	外様	大広間	21万	有馬慶頼	M1.2.28	京都	有馬慶頼	M1.3.14	有馬慶頼
	肥前 (佐賀)		柳河	外様	柳間	11万	立花鑑寛	M1.閏4.19	京都	立花鑑寛	M1.5.9	立花鑑寛
		肥前 (佐賀)	肥前 (佐賀)	外様	大広間	35万余	鍋島齊正 鍋島茂実	M1.2.2 M1.2.30	京都 京都	鍋島茂実 先代・齊正	M1.3.14 M1.3.14	鍋島齊正 鍋島茂実
	肥前		蓮池	柳間 (佐賀支藩)	柳間	5万余	鍋島直紀	M2.2.-	京都	鍋島直紀	M2.6.27	鍋島直紀
		肥前	小城	柳間 (佐賀支藩)	柳間	7万余	鍋島直虎	M1.12.-	京都	鍋島直虎	M2.1.25	鍋島直虎
	肥前		鹿島	柳間 (佐賀支藩)	柳間	2万余	鍋島直彬	M1.3.1	京都	鍋島直彬	M2.6.27	鍋島直彬
		肥前	唐津	譜代	帝鑑間	6万	小笠原長国	M1.3.12	京都	小笠原長国	M1.5.20	小笠原長国
	肥前		平戸	外様	柳間	6万余	松浦詮	M1.1.8	京都	松浦詮	M1.3.14	松浦詮
		肥前	平戸新田	外様 (平戸支藩)	柳間	1万	松浦脩	M1.11.中旬	京都	子息・豊太郎	M2.1.25	子息・豊太郎
	肥前		大村	外様	柳間	2万余	大村純熙	M1.1.13	京都	大村純熙	M2.6.27	大村純熙
		肥前	島原	譜代	帝鑑間	7万	松平忠和	M1.3.25 M1.4.7	大坂 京都	松平忠和 松平忠和	M1.5.9	松平忠和
	肥前		五島 (福江)	外様	柳間	1万余	五島盛徳	M1.7.6	京都	五島盛徳	M1.8.30	五島盛徳
		肥後	肥後 (熊本)	外様	大広間	54万	細川韶邦	M1.1.3 M1.10.9	京都 京都	養子・喜廷 細川韶邦	M1.3.14 M1.12.5	養子・護久 (喜廷) 細川韶邦
	肥後		熊本新田 (高瀬)	外様 (熊本支藩)	柳間	3万余	細川利永	M1.3.14 M2.4.10	京都 京都	細川利永 細川利永	M2.6.27	細川利永
			宇土	外様 (熊本支藩)	柳間	3万	細川行真	M1.4.12	大坂	細川行真	M1.閏4.10	細川行真
	肥後		人吉	外様	柳間	2万余	相良頼基	M1.3.15	京都	相良頼基	M1.3.18	相良頼基

『大日本維新史料稿本』(東京大学史料編纂所データベース)、同じ家記(皇族家記・華族家記)より作成。

北海道	讚岐	多度津	外様 (丸亀支藩)	柳間	1万	京極高典	M1.1.2	京都	京極高典	M1.3.14	京極高典	
	阿波	阿波 (徳島)	外様	大廊下	25万余	○蜂須賀齊裕 蜂須賀茂韶	M1.2.18	京都	蜂須賀茂韶	M1.3.14	蜂須賀茂韶	
	伊予	西条	家門 (紀州支藩)	大広間 (定府)	3万	松平頼英	M1.3.26	京都	松平頼英	M1.5.9	松平頼英	
		小松	外様	柳間	1万	一柳頼紹	M1.2.28	京都	子息・頼明	M1.3.15	子息・頼明	
		今治	譜代	柳間	3万余	松平定法	M1.3.15	京都	松平定法	M1.閏4.10	松平定法	
		松山	譜代	溜間	15万	○松平定昭 松平勝成(復職)	M1.7.5	京都	松平勝成	M1.8.30	松平勝成	
		新谷	外様 (大洲支藩)	柳間	1万	加藤泰令	M1.1.23	京都	加藤泰令	M2.2.19	加藤泰令	
		大洲	外様	柳間	6万	加藤泰秋	M1.2.5	京都	加藤泰秋	M1.3.14	加藤泰秋	
		吉田	外様 (宇和島支藩)	柳間	3万	伊達宗孝	M1.6.13	京都	伊達宗孝	M1.6.23	伊達宗孝	
		宇和島	外様	大広間	10万	伊達宗城 ○伊達宗徳	K3.12.23 M1.閏4.10 M1.7.17	京都 京都 京都	先代・宗城 先代・宗城 伊達宗徳	M1.閏4.10	伊達宗城	
	土佐	土佐 (高知)	外様	大広間	24万	山内豊信 ○山内豊範	K3.12.8 M2.1.-	京都 京都	先代・豊信 山内豊範	M1.3.14 M2.1.25	先代・豊信 山内豊範	
		土佐新田	外様 (土佐支藩)	柳間 (定府)	1万余	○山内豊福 山内豊誠	M1.6.4	京都	従兄弟・豊誠	M1.9.19	山内豊誠	
	西海道	対馬	府中 (厳原)	外様	大広間	10万格	宗義達	M1.4.4 M1.閏4.9	大坂 京都	宗義達 宗義達	M1.閏4.10	宗義達
		豊前	香春 (小倉) (豊津)	譜代	帝鑑間	15万	小笠原忠忱				M3.8.17	小笠原忠忱
小倉新田 千束			譜代 (香春支藩)	帝鑑間	1万	小笠原貞正	M2.1.26	京都	小笠原貞正	M2.2.19	小笠原貞正	
中津			譜代	帝鑑間	10万	○奥平昌服 奥平昌邁	M1.3.18	京都	養子・昌邁	M1.5.9	奥平昌邁	
豊後		杵築	譜代	帝鑑間	3万余	松平親良	M1.2.13 M1.3.20	京都 京都	子息・親貴 松平親良	M1.3.14	子息・親貴	
		日出	外様	柳間	2万余	木下俊愿	M1.1.13 M2.1.18	京都 京都	木下俊愿 木下俊愿	M2.1.25	木下俊愿	
		森	外様	柳間	1万余	久留島通靖	K3.12.13	京都	久留島通靖	M2.6.27	久留島通靖	
		府内	譜代	帝鑑間	2万余	大給近説	M1.3.23	京都	大給近説	M1.5.-	大給近説	
		臼杵	外様	柳間	5万	稲葉久通	M1.3.17	京都	稲葉久通	M1.閏4.10	稲葉久通	
		佐伯	外様	柳間	2万	毛利高謙	M1.3.11	京都	毛利高謙	M1.3.14	毛利高謙	
	岡	外様	柳間	7万余	中川久昭	M1.3.11	京都	中川久昭	M1.3.14	中川久昭		
日向	延岡	譜代	帝鑑間	7万	内藤政拳	M1.4.4	京都	内藤政拳	M1.5.20	内藤政拳		
	高鍋	外様	柳間	2万余	秋月種殷	M1.2.10 M1.8.12	京都 京都	養子・種樹 秋月種殷	M1.3.14 M1.8.30	養子・種樹 秋月種殷		

山陽道	美作	津山	家門	大廊下	10万	松平慶倫	M1.2.13	京都	松平慶倫	M1.3.14	松平慶倫	
		鶴田 (浜田)	家門	大広間	2万余	松平武聡						
		勝山 (真島)	譜代	雁間	2万余	三浦弘次	M1.4.4	京都	子息・顕次	M1.閏4.10	子息・顕次	
	備中	備前	備前 (岡山)	外様	大広間	31万余	○池田茂政 池田章政	M1.2.-頃	京都	末家・政詮 (章政)	M1.8.30	池田章政
			庭瀬	譜代	菊間	2万	板倉勝弘	M1.3.15	京都	板倉勝弘	M1.3.18	板倉勝弘
		足守	外様	柳間	2万余	木下利恭	M1.1.26	京都	木下利恭	M1.3.14	木下利恭	
		浅尾	譜代	菊間	1万	蒔田広孝	M1.2.13 M2.1.9	京都 京都	蒔田広孝 蒔田広孝	M2.1.25	蒔田広孝	
		岡田	外様	柳間	1万余	伊東長トシ ※トシは「平」の左 下に「百」右下に 「千」	M1.1.23	京都	伊東長トシ	M1.3.14	伊東長トシ	
		備前新田 (生坂)	外様 (備前支藩)	柳間	1万余	池田政礼	K3.12.3	京都	池田政礼	M2.6.27	池田政礼	
		備前新田 (鴨方)	外様 (備前支藩)	柳間	2万余	池田政詮	M1.2.-頃	京都	池田政詮	M1.3.14	池田政詮	
		松山 (高梁)	譜代	雁間	5万	板倉勝静				M2.11.14	板倉勝弼	
		新見	外様	柳間	1万余	関長克	M1.2.6 M2.1.21	京都 京都	関長克 関長克	M2.1.25	関長克	
		備後	福山	譜代	帝鑑間	11万	阿部正方 阿部正桓	M1.8.17	京都	阿部正桓	M1.8.30	阿部正桓
	安芸	安芸 (広島)	外様	大広間	42万余	浅野茂長	K3.11.28 M2.1.21	京都 京都	養子・茂勲 浅野茂長	M1.3.14	養子・茂勲	
		安芸新田 (吉田)	外様 安芸支藩	柳間 (定府)	3万	浅野長厚	K3.12.19	京都	養子・元功	M2.1.25	浅野長厚	
	周防	徳山	外様 (長州支藩)	柳間	4万	毛利元蕃	M1.5.29	京都	毛利元蕃	M1.6.23	毛利元蕃	
	長門	長州 (萩) (山口)	外様	大広間	36万余	毛利敬親	M1.2.6 M1.5.29	京都 京都	養子・広封 毛利敬親	M1.3.14	養子・広封	
		清末 (長府新田)	外様 (長府支藩)	柳間	1万	毛利元純	M1.3.16 M1.閏4.9	京都 京都	毛利元純 毛利元純	M1.閏4.10	毛利元純	
		長府 (長門府中) (豊浦)	外様 (長州支藩)	柳間	5万	○毛利元周 毛利元敏	M1.7.12	京都	毛利元敏	M1.8.30	毛利元敏	
	南海道	紀伊 (和歌山)	三家	大廊下	55万余	徳川茂承	M1.2.21	京都	徳川茂承	M1.3.18	徳川茂承	
		讃岐	高松	家門	溜間	12万	松平頼聡	M1.2.30	京都	松平頼聡	M1.閏4.10	松平頼聡
			丸亀	外様	柳間	5万余	京極朗徹	M1.1.15	京都	京極朗徹	M1.3.14	京極朗徹

山陰道	丹波	山家	外様	柳間	1万	谷衛滋	M1.1.19	京都	谷衛滋	M2.1.25	谷衛滋
							M1.12.23	京都	谷衛滋		
		綾部	外様	柳間	1万余	九鬼隆備	M1.1.16	京都	九鬼隆備	M1.3.14	九鬼隆備
		篠山	譜代	雁間	6万	青山忠敏	M1.2.30	京都	青山忠敏	M1.3.14	青山忠敏
		柏原	外様	柳間	2万	織田信親	K3.11.19	京都	織田信親	M1.3.14	織田信親
	丹後	福知山	譜代	雁間	3万余	朽木為綱	K3.10.28	京都	朽木為綱	M1.3.14	朽木為綱
							M1.2.6	京都	朽木為綱		
		田辺 (舞鶴)	譜代	雁間	3万余	牧野誠成	M1.2.6	京都	牧野誠成	M2.1.25	牧野誠成
							M1.12.23	京都	牧野誠成		
		宮津	譜代	雁間	7万	松平宗秀 ○松平宗武	M1.2.24 M1.4.29	京都	先代・宗秀 松平宗武	M1.6.23	松平宗武
	但馬	峰山	外様	菊間	1万余	京極高富	M1.3.19	京都	養子・高陳	M1.閏4.10	養子・高陳
							M1.閏4.15	京都	京極高富	M1.5.20	京極高富
		出石	外様	柳間	3万	仙石久利	M1.2.13	京都	養子・政固	M1.3.14	仙石久利
		豊岡	外様	柳間	1万余	京極高厚	M1.2.4	京都	京極高厚	M1.3.14	京極高厚
		因幡	因幡 (鳥取)	外様	大廊下	32万余	池田慶徳	M1.8.19	京都	池田慶徳	M1.9.13
	西館新田 (若桜)		外様 (鳥取支藩)	柳間	2万	池田徳定	M1.1.2	京都	池田徳定	M1.3.18	池田徳定
	東館新田 (鹿奴)		外様 (鳥取支藩)	柳間	3万	池田徳澄	K3.12.20	京都	池田徳澄	M1.3.14	池田徳澄
	出雲	松江	家門	大広間	18万余	松平定安	M1.1.29	京都	松平定安	M1.3.14	松平定安
		広瀬	家門 (松江支藩)	帝鑑間	3万	松平直巳	M1.2.23	京都	松平直巳	M1.3.14	松平直巳
		母里	家門 (松江支藩)	帝鑑間 (定府)	1万	松平直哉	M1.2.23	京都	松平直哉	M1.3.14	松平直哉
石見	津和野	外様	柳間	4万余	亀井茲監	M1.2.6	京都	亀井茲監	M1.3.14	亀井茲監	
山陽道	播磨	三草	譜代	帝鑑間 (定府)	1万	丹羽氏中	M1.3.22	京都	丹羽氏中	M1.閏4.10	丹羽氏中
		小野	外様	柳間	1万	一柳末徳	M1.3.13	京都	一柳末徳	M1.3.18	一柳末徳
		明石	家門	大廊下	8万	松平慶憲	M1.3.21	京都	子息・直致	M1.閏4.10	子息・直致
							M1.12.26	京都	松平慶憲	M2.2.8	松平慶憲
		安志	譜代	帝鑑間	1万	小笠原貞孚	M1.4.10	大坂	小笠原貞孚	M1.閏4.10	小笠原貞孚
		林田	外様	柳間	1万	建部政世	K3.12.20	京都	建部政世	M1.8.30	建部政世
							M1.7.2	京都	建部政世		
		姫路	譜代	溜間	15万	○酒井忠惇 酒井忠邦	M1.6.6	京都	酒井忠邦	M1.6.23	酒井忠邦
		山崎	譜代	帝鑑間	1万	本多忠鄰	M1.1.20	京都	本多忠鄰	M2.1.25	子息・忠明
							M1.12.28	京都	本多忠鄰		
		三日月	外様	柳間	1万余	森俊滋	M1.1.18	京都	森俊滋	M1.3.14	森俊滋
龍野	譜代	帝鑑間	5万余	脇坂安斐	K3.11.10	京都	脇坂安斐	M2.1.25	脇坂安斐		
					M1.1.23	京都	脇坂安斐				
赤穂	外様	柳間	2万	森忠典	M1.2.29	京都	養子・忠儀	M1.3.14	養子・忠儀		

北陸道	越中	富山	外様 (加賀支藩)	大広間	10万	前田利同	M2.4.-頃	東京	前田利同	M2.6.27	前田利同
	加賀	加賀 (金沢)	外様	大廊下	102万余	前田斉泰 ○前田慶寧	K3.12.9	京都	前田慶寧	M1.3.14	先代・斉泰
							M1.2.22	京都	先代・斉泰	M1.8.30	子息・利嗣
		大聖寺	外様 (加賀支藩)	大広間	10万	前田利鬯	M1.7.22	京都	子息・利嗣	M2.2.19	前田慶寧
							M2.1.29	京都	前田慶寧		
	越前	勝山	譜代	帝鑑間	2万余	小笠原長守	K3.4.18	京都	前田利鬯	M1.閏4.10	前田利鬯
		大野	譜代	雁間	4万	土井利恒	M1.4.21	京都	前田利鬯		
	越前	丸岡	譜代	帝鑑間	5万	有馬道純	M1.3.20	京都	小笠原長守	M1.閏4.10	小笠原長守
		越前 (福井)	家門	大廊下	32万	松平慶永 松平茂昭	M1.3.25	京都	土井利恒	M1.閏4.10	土井利恒
							M1.2.30	京都	有馬道純	M1.3.14	有馬道純
鯖江 敦賀 (鞠山)		譜代	雁間	4万	間部詮道	酒井忠経	K3.11.8	京都	先代・慶永	M1.3.14	先代・慶永
							M1.12.17	京都	松平茂昭	M2.1.25	松平茂昭
若狭	小浜	譜代	帝鑑間	10万余	酒井忠義 酒井忠氏	M1.4.5	京都	間部詮道	M1.閏4.10	間部詮道	
						M1.3.12	京都	酒井忠経	M1.閏4.10	酒井忠経	
山城	淀	譜代	雁間	10万余	稲葉正邦	M1.1.15	京都	先代・忠義	M1.6.23	先代・忠義	
畿内	大和	柳生	譜代	菊間 (定府)	1万	柳生俊益	M1.1.25	京都	稲葉正邦	M1.閏4.10	稲葉正邦
		柳本	外様	柳間	1万	織田信成	M2.1.6	京都	柳生俊益	M2.1.25	柳生俊益
		芝村	外様	柳間	1万	織田信成	M1.4.12	京都	弟・信及	M1.閏4.10	弟・信及
		高取	譜代	帝鑑間	2万余	植村家保	M1.1.24	京都	織田長易	M2.1.25	織田長易
		郡山	譜代	帝鑑間	15万余	柳沢保申	M1.3.中旬	京都	養子・家重	M1.3.18	養子・家重
		小泉	外様	柳間	1万余	片桐貞篤	K3.11.4	京都	柳沢保申	M1.閏4.9	柳沢保申
		小泉	外様	柳間	1万余	片桐貞篤	M1.1.28	京都	柳沢保申		
	河内	丹南	譜代	菊間 (定府)	1万	高木正坦	M1.2.9	京都	片桐貞篤	M2.1.25	片桐貞篤
		狭山	外様	柳間	1万	北条氏恭	M1.1.19	京都	永井直哉	M2.1.25	永井直哉
	摂津	高槻	譜代	雁間	3万余	永井直諒	M1.12.20	京都	永井直哉		
麻田		外様	柳間	1万余	青木重義	M1.3.16	京都	高木正坦	M1.閏4.10	高木正坦	
						M1.1.8	京都	永井直諒	M1.閏4.10	永井直諒	
尼崎		譜代	帝鑑間	4万余	桜井忠興	M1.閏4.10	京都	永井直諒	M1.閏4.10	永井直諒	
三田		外様	柳間	3万余	九鬼隆義	M1.2.21	京都	青木重義	M1.3.14	青木重義	
和泉	伯太	譜代	菊間	1万余	渡辺章綱	K3.11.9	京都	桜井忠興	M1.閏4.10	桜井忠興	
	岸和田	譜代	帝鑑間	5万余	岡部長寛	M1.7.23	京都	九鬼隆義	M1.8.30	九鬼隆義	
山陰道	丹波 (亀岡)	譜代	帝鑑間	5万	松平信正	M1.3.16	京都	渡辺章綱	M1.閏4.1	渡辺章綱	
						M1.9.13	京都	養子・長職	M1.9.19	養子・長職	
	園部	外様	柳間	2万余	小出英尚	M1.1.中旬頃	京都	松平信正	M1.3.14	松平信正	
						K3.11.22	京都	小出英尚	M1.3.14	小出英尚	

東山道	美濃	高富	譜代	菊間	1万	本莊道美	M1.3.14	京都	本莊道美	M1.3.18	本莊道美	
		加納	譜代	雁間	3万余	永井尚服	M1.3.13	京都	永井尚服	M1.5.9	永井尚服	
		大垣新田 (野村)	譜代 (大垣支藩)	菊間	1万石	戸田氏良	M1.3.19	京都	戸田氏良	M2.1.25	戸田氏良	
		大垣	譜代 家門	帝鑑間	10万	戸田氏共	M1.1.16	京都	戸田氏共	M2.1.25	戸田氏共	
	近江	高須	(尾張支藩)	大広間	3万	○松平義勇 松平義生	M2.9.29	東京	松平義生	M2.10.2		松平義生
		彦根	譜代	溜間	23万	井伊直憲	K3.11.8 M1.8.24	京都 京都	井伊直憲 井伊直憲	M1.8.30		井伊直憲
		山上	譜代	菊間	1万余	稻垣太清	M1.3.18 M1.閏4.10	京都 京都	稻垣太清	M1.閏4.10		稻垣太清
		西大路 (仁正寺)	外様	柳間	1万余	市橋長義	K3.10.22 K3.12.22	京都 京都	市橋長義 市橋長義	M1.3.14		市橋長義
		三上 (吉見)	譜代	雁間	1万余	遠藤胤城	M1.10.-頃	東京	遠藤胤城	M1.11.1		遠藤胤城
		水口	外様	帝鑑間	2万余	加藤明実	K3.10.16	京都	加藤明実	M1.3.14		加藤明実
							K3.12.12	京都	加藤明実			
		大溝	外様	柳間	2万	分部光貞	M1.12.26	京都	子息・光謙	M2.6.27		子息・光謙
		膳所	譜代	帝鑑間	6万	本多康穰	K3.11.14	京都	本多康穰	M1.閏4.11		本多康穰
※K3.12.14とも	京都						本多康穰					
北陸道	越後	村上	譜代	帝鑑間	5万	内藤信思 ○内藤信民 内藤信美	M1.11.9	東京	先代・信思	M2.6.27	内藤信美	
		黒川	譜代	帝鑑間 (定府)	1万	柳沢光昭	M1.4.4	京都	養子・光邦	M1.閏4.10	養子・光邦	
		三日市	譜代	帝鑑間 (定府)	1万	柳沢徳忠	M1.11.15	東京	柳沢徳忠	M1.11.19	柳沢徳忠	
		新発田	外様	柳間	10万	溝口直正	M1.11.4	東京	溝口直正	M1.11.19	溝口直正	
		村松	外様	柳間	3万	○堀直賀 堀直弘	M1.11.24	東京	叔父・直弘	M2.6.27		堀直弘
		与板	譜代	帝鑑間	2万	井伊直安	M1.4.5	京都	井伊直安	M1.閏4.10		井伊直安
		長岡	譜代	帝鑑間	7万余	○牧野忠訓 牧野忠毅	K3.12.20	京都	牧野忠訓	M2.6.27		牧野忠毅
		椎谷	譜代	菊間 (定府)	1万	堀之美	M1.4.11	京都	堀之美	M1.閏4.11		堀之美
		高田	譜代	溜間格	15万	榊原政敬	M2.3.-	東京	榊原政敬	M2.6.27		榊原政敬
		糸魚川 (清崎)	家門	帝鑑間 (定府)	1万	松平直静	M1.4.28	京都	松平直静	M1.閏4.10		松平直静

東海道	伊勢	長島	譜代	雁間	2万	増山正修	M1.4.5	京都	増山正修	M1.閏4.10	増山正修	
		桑名	譜代	溜間	11万余	○松平定敬 松平定教	M2.9.-	東京	松平定教	M2.10.2	松平定教	
		神戸	譜代	帝鑑間	1万余	本多忠貫	M1.8.5	京都	本多忠貫	M1.8.30	本多忠貫	
		菰野	外様	柳間	1万余	土方雄永	M1.2.27	京都	土方雄永	M1.3.14	土方雄永	
		亀山	譜代	帝鑑間	6万	石川成之	M1.1.18	京都	石川成之	M1.6.23	石川成之	
		津	外様	大広間	27万余	藤堂高猷	K3.12.8 M1.3.2	京都 京都	子息・高潔 子息・高潔	M1.3.14	子息・高潔	
		久居	外様 (津支藩)	柳間	5万余	藤堂高邦	K3.12.3 M1.3.4	京都 京都	藤堂高邦 藤堂高邦	M1.3.14	藤堂高邦	
	志摩	鳥羽	譜代	帝鑑間	3万	○稲垣長行 稲垣長敬	M1.4.6	京都	稲垣長行	M2.1.25	稲垣長敬	
	東山道	上野	館林	譜代	雁間	6万	秋元志朝 ○秋元礼朝	M1.6.26 M1.10.上旬	京都 東京	先代・志朝 秋元礼朝	M1.8.30 M1.11.1	先代・志朝 秋元礼朝
			伊勢崎	譜代	菊間	2万	○酒井忠強 酒井忠彰	M1.-.-	東京	酒井忠彰	M1.11.1	酒井忠彰
前橋			家門	大広間	17万	松平直克	M1.3.29	京都	松平直克	M1.閏4.10	松平直克	
高崎			譜代	雁間	8万余	大河内輝照	M1.閏4.4	京都	大河内輝照	M1.閏4.10	大河内輝照	
小幡			譜代	帝鑑間	2万	松平忠恕	M1.10.10	東京	松平忠恕	M1.11.1	松平忠恕	
吉井			家門	大廊下	1万	吉井信謹	M1.-.-	東京	吉井信謹	M1.11.1	吉井信謹	
安中			譜代	雁間	3万	板倉勝殷	M1.10.3	東京	養子・勝敬	M1.11.1	養子・勝敬	
七日市			外様	柳間	1万	前田利謔	M1.5.23	京都	前田利謔	M1.6.23	前田利謔	
沼田		譜代	帝鑑間	3万余	土岐頼知	M1.閏4.2	京都	土岐頼知	M1.閏4.10	土岐頼知		
信濃		飯山	譜代	帝鑑間	3万余	○本多助成 本多助龍 本多助実(復職)	M2.3.-	東京	本多助実	M2.6.27	本多助実	
		須坂	外様	柳間	1万	○堀直虎 堀直明	M1.10.23	東京	堀直明	M1.11.1	堀直明	
		松代	外様	帝鑑間	10万	真田幸民	M2.1.5	京都	真田幸民	M2.1.25	真田幸民	
		上田	譜代	帝鑑間	5万余	松平忠礼	M1.4.2	京都	松平忠礼	M1.12.5	松平忠礼	
		小諸	譜代	雁間	1万余	牧野康済	M1.3.28	京都	牧野康済	M2.12.12	牧野康済	
		岩村田	譜代	雁間	1万余	内藤正誠	M1.9.14	京都	内藤正誠	M1.9.19 ※M1.9.16とも	内藤正誠	
		田野口	譜代	菊間	1万余	大給乗謨	K3.11.2 M1.3.20	京都 京都	大給乗謨 大給乗謨	M1.6.23	大給乗謨	
		松本	譜代	帝鑑間	6万	戸田光則	M1.8.9	京都	戸田光則	M1.8.30	戸田光則	
		高島	譜代	帝鑑間	3万	諏訪忠誠	M1.閏4.15	京都	養子・忠礼	M1.5.9	養子・忠礼	
		高遠	譜代	雁間	3万余	内藤頼直	M1.8.29	京都	内藤頼直	M1.9.13	内藤頼直	
		飯田	外様	柳間	1万余	○堀親義 堀親広	K2.11.9	京都	堀親義	M1.3.14	堀親広	
		美濃	苗木	外様	柳間	1万	遠山友祿	M1.4.28	京都	遠山友祿	M1.閏4.10	遠山友祿
岩村			譜代	雁間	3万	松平乗命	M1.8.6	京都	松平乗命	M1.8.30	松平乗命	
八幡 (郡上)			譜代	雁間	4万余	青山幸宜	M1.3.8	京都	青山幸宜	M1.閏4.10	青山幸宜	

表8 上京及び五箇条御誓文の誓約をめぐる諸藩の動向

地方 区画	国名	藩名	家格	席次	石高	藩主 藩知事	着京			五箇条御誓文の署名	
							月日	場所	人物	月日	人物
東海道	武蔵	金沢 (六浦)	譜代	菊間	1万余	米倉昌言	M1.10.5	東京	米倉昌言	M1.11.1	米倉昌言
		岩槻	譜代	雁間	2万余	大岡忠貴	M1.10.5	東京	大岡忠貴	M1.11.1	大岡忠貴
		川越	譜代	帝鑑間	8万余	松平康英	M1.4.9	京都	松平康英	M1.5.20	松平康英
		忍	家門	溜間格	10万	○松平忠誠 松平忠敬	M1.4.-頃	京都	養子忠敬	M4.5.4	松平忠敬
		岡部 (半原)	譜代	菊間	2万余	安部信舜	M1.3.17	京都	安部信舜	M2.6.27	安部信舜
	相模	荻野山中	譜代 (小田原支藩)	菊間	1万余	大久保教義	M1.10.4	東京	大久保教義	M1.11.1	大久保教義
		小田原	譜代	帝鑑間	11万余	○大久保忠礼 大久保忠良	M1.11.-	東京	大久保忠良	M1.11.19	大久保忠良
	駿河	沼津 (菊間)	譜代	帝鑑間	5万	水野忠敬	M1.9.16	東京	水野忠敬	M1.11.1	水野忠敬
		小島 (金ヶ崎) (桜井)	譜代	菊間	1万	瀧脇信敏	M1.4.4	京都	瀧脇信敏	M1.閏4.10	瀧脇信敏
		田中 (長尾)	譜代	雁間	4万	本多正訥	M1.8.25	東京	本多正訥	M1.11.1	本多正訥
	遠江	相良 (小久保)	譜代	菊間 (定府)	1万	田沼意尊	M1.9.13	京都	田沼意尊	M1.9.19	田沼意尊
		掛川 (柴山) (松尾)	譜代	雁間	5万	太田資美	M1.3.21	京都	太田資美	M1.8.30	太田資美
		横須賀 (花房)	譜代	帝鑑間	3万余	西尾忠篤	M1.4.2	京都	西尾忠篤	M1.閏4.10	西尾忠篤
		浜松 (鶴舞)	譜代	溜間格	6万	井上正直	M1.3.15	京都	井上正直	M1.3.18	井上正直
	三河	田原	譜代	帝鑑間	1万余	三宅康保	M1.4.19	京都	三宅康保	M1.閏4.10	三宅康保
		吉田 (豊橋)	譜代	雁間	7万	大河内信古	M1.3.17	京都	大河内信古	M2.1.25	大河内信古
		西大平	譜代	菊間	1万	大岡忠敬	M1.3.22	京都	大岡忠敬	M1.閏4.10	大岡忠敬
		岡崎	譜代	溜間格	5万	○本多忠民 本多忠直	M1.3.12	京都	養子忠直	M2.3.18	本多忠直
		拳母	譜代	帝鑑間	2万	内藤文成	M1.7.16	京都	内藤文成	M1.8.30	内藤文成
		刈谷	譜代	雁間	2万余	土井利教	M1.2.25	京都	土井利教	M1.3.14	土井利教
		西端	譜代	帝鑑間	1万余	本多忠鵬	M1.9.19	京都	本多忠鵬	M1.9.19	本多忠鵬
		西尾	譜代	溜間格	5万	松平乗秩	M1.4.5	京都	松平乗秩	M2.8.13	松平乗秩
	尾張	尾張 (名古屋)	三家	大廊下	61万余	徳川慶勝 ○徳川義宜	K3.10.25 M1.1.25	京都 京都	先代・慶勝 徳川義宜	M1.5.9	徳川義宜

表7 諸道総督の進行状況

山陰道総督(1)			山陰道総督(2)			東海道総督			東山道総督			北陸道総督(1)			北陸道総督(2)		
国名	地名	到着日 (明治元年)	国名	地名	到着日 (明治元年)	国名	地名	到着日 (明治元年)	国名	地名	到着日 (明治元年)	国名	地名	到着日 (明治元年)			
山城	京都	1月5日発		新庄	3月8日	山城	京都	1月5日発	山城	京都	1月21日発	山城	京都	1月20日発	信濃	牟礼	3月20日
丹波	馬路	1月5日	美作	勝山	3月9日	近江	大津	1月5日	近江	大津	1月21日	近江	大津	1月20日		善光寺	3月21日
	園部	1月7日		津山	3月10日	伊勢	水口	1月19日		守山	1月24日		若狭	堅田		1月21日	坂木
	福住	1月9日		土井	3月12日		坂下	1月20日	愛知川	1月25日	若狭	大溝		1月22日		上田	3月24日
	篠山	1月12日	播磨	千本	3月13日	石薬師	1月21日	醒井	1月28日	若狭		今津	1月23日	小諸	3月26日		
	柏原	1月13日		姫路	3月14日	四日市	1月22日	垂井	1月29日		若狭	熊川	1月24日	軽井沢	3月27日		
丹後	福知山	1月14日	高砂	3月15日	桑名	1月28日	大垣	2月1日	若狭	小浜		1月25日	上野	松井田	3月28日		
	田辺	1月18日	大蔵谷	3月16日	尾張	名古屋	2月13日	美江寺		2月21日	若狭	倉見		2月5日	上野	安中	3月29日
但馬	宮津	1月21日	摂津	兵庫	3月17日	三河	地鯉鮒	2月20日	美濃	加納		2月22日	越前	高崎		3月30日	武蔵
	峰山	1月26日		大坂	3月19日	吉田	2月22日	藤川		2月21日	太田	2月23日		越前	佐柿	2月6日	
因幡	豊岡	1月27日	山城	伏見	3月27日	遠江	荒井	2月23日	御岳	2月24日	加賀	敦賀	2月7日		千住	4月3日	
	八鹿	1月28日	京都	3月28日	浜松	2月24日	大湫	2月25日	大湫	2月25日		加賀	今莊	2月13日	江戸	4月4日	
伯耆	村岡	1月29日	『新修亀岡市史』本文編第三卷所収(9~10頁)の「馬路郷土の山陰道鎮撫使随行表」より作成。			袋井	2月25日	中津川	2月26日	中津川	2月26日		越前	府中	2月14日	「北陸道先鋒記」(『大日本維新史料稿本』)より作成。	
	二方郡湯村	2月3日				日坂	2月26日	三富野	2月27日	福井	2月15日	越前		金津	2月28日		
岩井郡湯村	2月4日	藤枝				2月27日	上松	2月28日	大聖寺	2月29日	加賀		小松	2月30日			
鳥取	2月5日	府中				2月28日	藪原	2月29日	小松	2月30日		加賀	松任	3月1日			
湖津	2月20日	蒲原				3月9日	本山	2月30日	下諏訪	3月1日	加賀		金沢	3月2日			
由良	2月22日	沼津				3月10日	和田	3月3日	八幡	3月4日		越中	今石動	3月8日			
御来屋	2月23日	箱根				3月25日	八幡	3月4日	追分	3月5日	越中		高岡	3月9日			
米子	2月24日	小田原				3月26日	坂本	3月6日	上野	坂本		3月6日	越中	富山	3月10日		
松江	2月28日	平塚				3月27日	安中	3月7日	上野	安中	3月7日	越中		魚津	3月11日		
平田	3月2日	鎌倉				3月28日	高崎	3月8日		武蔵	高崎		3月8日	越中	泊		
杵築	3月3日	程ヶ谷	3月30日	熊谷	3月9日	武蔵	熊谷	3月9日	越中		糸魚川	3月13日					
宍道	3月4日	池上	4月1日	桶川	3月11日		武蔵	桶川		3月11日	越中	名立	3月14日				
揖屋	3月5日	江戸	4月4日	蕨	3月12日	武蔵		蕨	3月12日	越中		高田	3月15日				
安来	3月6日	『橋本実梁家記』(『大日本維新史料稿本』)より作成。			板橋		3月13日	武蔵	板橋		3月13日	越中	関山	3月19日			
二部	3月7日				江戸	4月4日	江戸		4月24日	武蔵	江戸		4月24日	越中			

「東山道総督府日記」
(『大日本維新史料稿本』)より作成。

註

(1)淀・川越・田野口・館山・下手渡・加納・府内・下館・峰山・唐津・須坂藩

(2)川越・下手渡・田野口藩

(3)淀・川越・田野口・加納・府内藩

(4)③④⑥⑦⑨

(5)淀・川越・田野口・府内藩

(6)④⑥⑦⑨

(7)峰山・下手渡・館山藩

(8)①⑧⑩

(9)田野口・川越・府内藩

(10)④⑥⑨

(11)峰山・館山・唐津藩

(12)⑤⑧⑩

出典

①『立花種恭家記』（東京大学史料編纂所データベース）。

②『堀直明家記』（同上）。

③『永井尚服家記』（同上）。

④『松井康英家記』（同上）。

⑤『小笠原長国家記』（同上）。

⑥『大給恒家記』（同上）。

⑦『稲葉正邦家記』（同上）。

⑧『京極高富家記』（同上）。

⑨『大給近説家記』（同上）。

⑩『稲葉正善家記』（同上）。

⑪『石川総管家記』（同上）。

⑫『東山道総督府叢紙』（同上）。

⑬『大日本維新史料稿本』（同上）。

4月25日	(3)	新政府、旧幕府枢要の職務怠慢などを責め、その認識について巨細の届け出を命じる。	(4)
4月26日	峰山	藩主京極高富、江戸を立出する。	⑧
4月27日	(5)	(同日付/4月25日の件) 新政府へ、巨細を届け出る。	(6)
4月28日	須坂	(同日付) 新政府へ、隣境騒擾により養子直登の上京延引を届け出る(許可)。	②
閏4月2日	加納	(同日付/4月25日の件) 新政府へ、巨細を届け出る。 (同日付) 新政府へ、東山道府より謹慎を解除されたことをもって、天機伺いの許可を請う。	③
閏4月3日	田野口	(同日付) 新政府へ、信濃の賊徒討伐を拝命したことより、帰国許可を請う。 新政府より、謹慎中により帰国は不許可、藩兵派遣を命じられる。	⑬
	加納	(閏4月2日の件) 旧幕府若年寄職の経歴により、引き続き謹慎を命じられる。	③
閏4月5日	淀	新政府、藩主正邦の謹慎を解除する。	⑦
	唐津	(同日付) 新政府より、東山道第二軍への所属を命じられる。	⑤
閏4月8日	唐津	新政府より、長行の官位剥奪を受ける。	⑤
閏4月10日	加納	新政府、藩主尚服の謹慎を解除する。	③
閏4月15日	峰山	藩主高富、着京する。	⑧
	須坂	(同日付) 内国事務局判事、大総督府下参謀へ、直虎自刃の真相の調査を依頼する。	⑬
閏4月17日	峰山	新政府、藩主高富の謹慎を命じる。	⑧
閏4月18日	下手渡	藩主種恭、着京する。	①
	峰山	伺いの結果、藩主謹慎により、養子高陳にも差控が命じられる。	⑧
閏4月19日	(7)	新政府、旧幕府枢要の職務怠慢などを責め、その認識について巨細の届け出を命じる(館山藩は、前藩主正巳においての調査)。	(8)
	下手渡	新政府、藩主種恭の謹慎を命じる。	①
閏4月20日	峰山	(同日付/閏4月19日の件) 新政府へ、巨細を届け出る。	①
	下手渡		⑧
	館山	(同日付/閏4月19日の件) 新政府へ、事実調査のため猶予を請う。	⑩
閏4月21日	唐津	(同日付) 新政府へ、宥免の嘆願書を提出する。	⑤
閏4月29日	唐津	(同日付) 新政府より、所領生産の石炭を兵庫へ輸送(買上)させる任務を命じられる。	⑤
5月4日	須坂	(同日付) 直虎自刃について、大総督府より調査結果が出される。	⑬
5月13日	(9)	新政府、藩主の謹慎を解除する。	(10)
5月14日	須坂	新政府、養子直登の家督相続を認める。	②
	(11)	新政府、藩主の謹慎を解除する。	(12)
5月15日	下手渡	新政府、藩主種恭の謹慎を解除する。	①
5月19日	下館	藩主総管、水戸より帰国する。	⑬
5月20日	峰山	藩主の謹慎解除により、養子高陳の差控も解除される。	⑧
8月12日	下館	(同日付) 領内近傍の取り締まりを命じられ、新政府へ、藩主総管の上京猶予を請う。	⑬
8月29日	川越	鎮将府より、近江領の返還が許可される。	④
10月3日	下館	藩主総管、東京に到着する。	⑪

3月11日	淀	藩主正邦、上京途中、大総督府へ誓約書を提出する。	⑦
3月12日	府内	藩主大給近説、上京途中、大総督府へ誓約書を提出する。	⑨
	唐津	藩主長国、着京し、謹慎につく。	⑤
3月13日	加納	藩主尚服、着京する。	③
3月16日	館山	藩主稲葉正善、国元出立、上京の途につく。	⑩
3月19日	峰山	養子高陳、着京する。	⑧
3月20日	田野口	藩主乗謨、着京する。	⑥
	峰山	養子高陳、天機を伺う。	⑧
3月23日	淀	藩主正邦、大津到着、入京許可を請う。 (上記の件) 新政府より、軽装による入京許可及び謹慎を命じられる。	⑦
	下手渡	(同日付) 新政府へ、領内の騒擾鎮撫のため、上京の延引を請う。	①
	府内	藩主近説、着京する。	⑨
3月24日	淀	藩主正邦、着京する。	⑦
	田野口	藩主乗謨、参内する。	⑥
	下手渡	(3月23日の回答) 新政府より、鎮静次第の上京を命じられる。	①
3月25日	田野口	(同日付) 新政府より、旧幕府老中職の履歴提出を命じられる。	⑥
	館山	藩主正善、着京する。	⑩
	府内	(同日付) 新政府、藩主近説の謹慎を命じる。	⑨
3月27日	田野口	(同日付/3月25日の件) 新政府へ、旧幕府老中職の履歴を提出する。	⑥
3月28日	田野口	(同日付/3月25日の件) 再度、新政府へ、旧幕府老中職の履歴を提出する。 新政府より、先日の参内が取り消され、藩主乗謨の謹慎を命じられる。	⑥
	館山	(同日付) 新政府へ、天機伺い、参内許可を請う。	⑩
	下館	(同日付) 藩主総管が水戸藩の紛擾により、江戸より帰国した旨を届け出る。	⑬
4月1日	下手渡	藩主種恭、国元を出立する。	①
4月2日	川越	大総督府より、上京を許可される。	④
	館山	(同日付) 新政府より、前藩主稲葉正巳・藩主正善の履歴の提出を命じられる。	⑩
4月3日	館山	(同日付/4月2日の件) 新政府へ、前藩主正巳・藩主正善の履歴を提出する。	⑩
	須坂	(同日付) 新政府へ、養子堀直登への家督相続を請う。	②
4月6日	館山	新政府より、前藩主正巳の旧幕府老中格履歴により、天機伺いなどの差控を命じられる。	⑩
4月8日	府内	(同日付) 熊本藩、新政府へ、府内藩家臣の嘆願書を提出する。	⑬
4月9日	川越	藩主康英、着京する。	④
4月14日	川越	(同日付) 新政府へ、天機伺いの内慮を伺う。	④
4月15日	川越	(4月14日の回答) 新政府、藩主康英の謹慎を命じる。	④
4月18日	加納	東山道府より、藩主尚服の謹慎が解かれる。	③
4月19日	田野口	(同日付) 新政府へ、宥免を請う嘆願書を提出する。	⑥
4月20日	下館	藩主総管、旧幕府軍の襲撃を受け、水戸へ退去する。	⑬

表6 旧幕府老中・若年寄在職者の有免をめぐる動静

月日 (明治元年)	藩名	事項	出典
1月10日	下手渡	旧幕府、立花種恭（若年寄）を老中格・会計総裁に任命する。	①
1月17日	須坂	藩主堀直虎、江戸城中で自刃する。	②
1月21日	加納	（同日付）綾小路官軍へ、嘆願書を提出する。	③
1月24日	加納	（同日付）綾小路官軍へ、前藩主永井尚典の再勤による家名相続を請う。	③
	(1)	旧幕府、稲葉正邦の国内総裁、松井康英の会計総裁、小笠原長行の外国総裁、大給乗謨の陸軍総裁、稲葉正巳の海軍総裁、立花種恭の会計総裁、永井尚服・大給近説の会計奉行、石川総管の陸軍奉行、京極高富の海軍奉行、堀直虎の外国総奉行を解くする。	⑬
1月26日?	峰山	山陰道府へ、誓約書を提出する。	⑬
1月27日	川越	東山道府により、近江領を没収される。	④
1月28日	加納	東山道府へ、藩主永井尚服を帰国・隠居させ、前藩主尚典の復職を請う。	⑫
2月1日	館山	旧幕府、稲葉正巳の老中格を解く。	⑬
	唐津	（同日付）長崎会議所へ、先鋒拝命及び世嗣長行との親子断絶などを請う嘆願書を提出する。	⑤
2月3日	田野口	（同日付）三河奥殿代官、東海道府へ誓約書を提出する。	⑬
2月5日	(2)	旧幕府、松井康英の老中、大給乗謨・立花種恭の老中格を解く。	⑬
	加納	東山道府より、藩主の江戸滞在による所領没収が猶予される。	③
2月6日	加納	旧幕府、永井尚服・大給近説の若年寄を解く。	⑬
	府内		
2月10日	唐津	小笠原長行の老中を解く。	⑤
2月14日	峰山	京極高富の若年寄を解く。	⑬
2月18日	唐津	新政府より、「勤王」の実効成立まで有免保留、長行の割腹もしくは国元での籠居を要求される。	⑤
2月19日	下館	旧幕府、石川総管の若年寄を解く。	⑬
2月21日	淀	旧幕府、稲葉正邦の老中を解く。	⑬
2月23日	田野口	藩主大給乗謨、江戸を出立する。	⑥
	唐津	藩主小笠原長国、国元を出立、上京の途につく。	⑤
2月24日	加納	東山道府より、国元での謹慎及び入京の遠慮を命じられる。	③
2月26日	淀	藩主稲葉正邦、江戸出立、上京の途につく。	⑦
2月28日	峰山	養子京極高陳、江戸出立、上京の途につく。	⑧
3月2日	加納	（同日付）東山道府へ、大坂行幸による御用を得るため、河内領への出向許可を請願（許可）。	③
3月4日	川越	藩主松井康英、上京途中、大総督府へ誓約書を提出する。	④
3月6日	下手渡	藩主立花種恭、江戸を出立する（13日帰国）。	①
3月8日	峰山	（同日付）養子高陳、上京途中、大総督府へ誓約書を提出する。	⑬
3月9日	下館	藩主石川総管、江戸出立、帰国の途につく。	⑬
3月10日	須坂	（同日付）藩主自刃の一件について、東山道府へ情実を届け出る。	⑫

表5 伏見戦時の旧幕府老中・若年寄在職者

役職	氏名	身分	補職日	免職日
			B:文久、K:慶応、M:明治	
老中	稲葉正邦	淀藩主	K2.4.13	M1.2.21
	松井康英	川越藩主	K1.11.20	M1.2.5
	小笠原長行	唐津藩世嗣	K2.11.9	M1.2.10
	板倉勝静	備中松山藩主	K1.10.22	M1.1.29
	酒井忠惇	姫路藩主	K3.12.30	M1.2.5
老中格	大給乗謨	田野口藩主	K2.6.19	M1.2.5
	稲葉正巳	館山前藩主	K2.12.16	M1.2.1
	大河内正質	大多喜藩主	K3.12.15	M1.2.9
若年寄	永井尚服	加納藩主	K3.6.25	M1.2.6
	大給近説	府内藩主	K3.7.5	M1.2.6
	堀直虎	須坂藩主	K3.12.5	死亡
	石川総管	下館藩主	K3.1.19	M1.2.19
	立花種恭	下手渡藩主	B3.9.10	M1.1.10
	京極高富	峰山藩主	K2.1.7	M1.2.14

『大日本維新史料稿本』（東京大学史料編纂所データベース）より作成。

貢士	多古藩貢士梅戸養元		徳川ノ家名ハ之ヲ存続セシムヘシ	家臣ノ数ニ応シ諸侯平均ノ割合ヲ以テ秩禄ヲ給スヘシ
	山家藩貢士清水八右衛門		尾州家ヲシテ嗣カシムヘシ	成るべく高禄ヲ給スヘシ
	新谷藩貢士三橋肇	流刑ニ処スヘシ	血族ノ者ヲシテ嗣カシムヘシ	中藩程度ノ秩禄ヲ給スヘシ
	小倉支藩貢士辻内蔵丞	寛典ニ処スヘシ	血族ノ内器局アル者ヲシテ嗣カシムヘシ	家臣ヲ扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	西大平藩貢士長岡亘留		朝意ニヨリ人選ノ上嗣カシムヘシ	家臣ヲ扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ

『大日本維新史料稿本』3323 (〈請求番号0170・5・3323〉明治元年4月25日条) 126~138丁より。

貢士	大洲藩貢士弓削兵蔵	一兩年水戸ニ謹慎セシメ其後相当ノ処置ニ及フヘシ	徳川昭武或ハ徳川徳成ヲシテ嗣カシムヘシ	京以西ニ於テ十万石内外ヲ給スヘシ
	龍野藩貢士加集琢麿	水戸ニ謹慎セシムヘシ	血族中才能アル者ヲシテ嗣カシムヘシ	三百万石内外ヲ給スヘシ
	飢肥藩貢士稲津志摩介	水戸ニ永禁錮セシムヘシ	尾州家ヲシテ嗣カシムヘシ	旧領ノ内百万石ヲ旧スヘシ
	丸岡藩貢士新名義質	幽閉セシムヘシ	才徳アル者ヲシテ嗣カシムヘシ	家臣ヲ扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	丹波亀山藩貢士杉山彪太郎		血族中才能ノ者ヲ選ビ嗣カシムヘシ	多少ニ拘ラス朝意ヲ以テ給セラルヘシ
	秋月藩貢士阿部伝兵衛	屠腹セシムヘシ	血族ノ者ヲシテ嗣カシムヘシ	朝意ノ厚薄ニヨル故一己ノ意見ナシ
	尼崎藩貢士豊田連	朝敵ノ悪名ヲ除キ寛典ニ処スヘシ	血族中ノ人オヲシテ嗣カシムヘシ	衆人ノ至当ト認ムル程度ニ給スヘシ
	鯖江藩小堀十太夫	蟄居セシムヘシ	血族ノ者ヲシテ嗣カシムヘシ	諸藩ノ上位ニ列スル程ノ秩禄ヲ給スヘシ
	高遠藩貢士星野部		血族ノ者ヲシテ嗣カシムヘシ	家臣ヲ扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	高須藩貢士松岡嘉之助	永禁錮ニ処スヘシ	徳川家達或ハ徳川斉民ヲシテ嗣カシムヘシ	三十万石余ヲ給スヘシ
	磐城平藩貢士松浦久内		近親ノ者ヲシテ嗣カシムヘシ	関八州ノ地ヲ給スヘシ
	大村藩貢士中村知一郎	落飾禁錮セシムヘシ	一橋・田安・清水三家或ハ尾紀水ノ内ヨリ相当ノ者ヲ撰ビ嗣カシムヘシ	京以西ニ於テ八万石ヲ給スヘシ
	日出藩貢士米良石操	水戸ニ永蟄居セシムヘシ	血族中ノ小藩ヨリ選ミテ嗣カシムヘシ	三十万石内外ヲ給スヘシ
	刈谷藩貢士村上正賢	国内未ダ平定ニ至ラサルヲ以テ慶喜ノ家名相続秩禄等ノ義ハ姑ク之ヲ延ヘ尚時機ヲ待テ決セラルヘシ		
	柏原藩貢士田邊源吾	水戸ニ永禁錮ヲ命スヘシ	旧臣ノ所願ニ任スヘシ	大藩ニ列スル程ノ秩禄ヲ給スヘシ
天童藩貢士今村芳世	蟄居・退隠ヲ命スヘシ	血族中ノ賢オヲシテ嗣カシムヘシ	移封ノ上家臣ヲ扶養スルニ足ル秩禄ヲ給スヘシ	
貢士	黒羽藩貢士小山勘解由	水戸ニ謹慎セシムヘシ	尾・紀・田安三家ノ内ヨリ後継ヲ撰フヘシ	甲府・駿府及奥羽ニ於テ七十万石ヲ給スヘシ、尚静寛院宮ニ二十万石、天璋院二十万石ヲ賜テハ最モ恩典タルヘシ

貢士	同藩三木省吾	因備二藩ノ内ニ禁錮セシムヘシ	徳川慶勝或ハ徳川家達ヲシテ嗣カシムヘシ	中国或ハ四国ノ地ニ於テ二十万石乃至三十万石ヲ給スヘシ
	鳥取藩貢士伊王野坦	落飾ノ上禁錮セシムヘシ	田安或ハ一橋家ヲシテ嗣カシムヘシ	関西ニ於テ三十万石ヲ給スヘシ
	津藩貢士川喜多新甫	水戸ニ謹慎セシムヘシ	血族ノ者ヲシテ嗣カシムヘシ	家臣ヲ扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	彦根藩貢士日下部三郎右衛門・北川徳之允	水戸ニ蟄居セシムヘシ	血族ノ内賢良ノ者ニ命スヘシ	家臣ヲ扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	久保田藩貢士照島啓助	慶喜ハ権変測リ難キ者故、尚其態度ヲ見テ処分スヘシ		
	松江藩貢士高橋伴蔵・高井義人	寛典ニ処スヘシ	血族ノ者ヲシテ嗣カシムヘシ	家臣ヲ扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	小倉藩貢士飯島太郎	寛典ニ処スヘシ	血族ノ内徳望アル者ニ命スヘシ	大藩ノ上位ニ列スル程ノ秩禄ヲ給スヘシ
	柳河藩貢士十時倍人	天下未タ平定セサル際慶喜ニ付キ御下問アルトモ衆議紛々トシテ帰著スルトコロナカルヘシ、宜ク私意僻論ヲ捨テ至当ノ理ヲ以テ□然タル処置ニ及ハルヘシ		
	小浜藩貢士藤井清二	水戸ニ謹慎セシムヘシ	血族中徳望アル者ニ命スヘシ	家臣ヲ扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	忍藩貢士佐藤江場助	水戸ニ蟄居セシムヘシ	血族ノ中徳望アル者ニ命スヘシ	家臣ヲ扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	大聖寺藩貢士柴山綱三郎ら	蟄居セシムヘシ	紀・尾両家ノ内賢能ノ者ニ命スヘシ	家臣ヲ扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	富山藩貢士西岡覚馬・林太仲	喰料一万石ヲ与ヘ水戸ニ謹慎セシムヘシ	徳川昭武ヲ佛国ヨリ召還シテ其後ヲ嗣カシムヘシ	家臣ヲ扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	吉田藩貢士小池両蔵	意見ナシ	血族ノ集議ニヨリ器局アル者ニ命スヘシ	家臣ヲ扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	延岡藩貢士松井発蔵	此ノ際特ニ寛与ニ処シ奥羽ノ人心ヲ宥和セラルヘシ		
	膳所藩貢士長坂範太郎	列侯ノ上ニ加フヘシ	三卿ニ家ノ内秀才ノ者ヲシテ継カシムヘシ	百万石ニ給スヘシ
篠山藩貢士関春太郎		血族ノ中才能アル者ヲシテ嗣カシムヘシ	家臣ヲ扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ	

諸侯	高取藩主植村家壺		血族中ヨリ選フヘシ	家臣を扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	水口藩主加藤明実	海内平定ニ至ル迄水戸ニ禁錮スヘシ	血族中人望アル者ニ命スヘシ	関以西ノ地ニ於テ封土ヲ給スヘシ
	佐土原藩主島津忠寛	水戸ニ幽スヘシ	徳川家茂ノ近親ヲシテ嗣カシムヘシ	四十万石乃至五十万石ヲ給スヘシ
	与板藩主井伊直安	蟄居セシムヘシ	血族中ヨリ選フヘシ	
	柏原藩主織田信親	水戸ニ謹慎セシムヘシ	血族中徳望アル者ニ命スヘシ	中藩ノ上位ニ列スル程ノ秩禄ヲ給スヘシ
	鳥取支藩主池田徳定		徳望アル者ヲシテ嗣カシムヘシ	公議ニヨリ決スヘシ
	三日月藩主森俊滋		家臣ノ所願ニ任スヘシ	四十万石乃至五十万石ヲ給スヘシ
	宮川藩主堀田正養		血族中ヨリ選フヘシ	家臣を扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	田原藩主三宅康保	寛典ニ処スヘシ	血族中其任ニ勝フル者ヲシテ嗣カシムヘシ	聖断ヲ以テ相当ノ御処置アルヘシ
	丹南藩主高木正坦		血族中ヨリ選フヘシ	家臣を扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	西大平藩主大岡忠敬		血族中ヨリ選フヘシ	秩禄高二付テハ容易ニ言ヲ得ス
	大垣支藩主戸田氏良	寛典ニ処スヘシ	血族中人才ノ者ニ命スヘシ	
	椎谷藩主堀之美	蟄居セシムヘシ		
敦賀藩主酒井忠経		徳川昭武ヲシテ嗣カシムヘシ	中藩以上ノ秩禄ヲ給スヘシ	
貢士	金沢藩貢士金沢藩永山平	其罪ヲ赦シ、尚家臣ノ才能アル者ハ朝廷ニ挙用スヘシ	徳川昭武ヲシテ嗣カシムヘシ	百万石以上ヲ給スヘシ、尚其地ハ駿府ヲ可トス
	名古屋藩貢士佐々鉄三郎		徳川家達ヲシテ嗣カシムヘシ	
	同藩貢士間島万治郎	水戸ニ永禁錮セシムヘシ		
	和歌山藩貢士津田兵弥	水戸ニ蟄居セシムヘシ	徳川家達父子ノ内ヲシテ嗣カシムヘシ	三百石ヲ給シ奥羽鎮撫ニ尽カセシムヘシ
	福岡藩貢士太田由之助	因備ニ藩ノ内ニ永禁錮セシムヘシ	徳川家達ヲシテ嗣カシムヘシ	京以西ニ於テ二十万石乃至二十五万石ヲ給スヘシ

諸侯	前橋藩主松平直克		徳川徳成或ハ徳川家達ヲシテ嗣カシメ松平慶永ヲ後見トスヘシ	家臣を扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	郡山藩主柳澤保申	永謹慎セシムヘシ	血族中ヨリ撰フヘシ	家臣を扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	高松藩主松平頼聡	退隠セシムヘシ	徳望アル者ニ命スヘシ	
	柳河藩主立花鑑寛	謹慎セシムヘシ	血族中ヨリ撰フヘシ	
	大垣藩主戸田氏共		血族中ヨリ選フヘシ	衆議ニヨリ定ムヘシ
	大聖寺藩主前田利邨	相続人ニ付シ永蟄居セシムヘシ	血族中才徳兼備ノ者ニ命スヘシ	
	津山藩世子松平康倫	慶喜肉親ノ支族タルヲ以テ其処分ニ付テハ意見ヲ言上シ難シ		
	中津藩世子奥平昌邁		親族ノ欲スル者ニ命スヘシ	祖先ノ勤勞ヲ斟酌シテ秩禄高ヲ決スヘシ
	土浦藩世子土屋拳直	慶喜トハ骨肉ノ関係アルヲ以テ其処分ニ就テハ意表ヲ言上シ難シ、宜ク公議ヲ採リ祖先ノ旧功ヲ酌ミ允当ノ朝裁ナルヘシ		
	岡藩主中川久昭		血族中ヨリ選フヘシ	百万石以上ヲ給スヘシ
	吉田藩主大河内信古		血族中才能アル者ニ命スヘシ	家臣を扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
	平戸藩主松浦詮	永謹慎セシムヘシ	近親ノ者ヲシテ嗣カシムヘシ	一、二州ヲ給シ大藩ノ列ニ加フヘシ
	大洲藩主加藤泰秋		血族中ヨリ選フヘシ	中藩程度ノ秩禄ヲ給スヘシ
	久居藩主藤堂高邦	慶喜処分其他ノ事ハ宗藩（津藩）ノ意見ニ従フヘク己ノ意見ナシ		
	臼杵藩主稲葉久通		後嗣ハ其所願ニ任スヘシ	
	郡上藩主青山幸直	其罪ヲ宥シ藩屏ノ上座ニ列スヘシ	衆議ニヨリ定ムヘシ	
	鯖江藩主間部詮道	謝罪ノ実効全カラハ江戸ニ復歸謹慎セシムヘシ	血族中最モ近親ノ者ニ命スヘシ	諸藩ノ上ニ列スル程ノ秩禄ヲ給スヘシ
	今治藩主久松勝吉		血族中ヨリ選フヘシ	家臣を扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
磐城平藩主安藤信勇		正統賢オノ者ニ命スヘシ	家臣を扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ	
西条藩主松平頼英		血族中人才ニ命スヘシ		

諸官	参与	福井藩士中根師質		徳川家達ヲシテ嗣カシム	旧禄三分ノ一或ハ二分ノ一ヲ削減シテ給スヘシ
		高知藩士福岡孝弟		血族中ヨリ撰フヘシ	三十万石ヲ給スヘシ、参河ニテ不足ノ際ハ駿遠ヲ加フヘシ
		久保田藩士平田鉄胤	慶喜元来権変ノ質ナルヲ以テ尚恭順ノ実蹟ヲ認メシ上ニテ臨機其処分ニ及フヘシ		
	軍防事務局判事	大村永敏			五十万石を給スヘシ
	軍防事務局裁判所頭取役	大橋慎	慶喜ヲ屠腹セシムヘシ	适当ノ人物ヲ選フヘシ	一万石ヲ給スヘシ
	内国事務局判事加勢	玉松真弘	其死ヲ宥スヘシ	血族中謹厚ノ者ヲシテ嗣カシムヘシ	三万石以下ヲ給スヘシ、其地ハ中国ニテ海ニ接セサル地、即作州ナト可ナリ
	裏辻公愛		血族中ヨリ撰フヘシ	尾紀水三藩ヨリ稍少キ秩禄ヲ給スヘシ	
諸官		高野保美	罪ヲ免シ謹慎セシムヘシ	衆議ヲ以テ定ムヘシ	衆議ヲ以テ定ムヘシ
		樋口静康	死一等ヲ免シ然ルヘキ諸侯ニ付幽スヘシ		
		小倉輔季	相当ノ大藩付幽スヘシ		微禄ヲ給スヘシ
		小倉長季	永蟄居ニ処スヘシ		微禄ヲ給スヘシ
		山本実政	寛典ニ処スヘシ	徳川一門ノ願望ニ任スヘシ	大藩並ノ秩禄ヲ給スヘシ
		東坊城任長	謹慎セシムヘシ		
		日野西善光		血族中ヨリ撰フヘシ	
		唐橋在光	終身禁錮スヘシ		秩禄ヲ削減スヘシ
		松木宗有	謹慎セシムヘシ	家祀ヲ存スヘシ	衆議ニヨリ決スヘシ
		押小路実潔		血族中ヨリ撰フヘシ	旧禄三分ノ一ヲ削減シテ給スヘシ
	愛宕通致	尚熟考ノ上聖断スルヘシ	衆議ニヨリ撰フヘシ		
諸侯		和歌山藩主徳川茂承		血族中人才ノ者ニ命セラルヘシ	秩禄高ハ本末ノ間柄ニ付言上スルヲ得ス
		福岡藩世子黒田長知	因備ニ藩ノ中ニ付幽スヘシ	徳川慶勝ヲシテ嗣カシムヘシ	十五万石乃至二十万石ヲ給スヘシ
		津藩世子藤堂高潔	永謹慎セシムヘシ	血族中ヨリ撰フヘシ	
		久留米藩主有馬慶頼		正統ノ者ヲシテ嗣カシムヘシ	相当ノ秩禄ヲ給スヘシ
		松江藩主松平定安		适当ノ人物ヲ選フヘシ	

表4 新政府における徳川慶喜処分案の一覧

身分・役職	氏名	徳川慶喜の処分	後継者	秩禄高	
諸官	議定	熈仁親王	徳川氏ノ処分ハ薩長以下諸藩ノ意見ニ基キ裁決アルベシ		
		博経親王	一己ノ意見ナシ、衆議ニ従ハン		
		中山忠能			七十万石以上百万石以下ヲ給スヘシ
		鹿児島藩主島津忠義		血族中ヨリ撰フヘシ	
		熊本藩世子細川護久	寛典ニ処スヘシ	血族中ヨリ撰フヘシ	百万石ヲ給スヘシト云フ者アレトモ、尚其意表ニ出ラルヘシ
		広島藩世子浅野茂勲	水戸ニ永蟄居セシムヘシ	血族中ヨリ撰フヘシ	家臣ヲ扶養スルニ足ル程ヲ給スヘシ
		山口藩世子毛利広封	衆議ニヨリ決スヘシ		
		前佐賀藩主鍋島直正		血族中ヨリ撰フヘシ	
		岡山藩主池田章政	関西ノ藩ニ付幽スヘシ	家臣ノ願望ニ任スヘシ	甲駿遠ノ内ニテ中藩相当ノ地ヲ給シ、麾下士八其向背ヲ見テ処置スヘシ
		徳島藩主蜂須賀茂韶		血族中ヨリ撰フヘシ	五十万石ヲ給シ駿府ニ封スヘシ
		前宇和島藩主伊達宗城		徳川家達ヲシテ嗣カシムヘシ	家臣ノ向背ヲ察シ秩禄高ヲ定ムヘシ
	津和野藩主亀井茲監		血族中ヨリ撰フヘシ		
	参与	西園寺公望			西国ニ於テ十万石ヲ給スヘシ
		東国基敬 平松時厚	寛典ニ処スヘシ	衆議ヲ以テ定ムヘシ	五万石及十万石ヲ給スヘシ
石山基正		水戸ニ永禁錮スヘシ	衆議ヲ以テ定ムヘシ	十万石以下を給スヘシ	
五条為栄			徳望アル者ニ命スヘシ	会津追討ヲ命シ、其实効ヲ俟テ五十万石ヲ給スヘシ、封土八他ニ移スヘシ	
鹿児島藩士大久保利通			徳川家達ヲシテ嗣カシムヘシ	百万石以下七・八十万石ヲ給スルヲ至当トス、移封ノ地ニ付テハ定案ナシ	
山口藩士木戸孝允		慶喜処分ニ先チ残賊ヲ討平スヘシ		尾藩ノ上ニ列スル程ノ秩禄ヲ給シ、尚徳川慶頼ニ二十万石ヲ与ヘ別ニ一家ヲ立テシムヘシ	

毛利元功	徳山藩世子	軍勞を賞される。	其藩事、多年報国之志不浅、殊二去六日賊徒襲来之砌、於山崎防戦尽、令退散候段、叡感不斜候
池田徳澄	因幡支藩主 (東館新田・鹿奴)	軍勞を賞される。	其藩事、今度、属官軍、賊徒(徒力)襲来之砌、為防禦致出張候段、叡感不斜候
島津忠寛	佐土原藩主	軍勞を賞される。	其藩事、多年報国之志不浅、殊二今度賊徒襲来之砌、為防禦人数為致出張候段、叡感不斜候
加藤明実	水口藩主	軍勞を賞される。	其藩事、今度、属官軍、賊徒襲来之砌、為防禦致出張候段、神妙二候
池田徳定	因幡支藩主 (西館新田・若桜)	軍勞を賞される。	其藩事、従前報国之志不浅、殊二今度賊徒襲来之砌、為防禦出張致候段、叡感不斜候
堀親義	飯田藩主	軍勞を賞される。	其藩事、兼而勤王罷在候、今度逆賊襲来之節、防禦厚相心得神妙之至二被思召候
池田政礼	備前支藩主 (備前新田・生坂)	軍勞を賞される。	其藩事、今度属官軍、賊徒襲来之節、為防禦致出張候段、神妙二思召候

『大日本維新史料稿本』3140 (〈請求番号0170.5.3156〉明治元年1月12日) より作成。

表3 伏見戦争・王政復古における褒詞

氏名	身分	内容	文面
島津茂久	薩摩藩主	復古及び軍功を賞され、御剣一振を賜う。	其藩事、積年抱勤王之志勲勞不少候処、応召、登京、朝議之旨、速ニ奉行、彼是周旋、遂ニ使王道、復前古、殊ニ去三日逆賊突然北上之砌、於伏見表防禦、其後連戦、処々ニ追撃、軍威之盛ナルコト実ニ前古ニ不愧也、而テ遂ニ巨魁慶喜落膽、捨浪華城遁去之趣、達宸聴、天感不斜候
浅野茂長	安芸藩主		
毛利敬親	長州藩主		
池田慶徳	因幡藩主		
山内豊範	土佐藩主		
藤堂高猷	津藩主	軍勞を賞される。	其藩事、去ル六日賊徒襲来之砌、於山崎拒戦、追撃、遂ニ巨魁慶喜落膽、捨浪華城遁去之趣、達宸聴、天感不斜候
徳川慶勝 松平慶永	前尾張藩主 前越前藩主	復古の功勞を賞される。	国家多難之砌、応召、登京、朝議之旨、速ニ奉行、彼是周旋、遂ニ使王道、復前古候段、叡感不斜候
伊達宗城	前宇和島藩主	復古の功勞を賞される。	国家多難之砌、度々登京、周旋尽力、遂使王道、復前古候段、叡感不斜候
細川喜廷	肥後藩世子	軍勞を賞される。	其藩事、従前報国之志不浅、応召、登京、属官軍候段、叡感不斜候
松浦詮	平戸藩主		
久留島通靖	森藩主		
蜂須賀齊裕	徳島藩主	軍勞を賞される。	其藩事、属官軍、賊徒襲来之砌、人数致出張候段、神妙ニ候
井伊直憲	彦根藩主		
本多康稷	膳所藩主	軍勞を賞される。	其藩事、今度、属官軍、賊徒襲来之砌、為防禦致出張候段、神妙ニ候
小出英尚	園部藩主		
織田信親	栢原藩主		
市橋長義	西大路藩主		
京極高典	多度津藩主		
加藤泰秋	大洲藩主	軍勞を賞される。	其藩事、多年報国之志不浅、賊徒襲来之砌、人数致出張候段、叡感不斜候
亀井茲監	津和野藩主		
大村純熙	大村藩主		

桑名	伏見 ～ 箱館	松平万之助 (松平定教)	明治2年 8月15日	越中儀大逆ヲ犯シ候ヲ以津藩知事へ永預被仰付候、於其方八夙ク順逆ヲ弁シ先鋒総督之軍門ニ 歸順シ引続上下謹慎無忒ヲ表シ候ニ付、出格至仁之思食ヲ以今度家名被立下、華族之列ニ被 置、更ニ桑名藩六万石支配被仰付候事	「太政官達 松平定教」(『稿本』3955 〈請求番号0170・5・3945〉明治2年8 月15日条) 60丁。
----	---------------	-----------------	---------------	--	---

大多喜	伏見	大河内刑部 大輔 (三河吉田藩 主・大河内信 古) (※処分対象 は大河内正 質)	明治元年 8月19日	先般其方分家大河内豊前事、徳川慶喜兇暴ヲ助ケ候御不審ニ依テ被止官位候処、慶喜恭順之 砌、速ニ領知江退キ、謹慎恐縮、只管仰天裁罷在候内、後四月上旬、総府地方兇賊暴動ニ付、為 鎮撫柳原侍従進征之節、城地所領被召上、更ニ豊前者堀田相模守江御預ケ被仰付候砌も、速ニ 奉天裁、毫も動揺之形蹟無之、且是より先キ総府賊徒擾乱之間ニ在テ、豊前八勿論、家来末籍之 者ニ至迄、賊謀ニ党与之間へも無之、領内鎮静候段、畢竟家政向其処ヲ得、且臣庶江示方行届、 大義ヲ弁シ、順逆ヲ解シ候条被為検覈、格別之思召ヲ以謹慎被免、所領如旧下賜リ、帰城被仰付 候、尚此上臣民ヲ教導シ、精々可抽忠勤旨御沙汰候事	「戊辰五月ヨリ同十月迄諸御達并願伺 届書写」(『大河内信古家記』坤) 49 ～51丁。
会津	伏見 ～ 東北	松平容保	明治元年 12月7日	昨冬、徳川慶喜政権返上之暴論ヲ張り、姦謀ヲ運ラシ、兵ヲ挙テ闕下ニ迫ル、事敗レ遁走ス、慶喜恭 順スルニ及ヒ更ニ悔悟セス、居城ニ抛リ凶賊ノ称首ト為リ、飽マテ王師ニ抗衡シ天下ヲ擾乱ス、其罪神 人共ニ怒ル所、屹度可被処厳刑之処、 至仁非常之宸断ヲ以テ死一等ヲ減シ池田中将へ永預ケ被 仰付候事	「太政官達 松平容保宛」(『稿本』 3801〈請求番号0170・5・3777〉明治 元年12月7日条) 63丁。
		松平喜徳	明治元年 12月7日	父容保之不軌ヲ資ケ共ニ凶賊之唱首ト為リ、飽マテ王師ニ抗衡候条、屹度可被処厳刑之処、 至仁 非常之宸断ヲ以テ死一等ヲ減シ有馬中将へ永預被仰付候事	「太政官達 松平喜徳宛」(『稿本』 3801〈請求番号0170・5・3777〉明治 元年12月7日条) 64丁。
備中 松山	伏見 ～ 箱館	板倉伊賀 同万之進 (板倉勝静) (板倉勝弼)	明治2年 8月15日	戊辰正月、伏水之暴挙敗衄之砌、東国ニ遁走ス、慶喜恭順スト雖、尚悔悟セス、日光山ニ伏匿後、 北道之軍門ニ降り、宇都宮ニ謹慎候処、紛擾之砌、再ヒ脱シテ会津ニ往キ、遂ニ松島ヨリ賊艦ニ乗り、 蝦地ニ渡リ、賊勢日ニ蹙ルニ及ンテ、始テ悔悟ノ志ヲ抱キ、賊中ヲ脱シ東京ニ来リ、遂ニ伏罪候条、天 下之大典ニ於テ、其罪難被差置、屹度厳刑可被処之処、 出格之寛典ヲ以テ死一等ヲ減シ、安中藩 知事へ永預被仰付候事	「太政官達 板倉勝静・同勝弼」(『稿 本』3955〈請求番号0170・5・3945〉 明治2年8月15日条) 70丁。
		安中藩知事 板倉勝殷	明治2年 8月15日	板倉伊賀父子大逆ヲ犯シ候ヲ以永預被仰付候処、於家来共ハ順逆ヲ弁シ帰降之実ヲ表シ引続謹 慎無忒候ニ付、出格至仁之思召ヲ以今度血脈之者へ家名被立下、華族之列ニ被置、更ニ松山藩 二万石支配被仰付候事、但、血脈之者、早々可願出事	「太政官達 板倉勝殷」(『稿本』3955 〈請求番号0170・5・3945〉明治2年8 月15日条) 71丁。
桑名	伏見 ～ 箱館	松平越中 (松平定敬)	明治2年 8月15日	戊辰正月伏水暴挙王師ニ抗シ、事敗レテ東国ニ遁シ、慶喜恭順スルニ及ンテ尚悔悟セス、北越ニ至テ 再ヒ官軍ヲ拒ミ、遂ニ脱艦ノ賊ト共ニ蝦地ニ渡リ、賊勢日ニ蹙ルニ及ンテ、始テ悔悟ノ志ヲ抱キ、賊中ヲ 脱シテ横浜ニ来リ、自訟伏罪候条、天下之大典ニ於テ其罪難被差置、屹度厳刑可被処之処、 出格 之寛典ヲ以テ死一等ヲ減シ、津藩知事へ永預被仰付候事	「太政官達 松平定敬」(『稿本』3955 〈請求番号0170・5・3945〉明治2年8 月15日条) 59丁。

姫路	伏見	酒井雅楽 (酒井忠悳)	明治元年 5月20日	其方儀、滞坂中、徳川慶喜去冬大政返上以來、当正月三日後、不容易時態二立至、其罪天下万民共二所知、終二恐多モ一旦御親征行幸被為遊、被為腦(惱)宸襟候、其方義、慶喜東歸二随從シ、前件反逆二党与之罪科難遁二付、官位被止、本城追討被仰付候処、国許家来中二おみて八速二開城伏罪、於江戸も閑亭・養子直之助共一統只管恐肅謹慎罷在、段々謝罪歎願之旨趣被聞召届候、此条屹度御沙汰之品モ可有之処、 出格寛大之御仁恵ヲ以蟄居被仰付候事	「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」(『酒井忠邦家記』、東史) 37~39丁。
		酒井直之助 (酒井忠邦)	明治元年 5月20日	同姓雅楽江別紙御沙汰之趣ヲ以屹度被仰付之品モ可有之処、出格寛大之御仁恵ヲ以、其方江家督相續被仰付、本領如旧被下候条、向後心得違無之様国論一定シ精々可励忠勤旨御沙汰候事	
		酒井直之助 (酒井忠邦)	明治元年 5月20日	其方儀、既往御赦宥家督相續被仰出候、就而八既今東北多事之折柄出兵被仰付、更二勤王之実効可相立之処、追々人数被差向候二付、御軍費金拾五万兩貢獻被仰付候条、不殘早々可致上納旨御沙汰候事	
宮津	伏見	本莊弾正忠 同伯耆守 (本莊宗武) (本莊宗秀)	明治元年 5月23日	其方家来八幡表守衛中、当正月三日後不容易時態二立至候砌、奉对朝廷如何之義有之、一旦入京被止山陰道鎮撫使西園寺中納言出陣之上取糺被仰付候処、其方父子在江戸中二而全家来共之不束より差起候事二付、於父子者素より勤王無二之心底罷在候、就而者謝罪之道相立帰順願出候段、中納言より言上之趣被聞召届候、勿論出先家来共不束と者乍申、畢竟大義順逆ヲ不相并次第、全ク其方兼々示し方不行届二相当候二付、屹度御咎モ可被仰付候処、 恐肅謹慎罷在、既二数十日二及ヒ候事二付、出格寛大之御仁恵ヲ以被免謹慎候条、弥以臣民ヲ教諭、国論一定、精々可励忠勤旨、御沙汰候事、但出張之輩所持之鉄炮悉御取揚被仰付候条、早々軍務官江可差出候事	「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書」(『本莊宗武家記』、東史) 25~26丁。

伊予 松山	伏見	松平隱岐守 (松平勝成)	明治元年 5月12日	其藩、既往御赦宥被仰出候、就而者即今東北多事之砌、出兵モ可被仰付之处、既ニ諸藩兵隊繰出ニ相成候ニ付、更勤王実効之為メ軍費金拾五万円貢獻被仰付候事	「履歷并願伺書（久松勝成・同定昭）」（『久松定謨家記』、東史）29～32丁。
田野口	伏見	大給縫殿頭 (大給乘謨)	明治元年 5月13日	其方儀、於旧幕府老中勤役中、徳川慶喜去冬太政返上以來当正月三日後大變動ニ及ヒ候形行叛逆顯然、其罪天下万民俱ニ所知、終ニ恐多クモ一旦御親征行幸被為遊被為惱宸襟候、就テ八其方枢要之職務ヲ以テ屹度取計振モ可有之处、兼テ在江戸ニテ去冬十一月十八日ヨリ傷寒劇症ニ陥リ殆一身死生スラ不弁程之仕合、右故辭職申出用向談合更無之、彼是尽力難届次第モ有之儀ニ候得共、如斯不容易時態ニ立至候而ハ、全ク勤役中ノ落度難免、且近年在勤中、段々御聞込之趣有之、旁被仰付品モ可有之处、既ニ数十日之謹慎ニモ有之、出格御寛典ヲ以テ被免候段、弥御国論一定、精々可励忠勤旨御沙汰候事	『大給恒家記』（東史）55～56丁。
川越	伏見	松井周防守 (松井康英)	明治元年 5月13日	其方儀、於旧幕府老中勤役中、徳川慶喜去冬大政返上以來当正月三日後大變動ニ及ヒ候形行叛逆顯然、其罪天下万民俱ニ所知、終ニ恐多クモ一旦御親征行幸被為遊被為惱宸襟候、就而者其方枢要之職務を以テ屹度取計振モ可有之处、兼而在江戸ニ而會計總裁在勤中、兎角病氣引籠勝ニ有之、前件情実了解不致、尽力難届次第モ有之由ニ候得共、如斯不容易時態ニ立至候而者全ク勤役中之落度難免相当之御譴責モ可被仰付候处、既ニ上京数十日之謹慎ニモ有之、出格之御寛典を以テ被免候条、弥以国論一定シ精々可励忠勤旨御沙汰候事	「就御達取調之履歷」（『松井康英家記』、東史）65～66丁。
府内	伏見	大給左衛門 尉 (大給近説)	明治元年 5月13日	其方儀、於旧幕府若年寄勤役中、徳川慶喜去冬太政返上大變動ニ及ヒ候形行叛逆顯然、其罪天下万民俱ニ所知、終ニ恐多クモ一旦御親征行幸被為遊被為惱(惱)宸襟候、就而ハ其方枢要之職務ヲ以テ屹度取計振モ可有之处、兼而在江戸ニ而肺病不相勝引籠居、前件事実致承知驚動失途病勢別而相募彼是尽力難届次第モ有之候得共、如斯不容易時態ニ立至リ候而ハ全ク勤役中之落度難免相当之御譴責モ可被仰付处、既ニ上京数十日之謹慎ニモ有之、出格之御寛典ヲ以テ被免候条、弥以国論一定シ精々可励忠勤旨御沙汰候事	「御達願伺写并履歷書」（『大給近説家記』、東史）29～30丁。

鳥羽	伏見	稲垣平右衛門 (稲垣長行)	明治元年 5月10日	其方儀、先般被免入京候節、御沙汰之通り、東北諸道多事之折柄、相応之御用相勤謝罪実効相顕候上、寛典之御所置可被仰付処、更ニ無其儀、今般格別之訳ヲ以既往御赦宥被仰出候、就テ八御軍費金壹万五千兩早々可致貢献旨御沙汰候事	「(丁卯十月より戊辰十月迄) 諸願伺届取調書」(『稲垣長敬家記』、東史) 14~17丁。
延岡	伏見	内藤備後守 (内藤政拳)	明治元年 5月10日	其方家来、大坂詰居中、当正月三日後不容易時態ニ立至リ候砌、奉対朝廷如何之儀も有之哉ニ相聞江、一旦被止入京候処、段々歎願之旨趣ニ而者其方在國中ニ而坂地詰重役之者、翌四日朝徳川慶喜より野田口警衛被申付、倉卒人数差出、前日伏見辺戦争之転未不相弁より不都合之次第ニ立至リ奉恐入候得共、毫も奉対官軍及発砲候儀者全無之事ニ而於其方者素より勤王之心底ニ有之候段被聞食届候、最前重役之者旧幕閣老監察江向諫争致候哉ニ候得共、其赤心不行届而已ならず、終ニ前件軽卒出兵ニ及候次第ヲ以、其方儀一旦御不審ヲ蒙リ候者当然之事ニ有之、畢竟出先家来共不束者全其方兼々示方不行届ニ相当リ候ニ付、此件御沙汰之品も可有之处、恐縮謹慎罷在、既ニ百余日ニも及候事ニ付、寛大之御仁恵ヲ以被免候条、弥以臣民ヲ教導シ国論一定シ、精々可励忠勤旨御沙汰候事、但、家来穂鷹内蔵進・原小太郎儀も本文御寛典ニ準シ謹慎差免候而不苦候事	「(丁卯十月以後) 藩事禄」(『内藤政拳家記』、東史) 13~15丁。
伊予 松山	伏見	松平式部 (松平定昭)	明治元年 5月12日	其方儀、滞坂中、当正月三日後、徳川慶喜反逆顕然之砌、奉対朝廷如何之儀有之、追討被仰付候処、速ニ開城伏罪恐肅謹慎、奉待朝譴、其向江証書歎願申出候趣ニ而者、全ク賊徒要路之職ニモ居ス、逆謀ニ与シ候罪科モ無之候得共、去冬慶喜大政返上以還、前件不容易時態ニ立至リ、就而者其方滞坂中、仮令当職ニ無之共、此度可為匡救之处、其儀ナク、剩其頃梅田村辺固メ被申付、人数差出置、別段奉対官軍発砲不致候得共、大變動ニ立至リ、被為惱 宸襟候御事奉恐察、不取敢迅速上京奉窺天機、御詫モ可申上之处、更無其儀致帰国候形蹟、全ク慶喜之妄挙ヲ助ルノ御不審難免、畢竟心得方不宜辺ヨリ大義順逆ヲ不弁筋ニ相当リ候ニ付、屹度御沙汰之品モ可有之处、出格寛大之御仁恵ヲ以蟄居被仰付候事	「履歴并願伺書(久松勝成・同定昭)」(『久松定謨家記』、東史) 29~32丁。
		松平隠岐守 (松平勝成)	明治元年 5月12日	同姓氏部儀、御沙汰之通大義順逆ヲ不弁筋ニ相当リ候ニ付、屹度御咎可被仰付之处、出格寛大ノ御仁恵ヲ以蟄居被仰付、其方儀再勤被仰付、本領如旧被下候条、向後心得違無之様国論一定可励忠勤旨御沙汰候事	

鶴田	伏見	松平右近将監 (松平武聡)	明治元年 閏4月25日	其方病中、重役共不行届引当正月对官軍発砲之一条全ク其方存知無之、重役共罪科難逃、依之尾関隼人為謝罪屠腹二及候条、因備兩藩引達之趣被 聞食届、 依之其方謹慎御免被仰出候事	「記事略一冊（癸丑引辛未迄）」 （『松平武修家記』、東史）23丁。
小浜	伏見	酒井若狭守 同右京大夫 (酒井忠氏) (酒井忠義)	明治元年 5月9日	其方家来、橋本関門守衛中、当正月三日後不容易時態二至り候砌、奉对朝廷如何之儀有之、一旦被止入京、北陸道鎮撫使高倉三位・四条大夫出張之上取糺被 仰付置候処、右京大夫儀八在国二付、一切承知不仕、若狭守儀八、兼而上京可仕旨被仰出候得共、在江戸中依病氣段々遅延相成、押而旧臘十一日彼地発足、直二入京可仕之處、慶喜在坂中二付、一先当正月三日着坂仕候、然ル処同六日橋本関門出張之家来共奉对官軍恐入候次第二而、早々引揚、若狭守儀八着坂無間、何モ前後不相弁、驚愕之余リ、不取敢帰国仕候儀二而橋本表之次第八只管出先家来共不束引差起候事二而、於父子八素引奉对朝廷忠勤之心底二罷在候、就而八謝罪之道相立、帰順願出候段、鎮撫使引言上之趣被 聞食届候、勿論出先家来之不束トハ乍申、畢竟大義順逆ヲ不弁次第、全ク父子兼而示方不行届二相当リ、屹度御咎可被仰付之處、 其藩之者直様北陸道先鋒被仰付、今日迄勉励、且父子謹慎罷在候事、既二百余日二及候二付、出格寛大之御仁恵ヲ以若狭守御預、且父子謹慎共一切被免条、弥以国論ヲ確定シ臣民ヲ教導シ可励勤旨御沙汰候（日付略） 但、奉对官軍致戦争候家来共処置之儀、本文御寛大之旨趣二準シ隊長以上重立候者死一等ヲ減シ永禁錮可申付、其余八不及処刑法、尤取捌相濟候上、姓名・役名共刑法官江可届出候事、付リ右橋本出張之輩所持之銃炮御取揚被 仰付候条、軍務官江可差出事	「（自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月）御達願窺御届」（『酒井忠祿家記』、東史）101～103丁。
鳥羽	伏見	稻垣平右衛門 (稻垣長行)	明治元年 5月10日	其方家来共、徳川慶喜上洛先供之者食料米警衛被申付、伏見表二止宿中、当正月三日後不容易時態二立至候砌、奉对朝廷如何之儀有之、一旦被止入京候処、東海道鎮撫使橋本少将・柳原侍従出陣中、家来共より速ニ歎願、且其方上京前石川宗十郎取次ヲ以謝罪之道相立、帰順願出等之旨趣ニテハ、其方在江戸中全家来共之不束より差起候事ニテ、於其方者素引勤王之宿志ニ有之段被 聞食届候、勿論出先家来共不束トハ乍申、畢竟大義順逆ヲ不相弁次第、全其方兼々家来共江之示方不行届二相当候付、屹度御咎も可被仰付処、 恐縮謹慎罷在、既百余日二及ヒ候事二付、出格寛大之 御仁恵ヲ以被 免候条、弥以国論一定シ、臣民教導、精々可励忠勤旨御沙汰ニ候事、但、奉对 官軍致戦争候家来共所置之儀、本文御寛大之旨趣二準シ、隊長以上重立候者死一等ヲ減シ永禁錮可申付、其余者不及処刑法候、尤取捌相濟候上、姓名・役名共刑法官江可届出事、附右出張之輩所持之銃砲御取揚被 仰付候条、軍務官江可差出候事	「（丁卯十月より戊辰十月迄）諸願伺届取調書」（『稻垣長敬家記』、東史）14～17丁。

高松	伏見	松平讃岐 (松平頼聡)	明治元年 4月15日	其方家来共在坂中、当正月三日後、不容易事態ニ立至候砌、奉对朝廷如何之義モ有之様相聞、被止官位・入京、追討被仰出候処、於其方者在國中ニ而毛頭存知無之、早速取糾候処、徳川慶喜上京ニ付、家来共兵糧警衛被申付罷登候途中、於伏水表混乱中官軍トモ不相弁、誤而砲発仕候次第奉恐入、大不敬之罪を以、出先之重臣小夫兵庫・小河又右衛門誅戮を加、首級指出、將軍宮江歎願仕候者、素ヨリ朝廷江無ニ之忠勤を尽し可申心底ニ有之、謝罪之道相立、帰順之義申出候ニ付、格別之 思召を以被 聞食届、不日関東追討之節出兵、為天朝於抽忠勤顕実効者、其功勞ニ依リ前罪御宥免可相成段、兼而御沙汰之旨も有之候処、右出兵之義者、既ニ海陸御人数御配当相濟居候事ニ付、御軍費金調献、彼是実効相立候、勿論最前出先家来共不束と者乍申、兼而大義順逆も不相弁次第、全家来共之示方不行届ニ相当候ニ付、屹度御咎可被仰付之處、 格別寛大之御仁恵を以謹慎被免、官位被復候条、弥以国論一定、精々可励忠勤候様 御沙汰候事、但、奉对官軍致戦争候家来共所置之義、本文御寛大之旨趣ニ準し、隊長以上重立候者共死一等を減し可処永禁錮之處、既ニ重臣兩人処重刑候上者、其余総而不及処刑法候事	「家記（自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十月）」（『松平頼聡家記』、東史）5～6丁。
淀	伏見	稲葉美濃守 (稲葉正邦)	明治元年 4月27日	其方事旧幕府ニ於て老中勤役中、徳川慶喜去冬大政返上以来当正月三日後大變動ニ及ヒ候行形叛逆顯然、其罪天下万民トモニ所知、終ニ恐多モ 御親征行幸被為遊、深被為惱 宸襟候、就而者其方枢要之職務ヲ以屹度取計振モ可有之處、兼而在江戸且病氣ニ付退役之儀申出居、彼是始末尽力難届情実モ有之候得共、仮令病臥ニ而も不容易時体立至リ候而者全勤役中之落度難免、相当之御譴責可被 仰付之處、 右戦争無間將軍宮出陣之節、其方国元居合之家来トモ速ニ帰順実効相立 官軍江随從仕リ御用ニ相立候趣ニ有之候ハ、其方平常示方宜敷ヨリ方向一定之筋ニ立至リ候、依之出格之 御寛典ヲ以被 免謹慎候条、弥以国論一定精々可励忠勤候様 御沙汰候事	「戊辰年中御達願伺書」（『稲葉正邦家記』乾、東史）34～35丁。
加納	伏見	永井肥前守 (永井尚服)	明治元年 閏4月10日	其方事、旧幕ニ於テ若年寄勤役中、徳川慶喜去冬 大政返上以来当正月三日後大變動及候行形叛逆顯然、其罪天下万民俱ニ所知、終ニ恐多モ 御親征 行幸被為遊、深被為惱 宸襟候、就而者其方枢要之職務ヲ以、屹度取計振も可有之處、兼而在江戸且會計奉行兼帯ニ而本役若年寄月番不相勤、専ラ會計而已携リ罷在候段申出居候得共、全無役之者トモ違ヒ、如斯不容易時態ニ立到リ候而者相当之御譴責ヲモ可被 仰出之處、家族一同早速江戸表引払、帰国之上東山道鎮撫総督江帰順之道相尽シ、兵隊ヲモ差出シ、追々 官軍御用ニモ相成、彼是実効相立候事ニ付、出格之 御寛典ヲ以テ被 免謹慎候条、弥以国論一定、精々可励忠勤候様 御沙汰候事	「（戊辰正月ヨリ同閏四月マテ）諸願伺調書」（『永井尚服家記』、東史）17～18丁。

表2 諸藩に対する最終処分文面（時系列）

藩名	罪科発生	氏名	最終処分日	処分文面	出典
※徳川宗家	伏見	(徳川慶喜)	明治元年 4月4日	<p>第一条 慶喜、去十二月以来、奉欺天朝、兵力を以て犯、皇都連日錦旗二発砲シ重罪タルニ依、為追討官軍被差向候処、段々真実恭順謹慎之意ヲ表シ謝罪申出ニ付而者祖宗以来二百余年、治国之功業不少、殊ニ水戸贈大納言、積年勤王之志業不残旁以格別深厚之思召被為在、左之条件実行相立候上者、被処寛典、徳川家名被立下、慶喜死罪一等被有之間、水戸表江退キ謹慎可罷在之事</p> <p>第二条 城明渡シ尾張藩江可相渡之事</p> <p>第三条 軍艦・銃砲引渡可申、追而相当可被差返事</p> <p>第四条 城内住居之家臣共城外江引退キ謹慎可罷在之事</p> <p>第五条 慶喜叛謀相助候者重罪タルニ依リ可被処嚴科之處、格別之寛典ヲ以死一等可被有之間、相当之所置致シ可言上之事 但万石以上者以朝裁御処置被為在之事</p>	「勅旨」（『稿本』3280〈請求番号0170・5・3276〉明治元年4月4日条）3～4丁。
	伏見	徳川亀之助 (徳川家達)	明治元年 5月24日	駿河国府中之城主ニ被仰付、領知高七十万石下賜候旨、被仰出候事、但駿河国一円、其余者遠江・陸奥兩國ニ於て下賜候事	「御沙汰書 徳川家達宛」（『稿本』3448〈請求番号0170・5・3451〉明治元年5月24日条）所収。
大垣	伏見	戸田采女正 (戸田氏共)	明治元年 4月15日	其方家来在坂中、当正月三日後、不容易時態ニ立至リ候砌、奉対朝廷如何之儀有之被止入京候処、其方事在國中ニ而早速取糺歎願仕候者、徳川慶喜上洛ニ付、俄ニ供被申付罷登候、途中不図戦争之事起、驚入淀表ニ差扣ヘ罷在候処、終ニ五日朝ニ到リ無余儀場合ニ而先手之者一小戦ニ及ヒ候段奉恐入候、右者全ク家来共之不束ニ而於其方者素より朝廷江無ニ之忠勤を尽シ可申心底ニ有之、謝罪之道相立帰順之儀申出候ニ付、格別之思召ヲ以被聞食届、隨而東征先鋒被仰付、奮勵戦闘仕、其实効相頭候上者其功劳ニ寄リ前罪御宥免可相成旨、兼而御沙汰之趣も有之候処、其他段々御用相勤、殊更去ル三月九日於武州梁田驛致一戦、彼是実効相立候、勿論最前出先家来共不束トハ乍申、兼而大義順逆を不相弁次第、其方全家来共ヘ之示方不行届ニ相当候事ニ付、屹度御咎も可被仰付之處、 格別寛大之御仁恵ヲ以被免候条、弥以国論一定、精々可勵忠勤様、御沙汰候事、但奉対官軍致戦争候家来共処置之儀、本文御寛大之旨趣ニ準シ隊長以上重立候者死一等を減シ永禁錮可申付候、其余者不及処刑法候、尤取捌相濟候上者、姓名・役名共、大政官刑法事務局江可届出候事、附リ右之面々所持之銃砲取揚置有之候ハ、御取揚被仰付候条、大政官軍防事務局ヘ可差出候事	「（慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十二月迄）御達并願伺届」（『戸田氏共家記』1、東史）90～93丁。

9月2日	桑名	(同日付) 尾張藩、中央へ㊦を提出し、処置案を提示し裁断を請う。	「名古屋藩上申書 弁事役所宛」(『稿本』3566<請求番号0170・5・3561>明治元年7月27日条) 122～128丁。
9月7日	桑名	(㊦の回答) 中央より、許可される。	「名古屋藩上申書 弁事役所宛」(『稿本』3566<請求番号0170・5・3561>明治元年7月27日条) 123丁。
9月14日	桑名	(同日付) 尾張藩、中央へ㊧を提出し、処置案を提示し裁断を請う。	「名古屋藩上申書 弁事役所」(『稿本』3566<請求番号0170・5・3561>明治元年7月27日条) 116～118丁。
9月	桑名 ㊨	津藩、中央へ、桑名藩士に対し「奉公」を命じることで寛典を請う。	「(慶応四戊辰六月ヨリ同十月マテ)諸願伺届書面扣」(『藤堂高潔家記』4、東史) 127～128丁。
9月28日	桑名 ㊩	酒井孫八郎、天皇東幸先へ、万之助母子の苦情を訴える。	『酒井孫八郎日記』(東史) 57～60丁。
10月1日	桑名	(㊩の回答) 万之助及び残る惣宰・用人らの帰宅も許可される。	『酒井孫八郎日記』(東史) 61丁。
11月26日	(備)松山 ㊪	岡山藩へ、板倉父子の消息が掴めず、栄次郎への相続許可の周旋を依頼する。	「松山征討始末」(『岡山県史』27、前掲) 817～819頁。
明治2年 2月	(備)松山	(㊪の回答) 新政府より、板倉父子の消息が掴めず、処置も未済なため却下される。	「松山征討始末」(『岡山県史』27、前掲) 819頁。
8月15日	(備)松山	中央、勝静と万之進を、安中藩への「永預」に処す。	「太政官達 板倉勝静・同勝弼」(『稿本』3955<請求番号0170・5・3945>明治2年8月15日条) 70丁。
		中央、2万石の支配を許可し、血脈の申請を命じる。	「太政官達 板倉勝殷」(『稿本』3955<請求番号0170・5・3945>明治2年8月15日条) 71丁。
8月15日	桑名	中央、定敬を、津藩への「永預」に処す。	「太政官達 松平定敬」(『稿本』3955<請求番号0170・5・3945>明治2年8月15日条) 59丁。
		中央、万之助の華族列席と6万石の支配を許可する。	「太政官達 松平定教」(『稿本』3955<請求番号0170・5・3945>明治2年8月15日条) 60丁。

註

- (1) 鳥羽・小浜・大垣・宮津・延岡・高松・伊予松山藩
- (2) 桑名・高松・伊予松山・備中松山・大多喜藩
- (3) 小浜・大垣・宮津・延岡・鳥羽藩
- (4) 大垣・高松・伊予松山・姫路藩
- (5) 桑名・伊予松山・備中松山・姫路・大多喜藩

5月20日	姫路	中央、忠悞を「蟄居」に処す。	「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」(『酒井忠邦家記』、東史) 37~39丁。
		中央、城地を返還し、直之助への家名相続を許可する。	
		中央、早々に15万両の献金を命じる。	
5月23日	宮津	中央、数十日の謹慎をもって宥免し、海陸の軍備を整え有事への備えを命じる。	「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書」(『本莊宗武家記』、東史) 25~26丁。
6月1日	桑名	⑤ 尾張・津藩へ、柏崎の藩主松平定敬の元へ藩士を派遣する許可を請う。	『酒井孫八郎日記』(東史) 35~37丁。
6月20日	桑名	(同日付) 尾張藩へ、大坂を退去して「道路」で潜居中の藩兵が、帰還及び謹慎を申請中の旨を報告する。	『酒井孫八郎日記』(東史) 40~41丁。
6月25日	桑名	(⑤の回答) 中央より、君臣謹慎中により却下される。	『酒井孫八郎日記』(東史) 41丁。
6月26日	大多喜	三河吉田藩、大総督府へ、継嗣として弘太郎の家名相続を請う。	『大河内信古家記』坤(東史) 103丁。
7月6日	桑名	⑥ (同日付) 尾張藩へ、大坂より帰還した藩士に関する調書を提出し寛典を請う。	『酒井孫八郎日記』(東史) 42丁。
7月27日	桑名	(同日付) 尾張藩、中央へ⑥を提出し、処置案を提示して裁断を請う。	「名古屋藩願書 弁事役所宛」(桑名藩重臣) 松平帯刀等依頼状(『稿本』3566<請求番号0170・5・3561>明治元年7月27日条) 108~115丁。
7月	(備)松山	(7月付) 備前藩へ、藩士の東北派遣、藩主勝静の身柄安全、万之進の相続が許可されるよう周旋を依頼する。	「松山(備中) 藩老臣歎願書 岡山藩家老伊木若狭宛」(『稿本』3633<請求番号0170・5・3618>明治元年8月24日条) 16~18丁。
8月	(備)松山	(8月付) 備前藩へ、栄次郎(板倉勝喬の5男)への家名相続が許可されるよう周旋を依頼する。	「(岡山藩主) 池田章政願書 弁事宛」(『稿本』3633<請求番号0170・5・3618>明治元年8月24日条) 23~25丁。
8月4日	桑名	⑦ (同日付) 尾張藩へ、さらに近国に閉居する藩士の帰国謹慎許可を請う。	「(桑名藩家老) 松平帯刀等依頼状 名古屋藩宛」(『稿本』3566<請求番号0170・5・3561>明治元年7月27日条) 119~120丁。
8月15日	桑名	⑧ (8月14日付) 尾張藩へ、越後詰47人及び帰還兵4人が桑名到着の予定であり指示を請う。	『(桑名藩家老) 酒井孫八郎日記』(東史) 46~47丁。
8月19日	大多喜	大総督府、藩主大河内正質の謹慎を解除し、所領を返還する。	「(戊辰五月ヨリ同十月迄諸御達并願伺届書写」(『大河内信古家記』坤) 49~51丁。

閏4月	(備)松山		(同月付)岡山藩へ、関東擾乱の危惧により、子息万之進の帰国が許可されるよう周旋を依頼する。	『戊辰国難之始末』(東史) 66~68丁。
		㊟	(同月付)岡山藩へ、伏見戦争の隊長水野湛・磯村雄之介(岡山預)の返還を請う。	「松山征討始末」(『岡山県史』27、前掲) 778~779頁。
5月5日	姫路		前藩主忠績、大総督府へ、酒井家の徳川隷属、忠悖の罪科及び今回の変革により所領没収を請う。	藤原龍雄「明治維新と姫路開城の記録」下(『城郭研究室年報』九、姫路市立城郭研究室、2000年、131~132頁)。
5月9日	(備)松山	㊠	(同日付)岡山藩、中央へ、板倉父子殺害の風聞により、同情論をもって板倉家の家名存続を上申する。	「(岡山藩主)池田章政願書 弁事宛」(『稿本』3409<請求番号0170・5・3409>明治元年5月9日条) 116~117丁。
5月9日	小浜		中央、北陸道先鋒の勉励と謹慎百余日をもって宥免する。	「(自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月)御達願窺御届」(『酒井忠禄家記』、東史) 101~103丁。
5月10日	鳥羽		中央、百余日の謹慎をもって宥免し、軍資金として1万5000両の献納を命じる。	「(丁卯十月より戊辰十月迄)諸願伺届取調書」(『稲垣長敬家記』、東史) 14~17丁。
5月10日	延岡		中央、百余日の謹慎期間をもって宥免し、伏見戦争の隊長の謹慎も解除する。	「(丁卯十月以後)藩事禄」(『内藤政挙家記』、東史) 13~15丁。
5月10日	大多喜	㊡	(同日付)三河吉田藩、中央へ、継嗣として弘太郎の家名相続を請う。	「戊辰五月31日同十月迄諸御達并願伺届書写」(『大河内信古家記』坤) 7~9丁。
-	大多喜		(㊡の回答)中央、三河吉田藩へ、本件は江戸の大総督府の見解が必要な旨を示す。	「戊辰五月31日同十月迄諸御達并願伺届書写」(『大河内信古家記』坤) 7~9丁。
5月12日	(伊)松山		中央、定昭を「蟄居」に処す。 中央、前藩主勝成の藩主復職及び所領返還する。	「履歴并願伺書(久松勝成・同定昭)」(『久松定謨家記』、東史) 29~32丁、『神山郡廉日記』3(東史) 83丁。
			中央、すでに東北地方への進軍が開始されており、代えて軍資金15万両の献納を命じる。	
			中央、土佐藩へ、統治の解除及び撤収を命じられる。	「太政官達 山内豊範宛」(『稿本』3414<請求番号0170・5・3414>明治元年5月12日条) 107~108丁。
5月12日	(備)松山		(㊟の回答)中央より、伏見戦争の隊長水野湛・磯村雄之介の返還が許可される。	「松山征討始末」(『岡山県史』27、前掲) 779頁。
5月18日	(備)松山		(㊠の回答)中央、板倉父子の死亡が事実であれば、謹慎を評価し、寛大に処する旨を示唆する。	「御達願伺取調」(『板倉勝弼家記』、東史) 4~5丁。

4月29日	(伊)松山		中央より、伊予松山藩が各方面に提出してきた嘆願書などの写しの提出を命じられる。	「太政官達 松平定昭宛」(『稿本』3414〈請求番号0170・5・3414〉明治元年5月12日条) 96丁。
4月29日	姫路		中央より、姫路藩が各方面に提出してきた嘆願書などの写しの提出を命じられる。	「太政官達 酒井忠惇宛」(『稿本』3440〈請求番号0170・5・3443〉明治元年5月20日条) 48丁。
4月	(備)松山		(同月付) 岡山藩へ、在府する子息万之進の帰国許可が得られるよう周旋を依頼する。	『戊辰国難之始末』(東史) 61～63丁。
閏4月2日	宮津	㊤	(同日付) 前藩主宗秀、中央へ、藩主宗武の上京と経緯を届け出る。	「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書」(『本荘宗武家記』、東史) 17～21・47丁。
閏4月3日	桑名		(㊤㊤の回答) 中央より、桑名藩重役・要路及び帰還兵以外の帰宅が許可される。	「丁卯十月より戊辰二月迄之記録」(『徳川義宜家記』1、東史) 83～86丁。
閏4月5日	宮津		(㊤の回答) 中央より、誓紙を西園寺公望(元山陰総督)へ提出するよう命じられる。	「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書」(『本荘宗武家記』、東史) 17～21・47丁。
閏4月6日	宮津		(閏4月5日の件) 宗秀・宗武父子、西園寺公望へ、誓紙を提出する。	「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書」(『本荘宗武家記』、東史) 17～21・47丁。
閏4月13日	大多喜		(同日付) 東海道先鋒副総督府へ、後継者への家名相続を請う。	「(戊辰三月ヨリ閏四月迄) 諸御達願伺書」(『大河内信古家記』乾、東史) 148～152丁。
閏4月15日	(伊)松山		前藩主松平勝成、中央へ、派兵命令を請う。	「履歴并願伺書(久松勝成・同定昭)」(『久松定謨家記』、東史) 25～29丁。
閏4月	姫路		重臣、兵庫裁判所岩下佐次右衛門へ、東北地方への派兵もしくは献金を申し出る。 (同月付) 重臣、兵庫裁判所岩下佐次右衛門へ、献金を申し出る。 (同月付) 中央へ、嘆願書(軍艦需要金について)を提出する。	藤原龍雄「明治維新と姫路城開城の記録」下(『城郭研究室年報』9、姫路市立城郭研究室、2000年) 135～137頁。
閏4月	大多喜		(同月付) 東海道先鋒副総督府へ、継嗣として弘太郎(前藩主甥)の相続を請う。	「(戊辰三月ヨリ閏四月迄) 諸御達願伺書」(『大河内信古家記』乾、東史) 148～152丁。
		㊤	(同月付) 東海道先鋒副総督府へ、旧幕府軍掃討の際の嚮導・先鋒の命令を請う。	
			(㊤の回答) 東海道先鋒副総督府、志を評価し、請願の受理を示す。	『総房鎮撫日誌』乾(東史) 77～78丁。

3月下旬	鳥羽		(㊸の回答) 中央より、入京許可、着京後の謹慎などを命じられる。	「(丁卯十月より戊辰十月迄) 諸願伺届取調書」(『稲垣長敬家記』、東史) 10～11丁。
4月5日	延岡		藩主政挙、中央より、謹慎を命じられる。	「(丁卯十月以後) 藩事祿」(『内藤政挙家記』、東史) 9丁。
4月9日	桑名	㊸	(同日付) 津藩、中央へ、桑名藩士の守衛にかかる負担を軽減させる方策を具申する。	「(慶応三丁卯十月ヨリ同四戊辰五月マテ) 諸願伺届書面控」(『藤堂高潔家記』3、東史) 45～51・53～55丁。
4月11日	-	-	江戸開城	
4月12日	延岡		中央より、伏見戦時における政挙在国の真偽を問われる。	「(丁卯十月以後) 藩事祿」(『内藤政挙家記』、東史) 9～11丁。
4月13日	延岡		(4月12日の件/同日付) 藩主政挙、中央へ、当時の経緯及び在国の事実を説明する。	「(丁卯十月以後) 藩事祿」(『内藤政挙家記』、東史) 9～11丁。
4月13日	宮津		中央より、今回の前藩主松平宗秀の上京に関して尋問を受ける。	「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書」(『本荘宗武家記』、東史) 13～17丁。
4月14日	延岡		(4月13日の件) 藩主政挙、中央より、事の真意について再び詳細を問われる。	「(丁卯十月以後) 藩事祿」(『内藤政挙家記』、東史) 11～13丁。
4月14日	宮津	㊸	(4月13日の件) 前藩主宗秀、中央へ、藩主宗武の廃棄及び自身の復職を請う。 (㊸の回答) 中央より、前藩主宗秀の復職は却下、藩主宗武の「勤王」の意思が求められる。	「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書」(『本荘宗武家記』、東史) 13～17丁。
4月15日	延岡		(4月14日の件/同日付) 藩主政挙、中央へ、尋問内容について回答する。	「(丁卯十月以後) 藩事祿」(『内藤政挙家記』、東史) 11～13丁。
4月15日	大垣		中央、下野国梁田宿の戦功により宥免する。	「(慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十二月迄) 御達并願伺届」(『戸田氏共家記』1、東史) 90～93丁。
4月15日	高松		中央、藩主頼聡の謹慎を解除し、官位を返還する。	「私記」(『松平頼聡家記』、東史) 49～50丁。
4月25日	桑名	㊸	(同日付) 津藩、再度中央へ、桑名藩士の守衛にかかる負担を軽減させる方策を具申する。	「(慶応三丁卯十月ヨリ同四戊辰五月マテ) 諸願伺届書面控」(『藤堂高潔家記』3、東史) 53～55丁。
4月29日	鳥羽		(同日付) 中央より、鳥羽藩が各方面に提出してきた嘆願書などの写しの提出を命じられる。	「太政官達 稲垣長行宛」(『稿本』3411〈請求番号0170・5・3411〉明治元年5月10日条) 68丁。

2月	(備)松山	①	(2月付) 岡山藩へ、村方で謹慎中の末端藩士らを城外の小屋敷・長屋等に寄せ集めたい旨を請う。 (①の回答) 嘆願が許可され、藩士の大半が城下に戻る。	「松山征討始末」(『岡山県史』27、岡山県、1981年) 745～746頁、『戊辰国難之始末』(東史) 59～61丁。
			中央より、伏見戦争の帰還兵(岡山預)のうち、長官以外の返還が許可される。	『戊辰国難之始末』(東史) 57～58丁、「松山征討始末」(『岡山県史』27、前掲) 777～779頁。
3月5日	鳥羽		(㊸の回答) 中央より、第一に藩主の帰国(恭順)を要求される。	「(丁卯十月より戊辰十月迄) 諸願伺届取調書」(『稲垣長敬家記』、東史) 7丁。
3月5日	桑名		津藩(ほか尾張・膳所藩)へ、万之助の帰国許可を請う嘆願書を提出する。	『酒井孫八郎日記』(東史) 20丁。
-	高松	①	(3月付) 藩主頼聡、中央へ、入京許可に謝意し、「勤王」の実効として献金の命令を請う。	「土佐藩重臣願書 高知藩兵」(『稿本』3238(請求番号1710・5・3232)明治元年3月8日条) 39～43丁。
		㊸	(2月付) 中央へ、追討総督府の指令をもって、関東討伐の命令を請う。	
3月7日	姫路		中央、藩主酒井忠惇の官位剥奪、入京を禁止する。	「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」(『酒井忠邦家記』、東史) 20丁。
3月8日	高松		(①㊸の回答) 中央より、関東討伐の軍事編制が完了したことにより、代えて12万両献金を命じられる。	「私記」(『松平頼聡家記』、東史) 47～48丁。
-	高松		(3月8日の件) 中央へ、まず8万両を納付し、残りの4万両は来年より3ヶ年での納付許可を請う(許可)	「私記」(『松平頼聡家記』、東史) 47～48丁。
3月10日	高松		中央へ、8万両を納付する。	「私記」(『松平頼聡家記』、東史) 47～49丁。
3月18日	姫路	㊸	(同日付) 重臣、徳島藩へ、直之助(酒井忠強弟)の入京許可が得られるまで、当地で謹慎につく旨を届け出る。	「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」(『酒井忠邦家記』、東史) 20～21丁。
3月22日	姫路		重臣、中央へ、病院建設の費用として冥加米20万俵の献納を申し出る。	「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」(『酒井忠邦家記』、東史) 24～26丁。
3月24日	鳥羽	㊸	(同日付) 藩主稲垣長行、伊勢亀山藩へ、入京許可の執奏を請う。	「(丁卯十月より戊辰十月迄) 諸願伺届取調書」(『稲垣長敬家記』、東史) 8～10丁。
3月25日	姫路		(㊸の回答) 中央より、直之助の入京を拒絶され、本国への退去を命じられる。	「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」(『酒井忠邦家記』、東史) 20～28丁。
3月28日	姫路		重臣、兵庫裁判所へ、新政府より御用が下されるよう周旋を請う。	「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」(『酒井忠邦家記』、東史) 28～30丁。

1月26日	小浜	在国重臣、北陸道府へ、誓約書を提出する。	「(自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月) 御達願窺御届」(『酒井忠禄家記』、東史) 31~32丁。
1月27日	(伊)松山	藩主定昭、土佐藩へ、本件を慶喜の「妄挙」とし、扶助した罪科を認め、所領返還を申し出る。	「履歴并願伺書(久松勝成・同定昭)」(『久松定謨家記』、東史) 14~16丁。
1月28日	姫路	(同日付) 重臣、追討総督府へ、前藩主忠績の上京及び藩兵の従軍許可を請う。	「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」(『酒井忠邦家記』、東史) 13~14丁。
1月28日	桑名	東海道府、桑名藩士を尾張・津藩へ預け、城郭の管理及び統治を尾張藩へ命じる。	『酒井孫八郎日記』(東史) 15丁。
2月1日	鳥羽	(㊸の回答) 東海道府、伊勢亀山藩へ、中央の指令を受け鳥羽藩重臣の京都護送を命じる。	「(慶応三丁卯年十月より同四戊辰年十月迄) 諸御達願窺御届書之写」(『石川成徳家記』、東史) 15~16丁。
2月6日	延岡	(㊹の回答) 中央より、本件に関与した者らの謹慎及び藩主内藤政挙の上京を命じられる。	「(丁卯十月以後) 藩事禄」(『内藤政挙家記』、東史) 8~9丁。
		薩摩藩より、島津久光の檄文をもって「勤王」の要求を受ける。	「履歴禄」(『内藤政挙家記』、東史) 27~31丁。
2月7日	延岡	(2月6日の件/同日付) 藩主政挙、薩摩藩へ、誓約書(請書)を提出する。	「履歴禄」(『内藤政挙家記』、東史) 27~31丁。
2月11日	宮津	(2月付) 山陰道府より、恭順の成立により入京を許可される。	「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書」(『本莊宗武家記』、東史) 12丁。
2月15日	高松	中央より、藩主頼聡の入京が許可され、派兵による戦功をもって罪科の弁償を命じられる。	「私記」(『松平頼聡家記』、東史) 43~44丁。
		中央、土佐藩へ、高松藩への城地返還及び撤収を命じる。	
2月15日	姫路	中央へ、前藩主忠績に上京を勧めるため、関東に重臣を出向させるための許可を請う(許可)。	「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」(『酒井忠邦家記』、東史) 15~16丁。
2月22日	鳥羽 ㊺	(同日付) 中央へ、君臣の「勤王」の意思を示し宥免を請う。	「(丁卯十月より戊辰十月迄) 諸願伺届取調書」(『稲垣長敬家記』、東史) 5~7丁。
2月22日	宮津	中央、藩主松平宗武の入京を許可する。	「(宮津藩士) 沼野正道手記」(『稿本』3196/2<請求番号0170・5・3179>明治元年2月11日条) 109~110丁、「非蔵人日記」(同上) 112丁。
2月下旬	(5)	新政府、関所通行を禁止する。	「(丁卯十月ヨリ戊辰二月迄) 諸御達并願伺書」(『大河内信古家記』乾、東史) 39~40丁。

1月17日	宮津		在国重臣、山陰道府へ出頭、参謀川南東右衛門・小笠原美濃介より尋問を受ける。	「(宮津藩士) 沼野正道手記」(『稿本』3160ノ1<請求番号0170・5・3133>明治元年1月21日条) 23~27丁。
			(同日尋問結果) 山陰道府より、誓約に関する各書面の提出を命じられる。	「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書」(『本莊宗武家記』、東史) 8丁。
1月18日	延岡	㊦	(同日付) 肥後藩へ、入京禁止解除の周旋を依頼する。	「(丁卯十月以後) 藩事禄」(『内藤政挙家記』、東史) 5~7丁。
1月20日	高松		土佐藩へ、㊦を提出する。	「土佐藩重臣願書 高知藩兵」(『稿本』3157ノ2<請求番号1710・5・3127>明治元年1月20日条) 3~5丁。
		㊦	藩主頼聡、土佐藩へ、本件の責任者として家老2名を処罰した旨を提出する。	
			藩主頼聡、土佐藩へ、城地の明け渡し並びに寛典を請願する。	
1月21日	桑名		伊勢亀山藩へ、寛典の周旋を依頼する嘆願書を提出する。	『酒井孫八郎日記』(東史) 8丁。
1月22日	桑名		東海道総督より、松平万之助(藩主定敬義弟)・重臣及び帰還兵の出頭を命じられる。	『酒井孫八郎日記』(東史) 8~9丁。
1月23日	宮津		(1月17日の件) 在国重臣、山陰道府へ、誓約に関する各書面を提出する。	「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書」(『本莊宗武家記』、東史) 9~10丁。
1月23日	高松		追討総督府へ、㊦㊦を提出する。	「(高松藩主) 松平頼聡歎願書」(『稿本』3165ノ2<請求番号0710・5・3142>明治元年1月25日条) 87~88丁。
1月23日	桑名		万之助ら出頭し、東海道府より、城郭の譲渡及び「帯刀之者」の寺院退去を命じられる。	『酒井孫八郎日記』(東史) 9~11丁。
			東海道府、伊勢亀山藩へ、万之助(法泉寺幽閉)の守衛を命じる(のち膳所→三河吉田藩へ)。	
1月24日	鳥羽	㊧	(同日付) 東海道府へ、藩主の恭順及び「勤王」の意思を示し寛典を請う。	「諸願伺届取調書」(『稲垣長敬家記』、東史) 2~5丁。
1月24日	(伊)松山		藩主定昭、土佐藩問罪使へ、異心を否定する。	「(伊予松山藩主) 久松定昭答書 高知藩宛」(『稿本』3171<請求番号0710・5・3149>明治元年1月27日条) 19丁。
1月24日	姫路		(同日付) 追討総督府へ、藩主酒井忠績名義の嘆願書をもって、伏見戦争を謝罪、家名存続を請う。	「(戊辰三月ヨリ十月迄) 履歴并御達願書」(『酒井忠邦家記』、東史) 10~11丁。
1月25日	高松		(㊦㊦の回答) 追討総督府、出兵により「天朝」へ忠勤を示せば、寛大処置を下す旨を明言する。	「私記」(『松平頼聡家記』、東史) 42~43丁。

1月10日	延岡		(同日付) 京都詰重臣、薩摩藩へ、戦争の経緯報告及び「差扣」すべきか進退を問う。	「(丁卯十月以後) 藩事禄」(『内藤政挙家記』、東史) 3~4丁。
1月中旬	(伊)松山		(1月上旬~中旬頃) 藩主松平定昭、中央へ、本件への負担及び「朝廷」に対する反逆を否定、身の潔白を主張する。	「池内家記」(『予陽叢書』6<松山叢談3>予陽叢書刊行会、1936年) 470~471頁。
1月11日	(備)松山		中央、備前藩へ、討伐を命じる。	「諸御達願伺書上(自戊辰正月至戊辰十月)」(『池田章政家記』乾、東史) 21~22丁。
1月11日	高松 (伊)松山		中央、土佐藩へ、討伐を命じる。	「記」(『山内豊範家記』1、東史) 27~28丁。
1月11日	小浜		(同日付) 撤兵中の藩主酒井忠氏、山陰道府へ出頭し、誓約書を提出する。	「自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月 御達願窺御届」(『酒井忠禄家記』、東史) 22~23丁。
1月12日	延岡		(同日付) 京都詰重臣、肥後・尾張藩へ、入京禁止解除の周旋を依頼する。	「(丁卯十月以後) 藩事禄」(『内藤政挙家記』、東史) 4~5丁。
1月12日	桑名		尾張藩へ、寛典の周旋を依頼する嘆願書を提出する。	『酒井孫八郎日記』(東史) 5~6丁。
1月13日	大垣		中央より、東山道軍への所属及び先鋒を命じられる。	「(慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十二月迄) 御達并願伺届」(『戸田氏共家記』1、東史) 35~36丁。
1月13日	小浜		中央より、北陸道軍への所属及び先鋒を命じられる。	「(自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月) 御達願窺御届」(『酒井忠禄家記』、東史) 23丁。
1月15日	小浜	㊸	前藩主忠義、中央へ、帰国した藩主忠氏の処置方法を問う。	「(自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月) 御達願窺御届」(『酒井忠禄家記』、東史) 27丁。
1月16日	大垣	㊹	(同日付) 中央へ、伏見戦争に参戦した者らの処置方法を問う。	「(慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十二月迄) 御達并願伺届」(『戸田氏共家記』1、東史) 36~37丁。
1月16日	小浜		(㊸の回答) 中央より、前藩主忠義へ、藩主忠氏の身柄の管理を命じられる。	「(自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月) 御達願窺御届」(『酒井忠禄家記』、東史) 27丁。
1月17日	高松	㊺	藩主頼聡、興正寺使者へ、本件は自身の意思ではない旨、家臣への教示不行届を謝罪する旨の嘆願書を渡す。	「私記」(『松平頼聡家記』、東史) 39丁。
1月17日	大垣		(㊹の回答) 中央より、身柄は有免が成立するまで管理を命じられる。	「(慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十二月迄) 御達并願伺届」(『戸田氏共家記』1、東史) 36~37丁。

表1 官位剥奪藩・入京禁止藩の宥免をめぐる動静

月日	関連	番号	事項	出典
明治元年 1月8日	(1)		新政府、御所諸門の出入りを禁止する。	「参与役所達」(『稿本』3132<請求番号0170・5・3097>明治元年1月8日条) 77～78丁。
1月8日	大垣		(同日付) 京都詰家臣、新政府へ、途中で藩兵を撤退させた経緯の説明及び命令が下り次第再び派遣する意思がある旨を申し出る。	「(慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十二月迄) 御達并願伺届」(『戸田氏共家記』1、東史) 31丁。
			(同日付) 大垣藩小原二兵衛、新政府へ、藩主以下を誘引するための帰国許可を請う。	「(慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十二月迄) 御達并願伺届」(『戸田氏共家記』1、東史) 29～34丁。
			(同日付) 大垣藩小原二兵衛、新政府へ、藩兵の入京許可及び御用を請願する。 新政府より、藩主戸田氏共の上京を命じられる。	
1月8日	小浜		新政府より、在国中の前藩主酒井忠義へ上京が命じられる。	「(自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月) 御達願窺御届」(『酒井忠禄家記』、東史) 23丁。
1月8日	高松	㊦	(同日付) 京都詰家臣、新政府へ、本件の弁明(関与否定、家臣失態)及び藩主の上京許可を請う。 (㊦の回答) 新政府より、藩邸の差し止め及び藩主松平頼聡の嘆願書を要求される。	「高松藩京都詰家臣歎願書」(『稿本』3132<請求番号0170・5・3097>明治元年1月8日条) 156～160丁。
1月9日	桑名		新政府、東海道総督へ、桑名城の陥落を命じる。	『柳原前光輶誌』(東史) 10丁。
1月10日	(2)		新政府、官位剥奪並びに藩邸没収・藩兵を追放する。	「御沙汰書」(『稿本』3136<請求番号0170・5・3102>明治元年1月10日条) 10～13丁。
1月10日	(3)		新政府、入京を禁止する。	「御沙汰書」(『稿本』3136<請求番号0170・5・3102>明治元年1月10日条) 14丁。
1月10日	(4)		征討府、薩摩・安芸・長州・因幡・土佐・津藩へ、討伐を命じる。	「征討大將軍府達 鹿児島以下六藩宛」(『稿本』3137<請求番号0170・5・3103>明治元年1月10日条) 76～77丁。
1月10日	大垣		(同日付) 新政府へ、上京の請書を提出する。	「(慶応三年丁卯十月ヨリ明治元年戊辰十二月迄) 御達并願伺届」(『戸田氏共家記』1、東史) 35丁。
1月10日	宮津		(同日付) 征討府より、「宮津」に対し出頭を命じられる。	「(丁卯十月ヨリ戊辰十月中迄) 諸御達書并願伺書」(『本莊宗武家記』、東史) 6丁。

	頁	行	誤	正
第1部	9		28 小笠原長国	小笠原長行
第1部	10		8 奥羽鎮撫総督	仙台藩
第1部	11		8 こと共に	ことと共に
第1部	15		16 「東昭公ノ切徳」	「東昭公ノ功德」
第1部	18		4 (重役を	(→重役を
第1部	22		15 益愚弄奉るの甚舖	益愚弄奉る之甚舖
第1部	23	12~19	「此度、御追討使御差向可被為在哉之趣、遙に奉承知、誠以驚入奉恐入候次第二御座候、右は全臣慶喜一身之束(不束)より生候儀二而天怒に触候段一言之可申上様無御座次第に付、此上何様之御沙汰御座候共、聊無遺憾奉畏候所存に而東叡山へ謹慎罷在候、(中略)、幣国之儀は四方之士民輻湊之土地に而御座候へは多人数中には万一心得違之者無之とも難申、右辺より恭順之意を不相弁不慮之儀等有之節は猶更奉恐入候而已ならず億万之生靈塗炭之苦を蒙候様に而は実以不忍次第二付、何卒官軍御指向之儀は暫時御猶予被成下、臣慶喜之一身を被罰、無罪之生民塗炭を免れ候様仕度、臣慶喜今日之懇願此事二御座候」	「此度、御追討使御差向可被為在哉之趣、遙に奉承知、誠二以驚入奉恐入候次第二御座候、右者全臣慶喜一身之不束より生候儀二而天怒二触候段一言之可申上様も無御座次第二付、此上何様之御沙汰御座候共、聊無遺憾奉畏候所存二而東叡山へ謹慎罷在候、(中略)、弊国之儀八四方之士民輻湊之土地二も御座候得者多人数中二八万一心得違之者無之とも難申、右辺より恭順之意を不相弁不慮之儀等有之節八猶更奉恐入候而已ならず億万之生靈塗炭之苦を蒙候様二而八実以不忍次第二付、何卒官軍御指向之儀八暫時御猶予被成下、臣慶喜之一身を被罰、無罪之生民塗炭を免れ候様仕度、臣慶喜今日之懇願此事二御座候」
第1部	24	1~10	「徳川慶喜謝罪状指上候上は此段速に天下へ御布告有之、早々諸道之追討使并諸藩之進運を阻め養生之塗炭を被為救候儀、今日之大御急務と奉存候、此儀一日相後候へは、天下一日之勞費難算数名状儀と奉存候、抑冀くは今日大惣督之御進発を被止候は、是亦生民之安堵如何計に有之御座候哉無上之御仁政と奉存候、外国之御交際におみて八昨夕已に御決定に而御安心之御儀と相成候得は今日は内国におみて差向儀、大議を建立仕候幸に今日諸侯も参集之儀候得は、右止兵之大令を発せられ好生之御仁恵を天下諸侯之民心へ洽くせられ御一新之御折柄、是迄凶器を動かせられ候は実以不被為得止之御趣意たる事を御諭告御座候は、騒然たる人心一定二歸し沛然たる御徳澤皇国に充溢仕万世至公之御新政を奉感戴伝凶為吉之好機会と奉存候得は当職に於而至大至願奉存候、早急之御評議被為存様仕度」	「徳川慶喜謝罪状指上候上八此段速二天下へ御布告有之、早々諸道之追討使并諸藩之進運を阻め養生之塗炭を被為救候義、今日之大御急務と奉存候、此儀一日相後候得八、天下一日之勞費難算数名状儀と奉存候、抑冀く八今日大惣督之御進発を被止候八、是亦生民之安堵如何計二可有御座哉無上之御仁政と奉存候、外国之御交際二おみて八昨夕已に御決定二而御安心之御儀と相成候へ八今日者内国二おみて差向候大義を建言仕候幸二今日諸侯も参集之儀候得八、右止兵之大令を被発好生之御仁恵を天下諸侯之民心二洽くせられ御一新之御折柄、是迄凶器を被為動候八実二不被為得止之御趣意たる事を御諭告御座候八、騒然たる人心一定二歸し沛然たる御徳澤皇国に充溢仕万世至公之御新政を奉感戴伝凶為吉之好機会と奉存候得者当職二おみて至大至願奉存候、早急之御評議被為存様仕度」
第1部	24	13~14	御座候、抑於慶喜八実	御座候、抑於慶喜八実二
第1部	24		28 儀八難被聞召筋二付、宜ク其順序ヲ以執奏之候ハ、	儀者難被聞召筋二付、宜ク其順序を以執奏有之候
第1部	27	6~7	徳川慶喜并家来共歎願書三通被致伝達及披露候処、右ハ早速朝廷へ御差出可有之、乍去今度先鋒惣督之勅命を蒙り御発向二付	徳川慶喜並家来共歎願書三通被致伝達及披露候処、右は早速朝廷へ御差出可有之、乍去今度先鋒総督之勅命を蒙り御発向に付
第1部	27		17 「寛典之御処置」	「寛典之御所置」
第1部	27		19 「妄拳を助け候者共」	「妄拳を助け候者共」
第1部	28		24 相立ト	相立ツト
第1部	29		1 「勤王之志業」	「勤王之業」
第1部	31		7 「寛大之処置」	「寛大之所置」
第1部	32	10~12	或は禁錮等被仰付君上之御素意相立勤王純一之御藩と相成候様可被計候、(中略) 万々一異論者多分二有之、難制勢二候ハ、朝廷江御自訴か、又は	或者禁錮等被仰付君上之御素意相立勤王純一之御藩と相成候様可被計候、(中略)、万々一異論之者多分二有之、難制勢二候ハ、朝廷江御自訴か、又者
第1部	32		22 「寛典之御処置」	「寛典之御所置」
第1部	33	16~18	「戦争先鋒勉勵仕度其志願有之候共、其費用不弁一日々々因遁打過候とも更二実効相立之日途無之、実二不得心次第を以て其重臣共其罪難逃連死を遂ケ右近将監勤王之素志段を表し国情切迫之事情撤上候様	「先鋒勉勵仕度其志願有之候共、其費用不弁一日々々因遁打過候共更二実効相立之日途無之、実二不得心次第ヲ以其重臣共其罪難逃連死ヲ遂ケ右近将監勤王之素志無二念ヲ表シ国情切迫之事情撤上候様
第1部	35		21 撤退し、	撤退することになり、
第1部	40		4 如主ハ	如主ヲ
第1部	40		6 「御処置」	「御所置」
第1部	43		24 備前藩に対しては、	備前藩より新政府へ、

第1部	45	2~3	同一五日付で前藩主松平勝成より新政府に対しては、	同一五日付前藩主松平勝成より
第1部	45	10	「討伐」	「追討」
第1部	50	24	嘆願書（閏四月一三日付）	嘆願書
第1部	56	29	「本録安堵」	「本録安堵」（ママ）
第1部	60	16	出候事と、	出候事（括弧引用者）と、
第1部	63	11	「出格御寛典」	「出格之御寛典」
第1部	64	2	静出	提出
第1部	64	4	「差控」	「差扣」
第1部	65	8	「差控」	「差扣」
第1部	66	15	「出格御寛典」適用して「出格御寛典」	「出格御寛典」
第1部	67	5	「出格之寛典」	「出格之御寛典」
第1部	70	註8	「会津藩庁記録 在藩重臣宛」	「会津藩庁記録五 在藩重臣宛」
第1部	70	註25	七九七頁、	七九七頁。
第1部	71	註26	『東山道先鋒総督府叢紙』	『東山道総督府叢紙』
第1部	71	註30	「徳川慶喜書簡 松平慶永宛」	「徳川慶喜書翰 松平慶永宛」
第1部	71	註31	「徳川慶喜勅諭」	「徳川慶喜直諭」
第1部	71	註33	「前橋藩庁記録」	「前橋藩庁記録（原頼慶成四年御記録）」
第1部	71	註37・38・87・ 102・104・105・ 163・164・175	『岩倉公実記』中	『岩倉公実記』下
第1部	71	註38	『戊辰日記』	『戊辰日記（明治元年正月）』一
第1部	71	註40	『神山郡廉日記』	『（土佐藩士）神山郡廉日記』
第1部	72	註50	「諸願伺届取調書」	「（丁卯十月より戊辰十月迄）諸願伺届取調書」
第1部	72	註62	「自慶成三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月 御達願書御届」	「（自慶成三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月）御達願書御届」
第1部	72	註65	『神山郡廉日記』	『（土佐藩士）神山郡廉日記』
第1部	73	註80	三二二三	三二二三ノ二
第1部	74	註122	三八～四四丁	三七～四三丁
第1部	74	註125	四七～四八丁。	四六～四七丁。
第1部	74	註126	五五～五六丁。	五四～五六丁。
第1部	74	註139	一五八丁。	一五五～一五八丁。
第1部	74	註145・146	履歴并御達願書	御達願伺并履歴
第1部	74	註145	二〇丁	一九丁
第1部	74	註146	二〇～二八丁。	一九～二七丁。
第1部	75	註147	『姫路城史』下（前掲）九三頁。	『新訂姫路城史』下（臨川書店、一九九四年、昭和二十七年の復刻版）九三頁。
第1部	75	註148	『旧津藩近世事蹟』	『旧津藩近世事蹟』九
第1部	75	註149・152・153	『東山道先鋒総督府叢紙』	『東山道総督府叢紙』七
第1部	75	註156	「御達書願伺御届書」（『徳川慶頼家記』、東史）	「（戊辰年中）御達書願伺御届書」（『徳川慶頼家記』中）
第1部	75	註164	「大御眼目之ニヶ条」	「大御眼目ノニヶ条」
第1部	75	註170	「御沙汰書 扨躍ノ公卿諸官及諸侯宛」	「御沙汰書 扨躍ノ公卿諸侯及諸官宛」
第1部	76	註182	（従丁卯至戊辰十月）	（従丁卯十月至戊辰十月）
第1部	76	註192	一一〇丁。	一一九丁。
第1部	76	註197	六六～六七丁。	二八丁。
第1部	76	註199	四八丁。	二一～二二丁。
第1部	76	註201	二〇〇〇年、	二〇〇〇年）
第1部	76	註203～210	「（戊辰三月ヨリ十月迄）履歴并御達願書」	「（戊辰三月ヨリ十月迄）御達願伺并履歴」
第1部	76	註203	四三～四四丁。	四二～四三丁。
第1部	76	註204	四六～四七丁。	四五～四六丁。
第1部	76	註205	五一～五六丁。	五〇～五五丁。
第1部	76	註206	五六～五七丁。	五五～五六丁。
第1部	76	註207	五七～六〇丁。	五六～五九丁。
第1部	76	註208	六三～六六丁。	六二～六五丁。
第1部	76	註209	七〇～七一丁。	六九～七〇丁。
第1部	76	註210	七六～七八丁。	七五～七七丁。
第1部	77	註212	九三～九四丁。	九四～九五丁。
第1部	77	註213	六三～六四丁。	六三丁。
第1部	77	註218	『熾仁親王日記』（高松宮家、一九三五年）一一八頁	『熾仁親王日記』一（高松宮家、一九三五年）一一六頁
第1部	77	註218	「諸御達願伺書」（『大河内正質家記』、東史）七～八丁。	「（丁卯十月より戊辰十二月迄）諸御達願伺届書」（『大河内正質家記』、東史）七～八丁、「行政官達 大河内正質宛」（『稿本』三七四九<請求番号〇一七〇・五・三七二四> 明治元年十月二三日条）四三丁。
第1部	77	註225	二四丁、	二四～二五丁、
第1部	77	註228	（東史）	（前掲）

第1部	78	註253	『木戸孝允日記』（私家版、一九三三年）一四七～一四八頁	『木戸孝允日記』（私家版、一九三三年）四七～四八頁
第1部	78	註262	三三～三四丁。	三四～三五丁。
第1部	79	註271	「（丁卯十月朔戊辰十月迄）履歴」（『大給恒家記』、東史）一二～一三丁。	「慶応三丁卯年十月朔明治元年戊辰十月迄 諸御達書」（『大給恒家記』、東史）五〇～五一丁。
第1部	79	註290・292・293	（慶応四戊辰辰年從三月）	（慶応四戊辰辰年從三月）
第1部	80	註305	一九・二九丁。	一九・二二丁。
第1部	80	註310	五～六丁。	六～九丁。
第1部	80	註311	六～九丁。	九～一〇丁。
第1部	80	註312	三～五丁。	三～四丁。
第2部	81	22行	征討大総督府	東征大総督府
第2部	82	7行	九州総督	九州鎮撫総督
第2部	83	4～5行	「外夷一条」	「外夷一条」
第2部	83	14行	「御変革御一新」	「御一新御変革」
第2部	94	23行	がければ	がなければ
第2部	107	19行	「関東平定討入」	「関東御平定」
第2部	109	10・29行	幣藩	幣藩
第2部	111	19行	其他	其他
第2部	117	9行	園部・柏原・山家・峰山	園部・柏原・山家・峰山藩
第2部	118	13行	姫路・高松・伊予松山の陥落	姫路・高松・伊予松山の三藩の陥落
第2部	125	註5	慶応三年一月十八日条	慶応三年一月一八日条
第2部	125	註6・115	『岩倉公実記』中	『岩倉公実記』下
第2部	125	註8	八四～九〇丁。	一五七～一六一丁。
第2部	125	註12	「在府老中達 帝鑑間席」	「在府老中達 帝鑑間席宛」
第2部	125	註13	「在府老中達 雁間席」「在府老中達 菊間縁頼詰」	「在府老中達 雁間詰宛」「在府老中達 菊間縁頼詰」
第2部	125	註15	（丁卯十月朔至十二月）御達願御届」（『酒井忠禄家記』、東史）一二丁。	「（自慶応三年丁卯十月至明治元年戊辰十一月）御達願御届」（『酒井忠禄家記』、東史）二〇丁。
第2部	125	註16	（『稿本』三一三五〈請求番号〇一七〇・五・三一〇	（『稿本』三一三六〈請求番号〇一七〇・五・三一
第2部	125	註17	明治元年一月七日条）。	明治元年一月七日条）七六～七七丁。
第2部	125	註20	三～一一八丁。	一～一一八丁。
第2部	125	註21・22・24・56・57	慶応四年	明治元年
第2部	125	註37	履歴事蹟調書	履歴事蹟調書
第2部	125	註37	「戊辰三月より同年十月迄之記録」（『徳川義直家記』一 東史）八五～八六丁。	「（戊辰三月より同年十月迄之記録）、『徳川義直家記』一 東史 八五～八六丁）
第2部	126	註49	「（自慶応元乙丑至明治四辛未）私記」（『松平頼聡家記』 東史）四三～四四丁。	「土佐藩政録」四（東史）一六丁。
第2部	126	註54	六四～六六丁	六六～六七丁
第2部	127	註58	九三丁。	九八丁。
第2部	127	註61	『桑名藩家老酒井孫八郎日記』	『（桑名藩家老）酒井孫八郎日記』
第2部	127	註68	二七丁。	二一～二七丁。
第2部	127	註76	八七丁。	八六丁。
第2部	128	註90	「從丁卯十月戊辰十月迄」	「（從丁卯十月戊辰十月迄）履歴書」
第2部	128	註91	五～六丁。	五～一〇丁。
第2部	128	註95・96	「御達願写」	「（自慶応四年戊辰二月、同年十月迄之内）御達願写」
第2部	128	註114	六～七丁。	四～七丁。
第2部	129	註117	一〇八～一〇九丁。	一一八～一一九丁。
第2部	129	註126	（自丁卯十月戊辰中）	（自丁卯十月戊辰月中旬）
第2部	129	註127	「從丁卯年十月至戊辰年十月 諸御達願伺取調書」	「（從丁卯年十月至戊辰年十月）諸御達願伺取調
第2部	129	註127	「記録 自丁卯十月至戊辰十月」	「記録（自丁卯十月至戊辰十月）」
第2部	129	註134	明治元年一月一七日条	明治元年二月七日条
第2部	130	註140	一一九丁。	一二〇丁。
第2部	130	註148	「慶応三丁卯年十月朔十二月迄御達」	「慶応四戊辰正月朔同十月迄御達願御届」
第2部	131	註167・168	『長州藩伏見戦闘記』	『長州藩伏見戦闘記』、東史
第2部	131	註168	「從丁卯十月至戊辰三月 勅書并御沙汰書願伺等之写」	「（從丁卯十月至戊辰三月）勅書并御沙汰書願伺等之写」
第2部	131	註169	「萩原汎愛日記」	『萩原汎愛日記』
第2部	131	註179	「諸御達願伺届并履歴書」	「（慶応三年丁卯十月朔明治元年戊辰十月迄）諸御達願伺届并履歴書」